

筑波大学博士（学術）学位請求論文

中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係

王 冰

2013年度

【目次】

| | |
|--|----|
| 序章 問題の所在と研究対象 | 1 |
| 第1節 問題の所在..... | 1 |
| 第2節 研究対象 | 4 |
| 第1項 中国メディアの「世論監督」機能 | 4 |
| 第2項 『南方週末』と『南方都市報』 | 6 |
| 第3節 中国新聞の発展状況及び『南方週末』と『南方都市報』の位置づけ | 12 |
| 第1項 中国新聞の発展状況..... | 12 |
| 第2項 『南方週末』と『南方都市報』の位置づけ | 13 |
| 第4節 本論文の章構成 | 16 |
| | |
| 第1章 本論文の分析枠組と分析手法..... | 18 |
| はじめに..... | 18 |
| 第1節 中国メディア研究の分析枠組の問題点..... | 18 |
| 第1項 「ソビエト共産主義理論」の限界性..... | 18 |
| 第2項 「自由主義理論」の問題点..... | 21 |
| 第3項 「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」の問題点..... | 21 |
| 第4項 「国家・市場・社会とメディアの相互関係的アプローチ」の限界性..... | 23 |
| 第2節 本論文の分析枠組..... | 25 |
| 第1項 本論文の理論的枠組み | 25 |
| 第2項 本論文の分析枠組 | 27 |
| 第3節 本論文の分析手法..... | 29 |
| 第1項 新聞記事の内容分析..... | 29 |
| 第2項 アンケート及び聞き取り調査..... | 33 |
| 第3項 文献分析..... | 34 |
| | |
| 第2章 中国共産党認識下のメディアの「世論監督」機能..... | 35 |
| はじめに..... | 35 |
| 第1節 党によるメディアの「世論監督」機能の導入 | 37 |
| 第1項 党のメディアの「人民の喉と舌」論の意味 | 37 |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|----|
| 第2項 | 党によるメディアの「世論監督」機能の導入..... | 39 |
| 第2節 | 党のメディアの「世論監督」機能に対する許容範囲 | 41 |
| 第1項 | 党に対するメディアの「世論監督」機能..... | 41 |
| 第2項 | 社会不正に対するメディアの「世論監督」機能..... | 46 |
| 第3節 | 党のメディアの「世論監督」機能に対する許容範囲の限界..... | 47 |
| 第1項 | プラス宣伝を主とする方針のよとのメディアの「世論監督」機能 | 48 |
| 第2項 | 正しい世論方向誘導堅持のよとのメディアの「世論監督」機能..... | 51 |
| 第3項 | 民衆による監視への強調..... | 55 |
| 第4項 | 党の統治能力向上の手段としてのメディアの「世論監督」機能..... | 56 |
| 第4節 | 党の認識下のメディアの「世論監督」機能..... | 57 |
| 第3章 | 中国メディアの実践における「世論監督」機能 | 59 |
| はじめに..... | | 59 |
| 第1節 | メディアの単一の政治宣伝機能の打破期における「世論監督」機能 | 60 |
| 第1項 | 党機関紙の「世論監督」版の発行 | 60 |
| 第2項 | 党の報道「禁区」の打破..... | 62 |
| 第3項 | ジャーナリストのプロフェッショナル意識の目覚め..... | 65 |
| 第2節 | メディアの政治宣伝機能の衰退期における「世論監督」機能..... | 66 |
| 第1項 | 「都市報」の「世論監督」機能..... | 66 |
| 第2項 | 調査報道ブーム..... | 68 |
| 第3項 | メディアの自主監視の向上..... | 70 |
| 第3節 | メディアの政治宣伝機能の脱去期における「世論監督」機能..... | 72 |
| 第1項 | 「民生ニュース」の「世論監督」機能 | 73 |
| 第2項 | 「民生ニュース」の「世論監督」機能の公共性..... | 75 |
| 第4節 | ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への認識及び日常実践..... | 77 |
| 第1項 | 調査概要及びジャーナリストの基本状況..... | 77 |
| 第2項 | メディアの「世論監督」機能に対するジャーナリストの認識..... | 78 |
| 第3項 | ジャーナリストの「世論監督」機能の日常実践..... | 83 |
| 第4項 | ジャーナリストの「世論監督」機能の日常実践における党への挑戦..... | 89 |
| 第5節 | 中国メディアの実践における「世論監督」機能..... | 92 |

| | |
|---|-----|
| 第4章 党に対するメディアの「世論監督」機能の実践—『南方週末』を事例に..... | 95 |
| はじめに..... | 95 |
| 第1節 記事の抽出及び分析手法..... | 97 |
| 第1項 記事の抽出方法..... | 98 |
| 第2項 コーディング作業..... | 98 |
| 第2節 党に対するメディアの「世論監督」機能の実施..... | 104 |
| 第1項 プラス宣伝を主とする方針に対するメディアの抵抗..... | 104 |
| 第2項 党に対するメディアの「世論監督」機能の実施..... | 106 |
| 第3項 小括..... | 115 |
| 第3節 党に対するメディアの「世論監督」機能実施の戦術..... | 115 |
| 第1項 党に関する改善意見の提示..... | 115 |
| 第2項 党発行資料の引用..... | 118 |
| 第3項 小括..... | 120 |
| 第4節 メディアの「世論監督」機能の実態及び限界..... | 121 |
| | |
| 第5章 突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実践—『南方都市報』の炭鉱 事故報道を事例に..... | 124 |
| はじめに..... | 124 |
| 第1節 新聞の選択、記事の抽出及びコーディング作業..... | 126 |
| 第1項 新聞の選択..... | 126 |
| 第2項 記事の抽出方法..... | 127 |
| 第3項 コーディング作業..... | 128 |
| 第2節 党の突発的事件報道方針に対するメディアの「世論監督」機能実践の抵抗.. | 132 |
| 第1項 記事の提示程度による党への抵抗..... | 132 |
| 第2項 記事の提示内容による党への抵抗..... | 133 |
| 第3項 記事の提示方法による党への抵抗..... | 135 |
| 第4項 小括..... | 139 |
| 第3節 党の突発的事件報道方針に対するメディアの「世論監督」機能の実施戦術.. | 140 |
| 第1項 「専門家・読者の評論」による「世論監督」機能の実施..... | 140 |
| 第2項 「調和のとれた社会」的価値の提示..... | 144 |
| 第3項 小括..... | 147 |

| | |
|--|-----|
| 第4節 突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実践実態及び限界..... | 148 |
| 第6章 中国メディア研究への視座提言 | 151 |
| 第1節 本論文の結論 | 151 |
| 第1項 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係..... | 151 |
| 第2項 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力メカニズム | 155 |
| 第2節 中国メディア研究への視座提言..... | 156 |
| 付録資料一覧 | 158 |
| 参考文献 | 237 |

【図・表目次】

図目次

| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 序-1 | 中国メディアシステムにおける『南方週末』と『南方都市報』の立ち位置 | 7 |
| 序-2 | 『南方日報』グループの組織図 | 10 |
| 1-1 | 社会的実践としての「言説」の構成図 | 26 |
| 1-2 | 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係図 | 27 |
| 1-3 | 本論文の分析枠組：「党の認識層－メディア実践層－衝突層」3層構造 | 28 |
| 1-4 | NVIVOにおける『南方週末』記事のコーディング作業 | 32 |
| 1-5 | NVIVOにおける『南方都市報』記事のコーディング作業 | 33 |
| 4-1 | 『南方週末』の記事数の年別推移 | 106 |
| 4-2 | 「党政幹部」に対する『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移 | 108 |
| 4-3 | 「党政幹部の不正」に対する『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移 | 109 |
| 4-4 | 改善意見提示のある『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移 | 116 |

表目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 序-1 | 『南方週末』と『南方都市報』の発行部数年別推移 | 8 |
| 序-2 | 中国新聞の年別発行情報 | 13 |
| 序-3 | 中国新聞の1号あたりの発行部数のトップ8 | 14 |
| 序-4 | 各地の新聞発行種類のトップ5 | 15 |
| 1-1 | 新聞記事内容分析のカテゴリー及びコード一覧 | 29 |
| 3-1 | ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度 | 79 |
| 3-2 | 以下の対象をどの程度監視する必要があるのか | 80 |
| 3-3 | 以下の対象を実際にどの程度監視しているのか | 81 |
| 3-4 | 何で記者この職業を選択したのか | 82 |
| 3-5 | メディアの「世論監督」機能への重視度と記者になった動機との分布図 | 83 |
| 3-6 | メディアの「世論監督」機能への重視度とニュース情報源の分布図 | 84 |
| 3-7 | メディアの「世論監督」機能への重視度と日常取材活動の分布図 | 86 |

| | | |
|------|---|-----|
| 3-8 | メディアの「世論監督」機能への重視度と代弁身分の分布図 | 87 |
| 3-9 | メディアの「世論監督」機能への重視度と党の禁令への態度の分布図 | 88 |
| 3-10 | メディアの「世論監督」機能への重視度と突発的事件報道意識の分布図 | 89 |
| 4-1 | 『南方週末』の年別の第1面トップ記事数 | 98 |
| 4-2 | メディアの「世論監督」機能の実態を計測するコード一覧 | 101 |
| 4-3 | 『南方週末』の記事の分類 | 105 |
| 4-4 | 『南方週末』の「世論監督」機能の実施対象 | 107 |
| 4-5 | 『南方週末』の「世論監督」機能の実施内容 | 108 |
| 4-6 | 『南方週末』の「世論監督」記事における実施主体 | 110 |
| 4-7 | 実施対象・実施内容と実施主体の分布図 | 110 |
| 4-8 | 『南方週末』の「世論監督」記事における批判意見代弁の身分 | 111 |
| 4-9 | 実施対象・実施内容と批判意見代弁の身分の分布図 | 112 |
| 4-10 | 『南方週末』の「世論監督」記事ソース | 112 |
| 4-11 | 実施対象・実施内容と記事ソースの分布図 | 113 |
| 4-12 | 『南方週末』の「世論監督」記事における不正発生原因への指摘 | 114 |
| 4-13 | 実施対象・実施内容と不正発生原因提示の分布図 | 114 |
| 4-14 | 『南方週末』の「世論監督」記事における改善意見の提示 | 117 |
| 4-15 | 実施対象・実施内容と改善意見提示の分布図 | 118 |
| 4-16 | 『南方週末』の「世論監督」記事における引用資料 | 119 |
| 4-17 | 実施対象・実施内容と引用資料の分布図 | 120 |
| 4-18 | 批判実施の手段と党政幹部の行政職位の分布図 | 122 |
| 5-1 | 『南方都市報』の年別の炭鉱事故関連記事数 | 128 |
| 5-2 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事内容の分類コード | 130 |
| 5-3 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事提示方法の分類コード | 131 |
| 5-4 | 「調和のとれた社会」的価値提示の分類コード | 132 |
| 5-5 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事別の分類 | 133 |
| 5-6 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事内容の分類 | 134 |
| 5-7 | 「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事の年別推移 | 135 |
| 5-8 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事位置の分類 | 135 |
| 5-9 | 記事のカテゴリーと記事位置の分布図 | 136 |

| | | |
|------|--|-----|
| 5-10 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事サイズの分類 | 137 |
| 5-11 | 記事のカテゴリーと記事サイズの分布図 | 137 |
| 5-12 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事体裁の分類 | 138 |
| 5-13 | 記事カテゴリーと記事体裁の分布図 | 139 |
| 5-14 | 「評論記事」の分類状況 | 141 |
| 5-15 | 記事のカテゴリーと「評論記事」の分布図 | 141 |
| 5-16 | 「評論記事」と「世論監督」記事内容の分布図 | 144 |
| 5-17 | 『南方都市報』の炭鉱事故記事における「調和のとれた社会」的価値の提示 ... | 145 |
| 5-18 | 記事のカテゴリーと「調和のとれた社会」的価値の分布図 | 146 |
| 5-19 | 「調和のとれた社会」的価値と「世論監督」記事内容の分布図 | 147 |
| 5-20 | 『南方都市報』の広東省内の炭鉱事故記事の分類 | 150 |

【本論文の用語に関する意味の説明】

- 1 中国メディアの「世論監督」機能は、中国共産党が提起した言葉である。本論文はメディアが党及び社会の不正に対して批判・チェック機能を果たすものであると定義付ける。一般的な言葉で表現すると、すなわちメディアの監視機能である。しかし、自由民主主義国家のメディアの「番犬」機能とは異なるものである。
- 2 メディア実践はメディア研究の中の専門用語である。メディア実践に注目する研究動向は主に2つがある。1つはメディア実践をニュース生産過程として理解する動向である。もう1つはメディアの言説に注目し、それを社会的実践として捉える動向である。本論文は後者に同調し、メディアの実践を考察するために、主にメディアの言説に注目する。
- 3 「交渉」(Negotiation) は、本論文では中国メディア言説の中の権力関係の一形態を表現するものである。具体的に、メディアの「世論監督」機能を担う対抗的言説は自身の政治的正当性を獲得するために、メディアの党のイデオロギー宣伝機能を担う支配的言説に対して、戦術を使用するプロセスである。結果としては、支配側と対抗側はコンセンサスに達する。

序章 問題の所在及び研究対象

第1節 問題の所在

中国メディア業界は1978年の改革開放政策の実施に伴い、「事業型単位、企業型管理」¹（政府の行政機関でありながら、企業経営の方法を導入する）との二元体制の導入を機に、経済改革期を迎えた。この時期において中国メディアは、様々な経済改革の試みを実践してきた。1979年1月、『天津日報』は文化大革命終結後、全国初の広告の掲載を行った。これをきっかけに、中国メディア業界は広告掲載の大きな発展期を迎えた。続いて1985年1月、『洛陽日報』は旧来の「郵発合一」²との郵便局による独占販売体制を打破し、街頭販売スタンドの設置などの自主販売を始めた。さらに1980年代半ば以降、メディア業界では多角経営ブームを迎え、多くのメディア社は経済収入を拡大するために、飲食業や印刷業、不動産業、ホテル経営などの多様な経営活動に取り組んだ。1990年代に入ると、メディア社の集団化・グループ化との改革実践はメディア産業の更なる発展を促した。

以上のようなメディアの経済改革は、メディアによる従来の単なる共産党のイデオロギー宣伝機能の脱皮を促進していると同時に、メディア実践（Media Practice）³では党からの自立性の向上をもたらしている。1982年に「情報」という概念の導入により、メディア本来の情報伝達機能が回復し始めた。また1980年代初め、メディアの社会サービス及び娯楽情報提供機能を重視する「夕刊紙」、「週末紙」創刊ブームが生じた。1987年にメディア

¹ 1979年4月、国家財政部は『人民日報』をはじめとする中央レベルの8新聞社の「事業型単位、企業型経営」との改革要求を認め、「新聞社の企業基金の試行実施方法に関して」との通達を下した。具体的に新聞社が依然として党の宣伝機関でありながら、経営面において企業のような経営方法を実行できると規定された。これにより中国メディアの経済改革は本格的に始まった。

² 1978年以前の計画経済体制の下では、中国の新聞や雑誌の販売はすべて郵便局によって統一的に代行された。これは「郵発合一」体制と呼ばれている。この体制により全国の新聞社は新聞の販売や配達を郵便局に委託し、さらに郵便局によって新聞と郵便物と一緒に配達するとの全国統一システムが作り上げられた。しかしこの体制には、郵便が滞る日に新聞が読者の手元に届かないとか、高いコストなどの様々な弊害が見られる。

³ メディア実践はメディア研究の中の専門用語である。メディア実践に注目する研究動向は主に2つがある。1つはメディア実践をニュース生産過程として理解する動向である

（Tuchman,1980; Pan,1997; 陸, 2003）。もう1つはメディア言説に注目し、それを社会的実践として捉える動向である（Van Dijk,1988;Fairclough, 1995）。

本論文はメディアの実践を考察するために、主にメディア言説に注目し、それを社会的実践として捉える。そのため、本論文は新聞記事の内容分析手法を主な分析手法とする。

の新しい機能としての「世論監督」機能が登場した。他方、メディア実践において党のイデオロギー宣伝本位から読者の趣味本位への報道理念の変化が見られた。1980年代より各読者層を狙う「青年紙」、「老人紙」、「農民紙」、「工人（労働者）紙」、「学生紙」、また読者の趣味に合わせる「スポーツ紙」、「経済紙」、「教育紙」、「文学芸術紙」、「書物情報紙」などの新聞が相次いで創刊された。

中でも最も目立っているのは、党のイデオロギー宣伝からの高い自立性を持つメディアの「世論監督」機能⁴の実践である。本論文ではメディアの「世論監督」機能は、メディアが党及び社会の不正に対して批判・チェック機能を果たすものであると定義づける⁵とともに、メディアの「世論監督」機能の実践は、メディアによる党のイデオロギー宣伝機能の持つ正統性に抵抗しているものであると理解する。たとえば、中国メディアの「世論監督」機能の実践において最も影響力を持つ新聞、『南方週末』が1996年に「正義、人間愛、良心を訴え、真実、信憑性の追求を堅持する」という社是をあげて以来、同紙の報道理念は、党のイデオロギー宣伝道具的機能を志向するのではなく、不正の払拭と正義の発揚を担うための社会弱者の代弁を志向している⁶。他方、メディアの実践としての「世論監督」機能は党のイデオロギー宣伝に無謀に抵抗しているわけではなく、党に対して様々な交渉（Negotiation）を行い、政治的正当性の獲得を図ろうとする戦術を活用している。中でもジャーナリストが最も使っているのは、①災害報道の中の党の報道「禁区」⁷を突破する、

4 中国メディアの「世論監督」機能（Media's Supervision by Public Opinion Function）は自由民主主義国家のメディアの政府への「番犬」機能（Watchdog Role）と似ているものの、完全に同様なものとは言えない。その実践は依然として中国共産党に統制されているため、完全に自由に行われているわけではない。そのため、中国メディアの「世論監督」機能は一部の研究者に「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない（中国語原文：只打蒼蠅不打老虎）」と揶揄されている。

5 メディアの「世論監督」機能の定義をめぐる論争は中国メディア研究でいまだに続いている。主にその実施主体が民衆かメディアかをめぐり、メディアの「世論監督」機能は一体民衆による監視機能かメディアによる監視機能かとの論争である。中では共産党の見解に同調する研究者はメディアの「世論監督」機能は民衆がメディアを通じて党と社会の不正に対して監視を行うものであると主張している（王・魏、2000）。一方、それに同調しない研究はメディアの「世論監督」機能はメディア自身が党と社会の不正に対して監視を行うものであると主張している（丁、1999；楊、2001）。本論文は後者の見解を支持するものである。

6 『南方週末』の1999年1月1日付きの記事・新年祝辞の中で、「冤罪を着せられ、無力な弱者に直面した際こそ、また横行跋扈している悪人に直面した際こそ、さらに人々の一生に十分な悪影響を与えた社会の不正に直面した際こそ、われわれは正義を守るために、どれだけの代償と勇気が必要なのかということを理解できるのである」と正義を守るための社会弱者の代弁志向理念があげられた。

7 中国メディア報道において様々な「禁区」と呼ばれる報道のタブーがたくさんある。例を

②党のイデオロギーが比較的薄い経済や娯楽などの分野における従来の報道のやり方を変える、③紙面拡大の手段を通じて党のイデオロギー宣伝以外の内容に報道空間を提供する、④ニュースの中で記者自身の観点を巧みに交える、という4つの戦術である(He,2000)。

一方、党は中国メディアの「世論監督」機能を認めているものの、その実践を依然としてコントロールしようとしている。1987年に開催された党の第13回全国代表大会(以下では大会と略す)で党指導部が初めてメディアの「世論監督」機能を提起して以来、党は第14回、15回、16回及び17回大会でも同機能を提唱し続けてきた。中でも2004年2月に党中央が公布した「中国共産党党内監視条例(試行)」の中でメディアの「世論監督」機能を党内監視制度の1つとして導入したことは⁸、党が同機能をより一層重要視していることを示唆した。しかしながら、党は終始メディアによる党のイデオロギー宣伝機能の正統性を堅持するとの前提条件付きで、メディアの「世論監督」機能の実践を許容している。こうした党の見解は1989年の天安門事件後、党指導部が提起した「プラス宣伝を主とする方針」⁹の中で示されている。この方針は今日に至っても党指導部に提起され続けている。

上述した点から、中国メディアの「世論監督」機能をめぐりメディアの同機能の実践と党の同機能に対する認識との間に差異が生じていることが明らかである。では、その間に権力関係が存在するかどうか。もし存在するならば、メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係及び権力メカニズムがどのようなものなのか。本論文はこれを明らかにすることを目的としている。この疑問を解くために、本論文は共産党の認識下のメディアの「世論監督」機能及びメディアの実践における「世論監督」機能がそれぞれ一体どのようなものなのか、またその間においてメディアの「世論監督」機能の実践が、どのように党の同機能への認識に抵抗し、党に対して交渉を行っているのか、この3点の解明を目指す。

本論文は中国メディアの「世論監督」機能をめぐり、党の認識とメディア実践の間に生じる権力関係に注目しながら、同機能をめぐる権力関係と権力メカニズムを明らかにする

挙げると、党指導者の私生活、チベット問題、民族と宗教問題、軍事関連などのテーマが中国メディア報道の「禁区」とされている。

⁸ 「中国共産党党内監督条例(試行)」(2004年2月17日)、(2012年4月14日最終アクセス、<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/1026/2344222.html>よりダウンロード)。

⁹ 1989年11月に党中央宣伝部によって開催された新聞工作討論会では当時の中共中央政治局のイデオロギー工作主管李瑞環は、「プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」と題した講話の中で、メディアが「世論監督」機能より党のイデオロギー宣伝機能を優先しなければならないと提起した。

李瑞環(1989)、「堅持正面宣伝以主の方針」(2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード)。

ことを試みる。これまでの中国メディア研究において、そうした試みを十分になされてこなく、依然として中国メディアの実践が党に統制されているとの単純化した理解に対して、本論文は大きな空白を埋めることができよう。またこうした分析の視座を中国メディア研究に提供するのには本論文の大きな貢献と言えよう。

第2節 研究対象

第1項 中国メディアの「世論監督」機能

① メディアの「世論監督」機能の概念

本論文の研究対象の中核である中国メディアの「世論監督」機能は、実施主体、実施対象及び実施方式3つの概念から構成される。

第1に、メディアの「世論監督」機能の実施主体は要するに誰が監視機能を実施するかである。中国メディア研究ではいまだに実施主体をめぐる「民衆による監視か」¹⁰、「メディアによる監視か」との論争が行われている。一部の研究者は「民衆がメディアを通じて監視を行う」と主張している（陳、1999；喻、1999；王・魏、2000；田、2002）。それに同調しない研究者は「メディアが民衆の意見をもとに監視機能を行う」と主張している（丁、1999；楊、2001；王・徐、2007）。本論文はメディアの「世論監督」機能の実施主体がメディア自身であるとの見解を支持するものである。

第2に、メディアの「世論監督」機能の実施対象は要するに、誰に対して監視機能を実施するかである。その主要な実施対象は「党と国家の権力機関及び幹部である」¹¹と主張する研究者がいる（楊、2001）。また具体的な監視内容は、「党と国家の路線、方針及び政策の執行状況に対する監視；国家法律に違反した行為に対する監視；党の規律、政府の規定に違反した行為に対する監視、公権力の濫用、腐敗、賄賂などの行為に対する監視；人民大衆の利益を損害した行為に対する監視；社会の各不正現象、道徳やモラルに違反した行

¹⁰ 中国共産党が示した「メディアの「世論監督」機能の実施主体は人民である」という見解に対し、本論文は「人民」を「民衆」として理解する。理由としては党が時代の変化とともに、「人民」という概念に付与した内容を変えている点を挙げたい。毛沢東時代の党が示した「社会主義労働者階級が人民の主体である」という認識と異なり、改革開放以降の党は「人民」を、階級社会を超えたもっと広範な労働者、農民、知識人、民主党派などの民衆として認識している。

¹¹ 楊明品（2001：8）を参照。楊明品（2001）、『新聞世論監督』中国廣播電視出版社。

為に対する監視」¹²と定義づけられている。本論文ではメディアの「世論監督」機能の実施対象は党政幹部と社会の不正行為であると理解する。

第3に、メディアの「世論監督」機能の実施方式は、要するにどのように監視機能を実施するかである。メディアの「世論監督」機能を他のメディア機能と区別する最も基本的な判断基準は、メディア報道の中に批判性があるか否かとのことである¹³。この基準により、批判報道、暴露報道（中国語原文：掲黒報道）、マイナス報道（中国語原文：負面報道）¹⁴すべてがメディアの「世論監督」機能の実施方式である。

② 中国メディアの「世論監督」機能と自由民主主義国家のメディアの「番犬」機能の差異

上述の概念により、本論文はメディアの「世論監督」機能が、メディアが党と社会の不正に対して批判・チェック機能を果たすものであると定義づけた。この定義は、中国メディアの「世論監督」機能と自由民主主義国家のメディアの政府を監視する「番犬」機能がほぼ同義のものであることを示唆している。しかし、2者は完全に同様なものであるとは言えない。2者の差異は以下の2点にある。

第1に、自由民主主義国家のメディアが政府を監視する「番犬」機能を発揮できる条件は、メディアが国家の干渉から独立していることである¹⁵。それに対して、中国メディアの「世論監督」機能は依然として党と国家にコントロールされている。中国メディアは依然として党と国家の統制から独立していないため、党と社会の不正への監視を行う「世論監督」機能を完全に自由に果たしているわけではない。

¹² 王強華・王榮泰・徐華西（2007：36）を参照。王強華・王榮泰・徐華西編著（2007）、『新聞輿論監督理論与实践』復旦大学出版社。

¹³ 楊明品前掲書、118-119 ページ。

¹⁴ 「マイナス報道（中国語原文：負面報道）」とは、一般的に現行の社会秩序と道徳基準に反する事件や現象に焦点当たる報道をさす。例えば、犯罪、スキャンダル、事故及び自然災害、社会問題などについての報道は、通常「マイナス報道」と見なされる。

これと対照的なのは「プラス報道（中国語原文：正面報道）」である。「プラス報道」とは、一般的に社会の積極的な部分、明るい面に焦点に当たる報道をさす。社会の道徳と社会の秩序を保つために、社会の中の典型的、模範的人物や事件を提唱し、積極的に報道することである。

¹⁵ メディアの政府を監視する「番犬」機能は自由民主主義国家のメディア自由を満たす最も基本的な要素である。F.S.シーバートらが提示した最も模範的理論である「マスコミの自由に関する四理論」の中の「自由主義理論」によって、メディアの自由を満たす2つの基本条件はメディアが国家の干渉から独立していることと、メディアの所有権が私有化し、市場原理に基づくことである。F.S.シーバート・T.B.ピータスン・W.シュラム著、内川芳美訳（1966）、『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社、73-130 ページ。

第2に、自由民主主義国家のメディアが「番犬」機能を発揮できるもう1つの条件は、メディアの所有権が市場原理に基づくことである¹⁶。それに対して、中国メディアの所有権は依然として党と国家に握られている。1978年以降中国メディアが経済改革期を迎えた中、一部の経営に市場原理を導入しているものの、終始党と国家の行政機関として所有権を党と国家に握られている。そのため、中国メディアは、党と社会の不正に対して「世論監督」機能を発揮するには限界がある。

第2項 『南方週末』と『南方都市报』

本論文は『南方週末』と『南方都市报』2紙の「世論監督」機能の実践を事例とする。その理由としては、中国メディア業界における両紙の「世論監督」機能の実践が、党のイデオロギー宣伝の正統性に最も大胆に、党の許容範囲のギリギリまでに抵抗している点を挙げたい。

以下では、まず2紙における党のイデオロギー宣伝からの自立及び経済的自立を提示したうえで、次に2紙の「世論監督」機能の実践の大胆さも提示する。

① 2紙の党のイデオロギー宣伝からの自立

『南方週末』と『南方都市报』2紙とも、メディアの経済改革期において広東省党機関紙・『南方日報』傘下の系列紙として創刊された。2紙は党のイデオロギー宣伝からの自立性を保持していることは、当初のそれぞれの創刊目的による結果である。図序-1は中国メディアシステムにおける『南方週末』と『南方都市报』の立ち位置を示すものである。具体的な創刊経緯は以下のとおりである。

1980年代初期から始まった「週末紙」、「週末版」の創刊ブームの中、1984年に『南方週末』は『南方日報』の「週末版」として創刊された。創刊目的について当時の『南方日報』はわずか4紙面で党のイデオロギー宣伝の報道で埋められ、読者のニーズに合った文化、生活、娯楽、スポーツ、健康などに関する報道の割り込む余地は無かったため、読者に好かれる文化、娯楽、生活面の報道を主とする「補完紙」である『南方週末』を発行し始めたのである¹⁷。要するに『南方週末』は、党機関紙である『南方日報』が掲載しきれない文

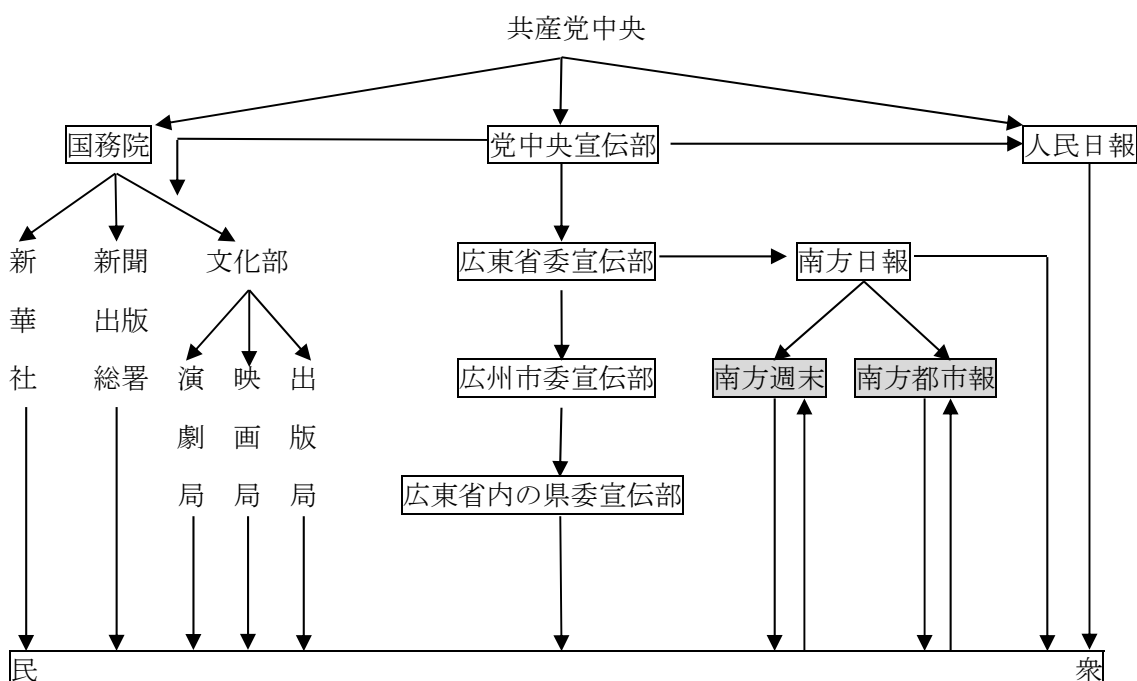
¹⁶ 同上。

¹⁷ 洪兵(2003)、『南方週末』創始人左方訪談 人民網、2003年9月9日(2013年4月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmより

化、娯楽情報を読者に伝達することを目的として創刊されたのである。

他方、1997年に『南方都市報』が創刊された目的は、多角経営の不振に陥った『南方日報』が『羊城晚報』、『広州日報』との激しい広州新聞界の市場競争で勝ち抜くために、広州そして周りの珠江地域の都市住民に向け市民生活に密着した新しいジャンルの新聞紙、「都市報」¹⁸を発行しなければならなかった点である¹⁹。つまり、『南方都市報』は「子新聞が親新聞を養う」（都市報の利益で党機関紙を経済的に支える）という任務を負い、都市住民の生活へのサービス志向重視という理念の下で創刊されたのである。

図序-1 中国メディアシステムにおける『南方週末』と『南方都市報』の立ち位置



(出所)朱家麟『現代中国のジャーナリズム』の「中国のコミュニケーション・システム構造図」(1995,p114)に基づき、筆者修正。

以上のように2紙の創刊目的を検討すると、メディアの市場経済改革期に登場した『南方週末』と『南方都市報』は、創刊当初から親新聞である『南方日報』の性格と大きく違

ダウンロード)。

¹⁸ 「都市報」は1990年代半ば以降、中国メディアの激しい市場競争の中で登場した新しいジャンルの新聞である。具体的に「情報量が多く、総合的であり、しかも、完全に市場経営で地元の都市住民に向けた市民生活に密着した新種の新聞である。つまり、地域化した総合的な市民生活新聞である」と定義づけられている。西茹(2008)、『中国の経済体制改革とメディア』集広舎、52ページ。

¹⁹ 範以錦(2005)、『南方報業戦略』広州：南方日報出版社、132ページ。

い、情報伝達機能及びサービス提供機能を重要視していることが分かった。これより、2紙は党のイデオロギー宣伝からの自立性を持っていることがうかがえる。

② 2紙の経済的自立

2紙の経済的自立は以下の点に現れている。

第1に、販売部数の急増である。『南方週末』の創刊当初の発行部数はわずか7,000部だったが、1992年になると74万部までに急増し、さらに1998年に130万部までに達した。1999年以降の販売部数は120万部前後に維持している。また、『南方都市报』の販売部数は1997年の創刊当初において8万部に過ぎなかったが、その後の1999年になると38万部に成長し、さらに2001年に103万部までに上った。現在、『南方都市报』は140万部前後の発行部数を誇っている。

表序-1 『南方週末』と『南方都市报』の発行部数年別推移（単位：万部）

| 年別 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 『南方週末』 | 128.01 | 123.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 140.00 |
| 『南方都市报』 | 140.01 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 190.96 |

（出所）『中国新聞出版統計資料匯編 2005年～2010年度版』（新聞出版総署主編）に基づき、筆者作成。

第2に、莫大な広告収入及び発行収入である。まず広告収入に関して、『南方週末』は2000年に4,000万元及び2003年に2,600万元の広告収入を得た²⁰。また『南方都市报』の広告収入は1997年の800万元から、1999年の9,000万元、2002年の1.2億元へと急増した結果、同紙は2003年、親新聞である『南方日報』に1.6億元の利潤を納めた²¹。他方、2紙は新聞販売を通じて莫大な発行収入を獲得している。『南方週末』の2008年と2009年の発行収入はそれぞれ、1億2,480万元と2億1,840万元に達した²²。『南方都市报』も2008年と2009年に、それぞれ5億1,240万元と6億9,699万元の発行収入を得た²³。

²⁰ 李小勤前掲論文、9ページ。

²¹ 範以錦前掲書、148ページ。

²² 新聞出版総署主編（2009）、『中国新聞出版統計資料匯編 2009年度版』中国統計出版社、191—195ページ。

新聞出版総署主編（2010）、『中国新聞出版統計資料匯編 2010年度版』中国統計出版社、197—201ページ。

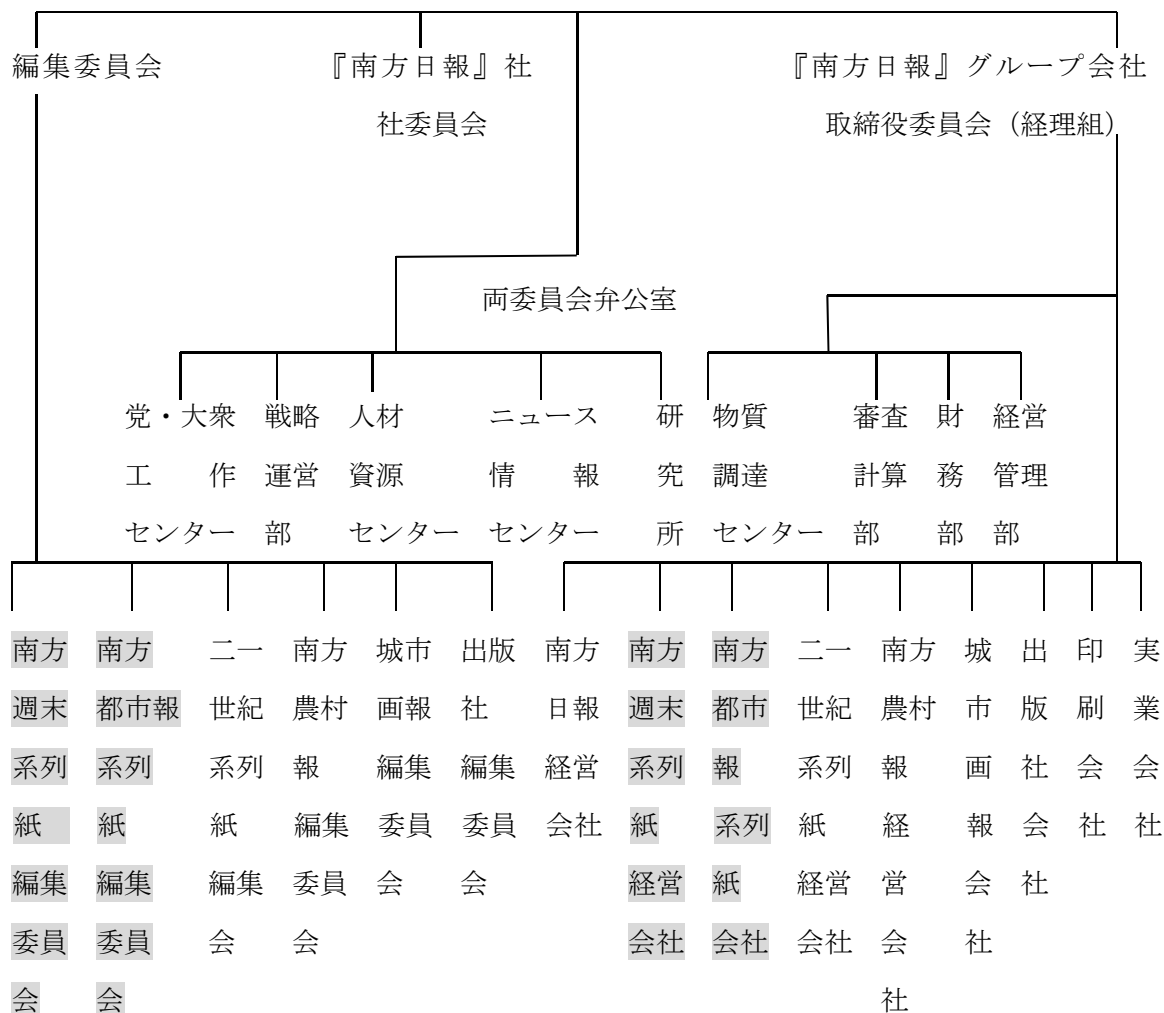
²³ 同上。

第3に、傘下会社の経営である。『南方週末』と『南方都市報』は広告、印刷、出版、販売などの市場要素が強い分野を報道分野から切り離し、独自の子会社を経営している。すなわち『南方週末』は「南方週末」実業会社、『南方都市報』は「南方都市報」実業会社を経営している。以下の図序一2は、2紙の所在新聞社グループ・『南方日報』グループ²⁴の組織図を示すものである。

²⁴ 1998年、『南方日報』グループが結成された。同グループは中国初の省レベルの党機関紙により設立された新聞グループである。2003年の中央政府主導の文化体制改革によって、2005年7月18日、元の『南方日報』新聞グループから南方新聞グループと改称され、メディア以外の印刷、出版、広告などの経済実体を抱える現代メディアグループ作りを目指した。現在、同グループは党機関紙である『南方日報』を中核とし、11紙、6雑誌、3ウェブサイト及び『南方日報』出版社などの経済実体を所有する。

図序一 『南方日報』グループの組織図

『南方日報』グループ党委員会
(管理委員会)



(出所) 範以錦 (2005)、『南方報業戦略』広州：南方日報出版社、264 ページより。

③ 2紙の「世論監督」機能の実践の大胆さ

『南方週末』と『南方都市報』2紙の「世論監督」機能の実践が、大胆に党のイデオロギー宣伝に抵抗していることは以下の点に現れている。

第1に、党への批判の大胆さである。『南方週末』の「世論監督」機能の実践は、1997年より紙面拡大の改革をきっかけに同紙の報道スタイルの主な柱となり、党政幹部の不正への批判を主要な実施内容としている。党政幹部の権力濫用、官僚主義、腐敗行為を実施

対象とする記事が各年の記事総数に占める割合が1997年の45.5%、1998年の36.4%、さらにピーク時の1999年の83.3%までに達した。それ以降、次第に減りつつあるが、2001年の50%、2002年の66.6%で依然として半分以上を占めている²⁵。

他方、『南方都市报』は批判の矛先を党中央に向けた。同紙は2003年の「SARS事件」報道の中で党中央の対応の遅れを批判した²⁶。2002年11月から広東省で発生したSARSウイルス感染症により多くの死者、感染者が出た深刻な状況に関して、『南方都市报』は当局の情報隠ぺいを打破し、翌年1月からいち早く事件の真相を報じた（『南方都市报』、2003年2月18日）。同紙の報道をきっかけに、SARS事件は他の報道機関から大きな関心を集め、4月上旬になるときわめて大きな突発的事件として取り扱われるようになった。4月下旬から中央政府はようやく事態の深刻さを認め、事件当初の情報隠ぺい、対応の遅れに反省の態度を見せた。また2003年の「孫志剛事件」²⁷報道の中で、『南方都市报』は湖北籍の孫志剛青年が身分証明書を携帯しなかったため、地元警察に連行され広州市内の収容所で暴行を受け、死に至った事件の経緯を暴露し、中央政府の都市部収容・送還政策を批判した。

第2に、社会の不正に対する批判の鋭さである。『南方週末』と『南方都市报』2紙の「世論監督」機能実践の突出した特徴は、社会の不正や社会問題の核心に迫り、時には党の許容範囲のラインを踏み越えていることにある。『南方週末』の「世論監督」機能の実践においては社会問題や社会マイナス面を実施対象とする記事が各年の記事総数に占める割合が、2001年の16.6%から、2002年の33.3%、さらに2003年の50%までに急増した（張、2004）。2001年に、同紙は中国全土を震撼させた「張君暴力団」事件報道の中で、暴力団の結成、成長、壮大現象の背後にある複雑な社会的要因、団員の家庭環境及び性格特徴などを取り上げ、なぜ一般の農民が残忍な暴徒になったのかをめぐる原因に農業税の負担に耐えない農民工（農村から都市部への出稼ぎ労働者）が都市部で不当な扱いや冷遇を受けたことが

²⁵ 張小麗（2004）、「従『南方週末』的批判性報道看輿論監督」中華伝媒網學術網（2011年9月12日最終アクセス、<http://www.mediachina.net>よりダウンロード）。

²⁶ 2002年11月から発覚されたSARSによる感染者の情報を中国当局が公開しなかったことに対して、2003年1月から広東の『新快報』、『南方都市报』、『羊城晚報』、『南方日報』、北京の『財経』雑誌が自らの取材をもとに事件の真相を暴露した（Tong, 2011, P50）。Jing Rong, Tong (2011), *Investigative Journalism in China: Journalism, Power and Society*, New York: The Continuum International Publishing Group, pp.49-50.

²⁷ 孫志剛事件は、湖北籍で、大学卒業後広州で会社員をしていた孫志剛青年が、身分証明書を携帯していないという理由で、2003年3月に広州市内での派出所へ連行され、収容所で暴行を受けて死亡した事件。同年4月13日に、『南方都市报』は、あるネットユーザから提供した情報に基づき、取材を行い、地元警察の暴行行為を暴露する報道をスクープした。

あると指摘した（『南方週末』、2001年4月19日）。この報道は党のイデオロギーへの嚴重な違反であると見なされ、党中央宣伝部の逆鱗に触れた。同紙の編集長、副編集長、ベテラン記者などが党によって与えられた更迭、免職処分は同紙史上の最大規模の統制処分となった。他方、『南方都市报』は「SARS」事件の背後にある中央政府对応の遅れ、及び「孫志剛」事件の中の中央政府政策の欠陥を批判したため、党の許容範囲の限界を超えた²⁸。党が地方レベルの党政機関へのメディア批判を許しているものの、党中央へのメディア批判を決して許し難いと考えられる。この報道は当局の怒りを買った結果、2004年に元編集長・程益中、副編集長・喻華峰が逮捕、投獄された。これは当局の『南方都市报』への復讐であると言われている²⁹。

第3節 中国新聞の発展状況及び『南方週末』と『南方都市报』の位置づけ

第1項 中国新聞の発展状況

1978年から始まった中国メディアの経済改革期において、中国の新聞の発行種類と発行部数は爆発的な成長を遂げた。表序-2に示したように、新聞の発行種類は1978年の186種から、1985年の1,445種に急増し、さらに1996年に2,163種に達した。他方、新聞の発行部数は増加する一方である。1978年の1号あたりの発行部数がわずか4,280万部だったが、1985年になると1億9,107万部に急増し、さらに2011年には2億1,517万部に達した。

²⁸ 中国メディアが党中央及び中央レベルの国家機関を批判するのは極めてリスクが高く、党に許され難い。筆者も2008年及び2009年に『南方日報』グループのジャーナリストに対して実施したインタビューの中で、『南方週末』と『南方都市报』のような地方報道機関は市レベルまでの党と政府機関を批判するのが一応安全であるが、省と中央レベルの党政機関を批判するのがきわめて危険であるとジャーナリストは話した。そのため、中国メディアの「世論監督」機能は一部の研究者に「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない（中国語原文：只打蒼蠅不打老虎）」と揶揄されている。

²⁹ 何亮亮（2004）、「中国的悲劇：程益中求仁得仁」（香港誌・『亜洲週刊』第18巻第17期付きの記事である。（2013年3月10日最終アクセス、http://www.yzzk.com/cfm/Content_Archive.cfm?Channel=af&Path=3550612992/17af2.cfmよりダウンロード）。

表序-2 中国新聞の年別発行情報

| 年別 | 種類 | 1号あたりの総発行部数 (単位：万部) | 年間総発行部数 (単位：億部) |
|------|------|------------------------|--------------------|
| 1978 | 186 | 4280 | 127.8 |
| 1980 | 188 | 6236 | 140.4 |
| 1985 | 1445 | 19107 | 246.8 |
| 1990 | 1444 | 14670 | 211.3 |
| 1995 | 2089 | 17644 | 263.3 |
| 1996 | 2163 | 17877 | 274.3 |
| 1997 | 2149 | 18259 | 287.6 |
| 1998 | 2053 | 18211 | 300.4 |
| 1999 | 2038 | 18632 | 318.4 |
| 2000 | 2007 | 17914 | 329.3 |
| 2001 | 2111 | 18130 | 351.1 |
| 2002 | 2137 | 18721 | 367.8 |
| 2003 | 2119 | 19072 | 383.1 |
| 2004 | 1922 | 19522 | 402.4 |
| 2005 | 1931 | 19549 | 412.6 |
| 2006 | 1938 | 19703 | 424.5 |
| 2007 | 1938 | 20545 | 438.0 |
| 2008 | 1943 | 21155 | 442.9 |
| 2009 | 1937 | 20837 | 439.1 |
| 2010 | 1939 | 21438 | 452.1 |
| 2011 | 1928 | 21517 | 467.4 |

(出所)『中国統計年鑑 2012』の「図書、雑誌及び新聞の発行情報」(2013年3月26日に最終アクセス、<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2012/indexch.htm>よりダウンロード)。

第2項 『南方週末』と『南方都市報』の位置づけ

本論文は、『南方週末』と『南方都市報』2紙を中国メディアの「世論監督」機能の実践の先頭に立っているものと位置づけている。以下では『南方週末』と『南方都市報』の発行部数及びメディア市場競争状況によって2紙の中国メディアの中の位置づけを提示したうえで、さらに2紙が中国メディアの「世論監督」機能の実践の先頭に立っていることも

提示する。

まず、2紙の発行部数から見れば、下記の表序-3に示したように、『南方週末』と『南方都市報』は1,900種以上の中国新聞において発行部数のトップ8位以内に入ることが分かった。

表序-3 中国新聞の1号あたりの発行部数のトップ8 (単位: 万部)

| 年別 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 参考消息 | 285.24 | 314.60 | 318.35 | 314.17 | 325.39 | 312.19 |
| 人民日報 | 186.40 | 192.64 | 192.24 | 205.31 | 232.37 | 235.03 |
| 揚子晩報 | 179.21 | 176.80 | 181.00 | 148.25 | 173.80 | 181.00 |
| 南方都市報 | 140.01 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 190.96 |
| 羊城晩報 | 131.01 | 121.00 | 117.00 | 125.00 | 108.00 | 105.00 |
| 南方週末 | 128.01 | 123.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 140.00 |
| 齊魯晩報 | 110.01 | 105.00 | 105.00 | 166.76 | 166.76 | 166.76 |
| 環球時報 | 102.01 | 100.49 | 104.19 | 116.00 | 135.00 | 139.67 |

(出所)『中国新聞出版統計資料匯編 2005年～2010年度版』(新聞出版総署主編)に基づき、筆者作成。

次に、2紙の所在地、広東省のメディア市場競争状況から見れば、『南方週末』と『南方都市報』は中国メディア市場競争の先頭に立っている。以下の表序-4に示したように、2紙の所在地である広東省の新聞発行種類及び発行部数が、全国の新聞市場で最上位を占めていることが分かった。

表序-4 各地の新聞発行種類のトップ5 (1号あたりの発行部数の単位：万部)

| 年別 | 2006 | | 2007 | | 2008 | |
|----|------|---------|------|---------|------|---------|
| | 種類 | 発行部数 | 種類 | 発行部数 | 種類 | 発行部数 |
| 広東 | 101 | 1664.52 | 101 | 1786.58 | 100 | 1809.38 |
| 新疆 | 100 | 186.74 | 100 | 185.87 | 99 | 199.05 |
| 四川 | 85 | 618.08 | 85 | 647.59 | 86 | 649.78 |
| 山東 | 85 | 902.97 | 85 | 1041.91 | 86 | 1088.67 |
| 遼寧 | 81 | 663.38 | 81 | 660.1 | 81 | 904.12 |
| 年別 | 2009 | | 2010 | | 2011 | |
| | 種類 | 発行部数 | 種類 | 発行部数 | 種類 | 発行部数 |
| 広東 | 100 | 1909.33 | 100 | 1874.54 | 99 | 1830.91 |
| 新疆 | 99 | 193.59 | 99 | 196.33 | 96 | 207.48 |
| 山東 | 88 | 1062.52 | 88 | 1196.63 | 87 | 1188.33 |
| 四川 | 87 | 575.38 | 87 | 658.13 | 89 | 664.50 |
| 江蘇 | 80 | 1117.81 | 80 | 1182.21 | 80 | 1178.44 |

(出所)『中国出版年鑑 2007年～2012年度版』(中国出版年鑑社主編)に基づき、筆者作成。

最後に、『南方週末』と『南方都市報』は、中国メディアの「世論監督」機能実践の先頭に立っていることについて、以下の2点から提示する。

第1に、2紙の「世論監督」機能の実施手段はほかのメディア機関にとって手本となっている。例えば、『南方週末』が1990年代後半から独自に実践した「地域を跨る監督(中国語原文：異地監督)」³⁰という監視手段は、全国の報道機関から大きな注目を集めた。「地域を跨る監督」は現在、中国メディアがよく用いる「世論監督」機能の実施手段となっている。『南方週末』の1996年から2001年までの「世論監督」機能を担う記事の中で、「地域

³⁰ 「地域を跨る監督(中国語原文：異地監督)」とは、問題が発生した地域でのメディアが報道できず、他の地域でのメディアが報道することである。例を挙げると、広東省で発生した事件を、省内のメディアが報じるのは困難となるが、広東省以外の地域のメディアは普通に報道することができる。それは、中国メディアが党と政府機関の付属装置として位置付けられているからである。中国メディアがその地域の党政機関によって管轄されているため、管轄機関の党と政府を監視することがなかなか難しい。こうした「異地監督」と呼ばれる報道手段を発展させたのは『南方週末』である。1990年代後半から、同紙は「異地監督」を利用し党への批判を盛んに行った。

を跨る監督」を実施した記事率は全体の 83.2%に達している³¹。

第 2 に、2 紙はほかのメディア機関に「世論監督」機能を担う報道空間を提供している。上述の「地域を跨る監督」とも関係するように、多くのメディアは地元の党政幹部の不正及び不祥事を批判・暴露する記事を紙面に載せることがきわめて困難である。『南方週末』と『南方都市报』は自身の紙面でこのような記事の掲載空間を提供している。例えば、2000 年 7 月に湖南省嘉禾県で発生した大学入試の集団カンニング事件が、中国社会の大きな反響を呼んだ。地元の『長沙晩報』の記者は事件の詳細について現地取材を行った途中、社内から「省内では同事件に関する報道を一切禁じる」と命じられた³²。『南方週末』は同記者が現地取材をもとに作成した暴露記事を自身の紙面で掲載した（『南方週末』、2000 年 7 月 13 日）。

第 4 節 本論文の章構成

本論文は中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係と権力メカニズムを明らかにしようとするものである。分析にあたってはまず、共産党の認識下のメディアの「世論監督」機能及びメディアの実践における「世論監督」機能がそれぞれ一体どのようなものなのかを解明したうえで、次にその間にどのような権力構図が展開されているのかを明らかにする。

本論文の章構成は以下のとおりである。

第 1 章では、これまでの中国メディア研究の分析枠組を整理し、それぞれの問題点を指摘したうえで、本論文の分析枠組及び分析手法を提示する。

第 2 章では、中国共産党の認識下のメディアの「世論監督」機能が一体どのようなものなのかを明らかにするために、1980 年代から今日に至るまでの党の諸会議の決議、党中央指導者の言説及び党が発した政策文書を分析資料とし、党の認識下のメディアの「世論監督」機能の実態を歴史的に考察する。具体的に党は、いかなるメディア認識のもとでメディアの「世論監督」機能を導入したのか。党はどのような内容でメディアの「世論監督」

³¹ Cho, Li Fung (2007), *The Emergence, Influence, and Limitations of Watchdog Journalism in Post-1992 China: a Case Study of Southern Weekend*, a dissertation submitted For the degree of Doctor of Philosophy at The University of Hong Kong, pp.194-199.

³² 劉向暉 (2000)、「為了社会的良知—嘉禾高考舞弊醜聞曝光始末」『新聞記者』第 8 期、27-29 ページ。

機能を容認しているのか。また同機能に対して党の容認範囲の限界点はどこにあるのかについて考察を行う。

第3章においては、中国メディアの実践における「世論監督」機能がどのようなものなのかを解明するために、政治的、市場的、社会的要因というマクロなレベル、及びジャーナリストの報道意識、日常実践というミクロなレベルの分析アプローチから、メディアの実践における「世論監督」機能と、党が同機能の実践に対して強調したメディアの党のイデオロギー宣伝機能の打破、衰退、脱去という連動図式を考察することによって、メディアの実践における「世論監督」機能の実態を明らかにする。

第4章では、『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実践を事例に、メディアの「世論監督」機能の実践がいかに党のイデオロギー宣伝に抵抗しているのか、党に対してどのように実施しているのか、なぜ党に抵抗できているのかといった問いを解くために、メディアの党に対する同機能の実践が党のイデオロギー宣伝に抵抗する実態、党に対して同機能の実践状況及び交渉戦術について考察する。

第5章は、『南方都市报』の炭鉱事故報道を事例に、メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実践が如何に党のイデオロギー宣伝に抵抗しているのか、またどのように党に対して交渉しているのかといった権力関係の解明を目的とする。これに答えるために、メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実践において党のイデオロギー宣伝に抵抗する同機能の実践実態、党に交渉する同機能の実践戦術について考察を行う。

第6章では、党のメディアの「世論監督」機能に関する認識、メディアの実践における同機能の実態、党の認識とメディア実践の間に生じる権力関係を再度整理したうえで、本論文の結論としての中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係と権力メカニズムの実態を提示する。最後に、こうした党のメディアへの認識とメディア実践の間の権力関係に注目した分析視座を中国メディア研究に提言したい。

第1章 本論文の分析枠組と分析手法

はじめに

本論文の意義は、メディアの「世論監督」機能を取り上げ、党のメディアへの認識とメディア実践の間の権力関係に注目する分析視座を中国メディア研究に提言するところにある。

そこで本章では、まずこれまでの中国メディア研究の分析枠組のそれぞれの問題点を指摘したうえで、次に本論文の理論的枠組み及び本論文自身が構築する「党の認識層—メディアの実践層—衝突層」3層構造という分析枠組を提示する。最後には、本論文の分析手法も提示する。

第1節 中国メディア研究の分析枠組の問題点

本節では、従来の中国メディア研究の分析枠組を概観したうえで、それぞれの問題点を指摘する。具体的に、中国メディア研究が依拠してきた「ソビエト共産主義理論」、「自由主義理論」、「コミュニケーション政治経済学的分析枠組」、「国家・市場・社会とメディアの相互関係的アプローチ」のそれぞれの問題点を提示する。

第1項 「ソビエト共産主義理論」の限界性

冷戦時代から改革開放以前の数十年、中国メディア研究が依拠した分析枠組みは、最も影響力を発揮した模範的理論、すなわちシーバートらによって類型化された「マスコミの自由に関する四理論」（以下は「四理論」と略す）¹の中の「ソビエト共産主義理論」であろう。シーバートらは、「ソビエト共産主義理論」の本質を、「メディアの所有権が国家に握られ、一切の営利目的、商業活動が許されない。またメディアが労働者階級の利益に奉仕

¹ 1956年にF.S.シーバート、T.B.ピータスン、W.シュラムがメディアの性質、機能によって類型された模範的理論である。同理論は、国家か市場かの二分両断的分析手法を用い、市場がメディアを方向付ける「自由主義理論」と「社会的責任理論」、国家がメディアを方向付ける「権威主義理論」と「ソビエト共産主義理論」という2つの分析の大枠を作ったことによって、自由民主主義国家のマスコミの自由の発展プロセスは「権威主義モデル」から「自由民主主義モデル」へと進行し、更に「社会的責任モデル」に到達するという3つの歴史的段階を経たと主張する（戴、2006；西、2008）。

し、労働者階級によるイデオロギー普及の宣伝者、教育者及び社会主義国家の建設と防衛のための動員者としての機能を付与されている。さらにメディアの内容に対する国家の検閲も正当化される²と抽出した。要するに、「ソビエト共産主義理論」は国家的要因が中国メディアの活動に働きかける唯一の決定的なものであるとの視点を提示している。

毛沢東時代の中国メディアの全般活動は、これに依拠して理解される最も良い事例である。新中国成立後の中国共産党は、まもなく「対ソ一辺倒」政策を打ち出し、ソ連で発達してきたコミュニケーションの理論根拠、マスコミの諸制度、運営の在り方をほぼ全般に受け継いだ。1950年から1953年までの「公私合営」国有化運動をきっかけに、中国共産党は大量の党の幹部を各報道機関の重要なポストに配属したことによって、共産党の指導の下に置かれたマスコミ事業を国家的マスコミ制度として作り上げた。この時期のメディア社の運営費は、完全に国家の財政予算に賄われたため、メディア社の一切の経営活動が許されなかった。例えば、この時期の新聞販売活動に関わる販売地域、販売対象、新聞の単価及び新聞紙の分配までがすべて国家に厳しく定められた。さらに、毛沢東時代の中国メディアの機能は、単一な政治システムの付属装置としての「道具的」なものであった。メディアの党の「道具的」機能について、中国メディア研究者である朱家麟は、労働者階級の支配を確立するための「階級闘争道具論」、中国共産党の方針、政策を貫徹するための「指導道具論」、大衆運動と政治動員を起こすための「組織道具論」及び毛沢東個人のカリスマ的地位を確定するための「独裁道具論」と指摘した³。

しかしながら、今日の中国のメディアの運営状況、機能の変容を見るには、「ソビエト共産主義理論」の現実的有用性に疑問を投げかける。まず、改革開放以降の中国メディアは運営面で国家財政補助から切り離されたため、市場化・商業化したものとなった。1978年

² F.S.シーバート・T.B.ピータスン・W.シュラム著、内川芳美訳（1966）、『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社、23-73 ページ。

戴智軻（2006）、『現代中国のマスメディアの発展—政党統制と市場自由の狭間に立つ』東京大学 2006 年度博士学位論文、10 ページ。

西茹前掲書、10-11 ページ。

³ 朱家麟は中国現代史の出発点とされる 1919 年の五四運動から、「改革開放」直前までの 60 年間にわたり、中国のジャーナリズムやマスコミ制度、それを支えるマスコミ理論の形成、展開過程を歴史的に考察した。その中で、1921 年の中国共産党の成立から革命根拠地時代までの党初期のメディア観である「階級闘争道具論」、1937 年の日中戦争から 1949 年の新中国誕生までの党のメディア理論である「指導道具論」、1949 年から 1966 年の文化大革命直前までの党のメディア理論である「組織道具論」、さらに、1966 年から改革開放直前の 1978 年までの党のメディア理論である「独裁道具論」を時系列に分析した。朱家麟(1995)、『中国のジャーナリズム—形成・変遷・現状の研究』田畑書店、27-190 ページ。

から始まった改革・開放政策に伴い、中央政府がメディア業界に「事業型単位、企業型経営」（国家の事業機関でありながら、企業の経営方式を導入する）という政策を導入したことは、メディアの産業面としての商業活動の再開が政府に認められた意味合いである。これにより、中国メディアは改革期入り、広告掲載の復活、紙面改革、自主販売、多角経営などの経営活動を積極的に行うようになった。次に、メディアの市場化により、メディアの機能はかつての単一の「道具的」ものから脱皮し、情報伝達機能、民意の代弁機能、監視機能を兼ねる多元的ものとなった。改革・開放期以降、経営権を政府から委譲されたメディアは、読者のニーズに満たせるために、娯楽、スポーツ、経済、生活情報などを掲載する情報伝達機能を果たすようになった。また、メディアは党及び社会問題への批判、暴露報道もしばしば取り上げ、監視機能を果たしている。1980年代に入り、中国メディアは党の官僚主義、腐敗問題に対する批判報道を掲載するようになった。たとえば、1987年に黒竜江省で発生した森林火災に関して、党中央機関紙である『人民日報』は「官僚主義との闘いを堅持し、持続して行う」と題した記事の中で、火災の原因が地方政府機関の官僚主義にあると批判した（『人民日報』、1987年6月15日）。

以上の考察を踏まえ、「ソビエト共産主義理論」に依拠した国家的要因がメディアを決定付けるとの分析枠組は、改革開放以降の中国メディアの変容を捉えていく限界性について次の2点から指摘できる。第1に、メディアの市場化により、メディアの運営方式が国家運営から自主運営に変わったこと、第2に、メディアの機能が単一の政治的付属システムの「道具的」なものから情報伝達機能などを兼ねる多元的なものとなったことである。複数の中国メディア研究者は、このような指摘に同調している。「ソビエト共産主義理論」の限界性について、例えば、黄（Huang）が「シーバートやJ・ハーバート・アルチュル（J. Herbert Altschull）に代表されるソビエト・マルクス主義メディア理論は、状況を異にするマルクス主義諸国のメディアシステムを理解しようとする人にとってほとんど知的な意味がなくなってきた。中国では1970年代末期から明らかにイデオロギー的、経済的変化が起きたにもかかわらず、J・ハーバート・アルチュルらがそれを無視してきた」と指摘した⁴。また郭は、「冷戦時代に誕生した『四理論』の中の『ソビエト共産主義理論』に使われた分析手法や用語は中国の現実を説明する上で極めて不十分である」と主張している⁵。

⁴ Cheng Ju, Huang(2003), “Transitional Media vs Normative Theories: Schramm, Altschull, and China”, *Journal of Communication*, September, 2003, Vol. 53, No.3, pp.444-459.

⁵ 郭鎮之（2007）、「対『四種理論』的反思与批判」『国際新聞界』第1期、35—40ページ。

第2項 「自由主義理論」の問題点

「ソビエト共産主義理論」が国家的要因のメディアへの働きに注目する一方、市場的要因が中国メディアに与えた影響を説明できないため、改革開放以降の中国メディア研究に市場的要因を重要視する「四理論」の中の「自由主義理論」は援用されてきた。

「自由主義理論」は、市場的要因によるメディア自由への働きかけに注目し、「自由競争の市場原理がメディアを国家の権力やその影響力から独立させる必要不可欠な条件である」⁶と主張する。これに依拠して、改革開放以降の中国メディアの発展行方を捉える多くの研究は国家の統制から報道の自由を求めるメディアの動きに注目し、「メディアの市場化が国家の統制に対し報道の自由を求めるメディアの闘いを引き起こし、国家の権力から独立するメディアの自由化をもたらす」⁷と理解している。

しかしながら、こうした市場的要因が中国メディアの報道自由と連動する捉え方は、中国メディアの現実をうまく説明できない。現実には中国のメディアの市場化は30年以上が経っても、依然に国家の統制から独立するメディアの自由をもたらしていない。確かにメディアの市場化は国家のメディアへのコントロールを弱めているが、しかし国家のメディア独立への容認に影響を及ぼさない。国家の統制が依然としてメディアの自由化への大きな障壁である。

こうした現状を踏まえ、「自由主義理論」に依拠して中国メディアの行方を分析するには問題点があると言えよう。その問題点について、趙 (Zhao) は、「自由主義理論」に依拠して「メディアの市場化が国家の統制から独立するメディアの自由と連動する」と捉えた視点が、現代中国のメディアの複雑な発展の行方を単純化してしまう恐れがある⁸と指摘している。

第3項 「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」の問題点

「自由主義理論」への批判とされる「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」

⁶ 内川前掲書、73-130 ページ。

⁷ Zhao, Yue Zhi(1998), *Media, Market and Democracy in China: Between the Party Line and the Bottom Line*, University of Illinois Press, pp.8-9.

このような理解に同調しているのは唐亮 (2001) である。唐氏がメディアの市場経済化を背景として、新聞報道・言論のタブーとされた社会報道、批判・暴露報道、政策批判の自由化が進んでいるとの見解を示した。唐亮 (2001)、『変貌する中国政治—漸進路線と民主化』東京大学出版会、137-146 ページ。

⁸ Zhao, Yue Zhi 前掲書、pp.8-10.

が1990年代の中国メディア研究で盛んになった。

モスコ (Mosco) は、「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」の基本的分析視点について、「メディアの構造、活動、内容そしてイデオロギーに働きかけるより広義的な『政治的』、『経済的』な要因の相互影響を扱わねばならない」⁹と提起した。モスコはコミュニケーションの政治経済学において、北米研究者の政治決定論の傾向及びヨーロッパ研究者の経済決定論の傾向を修正し、諸々の要因の相互関係をより重視した¹⁰。要するに、「コミュニケーション政治経済学的アプローチ」は、「自由主義理論」のような「市場的要因が中国メディアを方向付ける決定的な要素である」と単純化した分析枠組を超え、メディアの活動に働きかける政治的及び市場的要因の相互関係の視点を提示している。

中国メディア研究への同アプローチの援用の妥当性について、メディア研究者である馬は、「1990年代の中国のメディアは方向の定まらない改革、周期的に繰り返される抑圧、さらにまた政治的コントロールと市場駆動的変化とのあいだの深部に根ざす矛盾によって特徴づけられている」¹¹と指摘し、さらに、「中国では、国家—市場複合体がメディアの内部にまで入り込んでいる。政治経済とメディアの結びつきは明瞭であり、西欧の場合よりはるかに強い」¹²と指摘した。

これに依拠して、1990年代の中国メディアの変容は、国家と市場の相互関係の視点から「メディアの市場化が必ずしも国家の統制から独立するメディアの自由をもたらすわけではない。さらにメディアの市場化が国家とメディアの間の経済的関係を変えたことによって、メディアの経済的独立性は国家の統制を弱めている。しかし、メディアの市場化が国家とメディアの間の根底にある政治的関係を変えていないため、国家による統制は依然に支配的である」と説明する研究が多い¹³。

しかしながら、「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」により、国家的と市場的要因の相互関係によるメディアへの働きかけに注目した視点は、1990年代の中国メディア

⁹ Vincent Mosco(2009), *the Political Economy of Communication , Second Edition*, London: SAGE Publications Ltd,pp.24-25.

西茹前掲書、12-15 ページ。

¹⁰ Vincent Mosco 前掲書、pp.7-8.

¹¹ 馬 (2000) はジェームズ・カラン・朴明珍著の『メディアの脱西欧化』の「メディア研究を再考する：中国」部分において、自由化された市場での商品として、また中国共産党のイデオロギー装置として中国メディアの役割の二重性の特徴を指摘した。ジェームズ・カラン・朴明珍著、杉山光信訳 (2003)、『メディアの脱西欧化』勁草書房、35 ページ。

¹²同上、50 ページ。

¹³西茹前掲書、288-289 ページ。

アの発展実態を有効に捉えていたが、2000年以降の中国社会構造の急激な変化¹⁴に伴い、社会的要因が中国メディアの活動に与えた影響及びメディア実践による下から上への働きかけを有効に説明できない。この問題点について、日本にいる中国メディア研究者・西茹は「急激な社会構造の変化によって、党と政府の統制力は一枚岩のような体質ではなくなった。地方権力、各種の利益集団、経済勢力などが強力になってきた現在、それらの諸勢力とメディアとの関係についても注目されなければならない」、「メディアの実践的な領域において様々な意味で政策を超えた要素が含まれているので、政策形成やその展開、さらにメディア現場の実践を合わせて考えることが必要となる」¹⁵と指摘した。

第4項 「国家・市場・社会とメディアの相互関係的アプローチ」の限界性

「コミュニケーションの政治経済学的アプローチ」の補いとなった「国家・市場・社会とメディアの相互関係的アプローチ」は国家、市場、社会とメディア実践4つの変数を取り上げ、4者間の複雑な絡み合い、相互関係に注目する視点を提示している。西(2008)、崔(2009)及び童(2011)が同アプローチの代表者として挙げられる。

西(2008)は中国メディア政策の展開とメディア現場の実践を結び付け、特にメディアの産業面、イデオロギー面、報道面の新たな動きに着目し、政治、経済、社会の相互影響という視点からメディアを制度レベルにおいて考察した¹⁶。

崔(2009)は、1980年代以降の30年に及ぶ中国メディアの変化を政治、経済、社会との関連から歴史的に考察し、その変化を、中国政府の政策とくにその市場経済化政策がメディアに及ぼした巨大な変化、それに対する当局側の新たな規制の模索、さらにはそれに乗じて積極的な報道を試みるメディア側の挑戦の間の激しい攻防戦として描き出した¹⁷。

童(2011)は中国の調査ジャーナリズム(Investigative Journalism)を研究対象とし、

¹⁴ 2002年に中国社会科学院の研究グループが発表した中国社会階層研究結果報告によると、「各階層の間の社会的、経済的、生活スタイル及びそれぞれの利益、価値観の相違が日増しに明らかであるし、また職業に基づく新しい社会階層の分化のメカニズムが、過去の政治身分、戸籍身分に基づいた階層分化のメカニズムに次第に変わっていく」と指摘し、職業別、社会の中の権限、財産と教育の程度といった3大社会資源の要素を基準として、中国社会を党、政府、社会団体の指導者；大中国有企業の管理職；私営企業の所有者層；専門の技術者；党と政府機関の一般公務員；個人経営者；商業サービス業の従業者；産業労働者；農民；無職、失業者といった10階層に分けた。陸学芸編(2002)、『当代中国社会階層研究報告』北京：社会科学文献出版社、4ページ。

¹⁵ 西茹前掲書、23ページ。

¹⁶ 西茹前掲書、24ページ。

¹⁷ 崔梅花(2009)、『中国の国家体制改革とメディア』一橋大学2009年度博士学位論文。

その実践は中国の政治、経済及び社会にいかなる影響を及ぼしたのかというマクロなレベルから、また新聞社内のニュース生産過程においてそれは如何に実践されているのかというミクロなレベルから考察を行った¹⁸。

上述の先行研究は、政治的、市場的及び社会的要因がメディアの実践にトップダウン式に作用する、また中国メディアの実践がメディア市場化の推進、国家—社会関係の変化、中央政府政策の新たな模索に応じて変化し、下から働きかけるとの 2 つの分析枠組を提示している。こうした分析枠組は本論文にとっては啓発的であるが、しかしながら、これらの研究はいずれも「中国メディアの実践は依然として党に統制されている」という結論の枠から逸脱することができない。たとえば、西（2008）は「変容しつつあるメディアは多様な社会機能を果たすようになり、特にその情報伝達機能や『世論監督』機能は政治、経済、社会など多方面に求められ、これまでのタブーを打ち破ってメディアの本来の機能が果たせるようになった。だが、突発的事件報道や『世論監督』報道をめぐってメディアは権力側、特に地方権力、政府部門権力との闘ぎあいを繰り広げるケースもしばしば見られる。結局、転換期の複雑な政治状況の中でメディアの機能発揮は、当局の管理体制と管理制度によって制限されている」¹⁹という結論を導いた。また崔（2009）はメディアの多様化、市場化を中国民主化と直結させて論じるかあるいは逆に中国政権の支配の下で依然統制が強い点を指摘するかという比較的単純な視角を避けることに努めたが、「メディアの実践現場での試みは容認される場合と、そうではないケースとがある。その基準は必ずしも明らかではないが、従来に比較して当局側の対応が柔軟化し、規制にも硬軟の使い分けがみられる」²⁰と依然としてメディアの実践が党の規制の下に置かれていることを指摘した。

しかし、事はそう単純ではない。本論文は中国メディアの「世論監督」機能の実践が党の報道方針に抵抗し、また党に対して交渉を行っていることに注目する。序章では述べたように、『南方週末』と『南方都市報』の「世論監督」機能実践の突出した特徴は、党のイデオロギー宣伝に大胆に抵抗し、常に党の許容範囲のラインを踏み越えているところにある。こうした事象を、「国家・市場・社会とメディアの相互关系的アプローチ」に依拠した先行研究は「中国メディアの実践は依然として党に統制されている」という理解にとどまっているため、うまく説明できない。

¹⁸ Jing Rong ,Tong (2011),*Investigative Journalism in China: Journalism, Power and Society*, New York : The Continuum International Publishing Group,p.2.

¹⁹西茹前掲書、290 ページ。

²⁰崔梅花前掲論文。

そこで、本論文はこうした単純化した理解を超え、中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係が「統制—抵抗—交渉」という重層的なものではないのかとの仮説の下に考察を行う。以下では本論文は構築する「党の認識層—メディア実践層—衝突層」3層構造の分析枠組を提示する。

第2節 本論文の分析枠組

第1項 本論文の理論的枠組

本論文では中国メディアの「世論監督」機能を取り上げ、その中の権力関係を解明するために、主にメディア言説の中の権力関係に注目する。ここではノーマン・フェアクロー (N. Fairclough) の言説 (Discourse) と権力 (Power) に関する理論を取り上げる。

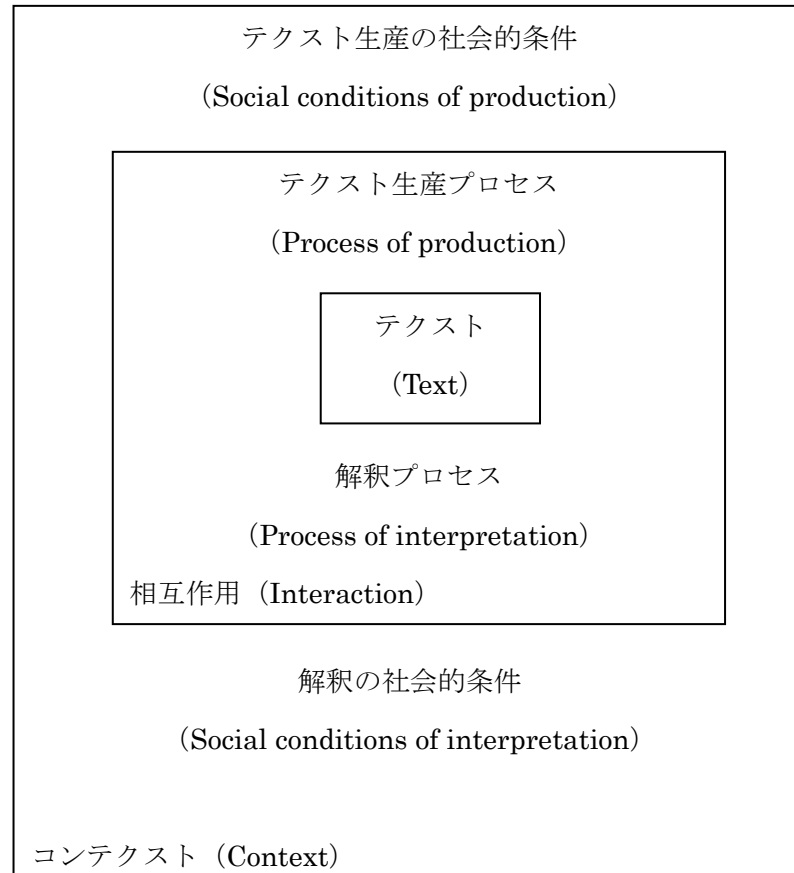
フェアクローの「言説」論の中で、最も大きな学問的貢献は彼が、言説が社会的実践の一形態として、つまり社会構造により決定される社会的実践としての言語である²¹という概念を提起したのである。具体的に、社会的実践としての言説が、第1に言説は社会の一部であり、社会の外側にあるものではないということ、第2に、言説は1つの社会的プロセスであるということ、第3に、言説は社会的に条件付けられたプロセス、つまり社会の他の (非言語的な) 部分によって条件付けられたものであること²²、という3つの意味を持っている。その構成は、以下の図1-1に示している。要するに、言説を社会的実践として観察する際には、テキスト分析だけに専念するのでも、また生産と解釈の両プロセスの分析だけに専念するのでもなくて、テキスト、プロセス、社会的条件との間の関係の分析、つまり場面的コンテキストという直接的条件と、制度的、社会的構造というより遠く離れた条件の両方の関係の分析に専念するのである²³。

²¹ ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳 (2008)、『言語とパワー』大阪教育図書株式会社、19ページ。

²² ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳前掲書、25-26ページ。

²³ ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳前掲書、28ページ。

図 1-1 社会的実践としての「言説」の構成図



(出所) ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳 (2008)、『言語とパワー』大阪教育図書株式会社、29 ページより。

さらに、フェアクローは社会的実践としての言説は、実際に社会的に形成される言説秩序 (Discourse Order)、つまり社会制度と関連する様々な慣習の集合によって決定される²⁴と提起した。具体的にある特定の言説秩序の中で、どのように様々な言説が構造化されるか、また時間の経過と共に構造がどのように変化するかは、社会制度あるいは社会のレベルにおける変化する権力関係によって決定される²⁵。またフェアクローは言説と現実社会の中の不平等権力関係に注目し、制度的、社会的な権力所有者による言説秩序に対する支配は彼らが権力を維持するための一要因である²⁶と指摘した。

本論文は、以上のようなフェアクローの「言説」と「権力」論を、中国メディアの言説

²⁴ ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳前掲書、19 ページ。

²⁵ ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳前掲書、34 ページ。

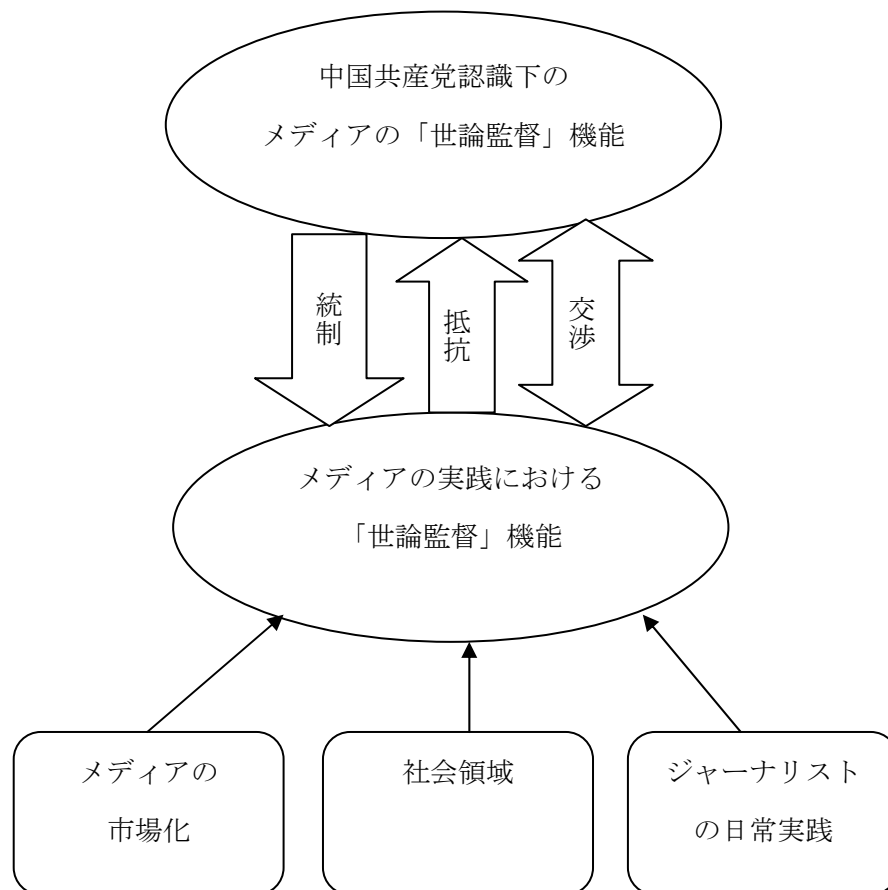
²⁶ ノーマン・フェアクロー著、貫井孝典・吉村昭市・脇田博文・水野真木子訳前掲書、41 ページ。

の中の権力関係の解明に援用することを試みる。具体的に、本論文は中国メディアの党のイデオロギー宣伝機能を担う言説を支配的言説として捉える一方、メディアの「世論監督」機能を担う言説を対抗的言説として捉える。その間に生じる権力関係の解明が本論文の目的である。

第2項 本論文の分析枠組

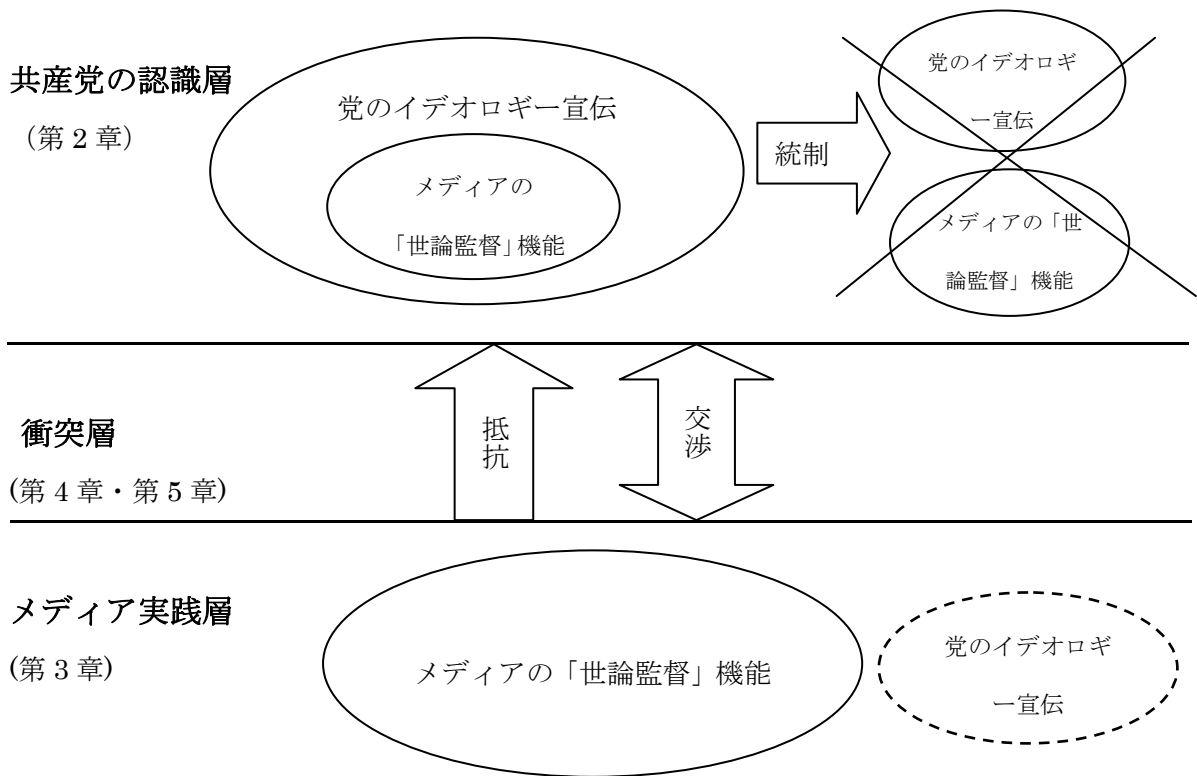
本論文は中国メディアの「世論監督」機能をめぐる「統制—抵抗—交渉」の権力関係（図1-2）を解明するための「党の認識層—メディア実践層—衝突層」3層構造の分析枠組を提示する（図1-3参照）。

図1-2 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係図



（出所）筆者作成。

図 1-3 本論文の分析枠組：「党の認識層—メディア実践層—衝突層」3層構造



(注) ----- の部分はメディア実践層において党のイデオロギー宣伝意識が衰退しつつあるとの意味である。

(出所) 筆者作成。

図 1-3 に示したように、本分析枠組はメディアの党のイデオロギー宣伝機能及びメディアの「世論監督」機能 2 つの変数を提示し、「党の認識層—メディア実践層—衝突層」3 層における 2 者の相互関係のそれぞれのパターンの探求を軸としている。

具体的に言えば、共産党の認識層においては、メディアの「世論監督」機能と党のイデオロギー宣伝機能の相互関係が「支配—従属」的のものである。

一方、メディア実践層においては、メディアの「世論監督」機能がメディアによる党のイデオロギー宣伝機能の支配的地位から自立している。

衝突層においては、メディアの「世論監督」機能の実践がメディアによる党のイデオロギー宣伝機能の正統性に抵抗し、また抵抗できる政治的正当性を獲得するために党のイデオロギー宣伝を利用し党に対して交渉を行う。

第3節 本論文の分析手法

本論文は新聞記事の内容分析、アンケート調査、聞き取り調査及び文献分析という複合的分析手法を用いる。

第1項 新聞記事の内容分析

前述したように、本論文は中国メディアの言説における権力関係の解明を目的としている。そのため、本論文は新聞記事の内容分析手法を主要な分析手法として用いる。

本論文は主に前述の分析枠組の中の衝突層を考察するために、新聞記事の内容分析を用いる。カテゴリー及びコードは以下のように設けられた。詳細は第4章及び第5章も参照する。

表1-1 新聞記事内容分析のカテゴリー及びコード一覧

| 「衝突層」における「抵抗」を測るコード | |
|---------------------|--|
| 第4章 | |
| カテゴリー | コード |
| 記事の種類 | 1 「世論監督」記事 2 「政治宣伝」記事 3 一般記事 |
| 「世論監督」記事の中の実施対象 | 1 中央レベルの党政幹部 2 省レベルの党政幹部 3 市レベルの党政幹部 4 県レベルの党政幹部 5 郷（鎮）レベルの党政幹部 6 農村基層の党政幹部 7 事業単位及び党政幹部 8 全国人民代表 9 国有企業及び幹部 10 私営・外資系企業（主） 11 一般人 12 メディア関係者 |
| 「世論監督」記事の中の実施内容 | 1 党政幹部の腐敗・賄賂 2 党政幹部の官僚主義 3 党政幹部の権力濫用 4 党政幹部の他の不正行為 5 社会の不正行為 6 他のマイナス現象 |

表1-1 新聞記事内容分析のカテゴリー及びコード一覧（続き）

| 「衝突層」における「抵抗」を測るコード | |
|---------------------|--|
| 第4章 | |
| カテゴリー | コード |
| 「世論監督」記事の中の実施主体 | 1 中央レベルの党政機関による取り締まり 2 省レベルの党政機関による取り締まり 3 市レベルの党政機関による取り締まり 4 市以下レベルの党政機関による取り締まり 5 一般民衆による摘発・告訴 6 学者・専門家による告訴 7 弁護士による摘発 8 匿名の摘発 9 メディアによる調査 |
| 「世論監督」記事の中の批判意見代弁身分 | 1 党政幹部 2 人民代表 3 事業単位及び幹部 4 一般民衆 5 弁護士 6 学者・専門家 7 業界協会 8 ネットユーザ 9 メディア関係者 |
| 「世論監督」記事の中の記事ソース | 1 自社の記事 2 他社記者による記事 3 『人民日報』・新華社の記事 |
| 「世論監督」記事の中の不正発生原因 | 1 党及び国家政策・制度の不備 2 党政機関への監視不全 3 国家法律の不備 4 政治・経済体制改革の不全 5 貧困などの社会的要因 6 その他 |
| 第5章 | |
| 記事の種類 | 1 「世論監督」記事 2 「政治宣伝」記事 3 一般記事 |
| 「世論監督」記事内容 | 1 党政幹部の不正及び幹部への取り締まり 2 事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘 3 炭鉱安全管理不備に対する指摘 4 炭鉱管理政策・体制欠陥に対する指摘 5 炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり 6 他の不正行為・不正現象に対する指摘 |
| 「政治宣伝」記事内容 | 1 党及び国家による救助・事故処理 2 党及び国家の関連政策・条例 3 人民解放軍・公安警察による救助 |

表1-1 新聞記事内容分析のカテゴリ及びコード一覧（続き）

| 「衝突層」における「抵抗」を測るコード | |
|---------------------|---|
| 第5章 | |
| カテゴリー | コード |
| 一般記事内容 | 1 死傷・事故発生時の状況 2 犠牲者への追悼・賠償 3 非人為的事故原因及び事故による影響 4 生存者に対する救助の進展 5 被害者家族の反応 |
| 記事位置 | 1 第1面～第5面 2 第6面～第10面 3 第11面～第15面 4 第16面～第20面 5 第20面以降 |
| 記事サイズ | 1 0～300字 2 301～1000字 3 1001～2000字 4 2000字以上 |
| 記事体裁 | 1 消息 2 調査記事 3 評論記事（社説；専門家・読者による評論） |
| 「衝突層」における「交渉」を測るコード | |
| 第4章 | |
| 「世論監督」記事の中の改善意見 | 1 党及び国家政策・制度の改善 2 国家法律の改善 3 政治・経済体制改革 4 社会環境の改善 5 その他 |
| 「世論監督」記事の中の引用資料 | 1 党及び政府の諸会議決議 2 党及び政府の政策・行政条例 3 党政機関の統計資料 4 国家法律 5 『人民日報』・新華社の記事内容 6 他の党機関紙の記事内容 7 専門資料・書籍 8 他の市民紙・雑誌の記事内容 |
| 第5章 | |
| 記事体裁の中の「評論記事」 | 1 社説 2 専門家・読者の評論 |
| 「調和のとれた社会的価値 | 1 「人間本位・民衆本位」 2 炭鉱労働者の生命権 3 炭鉱労働者の貧困さ 4 炭鉱労働者及び民衆の権利 5 社会の公平 |

（出所）筆者作成。

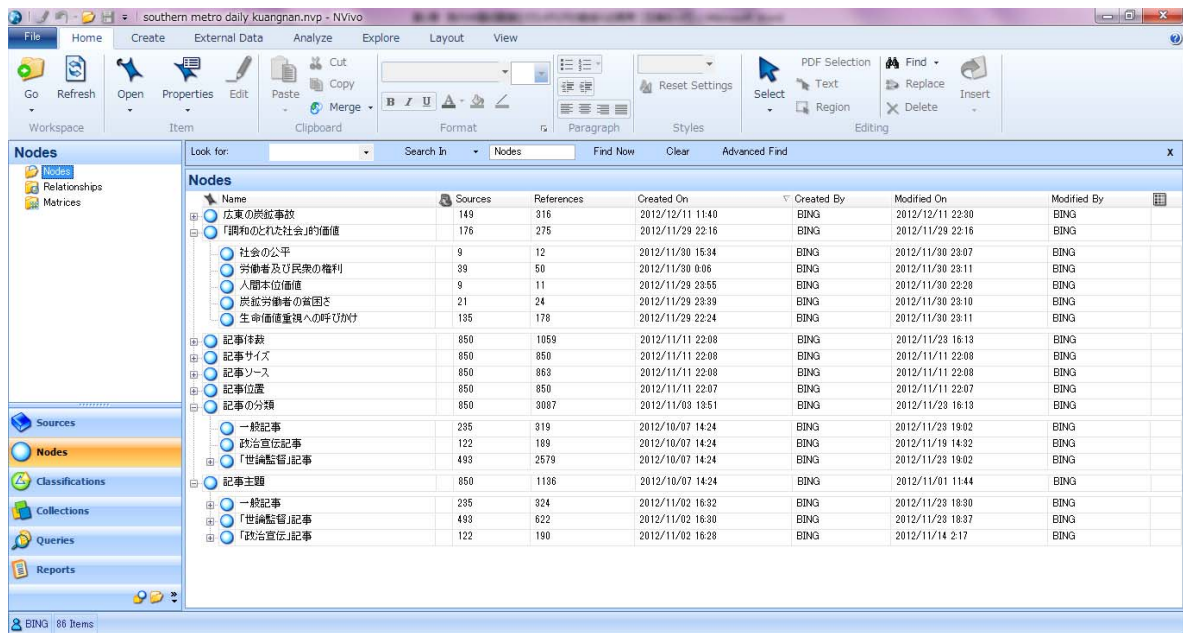
また本論文は新聞記事の内容分析の中のコーディング作業に関して、2010年にオーストラリアのQSR会社によって発売されたNVIVO9という定性分析のソフトを利用している。本ソフトは、データをテキスト分析、可視化機能などの多機能により体系的に分析を行い、手作業では見落としやすいわずかな関連のある発見を反映し、明らかにするという特徴を持つ。本論文はNVIVO9が備えた単語頻度の検索、テキストマイニングの関連付けなどの解析機能を利用し、データをより一層綿密に分析することを目指す。以下の図1-4と図1-5はNVIVO9の中で行った新聞記事に対するコーディング作業を示すものである。

図1-4 NVIVOにおける『南方週末』記事のコーディング作業

| Name | Sources | References | Created On | Created By | Modified On | Modified By |
|-----------|---------|------------|------------------|------------|------------------|-------------|
| 「世論監督」記事 | 381 | 4511 | 2012/06/09 20:15 | BING | 2013/03/03 12:35 | BING |
| 引用資料の種類 | 177 | 306 | 2012/06/14 23:29 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 批判内容 | 373 | 727 | 2012/06/09 21:36 | BING | 2012/07/24 18:45 | BING |
| 改善意見の記述 | 86 | 270 | 2012/06/09 21:35 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 事件原因の追求 | 163 | 372 | 2012/06/09 21:34 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 記事のソース | 381 | 395 | 2012/06/09 21:33 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 批判意見引用の身分 | 286 | 667 | 2012/06/09 20:23 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 批判対象 | 306 | 621 | 2012/06/09 20:22 | BING | 2012/07/31 19:46 | BING |
| 批判の実施 | 298 | 642 | 2012/06/09 20:20 | BING | 2012/07/20 13:00 | BING |
| 『法治宣言』記事 | 89 | 166 | 2012/06/09 20:07 | BING | 2012/07/23 14:07 | BING |
| 一般記事 | 259 | 396 | 2012/06/09 20:01 | BING | 2012/07/23 14:35 | BING |

(出所)筆者作成。

図1-5 NVIVOにおける『南方都市报』記事のコーディング作業



(出所)筆者作成。

第2項 アンケート及び聞き取り調査

アンケート及び聞き取り調査は、ジャーナリストの「世論監督」機能への認識及び日常実践を考察することを目的としている。筆者は、2008年12月と2009年7月2回に渡り、『南方週末』と『南方都市报』所在の新聞グループ・『南方日報』グループのジャーナリストに対してアンケート及び聞き取り調査を実施した。

筆者はジャーナリストへの聞き取り調査及びアンケート調査が決して容易ではないことを乗り越え、また海外にいる留学生である身分としてのリスクを冒しながら2回に渡り、合計11人のジャーナリストへのインタビュー及び70人のジャーナリストへのアンケート調査の実施に成功した。これらのインタビューの記録及びアンケート結果は中国メディア社の内部の実践現場をそのまま如実に反映できる貴重な一次資料であると言えるだろう。

調査の詳細な方法は以下のとおりである。まず筑波大学のOGというネットワークを利用し、『南方日報』グループ傘下の『南方農村報』の編集長にアクセスできた。次に同編集長からネットワークを広げ、『南方週末』、『南方都市报』、『南方日報』のジャーナリストにアクセスできた。しかしアクセスできたジャーナリストはほぼ毎日新聞社に出勤する記事の

編集者²⁷であった。現場取材に携わる記者はほぼ出社しないため、現場記者への調査の実施がきわめて困難である。筆者はこうした困難を乗り越え、さらに編集者にアンケートの配分・回収作業を委託し、また編集者の紹介を通じて何人かの現場記者へのインタビューを社外で行った。

アンケート調査及び聞き取り調査で入手した一次資料は分析資料として主に第3章・第4節で用いた。

第3項 文献分析

本論文は第2章で中国共産党のメディアの「世論監督」機能に関する認識及び第3章第1節・第2節・第3節でメディアの実践における「世論監督」機能の歴史的発展経緯を考察するために、文献分析手法を用いる。

具体的に第2章では、1980年代から今日に至るまでのメディアの「世論監督」機能に関する中国共産党の諸会議の議決、党中央指導者の言説及び党が発した政策文書を分析資料として文献分析を行う。

第3章第1節・第2節・第3節では、メディアの実践において「世論監督」機能を担う実践主体が党機関紙の「世論監督」版から、「都市報」を経て、「民生ニュース」へと変化した歴史的変遷及び各時期におけるメディアの「世論監督」機能の実施内容、実施手段について文献分析を行う。

²⁷ 『南方日報』グループの記事編集者が大卒後、何年間の記者生涯を経て編集者になるのが普通のパターンである。要するに編集者が記者としての職業経験を持つベテランである。

第2章 中国共産党認識下のメディアの「世論監督」機能

はじめに

1990年代以降、中国メディアの「世論監督」機能の実施が目立っている。例を挙げると、2011年7月に浙江省温州市で発生した高速鉄道列車の追突事故に関して、メディアが事故原因の究明及び事故処理の措置をめぐる鉄道省の対応に対する批判を繰り広げた。『南方都市報』は、同年7月31日の記事の中で「このような悲惨な事故と、鉄道省のずさんな対応に対しては次の3文字の言葉しか思いつかない：くそったれ！」（中国語原文：面对如此惨烈的事情以及铁道部的糟糕处理，我们只想用3个字表达看法：他妈的！）と猛烈に批判した（『南方都市報』、2011年7月31日）。また、中央政府が直轄する中央テレビ局の7月25日のニュース評論番組では、キャスターが、鉄道省による事故原因の説明に疑問と批判の姿勢を示した（中央テレビ局・『新聞1+1』番組、2011年7月25日）。

しかし、中国メディアは、上述したような「世論監督」機能を果たしているものの、完全に自由に果たしているわけではない。それは、党のメディアの「世論監督」機能に対する態度と大きく関係している。たとえば、2008年に河北省で発生した「三鹿ブランドの汚染粉ミルク事件」¹において、党は、メディアの「世論監督」機能の実施を巡り複雑な態度を見せた。党は、事件当初の9月8日から、汚染ミルクの生産メーカーの不正行為及び政府の食品安全関連政策の欠陥を批判するメディアの熱心な報道ぶりを容認した。この時期のメディアは、この事件に関して新聞のトップ記事や特集ページを作って大々的に報じた（『南方都市報』、2008年9月12日、9月13日のトップ記事参照）。しかし、その後、党の態度が一変した。事件発生約1週間後の9月14日に党は報道を抑制しようとして、事件に関して新華社の配信した記事を使うよう指示を出した（香港誌・『亞洲週刊』、2008年9月28日）。このように、党のメディアの「世論監督」機能を許容する範囲には、一定の限界がある。ここで、メディアの「世論監督」機能に対して、党の態度の変化が生じるのはなぜだろうか。この点を明らかにするために、メディアの「世論監督」機能に対する党の認識を解明することが必要となると考えられる。

¹ 2008年に中国河北省の「三鹿集団」によって製造されたメラミン入りの汚染ミルクを飲んだ乳幼児6人が腎臓結石で死亡し、何万人の被害者が出た事件である。この事件は中国社会の大きな反応を呼んだ。

本章の目的は、メディアの「世論監督」機能の導入をめぐる党大会の決議を考察することを通じて、メディアの「世論監督」機能に対する党の認識が、どのようなものであるかを明らかにするところにある。党は、いかなるメディア認識のもとでメディアの「世論監督」機能を導入したのか。党はどのような内容でメディアの「世論監督」機能を容認しているのか。党の容認範囲の限界点はどこにあるのか。

メディアの「世論監督」機能に対する党の認識に関する先行研究を整理すると、以下の問題点を指摘できる。第 1 に、中国国内での先行研究には、1980 年代から今日に至るまでの党の諸決議を分析対象として、党のメディアの「世論監督」機能に与えた内容を考察したものが複数ある（徐、2010；程、2010；劉、2009；童、2007）。しかし、これらの研究は天安門事件後の党の許容範囲の限界について踏み込んだ考察を行っていない。このことは、天安門事件が依然として共産党によりタブー視されていることによる影響であると考えられる。一方、中国国外での先行研究は、1990 年代以降の党の諸決議を中心に、党の認識を考察したものが存在するものの（Cho,2007; Zhao,2000;王、2010）、1980 年代のメディアの「世論監督」機能に対する党の認識は研究対象とされていない。第 2 に、中国国内での先行研究は、メディアの「世論監督」機能に関する党の諸決議の内容を考察しているが、その内容に注目しただけで、党のメディアの「世論監督」機能を言及した意味を探究していない。一方、中国国外の先行研究は、1990 年代以降の党の決議を中心に、メディアの「世論監督」機能に対する党の認識を詳細に分析している。その中に、メディアの「世論監督」機能は、すなわち、地方政府および社会に対する党のコントロール手段の一環であるという見方がある（Cho,2007;王、2010）。しかし、この見方は、1980 年代の段階で、党がメディアの「世論監督」機能を導入した目的意識を踏まえた党の認識の連続性、断絶性を議論から排除している。以上のように、先行研究は、党のメディアの「世論監督」機能の認識を十分に分析したとは言い難い。

そこで、本章では、以下の 3 段階を踏まえて、メディアの「世論監督」機能に関する党の認識の連続性を把握したい。第 1 に、1980 年代に党によるメディアの「世論監督」機能の導入と党のメディアの「人民の喉と舌」論との関連性を解明する同時に、党第 13 回全国代表大会（1987 年 9 月）で明示されたメディアの「世論監督」機能の内容を明らかにする。第 2 に、天安門事件後のメディアの「世論監督」機能に関する党指導部の言説を考察することによって、党の許容範囲の限界を明らかにする。第 3 に、第 1 と第 2 の分析結果を踏まえ、1990 年代以降の党の決議を分析し、党にとって、メディアの「世論監督」

機能が、地方政府および社会に対するコントロール手段の一環であるとの既存研究の見解に異議を唱える。

本章で用いた資料は、1980年代から今日に至るまでの中国共産党の諸会議の議決、党中央指導者の言説及び党が発した政策文書である。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、党によるメディアの「世論監督」機能の導入と党のメディアの「人民の喉と舌」論との関連性を考察する。第2節では、メディアの「世論監督」機能の内容を付与する党の諸議決を考察することによって、党のメディアの「世論監督」機能に対する容認内容を明らかにする。第3節では、天安門事件後の党のメディアの「世論監督」機能に対する言説を考察することによって、党のメディアの「世論監督」機能を許容する限界点を探る。最後の第4節では分析結果を踏まえ、党の認識下のメディアの「世論監督」機能の実態について結論付ける。

第1節 党によるメディアの「世論監督」機能の導入

メディアの「世論監督」機能が初めて提起された中国共産党第13回全国代表大会において、元党総書記・趙紫陽はメディアの役割を「人民群眾の要求と声を、常に順調に上まで（筆者注：党中央まで）反映するルートが設けられるべきである」と述べた²。すなわち、趙は、メディアが民意代弁ルートであるという認識を示していた。こうした認識は、1985年に趙の前任である胡耀邦が提起したメディアの「人民の喉と舌」論にも見出すことができる。1980年代以来、この議論は、党指導部の重要なメディア認識の1つとして党により提唱され続けている。本節では、党によるメディアの「世論監督」機能の導入と党のメディアの「人民の喉と舌」論との関連性を明らかにしたい。

第1項 党のメディアの「人民の喉と舌」論の意味

1985年2月に元党総書記・胡耀邦は「党の新聞工作に関して」と題した談話の中で、党のメディアの「人民の喉と舌」論について次のように述べた。

「我々の党の新聞事業は、一体どのような性質を持つものであろうか？それに関する最

² 趙紫陽（1987）、「在中国共産党第13回全国代表大会上の報告 五（五）建立社会協商對話制度」（2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content_697061.htm よりダウンロード）。

も重要な意義を一言でまとめると、党の新聞事業が党の喉と舌でもあり、当然ながら党の指導のもとにある人民政府の喉と舌でもあり、人民自身の喉と舌でもある。(中略)メディアは党が人民大衆と団結する紐帯、架け橋であり、人民の間、党内外および国内外において情報伝達を行う道具である。(中略)我々の党は全力を尽くして人民に奉仕し、『人民大衆の中から来て、また人民大衆の中に入る』という党の工作路線を堅持するのである。従って、党の新聞事業は上の情報の下達、下の情報の上達、党と人民大衆の団結を強化するための人民大衆の声の反映および各方面から人民大衆の情報需要への満足などの役割を果たすべきである」³。

メディアの「人民の喉と舌」論は、すなわち、党は革命根拠地時代から提唱し続けてきたメディアの「党の喉と舌」論を打破したものであると言えよう。

説明を加えると、党のメディアの「党の喉と舌」論は、1941年2月に党の機関紙である『新中華報』は「本紙創刊2周年の記念に際して」と題した社説の中で、『新中華報』は党中央の政治意見を伝達する最も有力な『喉と舌』である」と初めて提起された(中国共産党新聞工作文献匯編(下)、1980:150)。1942年、当時の党中央機関紙である『解放日報』は、「新聞は党の『喉と舌』である。この巨大な集団の『喉と舌』である。新聞のすべての文章、すべての記事が党を代表し発言すべきであり、必ず党を代弁すべきである」と強調した(中国共産党新聞工作文献匯編(下)、1980:151)。この文言にあるように、メディアの「党の喉と舌」論とは、党が、メディアを党の「喉と舌」、いわゆる党の公式見解を代弁する道具であると位置づけ、メディアに政治宣伝という唯一の機能を担わせたものであることがうかがえる。これは、党はメディアが単なる党の代弁道具であるという認識のもと、メディアの党意思の代弁のみを許可する一方、民意の代弁を容認していないという意味を持つと考えられる。

これと対照的に、上記した党のメディアの「人民の喉と舌」論の提起は、すなわち、党はメディアが単なる「党の喉と舌」ではなく、「人民の喉と舌」でもあるという認識のもと、メディアが党意思の代弁以外の民意代弁を行うべきであると認識し始めた。これは、党はメディアが単なる党の意思を代弁する道具ではなく、民意の代弁ルートでもあるという認識のもと、メディアによる民意代弁を許容したこととうかがえる。

メディアの「人民の喉と舌」論は党指導部によって提唱され続けてきた。江沢民は1989年11月に「党の新聞工作に関するいくつかの問題」と題した談話の中で「我々の党は従

³ 胡耀邦(1985)、「關於党的新聞工作」『新聞前線』第5期、2—11ページ。

来に新聞工作を非常に重視し、始終に我々の新聞、ラジオ、テレビが党、政府及び人民の喉と舌である。これは新聞工作の性質を説明できる」⁴と述べた。また1995年に党中央弁公庁によって公布された「新聞世論工作のより一層の改善に関する若干の意見」の中で「我々党と国家の新聞、通信社、ラジオ、テレビが党と人民の喉と舌である。(中略)メディア報道は人民大衆に向けて、人民大衆の生活と密接につなげ、一切人民大衆の利益からスタートすべきである」⁵と強調した。メディアの「人民の喉と舌」論には、党は、メディアが民意代弁を行うべきであるという認識を持つことが反映されている。こうした認識は、改革開放以降の党中央の共通見解であるとうかがえる。

第2項 党によるメディアの「世論監督」機能の導入

メディアの「世論監督」機能が初めて提起されたのは、1987年10月に開催された中国共産党第13回全国代表大会（以下、党の第13回大会と略す）であった。元党総書記・趙紫陽による政治報告の中の第5部分・「社会協商対話制度の建設」で、メディアの「世論監督」機能に言及した。以下では、まず、党が「社会協商対話制度の建設」という名のもとで、メディアの「世論監督」機能に言及した意味を考察する。次にその意味とメディアの「人民の喉と舌」論との関連性を明確化する。

1980年代、「社会協商対話制度の建設」は党指導部が政治体制改革を積極的に推進していた中、その中の重要な内容の1つとして提起された。党の第13回大会において「社会協商対話制度」の原則について、「党の『人民大衆の中から来て、また人民大衆の中に入る』という伝統を発揚し、党政機関の開放程度の向上また重大な問題を人民に知らせ、人民に討論させることである」と規定されたとともに、具体的な実施内容について「各級の党政機関が大衆の意見を聴取することに基づいて工作を展開してこそ、実際と密接につなげ、過ちを避けることができる。一方、大衆の要求と声を常に、順調に上達するルートが必要であればこそ、大衆の意見と不満を表出することができる。したがって、社会協商対話制度の建設は上の情報の下達および下の情報の上達を迅速に、順調に、正確に行うことによって、お互いのコミュニケーションと理解を促進することができる」、さらに「全国範囲、地方範囲、基層単位範囲の重大な問題に関する協商対話は、全国で、地方で、基層単位内で3つ

⁴ 江沢民（1989）、「關於党的新聞工作的幾個問題」『新聞実践』1990年第3期、3—6ページ。

⁵ 翁海勤（2007）、「『耳目喉舌』説的歴史沿革」『新聞記者』第3期、35—37ページ。

のレベルで行われるべきである。各級の党政機関がそれを党工作の中の一大事として行わなければならない。現在の協商対話展開のルートの役割をより一層発揮させるとともに、新しいルートの開設にも関心を持つべきである」と決められた⁶。また 1988 年 3 月に開催された全国人民代表第 7 回第 1 次会議で発表された「政府工作報告」では、「社会協商対話制度の建設」について「各級の政府と関係者が常に直接的な、平等な協商対話を通じて、大衆の声を聴取し、大衆の苦情に関心を持つべきである。我々は大衆の合理的な意見と正確な批判を受け止めることによって、工作の改善、各不正気風の克服に努力しなければならない」と強調された（『人民日報』、1988 年 4 月 15 日）。

以上のことから、党指導部は、「社会協商対話制度の建設」において、以下の目標を掲げていたことがわかる。1 つ目は、党指導部が党と政府の情報公開を推進することによって、重要な問題を人民に知らせ、人民に討論させる民主制度を形成するという目標である。これは、党が民衆の知る権利及び政治参加権利を実現させることを目的としている。2 つ目は、全国レベル、地方レベル、基層単位レベルという 3 つのレベルにおいて、各級の党政幹部が、人民大衆の中に入り、人民大衆と平等に直接的に協商・対話を行う目標である。これは、党が民衆の党工作に対する声と批判を反映することによって、民衆の党への監視権利を行使させることを目的としている。

こうした「社会協商対話制度の建設」があげた目標を実現するために、党はメディアの「世論監督」機能を重要な実現ルートの 1 つとして提起した。具体的に、党の第 13 回大会では、「各種の現代化した新聞と宣伝機関が、党と政府の業務活動に関する報道を増やすことを通じて、人民大衆による党政機関の工作への批判意見を取り上げ、さらに官僚主義と各不正な気風と闘う『世論監督』機能を果たすべきである」と明言された⁷。

以上のことによって、党が「社会協商対話制度の建設」という名のもとで、メディアの「世論監督」機能を言及したことは、以下の 2 つの目的を持つことがうかがえる。まず、党は、メディアが党の工作に関する報道を行うことを通じて、重大な問題を民衆に知らせ、民衆の知る権利を保障することを期待する。次に、党はメディアが民衆の批判意見を党中央まで反映し、民衆の党への監視権利を保障することを期待する。

以上のように、党がメディアの「世論監督」機能を導入したことは、党はメディアが民

⁶ 趙紫陽（1987）、「在中国共産党第 13 回全国代表大會上的報告 五（五）建立社会協商対話制度」（2012 年 3 月 5 日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content_697061.htm よりダウンロード）。

⁷ 同上。

衆の批判意見を代弁することを容認したという意味を持つとうかがえる。これは、メディアの「人民の喉と舌」論に反映された党のメディア認識と共通していることがわかる。すなわち、党はメディアが民意代弁ルートであるという認識のもと、さらにメディアが民衆の批判意見を代弁することを許容したとうかがえる。

第2節 党のメディアの「世論監督」機能に対する許容範囲

前節では、党はメディアが民意代弁ルートであるという認識のもと、メディアの「世論監督」機能を導入したことを明らかにした。本節では、党がメディアの「世論監督」機能に与えた具体的な内容を考察することによって、党はいかなる内容でメディアが民衆の批判意見を代弁することを容認しているのかを明らかにする。

第1項 党に対するメディアの「世論監督」機能

① 党の官僚主義に対するメディアの「世論監督」機能

官僚主義の弊害に関する党指導部の認識は鄧小平の発言に見られる。鄧は「官僚主義現象は、我々の党と党の政治生活の中で広範囲にわたって存在している大問題である。官僚主義の主要な弊害が権力の乱用、実際との離脱、大衆との離脱、効率の低下、民主への抑圧などである」と指摘し、さらに「官僚主義は、党の路線、方針、政策を有効に実行し、人民大衆の利益に関わる問題を解決することができない。また官僚主義は事実と人民大衆に離脱し、形式を重んじることによって、党の工作や党の威信を損害する」と述べた（『鄧小平文選』、1982年：287）。

官僚主義を是正するために、党指導部は民衆による監視の必要性を提起した。鄧小平は、「党の指導がうまくいくなれば、終始、主観主義、官僚主義、宗派主義の克服を行わなければならない。党が監視を受けなければならない。党と党の民主生活を拡大しなければならない」と指摘するとともに、「大衆による監視制度が必要である。大衆による幹部、特に指導役の幹部への監視を行うべきである。特権化と特殊化を振る舞う幹部に対して、人民が法律に依拠して彼らを検挙、控訴、罷免する権利がある」と述べた（『鄧小平文選』、1994：218）。

こうした党の民衆監視構想が党のメディアの「世論監督」機能の言及に反映された。党が1987年10月に開催された党の第13回大会において、メディアの「世論監督」機能に

以下の内容を付与した。

「各種の現代化した新聞および宣伝機関は、党と政府の業務活動に関する報道を増やし、人民大衆による党の工作への批判意見を取り上げ、官僚主義と各種の不正な気風と闘う『世論監督』機能を果たすべきである。」⁸

これにより、党は、メディアが党の官僚主義に対する民衆の批判の代弁を容認したことが分かる。

② 権力濫用に対するメディアの「世論監督」機能

改革開放以降、各級地方政府・党組織による権力濫用行為の問題が深刻である。たとえば、中央紀律検査機関の統計により、2011年に土地徴収、立ち退きにおける地方の党員幹部の職権濫用、強制執行の原因で摘発された案件が1,480件に上り、509人の幹部が行政責任を問われた⁹。

一方、民衆は党政機関の権力濫用への座り込み、ストライキ、暴力的抗争まで行うようになった。1990年代に入り、地方政府や党組織などの権力機関による権力濫用に起因した各地の大規模なデモ、ストライキ、党員幹部に対する集団反抗・攻撃・暴行、土地収用に反対する民衆の座り込みなどの騒擾事件（いわゆる「群体性事件」）は、1994年のおよそ10,000件から、2005年の83,000件までに増加した¹⁰。

以上を背景に、1990年代以降、党指導部は各級の地方政府および党の権力機関による権力濫用の問題を是正するために、以下のようにメディアの「世論監督」機能を言及した。

1997年9月に開かれた中国共産党第15回全国代表大会では、メディアの「世論監督」機能について、「我々の権力が人民に付与されるし、すべての幹部が人民の公僕であるため、人民と法律による監視を受けなければならない。（中略）党内での監視、法律による監視および大衆による監視と結び付けることによって、メディアの『世論監督』機能を十分に発揮させなければならない。（中略）党と党の政策や指令執行の徹底に対する監視を強化することが、政策指令執行の順調を保障するためである。さらに各級の党員幹部、特に指導役の幹部に対する監視を強化することが、権力濫用の防止のためである。法律や党の規律に

⁸ 同上。

⁹ 「全国糾正查处1.4万件損害農民土地權益問題—中紀委監察部通報去年查弁案件情況」『中国国土资源報』、2012年1月7日付きの記事。

¹⁰ 陳先兵(2010)、「維權話語与抗争邏輯—中国農村群体性抗争事件研究的回顧与思考」『北京化工大学学報』第1期、1—6ページ。

違反した行為に対して、厳重に懲罰を与えなければならない」と明言されていた¹¹。すなわち、党指導部は、メディアが地方政府と各級の党組織の権力濫用、違法な行為に対する民衆の批判を代弁することを容認したとうかがえる。

さらに、2005年3月、党中央弁公室に公布された『世論監督』工作のより一層の強化と改善に関する意見は、『世論監督』を正確に展開することは、人民大衆の意見と声の反映および、党、政府と人民大衆の関係の強化にも有利であると提起するとともに、メディアの「世論監督」機能について「法律や党則に違反した行為への監視を強化し、とりわけ法律や党則の無視、軽視および紀律の緩みの問題に対する批判と暴露を行わなければならない。党と政府の政策や条例の執行状況への監視を強化し、人民大衆の党と政府工作に対する希望と意見を反映し、中央指令を表向きで従い、陰で違反する行為および職務の怠慢、職権の濫用と消極的行為を批判することによって、中央権威の維持と中央指令遂行の徹底を保障することができる。なお、人民大衆の利益を損害した行為への監視を強化し、各種の手段と方式によって人民大衆の利益を損害した現象と行為を暴露、批判することによって、人民大衆の合法的な利益を保護することができる」と明言した¹²。

以上のように1990年代以降、党は各級の地方政府と党組織の権力濫用を是正するために、メディアの「世論監督」機能を言及したことは、党はメディアが党の権力濫用に対する民衆の批判を代弁することを容認したことであるとうかがえる。

③ 権力腐敗に対するメディアの「世論監督」機能

1980年代以来、党指導部が党の権力腐敗による深刻な状況に直面している。1982年から1986年までに党中央主導の反腐敗闘争が行われた結果、全国において67,600人の黨員幹部が党内処分を受けたほか、25,598人の黨員幹部が党籍剥奪の処分を受けた¹³。1990年代に入り、市場経済化のより一層の加速に伴い、党の権力腐敗問題がさらに深刻化した。たとえば、1993年から1997年までに、腐敗、賄賂の問題で16,117人の党政機関の幹部、

¹¹ 江沢民（1997）、「在中國共産党第15回全国代表大會上的報告 六政治體制改革和民主法制建設」（2012年3月6日最終アクセス、

http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/20/content_697207.htm よりダウンロード）。

¹² 中共中央弁公室（2005）、「關於進一步加強和改進輿論監督工作的意見」（2012年4月13日最終アクセス、

<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/102565/182147/11002949.html> よりダウンロード）。

¹³ 王謙（2008）、「陳雲与恢復重建後的中紀委」『文史精華』第7期、6-13ページ。

18,214 人の司法機関の幹部、8,144 人の行政機関の幹部が党の紀律処分を受けた¹⁴。

以上のような情勢をうけ、党指導者が権力腐敗による民衆の党への不満を懸念し、警戒している。1989 年に、鄧小平は、天安門事件の発生原因について、「今回の混乱を引き起した原因の中の 1 つの要因が、腐敗現象により、一部の大衆が党と政府への信頼を喪失したことである」と民衆の権力腐敗への不満を懸念した。1997 年 10 月に開かれた中国共産党第 15 回全国代表大会において、江沢民は「反腐敗は党と党の存亡に関わる嚴重な政治闘争である。腐敗問題を有効に対処することができなければ、党は人民大衆からの支持と信頼を失ってしまう。改革開放全体の過程に反腐敗の闘争を堅持しなければならない」と懸念を表明した。

以上を背景に、党は、権力腐敗を是正するための措置であるメディアの「世論監督」機能を以下のように言及した。

具体的には、まず、1993 年 11 月に開かれた中国共産党第 14 回中央委員会第 3 次全体会議において、「中共中央による社会主義市場体制建立の若干問題に関する決定」の採択とともに、メディアの「世論監督」機能について、「廉潔な政治の建設、反腐敗が社会主義市場体制建立の必要な条件と重要な保証である。腐敗の幹部に対する処罰を断固として行うには、党の紀律検査機関、司法機関、検察機関の工作および法律による監視、党組織による監視、人民大衆による監視、メディアの『世論監督』機能を強化しなければならない」と規定された（『人民日報』、1993 年 11 月 17 日）。すなわち、党は、メディアが党の権力腐敗に対する民衆の批判を代弁することを容認したとうかがえる。

また 1994 年 9 月に開催された中国共産党第 14 回中央委員会第 4 次全体会議では、「党中央の党自身の建設の強化に関するいくつかの重大な問題の決定」の採決とともに、メディアの「世論監督」機能について、「党の気風建設を堅持し、反腐敗闘争を深化し、持続して行っていかなければならない。党内の監視条例と大衆による監視、メディアの『世論監督』機能および民主党派、無所属派による監視を結び付けることによって有力な監視体制を形成しなければならない」と規定された¹⁵。

その後の 2001 年 9 月に開かれた中国共産党第 15 回中央委員会第 6 次全体会議で決議さ

¹⁴ 彭衛東（2005）、「試論新時期我党反腐敗的進程」『新余高専学報』第 10 巻第 1 期、19—21 ページ。

¹⁵ 「中共中央關於加強党的建設幾個重大問題決定」（1994）、「2012 年 4 月 13 日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-03/16/content_2705439.htm よりダウンロード）。

れた「党中央の党風の建設の強化と改善に関する決定」により、メディアの「世論監督」機能について、「腐敗問題への予防と解決を重要視しながら、党の廉潔な気風建設を行わなければならない。民主的監視のルートを広げ、人民大衆に依頼することによって、権力の執行を有効な監視制度に置くべきである。法律による監視、大衆による監視、メディアの『世論監督』機能および民主党派による監視を強化することによって、廉潔な党風の建設を推進していく」と提起された¹⁶。

引き続き、2005年1月に党中央によって公布された「中共中央による腐敗への懲罰、予防体系の建立と改善の実施綱要」により、「党の廉潔な気風建設と反腐敗闘争が党の死活、存亡に関わっている」という反腐敗の重要性と緊迫性を提起したとともに、「権力執行への制約と監視の強化が、権力の正確な執行への保証のためである」という部分で、メディアの「世論監督」機能について、「社会的監視を強化しなければならない。人民大衆の党、党機関および幹部に対する批判、意見の具申、控訴、検挙などの権利を保障しなければならない。大衆による法律や紀律を違反した行為への検挙の受理工作を改善することによって、迅速に大衆の反映した問題を処理しなければならない。各級の党委と政府は、メディアの『世論監督』機能を重視し、支持し、大衆の意見を聴取し、工作を改善しなければならない」と規定された¹⁷。

最後に、2008年6月に党中央によって公布された「腐敗への懲罰、予防制度の改善に関する企画（2008年—2012年）」においては、「腐敗への断固とした堅持と有効な予防が人心の向背と党の死活、存亡に関わり、党が始終に行わなければならない重大な政治任務である」という目標の提起とともに、「権力への監視と制約の強化」という部分で、メディアの「世論監督」機能について「大衆による監視を支持し、保障しなければならない。人民大衆の知る権利、政治参加権、表出権、監視権を保障しなければならない。さらに各級の党政機関の幹部が、メディアの『世論監督』機能を重視し、人民大衆の意見と声をまじめに聴取し、工作を改善しなければならない」と規定された¹⁸。

以上のように、党は権力腐敗を是正するためにメディアの「世論監督」機能を言及した。

¹⁶ 「中共中央關於加強和改進党的作風建設的決定」（2001）、「2012年4月14日最終アクセス、<http://xf.people.com.cn/GB/42468/3202837.html> よりダウンロード）。

¹⁷ 「中共中央建立健全懲治和予防腐敗体系實施綱要」（2005）、「2012年4月15日最終アクセス、<http://politics.people.com.cn/GB/1024/3122950.html> よりダウンロード）。

¹⁸ 「建立健全懲治和予防腐敗体系 2008—2012年工作規劃」（2008）、「2012年4月15日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-06/22/content_8417974.htm よりダウンロード）。

このことは、党はメディアが党の権力腐敗に対する民衆の批判を代弁するのを容認したことであるとうかがえる。

第2項 社会不正に対するメディアの「世論監督」機能

1990年代以降、党指導部は1992年に開催された中国共産党第14回全国代表大会において、市場経済体制改革をより一層加速すると採決した。一方で、急速な市場経済の発展が、社会の不正な現象の急増をもたらしている。

1990年代以降、悪徳な業者や個人によるコピー商品、偽物、粗悪商品の生産、販売が急増した。また市場経済の発展に伴う市場物価の人為的つり上げ、価格独占、価格詐欺、各名目の費用徴収などの不正行為も深刻になった。たとえば、党発展改革委員会の統計データによれば、2011年1月から11月にかけて、全国の各級の価格管理部門は、価格の詐欺、違法などの行為を摘発した件数が3万5900件に上り、消費者に2億3800万元を返還したという。

他方、社会格差の拡大、社会利益分配の不公正、社会治安の悪化、社会モラルの低下などの問題が顕在化した。たとえば、社会格差の問題に関して、農村部と都市部の所得格差が年々広がっている。国家統計局の発表によると、2009年の中国都市部における1人当たりの年間所得は1万7,175元であるのに対し、農村部では5,153元であり、都市部と農村部での収入格差は年間1万2,022元と約3.3倍にまで拡大している。これは1978年の改革開放政策以来、最大の格差となっている¹⁹。

以上のような急増した社会不正の現象が、民衆の大きな不満を招いている。全国各地で、社会格差の拡大、物価高騰、社会利益分配の不平等などに起因した民衆のデモや暴動が相次いで発生している。2004年2月に、江西省萍郷市で20,000人余りの労働者及び家族が貧富格差の拡大、社会利益分配の不平等に対する不満を爆発し、労働権利、社会保障権利、生存権利の享受を訴える集会を行った。

以上のような深刻な社会不正現象を直面している党指導部は、メディアの「世論監督」機能の提起を行った。

1996年10月に開催された中国共産党第14回中央委員会第6次全体会議において、党中央によって下された「党中央による社会主義精神文明建設の若干重大な問題に関する決議」の中で、社会問題の深刻さについて「一部の領域で道德の低下、拜金主義、個人主義が蔓

¹⁹ 田中正洋(2010)、「中国における格差問題」『FFG調査月報』12月号、16—19ページ。

延している；迷信行為、賭博、風俗などの醜悪な社会現象が氾濫している；偽商品、粗悪商品の生産、販売と詐欺行為が盛んになっている；青少年の思想を損害する風俗文化が蔓延している」と指摘されたほか、メディアの「世論監督」機能を「社会生活の中の各方面に対する管理を強化し、社会安定を損害する不法な行為を制裁し、打撃しなければならない。法律による監視、行政による監視、大衆による監視およびメディアの『世論監督』機能を総合的に利用し、社会の良い行為とモラルを規範化し、社会の醜悪な現象を批判し、社会の正義を発揚すべきである」と言及された²⁰。この決議により、党はメディアが社会不正に対する民衆の批判を代弁することを容認したことが分かった。

2006年10月に開かれた中国共産党第16回中央委員会第6次全体会議において、党中央が公布した「党中央による社会主義の調和とれる社会建設の若干重大な問題に関する決定」により、現存の社会問題について、「都市部と農村部の間、地域の間、経済的発展のバランスが欠如している；就職、社会保障、所得分配、教育、医療、住宅、安全生産、社会治安などの諸方面で人民大衆の利益と密接に関している各社会問題が深刻化している」と指摘されたとともに、「人民の監視権利を強化し、各社会問題への暴露、社会正義の発揚にメディアの『世論監督』を発揮すべきである」と規定された²¹。

以上のように、本節では、1980年代以降のメディアの「世論監督」機能に対する党の言及を含む諸決議を考察した。これにより、党のメディアの「世論監督」機能に対する許容内容は、メディアが党及び社会不正に対する民衆の批判を代弁することであることが明らかになった。

第3節 党のメディアの「世論監督」機能に対する許容範囲の限界

一方、党は、メディアが党及び社会不正に対する民衆の批判を代弁することを容認したものの、無条件に容認したわけではない。党は、条件付きでメディアの「世論監督」機能を提起した。こうした態度の転機は1989年6月の天安門事件である。党は天安門事件後、

²⁰ 「中共中央關於加強社会主義精神文明建設若干重要問題的決議」（1996）、（2012年4月15日最終アクセス、<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/5089/5106/20010430/456601.html> よりダウンロード）。

²¹ 「中共中央關於構建社会主義和諧社会若干重大問題的決定」（2006）、（2012年4月13日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/politics/2006-10/18/content_5218639.htm よりダウンロード）。

メディアの「世論監督」機能に、プラス宣伝を主とする報道方針を堅持するとともに、正しい世論誘導を堅持しなければならないという規制をかけた。このような認識は、今日に至っても提起され続けている。本節では、こうした党の提起を踏まえつつ、党がメディアの「世論監督」機能を許容する限界点はどこにあるのか、を明らかにしたい。

第1項 プラス宣伝を主とする方針のよとのメディアの「世論監督」機能

天安門事件後、党指導部はメディアの「世論監督」機能が、プラス宣伝を主とする報道方針を堅持しなければならないという認識を示した。1989年11月に党中央宣伝部によって開催された新聞工作討論会では、当時の党中央政治局のイデオロギー工作主管李瑞環は、「プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」と題した講話の中で、メディアの「世論監督」機能を提起した。本項では、メディアの政治宣伝機能の再強調を目的とするプラス宣伝を主とする方針堅持のよとに、党のメディアの「世論監督」機能を許容する限界点を探る。

① プラス宣伝を主とする方針堅持の提起

天安門事件後、党はメディアの政治宣伝機能の再強調を目的とするプラス宣伝を主とする報道方針を提起した。

プラス宣伝を主とする報道方針の提起に関して、1989年11月に開かれた新聞工作討論会で、李瑞環は「プラス宣伝方針を主とする方針は、社会主義新聞事業が必ず順守しなければならない極めて重要な指導方針である。この方針を堅持することとは、党の路線、方針と政策を正確に、迅速に宣伝し、事実に基づいて社会現実の中の主流を反映し、人民大衆による創造の業績を宣伝することである。こうして人心への励ましのための巨大な精神的力を形成することができ、社会安定に有利する世論環境を形成することができる」と述べたとともに、「新聞が党と人民の偉業をほめたたえるとともに、問題点、消極的マイナス面を批判、暴露すべきである。しかし、新聞報道においては必ずプラス面に対する宣伝報道が主導的地位に占め、批判と暴露報道が副次的な地位に占める。批判報道が、もし数多くて集中すると、その社会的効果が良いわけではない。報道の中の批判の度合いに注意すべきである」と強調した²²。この報道方針は、今日に至っても提起され続けている。2002

²²李瑞環（1989）、「堅持正面宣伝以主の方針」（2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード）。

年 1 月に、胡錦濤は全国宣伝部長会議において、「新聞工作が必ずメディアの党派性原則を堅持し、党と人民の団結一致、社会安定、人心への励ましのための出来事を宣伝し、プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」と述べた²³。

上述した党指導者層の発言より、党指導部にとってはプラス宣伝を主とする方針の中の「プラス性」を判断する基準が、党の支配地位の強化に「プラス性」があるか否かのことでありと考えられる。党にとっては無論、党の偉業、功績宣伝が党の支配地位の強化に「プラス性」を持つものであると考えられる。すなわち、プラス宣伝を主とする方針の提起は、党はメディアが党のイデオロギー宣伝を主要な任務として果たさなければならないとの認識を示したとうかがえる。

②プラス宣伝を主とする方針堅持のよとのメディアの「世論監督」機能

天安門事件後、党指導部はプラス宣伝を主とする方針堅持のよとにメディアの「世論監督」機能を提起した。

1989 年 11 月に開催された新聞工作討論会では、李瑞環は、「プラス宣伝を主とする方針を正確に、全面的に理解し、実行することが、メディアの『世論監督』機能の發揮に直接に関わり、社会主義新聞事業の成功と失敗にも直接に関わっている」とプラス宣伝を主とする方針堅持の必要性を強調するとともに、「プラス宣伝を主とする方針の堅持とメディアの『世論監督』機能の正確な發揮は、一致している。メディアの『世論監督』機能は、実質上では人民大衆による監視であり、人民大衆がメディアを通じて党と政府の工作および幹部に監視を行うものである。単なる新聞機関、新聞関係者による監視ではない。メディアの『世論監督』機能は、必ず憲法と法律に定められた範囲内で実施されるべきである。新聞機関と新聞関係者も党による監視を受けなければならない」と主張した²⁴。

引き続き、1996 年 10 月に開かれた中国共産党第 14 回中央委員会第 6 次全体会議で採択された「党中央による社会主義精神文明建設の強化に関する若干の重要な問題の決議」により、「新聞工作は必ずメディアの党派性原則を堅持し、プラス宣伝を主とする報道方針を堅持しなければならない。社会の重大な問題に関する世論の誘導とメディアの『世論監

²³ 胡錦濤（2002）、「在全国宣伝部長会議上の講話」（2012 年 4 月 13 日最終アクセス、<http://www.china.com.cn/chinese/2002/Jan/96417.htm> よりダウンロード）。

²⁴ 李瑞環（1989）、「堅持正面宣伝以主的方向」（2012 年 3 月 5 日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htm よりダウンロード）。

督』機能を強化することによって、党と政府の工作を改善する」と規定された²⁵。

1999年9月に党中央によって下された「党中央による思想政治工作の強化と改善に関する若干意見」の中で、「思想政治工作におけるメディアの役割を十分に果たさせるべきである。新聞、雑誌、ラジオとテレビが思想政治教育を行う重要なルートであり、社会の中で大きな影響力を持つため、党にしっかり握られなければならない。すべてのメディアが、メディアの党派性原則を堅持し、党と人民の団結一致、社会安定および人心への励ましの出来事などを宣伝し、プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない。同時に社会の重大な問題に関する世論の誘導とメディアの『世論監督』機能を強化しなければならない」と定められた²⁶。

以上のように、プラス宣伝を主とする方針の堅持のもとに、党はメディアの「世論監督」機能を提起した。すなわち、党のメディアの「世論監督」機能を許容する条件は、メディアが民衆の党への批判の代弁より党のイデオロギー宣伝を主要任務として行うことであるとうかがえる。換言すれば、党の許容条件は、メディアが民衆の党への批判の代弁より党のイデオロギー宣伝を優先することであると考えられる。

以上のような党の認識上の限界をもたらした要因としては、党指導部は、メディアの「世論監督」が党の支配地位にマイナス性を持つと認識し、その社会的効果を警戒していると考えられる。天安門事件後、党指導部は、こうした批判報道が党の支配地位にマイナス性を持つと認識し、その社会的効果について懸念を表明した。1989年11月に、李瑞環は、「プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」と題した講話の中で、「批判報道が多すぎ、集中しすぎると、その社会的効果は良いわけではない。我々の批判報道は、批判のため、消極的な現象の暴露のためではなく、工作の改善、問題の解決および人々の前進の自信の強化のためである。批判報道は、党と人民の消極的現象の克服の決心を十分に表現することによって、党と人民の団結、人民への鼓動と激励に有利する実質的社会効果を持つべきである。批判報道が人民に力を与え、自信を与え、勇気を与え、希望を与えるべきである」とメディアの「世論監督」機能の社会的効果を懸念した。こうしたことを背

²⁵ 「中共中央關於加強社会主义精神文明建設若干重要問題的決議」（1996）、（2012年4月15日最終アクセス、<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/252/5089/5106/20010430/456601.html> よりダウンロード）。

²⁶ 「中共中央關於加強和改进思想政治工作的若干意見」（1999）、（2012年4月13日最終アクセス、<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/71382/71481/4854367.html> よりダウンロード）。

景に、天安門事件後、党指導部にとっては、メディアの「世論監督」機能が党の支配地位にマイナス性を持つという認識が、党のメディアの「世論監督」機能への態度を変化させたと言えよう。

第2項 正しい世論方向誘導堅持のよとのメディアの「世論監督」機能

他方、天安門事件後、党指導部は、メディアの「世論監督」機能が民衆の党との対立をもたらすことを警戒しながら、メディアの「世論監督」機能が正しい世論方向誘導を堅持しなければならないとの認識を示した。本項では、正しい世論方向誘導堅持のよとのメディアの「世論監督」機能の提起をめぐり、党の容認範囲の限界点を探る。

① 正しい世論方向誘導堅持の提起

正しい世論方向誘導の本質と言えは、「第1に、メディアがプロレタリアの政治立場を堅持する。報道機関が必ず正しい政治方向の堅持をメディア工作の首位として、思想面、政治面から党中央との高度な一致を保つ。第2に、メディアが鄧小平による中国特色のある社会主義建設理論と党の基本路線を宣伝し、経済建設このテーマを密接にめぐり、党と党工作の大局に従い、奉仕する。第3に、メディアが積極的に民意を政治面と思想面から、党中央との一致を保つ方向に誘導する。こうして、改革開放と社会主義建設の発展に民衆からの有力な支持を提供することができる」²⁷と解釈された。正しい世論方向誘導堅持の提起について、江沢民は1996年1月に『解放軍報』社で視察した際に、「党の路線、方針、政策と任務を有力に宣伝し、執行することができる；人民大衆に巨大な人心への励ましと鼓動の効果を与えることができる；先進性の持つ出来事を積極的に提唱し、発揚することができる；誤った出来事を迅速に阻止し、修正することができる」と述べた²⁸。

以上のことにより、正しい世論方向誘導堅持の提起は、すなわち、メディアが党指導部によって、民意を党と一致する政治的方向に誘導する役割を担わされたとうかがえる。つまり、党は、民意の方向性をコントロールするためのメディアの民意誘導機能を通じて、民衆を党と対立させないことを狙っているとうかがえる。

正しい世論誘導の必要性について、党指導部は繰り返して強調してきた。1989年11月

²⁷ 李曉桜（1997）、「試論把握正確輿論導向要處理好的幾個關係」『新聞前哨』第3期、5—6ページ。

²⁸ 江沢民（1996）、「江沢民在接見『解放軍報』社師級以上幹部時的講話」『新聞戦線』第2期、3—4ページ。

に、江沢民は新聞工作討論会で「党の新聞工作に関するいくつかの問題」と題した講話の中で、「今回の事件（筆者注：天安門事件）が新聞工作の極めての重要性を語った。今回の事件は新聞工作が党と人民の意思、利益に依拠して民意を誘導しないと、どの程の嚴重な損害と巨大な損失をもたらしたと語った」とメディアの正しい世論方向誘導の必要性を提起した²⁹。また、1996年9月に江沢民は、『人民日報』社で視察した際、「歴史の経験から、メディアの民意の誘導の正しいか否かが我々党の成長と壮大、党の指導権の確立と強化、人民との団結と党の繁栄にとって重要なことであると分かった。メディアの正しい民意の誘導が党と人民にとって福であるが、メディアの誤った民意の誘導が党と人民にとって災いである」と繰り返し強調した³⁰。さらに、2008年6月に、胡錦濤は『人民日報』創刊60周年記念の際、メディアの民意誘導の向上の必要性を強調しながら、「メディアが党派性原則を堅持し、民意の正しい誘導をしっかりと行わなければならない。メディアが民意の正しい誘導を新聞宣伝工作の首位として行い、より一層積極的に人民大衆、社会主義、党と党工作の大局に奉仕すべきである」と述べた（『人民日報』、2008年6月21日）。

以上のように、メディアの正しい世論方向誘導堅持の提起により、党は民意の方向性をコントロールするためのメディアの民意の誘導機能を強調し、民衆を党と対立させないことを図っていると考えられる。

② 正しい世論誘導の堅持のもののメディアの「世論監督」機能

天安門事件後、党指導部はメディアの「世論監督」機能を正しい世論方向誘導堅持のものと提起した。

具体的には、1989年11月に、中央宣伝部主催の新聞工作討論会において、李瑞環は「メディアが社会生活の中の民意を正しく誘導することは、人民大衆の思想を正確な政治方向に誘導し、党の反対側の敵対勢力による敵対的宣伝を対抗するためである」とメディアの正しい世論方向誘導の必要性を強調したとともに、「メディアの『世論監督』機能の正確な発揮にあたり、以下のことに注意しなければならない。第1に、新聞工作者が始終、党と人民に利する立場に立ち、広範の人民大衆の声、願望と要求を反映することは、メディアの『世論監督』機能の正確な発揮の根本な前提条件と出発点である。第2に、新聞機関は

²⁹江沢民（1989）、「關於党的新聞工作的幾個問題」『新聞実践』1990年第3期、3—6ページ。

³⁰江沢民（1996）、「江沢民同志視察『人民日報』社時的講話」『当代伝媒』第5期、1—4ページ。

内部参考と内部発行の形で正確に問題のあり方を反映すべきである。第3に、新聞機関が主体的役割を果たすべきである。メディアが人民大衆の関心を持つ出来事および解決できそうな問題を素材として選択し、報道すべきである。こうしたメディアの「世論監督」機能が党と人民の満足をもたらし、さらに大衆に党の路線、方針、政策からの教育を受けさせることができる。第4に、メディアは『世論監督』機能を必ず憲法と法律に定められた範囲内で発揮しなければならない。新聞機関と新聞工作者も党と人民による監視を受けるべきである」とメディアの「世論監督」機能の正しい世論方向誘導堅持の必要性を述べた³¹。

2004年2月に、党中央によって公布された「中国共産党党内監督条約（試行）」により、中の第34条を「メディアが党派性原則を堅持し、新聞工作の紀律と職業道徳を順守すべきである。メディアは、『世論監督』機能を正しい世論方向誘導を堅持することのもとで発揮し、『世論監督』機能の社会的効果も注意すべきである」と規定された（『人民日報』、2004年2月17日）。

2004年9月に、中国共産党第14回中央委員会第4次全体会議において採決された「党中央による党の執政能力建設の強化に関する決議」では、「メディアがしっかりと正しい世論方向誘導を堅持し、正しく民意を誘導すべきである。メディアが、党のメディアを管理する原則を堅持し、民意誘導の能力を向上し、世論工作の主導権を握るべきである。メディアが社会の注目される問題に関する民意の誘導に重視し、積極的に『世論監督』機能を発揮すべきである」と、正しい世論方向誘導堅持のもとでのメディアの「世論監督」機能が強調された³²。

2005年3月に、党中央が公布した『『世論監督』工作のより一層の強化と改善に関する意見』により、第2部分『『世論監督』工作の原則要求の堅持』において、「メディアが党派性原則を堅持し、事実に基づいて真実を求める原則を堅持し、人民大衆に、社会主義に、党と党工作の大局に奉仕し、正しい世論方向誘導を堅持することのもとで、『世論監督』機能を発揮すべきである」と定められた³³。

³¹李瑞環（1989）、「堅持正面宣伝以主の方針」（2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード）。

³²「中共中央關於加強党的執政能力建設的決定」（2004）、（2012年4月25日最終アクセス、<http://www.china.com.cn/chinese/2004/Sep/668376.htm>よりダウンロード）。

³³「中共中央弁公庁關於印發『關於進一步加強和改進輿論監督工作的意見』的通知」（2005）、（2012年4月13日最終アクセス、<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/102565/182147/11002949.html>よりダウンロード）。

2006年10月、中国共産党第16回中央委員会第6次全体会議において、「党中央による社会主義的調和社会の建設に関する若干の重大な問題の決定」の採決とともに、「メディアの正しい世論方向誘導が調和社会の建設を促進する重要な要素である。新聞業、出版業、ラジオ、テレビなどが正しい世論方向誘導を堅持し、社会の主流を提唱し、改革開放の展開と社会の安定のための良い世論環境を作らなければならない。メディアが社会的責任を強化し、党の主張を宣伝し、社会の正義を広報するとともに、民意の伝達と誘導を行い、『世論監督』機能を発揮すべきである」と規定された³⁴。

2008年6月に党中央によって公布された「腐敗への懲罰、予防制度の改善に関する企画（2008年—2012年）」においては、「メディアが『世論監督』機能を強化し、改善すべきである。新聞などの報道機関が法律に依拠して監視を行い、職業道徳を順守し、正しい世論方向誘導を堅持し、『世論監督』機能がもたらす社会的効果を注意すべきで」と定められた³⁵。

上述のにより、正しい世論方向誘導堅持のよとのメディアの「世論監督」機能の提起は、すなわち、党のメディアの「世論監督」機能を許容するもう1つの条件は、メディアによる民衆の党への批判の代弁が民衆の党との対立をもたらさないことであるとうかがえる。

このような党の容認範囲の限界をもたらしした要因としては、党指導部は、メディアの「世論監督」機能が民衆の党との対立をもたらしすことを非常に警戒していたことと考えられる。天安門事件終結後、党指導部は事件の原因を探った結果、党にとってメディアの「世論監督」機能が民衆の党との対立をもたらししたことが、天安門事件に繋がる一因であると認識され、懸念された。1989年11月に中央宣伝部が主催した新聞工作討論会において、李瑞環は、「(筆者注：天安門事件中)資産階級式の新聞自由の追求という旗を揚げる人々は、党と政府を凌駕し、党と対立的立場に立って党への監視を行った。彼らは党への不満をぶちまけ、党と政府の顛覆を図った。彼らの標榜するメディアの『世論監督』機能を我々は、断固として反対する」との懸念を表明した。この講話により、党指導部は、メディアの「世

³⁴ 「中共中央關於構建社会主義和諧社会若干重大問題的決定」（2006）、（2012年4月13日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/politics/2006-10/18/content_5218639.htmよりダウンロード）。

³⁵ 「建立健全懲治和予防腐敗体系 2008—2012年工作规划」（2008）、「2012年4月15日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-06/22/content_8417974.htmよりダウンロード）。

論監督」機能がもたらした民衆の党との対立に非常に警戒したことがうかがえる。党指導部にとっては、メディアの「世論監督」機能が民衆の党の支配地位の反対をもたらすことが最大の危機であり、最も避けられなければならないことである。こうしたことを背景に、天安門事件後、党は党の支配を強化するために、メディアの「世論監督」機能を、メディアの民衆の党への批判の代弁が民衆の党との対立をもたらさない範囲内で許容するようになった。

以上のように、天安門事件後、プラス宣伝を主とする方針の堅持および正しい世論方向誘導堅持のもとにメディアの「世論監督」機能が提起された。すなわち、党のメディアの「世論監督」機能を許容する限界点は、メディアが民衆の党への批判の代弁より党のイデオロギー宣伝を主要任務として行うことと、メディアによる民衆の党への批判の代弁が民衆の党との対立をもたらさないことであるとうかがえる。

第3項 民衆による監視への強調

前述したように、党はメディアの「世論監督」機能を導入することは、すなわち党はメディアが党及び社会不正に対する民衆の批判を代弁することを容認しているという意味を持つ。しかし、党はメディアの「世論監督」機能は、メディアによる監視ではなく、民衆による監視であるという見解を始終に堅持している。

1989年11月に開催された新聞工作討論会では、李瑞環は、「メディアの『世論監督』機能は、実質上では人民大衆による監視であり、人民大衆がメディアを通じて党と政府の工作および幹部に監視を行うものである。単なる新聞機関、新聞関係者による監視ではない。メディアの『世論監督』機能は、必ず憲法と法律に定められた範囲内で実施されるべきである。新聞機関と新聞関係者も党による監視を受けなければならない」³⁶と民衆による監視を主張した。

またメディアの属性について、2004年2月、党中央によって公布された「中国共産党党内監督条約（試行）」中の第34条により、「メディアが党派性原則を堅持し、新聞工作の規律と職業道徳を順守すべきである。メディアは、『世論監督』機能を正しい世論方向誘導を堅持することのもとで発揮し、『世論監督』機能の社会的効果も注意すべきである」³⁷

³⁶李瑞環（1989）、「堅持正面宣伝以主の方針」（2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード）。

³⁷「中国共産党党内監督条約（試行）」（党中央が2004年2月17日公布）、（2012年4月

と規定された。すなわち、党は依然としてメディアの党派性原則の堅持を提起し、メディアの党のイデオロギー宣伝機関としての属性を強調している。

以上より、党の認識下のメディアの「世論監督」機能は、実質上民衆による監視でありながら、メディアを依然に党のイデオロギー宣伝機関として位置付けているという意味を持つことが分かった。

第4項 党の統治能力向上の手段としてのメディアの「世論監督」機能

メディアの「世論監督」機能の実施が1989年の天安門事件により、一時的停滞していたが、1992年の市場経済のより一層の加速に伴い、党指導部に再び推進されてきた。その結果、1990年代のメディアの「世論監督」機能の実施が盛んになった。その原因には、党中央は自身の統治能力の向上のために、地方政府と地方幹部の不正に対してメディアの「世論監督」機能の実施を推進していることがある。

こうした党指導部の意図を実現させた最も良い事例は、中央政府の直轄に置かれる国営テレビ・中央テレビ局の「焦点訪談」番組の「世論監督」機能の実践である。「焦点訪談」は1994年4月に、中央テレビ局によって開設されたニュース解説と評論の番組として、毎晩中央テレビ局第1チャンネルのゴールデンアワーの時間帯に放送されている。番組は「時事問題への追跡報道、ニュース背景への分析、社会事件への解明、大衆的話題への評論」を報道理念とし、積極的に「世論監督」機能を実施している。例えば、1999年の同番組の「世論監督」機能の実施対象は、中央レベルの党政幹部（0%）、省レベルの党政幹部（0%）、市レベルの党政幹部（27.5%）、県レベルの党政幹部（51.6%）、郷鎮レベルの党政幹部（16.5%）、農村基層レベルの党政幹部（4.4%）となっている³⁸。これより、「焦点訪談」は市レベル及び市以下レベルの地方幹部を中心に「世論監督」機能を実施していることが分かった。

同番組は「世論監督」機能を盛んに実施している背景には、党と中央政府から絶大的な支持を受けていることがある。国务院元総理・朱鎔基は「毎日欠かす『焦点訪談』を見ている」³⁹と述べた同時に、1998年に同番組を視察した際、「人民の喉と舌、政府の鏡、改革の先頭に立っている」と同番組を称賛した。党中央にとっては、「焦点訪談」は地方政府

14日最終アクセス、www.people.com.cnよりダウンロード。

³⁸ Chan, Alex (2002), "From Propaganda to Hegemony: Jiaodian Fangtan and China's Media Policy," *Journal of Contemporary China*, No.11, pp. 35-51.

³⁹ 郭鎮之・趙麗芳（2004）、『聚焦“焦点訪談”』清華大学出版社、4ページ。

と幹部を監視するための最も良い手段である。党中央指導者は番組を見た後、直ちに関係部門に対し幹部への懲罰、問題の早期解決を指示したケースがしばしばある。2002年に、国務院弁公庁は、「焦点訪談」が批判・暴露した地方幹部の不正及び社会不正への是正状況を把握するために、監察機関を設置した。同監察機関は国務院という名目で行政手段を通じて、地方幹部への懲罰執行に対して監察を行っている。

しかし一方、党は地方政府と幹部をターゲットに、メディアの「世論監督」機能を自身の統治能力向上の手段として利用しているが、決して党中央に対する同機能の実施を容認していない。党は2003年の「SARS事件」及び「孫志剛事件」報道の中で、メディアの「世論監督」機能実施の矛先を中央政府に向けたことを非常に懸念している。「SARS事件」報道の中で、広東省の新聞・『新快報』、『南方都市報』、『羊城晚報』などが2003年1月から2月にかけて、全国でいち早くSARSウイルスによる感染者数の情報を暴露した⁴⁰。こうした報道は、中央政府が発表した「感染状況が鎮静している」との声明を疑問視している。「孫志剛事件」報道の中で、『南方都市報』をはじめとする多くのメディアは中央政府の都市部収容・送還政策の欠陥を批判した。党は2004年以降、全国の報道機関へのコントロールを強めた。党は報道責任者への免職、逮捕の懲罰を相次いで下した。2004年に党の宣伝部門は『南方都市報』の元編集長・程益中、副編集長・喻華峰に逮捕、投獄の懲罰を与えた。2006年、『中国青年報』傘下の「氷点時評」週刊誌の李大同編集長が、免職処分を下されたとともに同誌も停刊の窮地に追い込まれた。

以上のように、党は自身の統治能力の向上のために、地方の政府と幹部の不正に対するメディアの「世論監督」機能の実施を容認している一方、党中央に対するメディアの「世論監督」機能の実施を許容していないことがうかがえる。

第4節 党の認識下のメディアの「世論監督」機能

本章では、党がメディアの「世論監督」機能に対して抱いてきた認識に迫った。具体的には、党が如何なるメディア認識のもとでメディアの「世論監督」機能を導入したのか、どのような内容でメディアの「世論監督」機能を容認しているのか、党の容認範囲の限界

⁴⁰ Jing Rong ,Tong (2011),*Investigative Journalism in China: Journalism, Power and Society*, New York : The Continuum International Publishing Group, pp.50-51.

点がどこにあるのかを明らかにすることに努めた。本章の内容をもう一度整理すれば以下のようなになる。

全体として党のメディアの「世論監督」機能に対する態度は柔軟性を持っている。党はメディアの「世論監督」機能を容認している一方、同機能を無条件に容認しているわけではない。

党の容認内容は以下のとおりである。改革開放以降、党はメディアを単一の党のイデオロギー宣伝道具として位置づける認識を突破し、メディアが民意代弁ルートであるという認識のもと、メディアの「世論監督」機能を積極的に導入してきた。党はメディアの「世論監督」機能を導入したことは、党はメディアの民衆の批判意見の代弁機能を容認したことを意味している。具体的に党のメディアの「世論監督」機能に関する容認範囲は、メディアの党及び社会不正に対する民衆の批判の代弁に関するものである。さらに、1992年以降の市場経済改革のより一層の加速に伴い、党中央は自身の統治能力の向上のために、地方政府と地方幹部を監視するメディアの「世論監督」機能の実施を大いに推進してきた。

一方、党の容認範囲には一定の限界がある。天安門事件後、党はメディアの「世論監督」機能の実践に対して「プラス宣伝を主とする方針を堅持する」と「正しい世論方向誘導を堅持する」という2つの規制方針を加えた。この2つの規制方針の内容により、党のメディアの「世論監督」機能に対する容認範囲の限界点は、メディアが民衆の党への批判の代弁より党のイデオロギー宣伝を優先することと、メディアによる民衆の党への批判の代弁が民衆の党との対立をもたらさないことであると考えられる。また、党はメディアの「世論監督」機能の実質は、民衆による監視であることを強調し、メディアの党のイデオロギー宣伝機関としての属性を依然に堅持している。さらに、党は地方の政府と幹部の不正に対するメディアの「世論監督」機能の実施を容認している一方、党中央に対するメディアの「世論監督」機能の実施を決して許容していない。

以上の結果を踏まえ、メディアの「世論監督」機能に対する党の統制が柔軟性を持つものであるとうかがえる。党の認識下のメディアの「世論監督」機能は、党のイデオロギー宣伝の正統性を堅持するという条件付きで、党に容認されているものである。

以上のような党の認識に対して、中国メディアの実践における「世論監督」機能は一体どのように発揮しているのか、また党の認識下のメディアの「世論監督」機能と異なるものなのかについて疑問を呈する。次章以降、中国メディアの実践における「世論監督」機能に注目し、その実施実態及び同機能をめぐる権力関係を明らかにしたい。

第3章 中国メディアの実践における「世論監督」機能

はじめに

本章の目的は、中国メディアの実践における「世論監督」機能がどのようなものなのかを明らかにするところにある。

第2章で考察したように、党の認識下のメディアの「世論監督」機能は、メディアが党及び社会の不正に対する民衆の批判を代弁するものでありながら、党のイデオロギーへの政治宣伝機能を優先するという条件付きのものであることが明らかになった。本章ではメディアの実践としての「世論監督」機能は以上のような党の認識と、どのように異なっているのかを解明する。具体的には、メディアの実践における「世論監督」機能と、党が同機能の実践に対して強調したメディアの政治宣伝機能の打破、衰退、脱去という連動図式を考察することによって、党の認識を突破するメディアの自主的实践としての「世論監督」機能の実態を解明する。

これまでのメディアの実践としての「世論監督」機能に関する先行研究には以下の問題点を指摘できる。第1に、メディアの「世論監督」機能の実践を考察した研究はメディアの番犬機能としての「世論監督」機能の発揮、メディアの「地域を跨る監督」（中国語原文：「異地監督」）の実施を考察するものが中心であった（孫、2004；西、2008；Zhao,2000;Cho,2007; Cheung,2007）。しかし、これらの研究はメディアの実践における「世論監督」機能は党の同機能に関する認識とどう異なっているのか、党の認識をどのように突破しているのかを十分に検討してこなかった。第2に、上述した先行研究はいずれもメディアの実践としての「世論監督」機能を政治的、経済的、社会的要因というミクロなレベルから考察を行ったが、ジャーナリストの同機能に関する認識をミクロなレベルから考察していないため、ジャーナリストがどういった認識のもとで「世論監督」機能を実践しているのかという質問に答えられない。

以上のような問題点を踏まえ、本章では以下の2つの分析アプローチを用いる。1つはメディアの実践における「世論監督」機能と党の同機能に関する認識の差異に注目し、政治的、経済的及び社会的要因というマクロなレベルから、メディアの「世論監督」機能の実践を歴史的に考察するものである。もう1つは、メディアの「世論監督」機能が新聞社内でも如何に実践されているのかを明らかにするために、『南方週末』と『南方都市报』所在の

新聞グループ・『南方日報』グループのジャーナリストの同機能に関する認識及び日常実践をミクロなレベルから考察するものである。

本章の構成は以下のとおりである。第1節ではメディアの政治宣伝機能の打破期（1987年～1989年）におけるメディアの「世論監督」機能の実態を考察する。第2節では1992年～2002年いわゆるメディアの政治宣伝機能の衰退期におけるメディアの「世論監督」機能の実態を明らかにする。第3節ではメディアの政治宣伝機能の脱却期（2003年～現在）におけるメディアの「世論監督」機能の実施状況について考察を行う。第4節では筆者が『南方日報』グループのジャーナリストに実施したインタビュー及びアンケート調査の結果をもとに、ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への認識及び日常実践を考察する。第5節では以上の分析結果を踏まえ、メディアの実践における「世論監督」機能の実態について結論付ける。

第1節 メディアの単一の政治宣伝機能の打破期における「世論監督」機能

メディアの単一の政治宣伝機能の打破期は、メディアの「世論監督」機能が初提起された1987年の党第13回全国代表大会（以下は大会と略す）から、同機能の実施が一時的に停滞していた1989年の天安門事件までの期間を指している。本節ではこの期間におけるメディアの「世論監督」機能の実践実態を考察する。

第1項 党機関紙の「世論監督」版の発行

中国新聞界の「世論監督」機能の最初の実践は改革開放以降の共産党機関紙の「世論監督」版の発行であった。「世論監督」版は党機関紙紙面の中の「特区」¹と見なされるため、他の紙面と違い、最初から党のイデオロギーへの政治宣伝機能と分化している。1980年代入り、全国各地の党機関紙は「世論監督」機能を担う紙面やコラムを相次いで回復し、創設した。たとえば、共産党青年団中央機関紙・『中国青年報』は、文化大革命中に停刊した「辣椒」欄を回復し、「世論監督」機能を実施するようになった。広東省党委機関紙・『南方日報』は「世論監督」機能を担う「南海潮汐」、「批評与建議」欄を新設した。さらに河

¹ 中国の市場経済体制改革の最初のステップは「経済特区」を設けたことである。それをもじって、中国新聞改革の最初の実践においても党機関紙の中の「週末版」、「世論監督」版などの発行も紙面の「特区」と呼ばれている。こうした「特区」と言われる紙面は一定程度の自主な編集権を持つ。

北省党委機関紙・『河北日報』も読者の批判意見を反映する「読者監督信箱」、「群言堂」欄を設置した。こうした「世論監督」版の創設により、メディアの「世論監督」機能が過去の単一の政治宣伝機能と異なる新たな機能として、大きな注目を浴びられた。1987年に党中央機関紙・『人民日報』が掲載したメディアの「世論監督」機能に関する記事や社説の数は22本に達した²。

「世論監督」版の発行は、改革開放期入り、メディアの過去の単一の政治宣伝機能を打破する新聞改革の中で行われた。1980年代入り、全国各地の新聞界ではメディア機能の再認識を主旨とする新聞改革の議論は大きく繰り広げられた。1986年9月に開催された首都新聞学会では、「新聞が党以外の多様な声を反映すべきである；新聞が多能的機能を持つマスコミュニケーション機関である；新聞の中の情報量が増加すべきである」³という新しい報道理念をめぐり議論された。続いて1987年11月の首都新聞学会主催の新聞改革討論会では、「新聞が党の宣伝道具である一面を強調する一方、新聞も人民のものである一面を軽視する；単一の党機関紙主体の新聞体制及び新聞の単一の党の声の代弁機能；新聞が党の指導を受ける一方、党を監視できない」⁴との旧来の新聞観に対する改革議論が行われた。このような新聞改革議論は、党機関紙の単一の政治宣伝機能から多機能への報道改革の中で実践された。広東省の党機関紙・『南方日報』を事例とすると、同紙は1980年代初めからいち早く新聞の批判機能を回復した。1981年から1982年にかけて、『南方日報』は当時の広東省内の深刻な密輸現象に注目し、その背景にある党政幹部の腐敗行為に対する多くの批判報道を掲載した。その中で最も有名なのは元広東省海豊県県長・王仲充が職権を利用し、密輸犯罪者に便宜を提供した行為に対する批判報道である。また1988年に同紙の編集委員会は新聞の中で単に党の会議、政策宣伝の報道を掲載するのではなく、一年間に少なくとも8本の「世論監督」機能を実施する記事をトップ紙面で載せるべきであるという報道改革の意見も提出された⁵。こうした中、同紙は主に読者の批判意見を掲載する「南海潮汐」欄、人民代表及び政治協商委員の意見を中心に載せる「批評与建議」欄を開設した。

「世論監督」版が登場した原因は次の3点にあると考えられる。第1はメディア市場か

² 鄧紹根（2009）、「『輿論監督』的歴史解讀」『新聞与写作』第3期、70—72ページ。

³ 宋志耀（1986）、「新聞觀念必須更新 首都新聞学会举行學術討論会」『新聞愛好者』第11期、7ページ。

⁴ 李赤（1987）、「首都新聞学会連続召開學術討論会 認真學習十三大文件進一步探索新聞改革」『新聞記者』第12期、4—7ページ。

⁵ 魏文秀（1988）、「南方日報深化改革形勢喜人」『新聞愛好者』第9期、18ページ。

らの要求である。改革開放以前の中国のすべての報道機関は政府の財政予算によって賄われたため、党と政府の宣伝道具としての機能を果たしてきた。一方、改革開放以降、メディア社の赤字を直面した中央政府は財政の負担を耐えられなくなったため、メディア社の市場的経営を許可するようになった。こうしたことを背景に、新聞は市場競争の中で読者を獲得するために、過去のような党に対する宣伝重視の内容から読者のニーズ重視の内容への報道改革をせざるを得なくなった。「世論監督」版の設置は新聞が市場競争の中で読者のニーズを重視した結果である。第 2 は民衆からの要求である。改革開放以降、人々の生活様式や考え方が大きく変化したため、民衆は新聞の新たな機能を求めるようになった。1980 年代入り、メディア界では新聞報道における民衆の表出権利、批判権利の自由を実現する「新聞法」立法への呼びかけは盛んになった。また 1986 年から 1987 年にかけての学生による民主化運動および 1989 年の天安門事件まで発展した学生運動は、いずれも「新聞報道の自由」、「民衆言論の自由」を求めるスローガンをあげた。第 3 は党政策の緩和である。第 2 章でも分析したように、1985 年に元党総書記・胡耀邦が提起したメディアの「人民の喉と舌」論及び 1987 年の党第 13 回大会におけるメディアの「世論監督」機能の初提起はいずれも党はメディアの民衆批判への代弁機能を容認したとかがえる。「世論監督」版の設置は党からの支持を得ていると言えよう。

「世論監督」版では掲載された記事内容は地方幹部の官僚主義、特権現象を中心に批判するものであった。これは党が 1987 年の党第 13 回大会で幹部の官僚主義に対するメディアの「世論監督」機能を期待したことと一致している。1987 年、黒龍江省で発生した大規模な森林火災の中で見られる地元幹部の官僚主義、職務怠慢に対して『中国青年報』は「赤色の警告」、「黒色の詠嘆」、「緑色の悲しみ」と題したシリーズの批判記事を掲載した。続いて『人民日報』は 1987 年に元山西省太原市委書記が特権を利用し、公安警察の職務を妨害した行為を批判した。さらに 1988 年、『農民日報』は元河南省交通庁庁長・劉松柏の形式主義行為に対して「世論監督」機能を実施した。

以上のように、メディアの単一の政治宣伝機能の打破期において党機関紙の「世論監督」版が担う「世論監督」機能の実践は、党中央の同機能への期待効果と一致し、上から下への監視という強い政治価値志向を持つことがうかがえる。

第 2 項 党の報道「禁区」の打破

中国メディア報道において様々な「禁区」と呼ばれる報道のタブーがたくさんある。例

を挙げると、党指導者の私生活、チベット問題、民族と宗教問題、軍事関連などのテーマが中国メディア報道の「禁区」とされている。

この時期におけるメディアの「世論監督」機能の実践は、従来のメディア報道の 2 つの「禁区」を打破した。1 つは「喜ばしいことを報道し、悲しいことを報道しない（中国語原文：報喜不報憂）」禁区の打破である。もう 1 つは「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない（中国語原文：只打蒼蠅不打老虎）」禁区への突破である。

「喜ばしいことを報道し、悲しいことを報道しない」禁区は、要するにメディアは重大な災難事故や社会事件を報じてはいけないこと、またやむを得ず報道を行う時もメディアは党、政府と軍隊の迅速な救助及び救助を行う「英雄人物」の樹立を中心に報道することである。これにより、改革開放以前の中国メディアは長い間に災難、事故、犯罪及び社会問題などのマイナスニュースをプラス宣伝のように報道してきた。たとえば、1970 年 1 月 5 日、雲南省通海で発生した震度 7.7 級の大地震により 1 万 5000 人以上の死者が出た。それに関して最初に報じたのは地元の『雲南日報』の「わが省昆明市の南地域で強い地震が発生した」と題したわずか 100 字前後の短い記事であった。記事の中で「昆明市の南地域で 7 級の地震が発生した。広範な人民が毛沢東思想の導きによって、自立自足で自然災害から立ち直ると決意した」と報じられたが、地震の正確な震度、発生地域、死傷状況などに一切伝えなかった⁶。その原因は党指導部にとって以上のようなマイナスニュースを報道すると、社会主義の「輝かしいイメージ」に傷をつけることになり、さらに西側諸国の社会主義優越性への攻撃口実になることにある。1950 年 4 月に中央政府が公布した「生産救助報道に関する指示」の中で「救助工作に関する報道の中心は、直ちに救助の成績と経験に移転すべきであり、災害による被害状況などに置くべきではない。（中略）被害状況を中心とする報道は悲観的、失望の感情を喚起し、さらに帝国主義が被害を誇張しそそのかす口実になる」⁷と規定された。

一方、これを打破したのは 1987 年の黒龍江省森林火災に対するメディアの「世論監督」機能実施の報道であった。建国以来の最大規模の山火事と言われた黒龍江省森林火災により焼失面積は 100 万ヘクタールに達し、5 万人以上の被害者が出たほか、直接的な経済損失は 5 億元にのぼった。火災発生後、多くのメディアは、地元現場の管理の欠陥及び地方政

⁶ 「通海大地震 30 年後解密」『中国青年報』、2000 年 1 月 12 日付きの記事。

⁷ 政務院（1950）、「關於生産救災報道的指示」『新華社文件資料選編 1980』新華社新聞研究所編、北京：新華出版社、44-45 ページ。

府の官僚主義、対応の遅れなどの深刻な問題に注目し、集中的に批判を行った。『中国青年報』は火災原因をめぐり「赤色の警告」と題した記事の中で、現場労働者のマニュアルや規定に違反した行為、森林管理体制の欠陥及び地方幹部の責任感の欠如、自己保全などの官僚主義行為を批判した。『人民日報』は自社の社説・「断固として持続的に官僚主義と闘う」の中で、党内幹部の官僚主義気風の深刻さを批判した。引き続き、『人民日報』は自社記者の取材に基づく「大興安嶺火災の闘争と反省」と題した記事の中で、火災と立ち向かう党、政府と軍隊の救助活動及び火災の人為的原因への反省を報じた。

さらに、「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない（中国語原文：只打蒼蠅不打老虎）」禁区を突破したのもメディアの黒龍江省森林火災に対する「世論監督」実施の報道であった。「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない」禁区は、要するに各級の党政機関のトップである党委書記を批判しない、副職の幹部及び下級幹部を批判すること；県、区及び農村基層レベルの幹部を批判し、省、直轄市ないし中央レベルの幹部を批判しないことである。この禁区の由来は 1953 年に広西省宜山県党機関紙・『宜山農民報』がその管轄機関のトップ・県党委書記を批判したことに遡る。同紙は 1953 年 3 月 4 日付きの社説の中で県党委書記をはじめとする県党委員会の不正を批判したことに對し、3 月 19 日に党中央宣伝部は「党機関紙は上級部門の許可なしに勝手に同級の党委員会を批判してはいけない；新聞紙面では党委員会との論争も禁じる」⁸との指導意見を出した。これにより、過去の長い間の中国メディアは自分と同じレベルかつ自分より上級の党政機関を批判することが禁じられていた。

一方、黒龍江省森林火災報道においてメディアは、火災の最高責任機関である国家林業部の職責の欠如、官僚主義気風に対して「世論監督」機能を実施した。これは当時の中国メディアにとって、中央レベルの党政機関を自主的に批判するのがきわめて大胆な挑戦であると言える。『經濟日報』は「評論：官僚主義による悪い報い」という評論記事を掲載し、国家林業部の職務怠慢及び官僚主義に対して評論の体裁をもって批判した。また『中国青年報』は「赤色の警告」、「黒色の詠嘆」、「緑色の悲しみ」と題したシリーズの火災報道の中で、国家林業部による森林管理体制、制度上の欠陥を批判した。『人民日報』も「國務院の全体会議における林業部部長・楊鐘への免職決定」、「各級の檢察機関による職務怠慢、重大責任事故への取り締まり案」との記事の掲載により、初めて党の高級幹部への行政処

⁸ 靖鳴（2008）、「『党報不得批評同級党委』指示的來歷—1953 年廣西『宜山農民報』事件始末」『炎黄春秋』第 7 期、32-38 ページ。

分、取り締まりの経緯を詳細に披露した。

以上のように、この時期におけるメディアの「世論監督」機能の実践は、従来に党が設定した「喜ばしいことを報道し、悲しいことを報道しない」禁区及び「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない」禁区を打破したことによって、党のメディア報道方針を次第に突破していくことがうかがえる。

第3項 ジャーナリストのプロフェッショナル意識の目覚め

この時期のメディアの「世論監督」機能の実践においては、ジャーナリストの現場取材及び報道客観性重視へのプロフェッショナル意識の目覚めが見られた。

1987年の黒龍江省森林火災に対するメディアの「世論監督」機能の実践を例とすると、ジャーナリストは過去の単一の新華社の「通稿」⁹掲載の報道パターンを突破し、自らの現場取材を大いに重視するようになった。『中国青年報』、『経済日報』、『解放軍報』、中国通信社などの全国各地の報道機関は200名以上の記者を派遣し、現地取材を行った¹⁰。多くの記者は地元幹部によって取材を妨害されたにもかかわらず、現地取材を続けた。こうした現場取材に基づき、メディア機関は火災現場の様子、被害状況、被災者の現状、火災の原因、火災への反省などを全方位に伝えた。たとえば、新華社の「消息：大興安嶺火災現場での目撃記録」、『人民日報』の「林業部が森林火災により焼失面積は65万ヘクタールに達し、直接的な経済損失が約5億元にのぼったと公布した」、「心配しないで、祖国同胞：大興安嶺被災区での見聞」、「記者評論：大自然による懲罰」などの記事がある。

また報道の客観性を求めるために、ジャーナリストらは政府機関の情報に頼らず、現場の情報をもとに火災様子を報じた。『人民日報』の記者・魏亜南は地元黒龍江省救助指揮部の火災原因説明に疑問を持ち、火災を引き起こした現場労働者のタバコの不始末、地元幹部の職務怠慢による火災の拡大などの原因を探った¹¹。彼は自身の現地取材をもとに作成した「大興安嶺での闘争と反省」という記事の中で、現地の人々の証言を引用し火災後の地

⁹新華社の「通稿」はいわば党・政府の統一見解を配信する記事であり、中央指導者の発言や重大な事件を報道する際に、中国の各メディアは原則としてそれを転載しなければならないものである。従来に重大な災難事故を報じる際、各地のメディアは新華社の「通稿」を掲載するのは慣例である。

¹⁰ 黄斉国（1988）、「火紅的行動：大興安嶺火災采訪追記」『新聞与写作』第9期、10-11ページ。

¹¹ 魏亜南（1987）、「煙熏火燎二十天—大興安嶺特大森林火災采訪札記」『新聞戦線』第8期、4-6ページ。

元幹部が即時に上級部門に支援を申請しなかった行為を暴露した。『中国青年報』の記者らは地元政府の火災情報の通達状況、火災拡大前後の地元幹部の活動、地元政府が如何に火災真相を隠ぺいし、支援を拒否したのか、地元住民の住宅が大きな被害を受けたにもかかわらずなぜ地元のトップ・県長の住宅を保全できたのかなどについて現地で調査を実施した¹²。同記者らは「赤色の警告」、「黒色の詠嘆」と題した記事の中で、現地住民の「県長の住宅が燃えない、県委書記の財産が移転した」現象に対する怒りや不満を如実に伝えた。

第2節 メディアの政治宣伝機能の衰退期における「世論監督」機能

1989年の天安門事件により一時的に停滞していたメディアの「世論監督」機能の実践は、1992年に鄧小平が南巡講話の中で市場経済のより一層の推進を呼びかけたとともに再開した。本節では1992年から2002年までの、メディアの政治宣伝機能の衰退の兆候が見られたこの時期において、メディアの「世論監督」機能の実践を考察する。

第1項 「都市報」の「世論監督」機能

本項では1992年以降登場した新たなメディアの「世論監督」機能の実践主体である「都市報」現象に注目する。

1995年1月に四川省党機関紙・『四川日報』は全国初の「都市報」・『華西都市報』を創刊したことをきっかけに、全国各地で「都市報」の創刊ブームが巻き起こされた。湖北省の『楚天都市報』、湖南省の『三湘都市報』、河北省の『燕趙都市報』、福建省の『海峡都市報』、広東省の『南方都市報』などが相次いで創刊された。

それでは「都市報」が一体どういった目的で創刊されたのか、政治宣伝機能がその主要な機能であるかどうか。まず「都市報」が激しい新聞市場の競争から生まれ、親新聞である党機関紙を養う役割を期待された。『南方都市報』を事例とすると、1997年に同紙が創刊された背景には他紙との激しい競争の中で親新聞である『南方日報』の不振があった。広州市の新聞界では、1980年代から夕刊紙・『羊城晚報』の復刊、『南方週末』の創刊などに伴い、新聞間の競争が早くも熾烈さを増していた。1992年の鄧小平の南巡講話以降、急速な市場経済化により、広州のメディア業界は『南方日報』、『羊城晚報』、『広州日報』の三

¹² 雷収麦・李偉中・叶研・賈永（1987）、「從災害報道到更深層次的思考」『新聞実践』第8期、7-9ページ。

社鼎立の競争局面を迎えた。一方、『南方日報』社は 1980 年代から多角経営に積極的に取り組んできたが、しかし、1994 年になると、各種事業は経営不振に陥った。こうした財政面での危機を乗り越えるためには、『羊城晚報』、『広州日報』との競争を勝とうとする『南方日報』は広州そして周りの珠江地域の都市住民を狙う新しい種類の新聞・『南方都市報』を創刊しなければならなかった。『南方都市報』は、要するに市場競争の中で劣位にあった『南方日報』を振興する任務を担わされたと言える。次に、こうして親新聞である党機関紙を養うために創刊された「都市報」は、党機関紙と同じように政治宣伝機能を主要な機能として担わされるわけではない。報道理念及び読者層から見れば「都市報」の主要な機能は党のイデオロギー宣伝機能ではないことが分かる。「都市報」は「党機関紙によって創刊され、都市及び都市周辺の住民に向け、主として市民生活を反映し市民にサービスする総合的な新聞紙である」¹³と定義された。つまり、「都市報」は都市及び地域の住民を読者層にし、市民へのサービス志向の新聞紙である。たとえば、『華西都市報』は自身を「都市部の広範な市民に向けて千万戸の家庭に入る市民生活紙」として位置づけた。『燕趙都市報』は「庶民のために新聞を作り、庶民に愛読させる」、『楚天都市報』は「市民のニーズに応え、市民の難問を解く」¹⁴との理念を打ち出した。こうした理念のもと、『華西都市報』は市民に向けて生活情報提供を主旨とする「市民生活版」を設置した。『楚天都市報』は一般市民に消費情報提供の「消費広場」欄や、就職情報提供の「就業助言」欄を開設している。これらの市民へのサービス志向の報道理念は「都市報」にとって激しい新聞市場競争の中で勝ち抜くための唯一の手段である。

以上のように「都市報」の創刊目的及び報道理念から見れば、政治宣伝機能がその主要な機能ではないため、「都市報」の登場に伴い衰退の兆候が見られた。

各地の「都市報」は創刊後、党のイデオロギー宣伝内容を中心に掲載する義務がないため、社会ニュースを報道内容の主な柱の 1 つとして取り入れた。『華西都市報』は創刊直後、第 1 紙面の報道内容を社会ニュースや社会事件の報道、経済ニュースや市民生活関連、文化スポーツニュースや国内外の大事件報道 3 つのブロックに分けるとの編集方針を決めた¹⁵。その中では「都市報」は犯罪、殺人などの社会事件、社会問題及び社会の不正を積極的に取り上げ、「世論監督」機能の実施を盛んに行っている。たとえば、『華西都市報』の元

¹³ 黄昇民・周艶編 (2003)、『中国伝媒市場大変革』北京：中信出版社、189-190 ページ。

¹⁴ 羅建華 (2000)、「点撃報界『新概念』」『新聞記者』第 11 期、26—31 ページ。

¹⁵ 尹韻公 (2005)、『聚焦華西都市報』北京：中国社会科学出版社、5 ページ。

席文挙は「世論監督」機能の実施理念を「打蒼蠅、抓生活（批判の対象を社会の不正、中下級幹部及び市民の生活に密接する社会問題に集中する）」と述べた¹⁶。この時期における「都市報」の「世論監督」機能の実施内容は主に以下のとおりである。

まず市場経済領域の中の不正行為に対する監視である。1992年以降急速な市場経済の発展に伴い、悪徳な業者や個人によるコピー商品、悪質製品の生産・販売、利益至上信条による経済や社会秩序への混乱、背信行為や違法行為も蔓延している。これに対し、「都市報」は「世論監督」機能の実施に積極的に取り組んでいた。たとえば、『華西都市報』は1994年に、上海のある商品メーカーが地元成都市で博覧会の開催を口実に、実に悪質な偽商品の販売を行った行為を暴露し、地元市民の中で大きな反響を呼んだ。『三秦都市報』は1994年、市民生活と密着している自由市場の中の詐欺行為に注目し、紙面の中で不法卸売商人の詐欺行為を暴露する専門コラムを設置した。また1996年、同紙は10名の記者を派遣し、現地取材をもとに西安市内のバス市場における価格独占、価格詐欺などの不正に対して「世論監督」機能を実施した。『大河報』は1997年に、地元河南省の偽薬品の市場での流通に注目し、地元農民の偽薬品の製造、販売の悪質な不正行為を暴露した。

次に社会領域の中の不正や問題に対する監視である。1992年より急速な市場経済の発展が遂げた一方、社会貧富や地域の格差、社会道徳やモラル低下、殺人などの犯罪、社会問題も深刻化している。「都市報」はこれらの社会の不正や問題を積極的に取り上げ、「世論監督」機能を発揮している。例を挙げると、『華西都市報』は1995年より同紙の社会ニュース欄において、四川省出身の女性出稼ぎ労働者が受けた残忍な虐待事件、地元成都市の一般市民が医療事故により亡くなった事件などを暴露した。中では最も有名なのは、1995年11月から1996年2月にかけて同紙は「ニュース追跡」欄において四川省で発生した児童誘拐事件を大きく取り上げ、事件の発覚から解決まで続報した。

以上のように「都市報」はその政治宣伝機能が衰退している一方、新たな「世論監督」機能の実践主体として登場した。その実践は社会転換期の中の経済領域、社会領域における様々な不正や問題に注目し、強い社会価値志向を持つことがうかがえる。

第2項 調査報道ブーム

1990年代半ば以降、調査報道（Investigative Journalism）は中国メディアの「世論監

¹⁶ 張春林（2004）、「従都市報的転型看社会新聞的流变」『重慶工商大学学报（社会科学版）』第21巻第1期、157—160ページ。

督」機能実施の一手段として大ブームになった。有名な調査報道は 1996 年の『南方週末』の中国エイズ感染実態を暴いた記事（『南方週末』、1996 年 11 月 19 日）、2000 年の『財経』の中国金融、証券市場の裏取引を暴露した記事（『財経』、2000 年 10 月 8 日）、2002 年の『中国経済時報』の北京市タクシー市場管理欠陥を暴いた記事（『中国経済時報』、2002 年 12 月 6 日）などがある。

調査報道は 3 つの基本要素を有している。第 1 は不祥事、犯罪、官僚腐敗及び権力機関の不正を暴露し、事件の真相を突き止めていくものである。第 2 は取材側が主体性と独立性を持ち、警察・検察や行政官庁、企業側などからの情報によるリーク、広報、プレスリリースなどからだけの情報に頼らず、様々なソースから情報を積み上げていくものである。第 3 は時間やコスト、人力がかかる且つとても危険性を持つものである¹⁷。要するに、調査報道は真相の暴露及び独立性を最も要求している。

1990 年後半以降の「世論監督」機能を担う調査報道は様々な党政幹部の不正及び社会問題の真相を暴露した。例を挙げると、1995 年頃中国河南省の一部の農村地域ではエイズ感染が深刻化していた。その原因は貧困に苦しむ多くの地元農民が生活費を得ようとするために、地元病院と衛生機関によるずさんな管理のもとで行われていた売血に走ったことがある。こうした事態の真相を地元河南省のメディアは全く報じなかった（Wang,2003;Tong,2011）。この真相を全国で最初に暴いたのは広東省の『南方週末』であった。1996 年 11 月 19 日付きの同紙の「エイズウイルスが中国にある」と題した記事は、同紙記者が河南省上蔡県で実施した現地調査をもとに地元のエイズ事情をトップ紙面で掲載された。また 2001 年に広西省南丹県で 88 人の死者が出た大規模な炭鉱事故が発生した。これに対し、県長、副県長などの地元幹部と炭鉱主が結託し事件を隠ぺいした。この事件の真相を暴露したのはメディアの報道であった。最初に『人民日報』は 88 人の死者情報を暴露したことをきっかけに、『南方週末』、『南方都市報』、『新京報』などの全国有力紙が独自の調査をもとに、事故の背後にある「官商癒着」の真相を相次いで暴露した。

他方、この時期の「世論監督」機能の実践としての調査報道は情報源、取材面において独立性も持っている。まず各紙は政府機関などの公的情報に頼らず、独自の情報源の入手に工夫している。たとえば各新聞は相次いで読者に向けて情報源提供のホットラインやコラムを設置した。『南方都市報』は 2001 年、社内で一般市民や読者から寄せた情報源を受け付ける専門窓口を設置した。この時期の多くの調査報道は各社の独自の情報源をもとに

¹⁷ 段勃（2005）、『調査性報道研究』華中科技大学 2005 年度修士学位論文、6 ページ。

行われた。2001年の広西省南丹炭鉱事故の調査報道は、地元南寧市の一般市民から提供した情報をもとに行われた。そのほか、『南方都市報』の「孫志剛事件」の調査報道は、同社の陳峰記者はあるネットユーザからの情報をもとに、広州市内の収容所で暴行を受け死亡した孫志剛事件の詳細な経緯を暴露したものである。次に、ジャーナリストは独立性のある取材を重視している。例を挙げると、2001年の広西省南丹炭鉱事故の取材過程において、地元政府と炭鉱主は結託して暴力団を雇い、恐喝などの手段で記者らの取材活動を妨害した。記者らはそれを乗り越えて、匿名の取材、警察同行、現場労働者に成りすますなどの手段を利用し、現地で約1カ月間の取材を続けた¹⁸。また2002年、『中国経済時報』の記者・王克勤は半年間の取材活動をかけて100名以上のタクシー運転手との個人インタビュー、家庭訪問、座談会及び同行体験などの手段を利用し、北京市場のタクシー業界の管理体制の欠陥を暴露した¹⁹。

第3項 メディアの自主監視の向上

この時期の「都市報」の「世論監督」機能実践は1980年代の党機関紙の「世論監督」版と比べてみると、メディアの自主監視の性格を持っていると言える。1980年代の党機関紙の「世論監督」版は自身の党機関紙としての政治的地位の優越性を利用し、党政幹部の官僚主義、特権現象に対して「世論監督」機能を実施した。すなわち、党機関紙の「世論監督」版は上から下への強い政治価値志向を持つことが分かった。一方、「都市報」は党機関紙のような政治的地位の優越性を持たず、下からの強い自主監視の性格を持っている。

「都市報」は自主監視の性格を持つ背景には、1990年代末期から2000年代初めにかけて「都市報」は「主流化する新聞になろう」²⁰という新しい目標を挙げ、報道改革を行ったことがある。1997年3月に、『華西都市報』は地元成都市での他社の「都市報」及び全国新聞市場の厳しい競争に直面し、「主流のメディア作りに向けて邁進する」という新しい発展目標を挙げた。これをきっかけに、2001年に『南方都市報』も元の48紙面から72紙面までの紙面拡大を機に「中国の最も良い新聞紙を作ろう」との社是を挙げ、「都市報」の「主

¹⁸ 龐慧敏（2001）、「敢為人民鼓与呼：南丹炭難驚天黑幕是如何揭露的？」『新聞三昧』第9期、4-6ページ。

¹⁹ 王克勤（2003）、「一個有良知的記者能走多遠？采写『北京出租車業壟斷黑幕』的前前後後」『新聞三昧』第3期、6-8ページ。

²⁰ 一部の研究者は党機関紙の伝統的的主流的地位を区別するために、1990年代末から2000年代初期にかけて「都市報」が行った改革を「新主流化」改革と呼ぶ。

流化」の報道改革を推進した。「都市報」が「主流化」目標を挙げた理由は以下の2点を挙げられる。1つ目は「都市報」の「同質化」現象である。「都市報」は創刊後まもなく、メディア市場で大きな成功を収めたことが中国メディア業界で大きな反響を呼んだ結果、各地の新聞社がその経営方法、報道理念、紙面づくりまで「都市報」のまねをするようになった。その結果、各地の「都市報」の報道内容の複製、模倣と呼ばれた「同質化」現象が起きた。2つ目は「都市報」の報道質の低下への改革である。「都市報」の「同質化」現象が悪質な市場競争をもたらしている中、一部の「都市報」は苦境を打開するために手段を選ばず、やらせ報道、偽ニュース、センセーショナルな内容を中心に掲載していたことが「都市報」全体に大きなマイナスなイメージを与えた。

「主流化」改革により、「都市報」は自身のイメージや社会的責任を向上するために「世論監督」機能の実施を1つの手段として積極的に取り組んでいた。その「世論監督」機能の実践において「都市報」は強い自主監視の性格を持っている。具体的な実施内容は以下のとおりである。

まず、「都市報」は、党政幹部の不正に対して自主監視を行っている。たとえば、1997年8月に河南省鄭州市公安局局長・張金柱が飲酒運転し、自転車に乗っていた地元住民をはねた後また当住民を車で引きずったまま逃走を図ろうとした事件を起こした。多くの市民は張のひき逃げ行為に怒りを爆発し、「公安警察のくずを懲罰しろ」との声をあげた。事件発生後、地元「都市報」・『大河報』は多くの市民の事件への関心に応え、張の死刑判決まで4カ月に渡って事件を続報した。『大河報』の報道をきっかけに、『南方週末』、中央テレビ局の「焦点訪談」番組などの全国報道機関は事件の詳細を報道した結果、中国社会で大きな反響を呼んだ。『大河報』の元編集長・馬雲龍は「もしこの報道を1つの進歩のしるしとして見なすならば、それはメディアがかつてなく社会に介入し、自主監視する力を持っているようになったことである」²¹と述べた。

次に、「都市報」は社会の重大な事件や突発的事件²²に対して、党の報道方針を突破し積極的に「世論監督」機能を実施している。突発的事件の報道は従来に党と政府に厳しく管

²¹ 「輿論之鋒初亮劍 張金柱之案及其報道」網易新聞（2013年1月22日最終アクセス、<http://news.163.com/special/0001253K/decade02061228.html>よりダウンロード）。

²² 突発的事件に関して、2007年11月1日より実施された「中華人民共和國突發事件應對法」によれば、「突然に發生し、社会に嚴重な危害を与え、緊急な處理措置を取らせざるを得ない自然災害、事故災難、公共衛生事件及び社会安全事件を指している」と定義された。具体的に自然災害、事故災難、公共衛生事件、社会安全事件4つに分類されている。

理されてきた。第 1 節で前述したように、改革開放以前の災害報道は「喜ばしいことを報道し、悲しいことを報道しない（中国語原文：報喜不報憂）」という党の新聞紀律のもとで行われていた。改革開放後、党は突発的事件報道の政策を緩めつつあるが、依然に慎重な姿勢を崩していない。たとえば、1989 年 1 月 28 日、国務院弁公庁と党中央宣伝部が共同で公布した「突発的事件報道の改善に関する通達」の中で、「突発的事件報道に対して十分に慎重な対応を行わなければならない。報道内容は必ず正確で真実であること、また社会の安定団結に有利するという前提条件の下で、報道の時効性を重んじるわけである。事実をはっきりしないまま、また上級の機関の許可を得ずに先に報道してはいけない」²³と規定された。

一方、「都市報」は突発的事件報道に対する党の様々制限を突破し、被害情報や事件の中の不正行為を積極的に暴露している。2000 年 12 月 25 日に河南省洛陽市の商業ビル火災により 309 人の死者が出た大惨事が発生した。地元の『大河報』は事件発生後の翌日、被害情報を速報しまた火災の原因に関して関連政府機関の管理の緩め、職務怠慢及び安全管理意識の低下などを暴露した。また 2000 年 12 月、山西省河津市の炭鉱ガス爆発事故が発生し、44 人の死者が出た。地元の「都市報」・『華商報』は炭鉱側が事故の死傷情報を隠ぺいしようとする行為、また記者が取材中に受けた炭鉱側の暴力、恐喝行為を全国で初めて暴露した。この報道をきっかけに全国の 30 社以上の報道機関は事故に大きな関心を集め、事故の詳細を続報した。引き続き、2002 年 6 月に『華商報』は、地元山西省繁峙県で発生した 46 人の死者が出た炭鉱事故を全国で初めて披露し、また炭鉱側の事件を隠ぺいするための死体焼失、死体遺棄などの非行的行為を暴露した。

以上のように、「都市報」は「世論監督」機能の実践において、党政幹部の不正及び社会の重大な事件や突発的事件に対して自主監視を行っていることがうかがえる。

第3節 メディアの政治宣伝機能の脱去期における「世論監督」機能

2003 年より、中国メディア業界では「民生ニュース」が新しい「世論監督」機能の実践主体として登場した。本節では「民生ニュース」現象に注目し、2003 年から現在までいわゆるメディアの政治宣伝機能の脱去期におけるメディアの「世論監督」機能の実践を考察

²³ 汪凱（2005）、『転型中国：媒体、民意与公共政策』上海：復旦大学出版社、24—25 ページ。

する。

第1項 「民生ニュース」の「世論監督」機能

2002年1月に江蘇省テレビ局は「ニュースの庶民化」、「民生ニュース」との新しい報道理念をあげる「南京零距离」という番組を放送することをきっかけに、2003年より中国メディア業界では「民生ニュース」の爆発的な発展期を迎えた。湖南省テレビ局の「都市第一時間」番組、安徽省テレビ局の「第一時間」番組、『三秦都市報』の「民生」、「民情」版、『南方都市报』の「民生・ホットライン」版が相次いで開設された。

「民生ニュース」に関して中国国内において様々な定義や解釈がある。まず、ニュースのスタイルから見れば「民衆の視角を持ち、民衆の立場に立ち、民衆にとって興味性、読み応えのあるニュースである。こうしたニュースは民衆の関心事を評論し、民衆の悩みや問題を解決する。政治ニュース、経済ニュース、社会ニュースなどと異なる新しいスタイルのニュースである」²⁴との定義が挙げられる。次に、ニュースの内容から見れば、「普通の人々の生存や生活状態に関心を持ち、彼らの日常生活や仕事ぶりに注目しそれをストーリー化して報じる。社会ニュースと違い、民生への関心を立脚点とし、一般人がニュースの主役となり、民衆に強い親近感を持つものである」²⁵と定義された。「民生ニュース」は社会事件や社会問題に注目する社会ニュースと違い、人々の生き様と本来の生活状態に報道の焦点を当てる。さらに「民生ニュース」の特徴は「民衆の視角、民生内容、民衆本位価値志向」²⁶である。

以上の定義により、「民生ニュース」において政治宣伝機能の脱去は以下の2点に現れている。1点目は民衆本位の報道理念である。従来のメディアの政治宣伝機能はすなわち、党のイデオロギー宣伝本位の理念を持ち、メディアの送り手としての役割を重視するものである。一方、「民生ニュース」は受け手いわゆる民衆を本位とする視角を持ち、一般民衆の衣、食、住、行に関わること、彼らの関心事や生活、利益に密接に結び付く出来事を報道テーマとし、一般民衆がニュースの主役となり、彼らの生活や生存状況、訴えをありのまま記録し、反映することを報道スタイルとする。たとえば、「民生ニュース」番組・「南京零距离」の報道理念について「社会の中の一般庶民に注目し、彼らの生存状態の再現を第

²⁴ 李舒・胡正荣（2004）、「『民生新聞』現象探析」『中国広播電視学刊』第6期、33—36ページ。

²⁵ 吉強（2005）、「民生新聞与党報創新」『当代伝播』第1期、78—79ページ。

²⁶ 董王芳（2007）、『民生新聞研究』山西大学2007年度修士学位論文、13—16ページ。

一要義とし、日常生活の中の一般庶民、個人がニュースに登場し、主役になる」²⁷と決められた。第2点は民衆の発言権の向上である。従来のメディアの政治宣伝機能によりメディア報道は党及び国家機関、指導者らの発言や活動に注目し、党と国家権力機関及び関係者の発言や言説を主流とした。一方、「民生ニュース」は一般民衆の発言や言説をより多く取り上げ、彼らの発言権利を向上させている。現在、多くの「民生ニュース」番組や新聞の「民生」版は電話中継、24時間電話受付、読者の投稿、メールなどの手段を利用し、民衆の直接的参加、民衆の討論を行っている。こうして「民生ニュース」は番組や報道の中で民衆の参加を積極的に行い、民衆が自ら意見や観点を述べるチャンネルを提供している。

この時期において「民生ニュース」の「世論監督」機能の実施は以下の特徴を持つ。まず、実施内容から見れば「民生ニュース」は主として民衆の日常生活や利益に結び付く社会問題に注目し、「世論監督」機能の「庶民化」、民衆に親しまれるとの特徴を持つ。たとえば、『南方週末』の2003年から2006年までの「民生」版の報道内容を分析した結果、同紙の実施内容は民衆の利益に結び付く不動産、医療、交通、食品、教育、通信、金融保険、公共政策などの領域に集中していた²⁸。また『南方都市报』は2005年から広州市住民の生活に支障をきたす広州市駅周辺の治安混乱現象に対して、大型の特集報道を掲載した。有名なのは「広州駅：22年の混乱と管理」（『南方都市报』、2005年9月20日）などがある。次に、ニュースの価値から見れば一般民衆や社会の弱者に注目し、彼らの生活や生存状況、苦しみを反映し、民衆本位価値を持つ。例を挙げると、『南方週末』の2005年から2007年までの「民生ニュース」は主に出嫁ぎ労働者及び彼らの家族、農民、体の不自由や重病患者、農村の非正規教師、貧困大学生、孤児、乞食者、都市部のリストラ労働者などを対象として注目していた²⁹。有名なのは、未払い賃金を求める出嫁ぎ労働者の辛さ、苦境を反映する記事・「農民の8年間の未払い賃金を求めてきた道」（『南方週末』、2005年1月13日）、出嫁ぎ労働者家族の暮らしの辛さ、苦しみを反映する記事・「出嫁ぎ労働者の妻たち」（『南方週末』、2005年5月5日）などがある。最後に実施の手段から見れば、「民生ニュース」の「世論監督」機能は一般民衆の表出権利、監視権利を実現するチャンネルを提供している。たとえば、天津テレビ局の「民生ニュース」番組・「都市報道60分」では電話、メールなどの手

²⁷ 叶冲（2007）、『電視民生新聞与輿論監督』上海社会科学院2007年度修士学位論文、9ページ。

²⁸ 同上、30ページ。

²⁹ 夏冰（2008）、『南方週末民生新聞報道風格研究』河南大学2008年度修士学位論文、20—21ページ。

段を通じて視聴者が番組に参加している。2007年から2008年までに受け付けた視聴者の電話やメールが84,000通に上り、平均として1日当たり233通に達している³⁰。『南方都市报』も2004年から「民生ニュース」評論に力を入れた。「個論」欄、「街談」欄、「衆論」欄、「批評与意見」欄などの読者が直接に意見を述べられるコラムや読者の投稿を掲載する紙面を相次いで開設された。

以上のように、「民生ニュース」においては政治宣伝機能の脱去が見られる一方、その「世論監督」機能の実践が強い「民衆本位価値」を持つことがうかがえる。

第2項 「民生ニュース」の「世論監督」機能の公共性

近年、「民生ニュース」は大きな転換期を迎えた。それは「小民生」から「大民生」への理念変化であった。「小民生」は普通庶民の生活や生存状況を反映し、一般民衆の衣、食、住、行に関わることに注目するニュース理念である³¹。一方、「大民生」は一般民衆の生活や生存状態に注目するだけでなく、民衆の生活にも影響を与える経済、社会の発展、政府政策、時事政治の変化に民衆の視角をもって注目するニュース理念である。たとえば、民衆の暮らしに密接する金融、不動産、教育、医療保険、社会保障、食品安全などの領域に関わる政府の政策や経済ニュース、社会ニュース、時事政治ニュースなどがある³²。「大民生」理念のもと、各地の新聞やテレビ局は新しい「民生ニュース」版や番組を相次いで開設した。『南方週末』は2007年、国内外の時事政治報道の拡大を内容とする紙面改革を行った。2009年、南京テレビ局は元の地域性の強い「民生ニュース」番組・「南京零距离」を、全国範囲に向ける新番組・「零距离」に改名した。さらに、「大民生」理念の提唱となる湖北省経済テレビ局の新番組・「経視直播（経済テレビ局の生中継）」が開設後まもなく、湖北省地域で最も視聴率が高い番組となった³³。

以上のような「民生ニュース」理念の変化により、「大民生」理念下の「世論監督」機能実践において公共利益価値及び公共言説空間の提供、という公共性が表れている。

まず、実践内容においては公共利益価値が表れている。「大民生ニュース」は社会資源分配の不平等、教育の不公平、医療費の高額問題、食品安全問題、物価の上昇、社会保障の

³⁰ 馬森・李蚩（2010）、「浅論民生新聞与輿論監督」『新聞世界』第7期、62—63ページ。

³¹ 王超慧・王崇飛・潘徳新（2007）、「用『大民生』理念提昇民生新聞品質」『新聞伝播』第5期、50ページ。

³² 同上。

³³ 李亜林（2006）、「『経視直播』熱原因探析」『新聞前哨』第4期、46—47ページ。

不備などの公共利益に関わるテーマや話題に「世論監督」機能を実施している。たとえば、『南方週末』は中国の「農村・農民・農業三農」問題³⁴に最も早く注目した報道機関の1つである。同紙は農村基層の民主自治問題、農村経済構造欠陥、農村基層幹部の腐敗問題、農村非正規教師の待遇問題、農村「留守児童」問題³⁵、「農民工」（出稼ぎ農民）の賃金不払いなどの様々な問題に「世論監督」機能を実施してきた³⁶。また近年、中国メディアは食品、薬品の安全問題に対して積極的に監視機能を果たしている。有名なのは2004年の安徽省阜陽偽粉ミルク事件、2006年の元国家医薬管理局長・鄭篠萸の死刑を問われた偽薬品事件、2008年の「三鹿」ブランド汚染粉ミルク事件、2010年のリサイクル食用油事件、2011年の「瘦肉精豚」事件（豚肉に塩酸クレンブテロールなどの薬品を注入する事件）に対するメディアの「世論監督」報道であった。多くのメディアは党政幹部、社会個人、企業などの不正行為を批判するだけでなく、公共利益に最も関わる政府の食品安全や医薬管理政策、体制に批判の姿勢を示した。『南方週末』は「三鹿」ブランド汚染粉ミルク事件報道の中で、政府の食品安全管理基準・監視政策の欠陥を指摘した（『南方週末』、2008年11月6日）。

次に、実践手段において「大民生ニュース」は交流性と対話重視の公共言説空間を提供している。この公共言説空間の中で、党と政府権力側、企業、社会団体、NGO組織、知識人、読者、視聴者、ホワイトカラー、一般市民などの様々な主体が自ら意見を述べるとともに、お互いに交流と対話を行う。近年、テレビ局の「大民生」理念下の「民生ニュース」番組はこのような公共言説空間の提供に力を入れている。現在、多くのテレビ局の「民生ニュース」番組は毎年3月に行われる「两会」³⁷期間中、人民代表、政治協商委員、視聴者代表などを招き、また電話、メールの受付、インターネット上のチャットなどの手段を利

³⁴ 「三農」とは農村、農業、農民を指し、三農問題とは、農村、農業、農民の問題を特に示し、経済格差や流動人口等を包括した中国の社会問題となっている。「農民問題」：三農問題の中核となる問題、農民の収入が低く、増収は困難であり、都市―農村間の貧富の差は拡大し、農民は社会保障の権利を実質得ていないことを示している。「農村問題」：農村の状態が立ち遅れ、経済が発展しないことに集中して示している。「農業問題」：農民が農業で金を稼げず、産業化のレベルが低いことを示している。

³⁵ 「留守児童」というのは、農村で両親とも出稼ぎに行き、祖父母や親戚のもとに預けられたまま育つ子供のことである。現在、中国政府の統計によると5800万人の留守児童がいる。約8割が心理問題を抱えていると言われる。未成年犯罪事件も多発している。

³⁶ 王長慶（2004）、『南方週末三農報道研究』暨南大学2004年度修士学位論文、17―49ページ。

³⁷ 毎年3月に中国で最も重要な全国政治イベントとなる立法機関の全国人民代表大会と諮問機関の全国政治協商会議が行われる。「两会」では議案の審議採択と政策提言がなされ、その年の主要政策が決められる。

用する公共討論の言説空間を設けている。湖北省テレビ局の「民生ニュース」番組・「経視直播」は2010年の「两会」期間中、就職難、医療費の高額問題、医療保険の不全、法律援助、食品安全、環境汚染問題などの民生話題を取り上げ、10回にわたって放送した。番組の中で、省、市級の人民代表、経済、法律、医療の専門家が招かれたとともに、電話やメールなどを通じて約5000人の視聴者が参加し、討論や対話を行った³⁸。

第4節 ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への認識及び日常実践

本節では中国メディアの「世論監督」機能の実践において、ジャーナリストの同機能への認識及び日常実践を考察する。分析資料は筆者が2008年12月及び2009年7月、2回にわたり広東省の『南方日報』グループのジャーナリストに対するインタビュー記録及びアンケート調査の結果である。

第1項 調査概要及びジャーナリストの基本状況

筆者は第1回の現地調査（2008年12月）では、『南方日報』グループ傘下の記者・『南方日報』（3人）、『南方週末』（1人）、『南方都市报』（2人）にインタビューし、また同グループの記者を対象にアンケート調査を行った結果、20個の有効サンプルを回収した。続いて第2回の現地調査（2009年7月）では『南方日報』グループ管理職（1人）、『南方日報』（2人）、『南方週末』（1人）、『南方都市报』（1人）にインタビューし、また50個の有効サンプルを回収した。合計インタビューの記者人数が11人、有効サンプル数が70個であった。

ジャーナリストの基本状況はアンケート調査票をもとに以下の結果となる。

- ① 性別(N=66)の構成比は男性が74.3% (N=52)、女性が20.0% (N=14) である。
- ② 年齢(N=68)の構成比は20～29歳が51.4% (N=36)、30～39歳が32.9% (N=23)、40～49歳が11.4% (N=8)、50～59歳が1.4% (N=1) である。
- ③ 学歴(N=68)の構成比は短大卒が1.4% (N=1)、大卒が61.4% (N=43)、修士学位が32.9% (N=23)、博士学位が1.4% (N=1) である。
- ④ 担当ニュース(N=66)の構成比は時事・政治ニュースが27.1% (N=19)、社会ニュース

³⁸ 盧綱（2010）、「『大民生』新跨越—評湖北経視民生節目轉型」『媒体時代』第12期、55ページ。

が 38.6% (N=27)、国際ニュースが 2.9% (N=2)、経済ニュースが 15.7% (N=11)、評論が 4.3% (N=3)、娯楽ニュースが 5.7% (N=4) である。

- ⑤ 政治身分(N=69)の構成比は共産党員が 61.4% (N=43)、共産主義青年団員が 8.6% (N=6)、一般群衆³⁹が 27.1% (N=19)、そのほかが 1.4% (N=1) である。
- ⑥ 社内身分(N=69)の構成比は正規社員が 65.7% (N=46)、契約社員が 31.4% (N=22)、そのほかが 1.4% (N=1) である。
- ⑦ 職歴年数(N=69)の構成比は 1~2 年が 15.7% (N=11)、3~5 年が 38.6% (N=27)、6~10 年が 20.0% (N=14)、11~15 年が 15.7 (N=11)、16~20 年が 1.4% (N=1)、20 年以上が 7.1% (N=5) である。
- ⑧ 月収(N=67)の構成比は 2000~3000 元が 1.4% (N=1)、3000~4000 元が 8.6% (N=6)、4000~5000 元が 8.6% (N=6)、5000~10000 元が 54.3% (N=38)、10000 元以上が 22.9% (N=16) である。
- ⑨ 社会的職位(N=69)の構成比は人民団体メンバーが 1.4% (N=1)、NGO・社会組織メンバーが 7.1% (N=5)、無しが 90.0% (N=63) である。
- ⑩ 入社きっかけ(N=48)⁴⁰の構成比は大学の就職活動が 60.4% (N=29)、他社からの転職が 22.9% (N=11)、知人からの紹介が 4.2% (N=2)、行政命令の人事異動が 4.2% (N=2)、人脈やコネを通じるが 2.1% (N=1)、そのほかが 6.3% (N=3) である。

第 2 項 メディアの「世論監督」機能に対するジャーナリストの認識

本項ではアンケート調査の結果に基づき、メディアの「世論監督」機能に対する『南方日報』グループのジャーナリストの認識を考察する。

① ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度

本調査には、ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度を把握する設問として次のようなものがある。

メディアの有する 6 つの機能：党政策の宣伝及び世論誘導、正義や社会道德の提唱、民衆の「知る権利」の実現、「世論監督」機能、情報伝達及び娯楽提供、民意の反映 以上の

³⁹ 要するに、共産党や民主党派などに参加しない一般人のことである。個人の戸籍記録や履歴書などの「政治身分（中国語：政治面貌）」欄によく出る。

⁴⁰ 「入社きっかけが何である」との質問を設けたのは第 2 回アンケート調査のみであった。そのため、この質問に対する有効回答数が 48 であった。

メディア機能を重要な順で並べてください。

表 3-1 ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度

| メディア機能への重視度 | 第1位 | | 第2位 | | 第3位 | | 第4位 | | 第5位 | | 第6位 | |
|--------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % |
| メディア機能 | | | | | | | | | | | | |
| 党政策の宣伝及び世論誘導 | 11 | 15.7 | 5 | 7.1 | 3 | 4.3 | 7 | 10.0 | 10 | 14.3 | 28 | 40.0 |
| 正義や社会道徳の提唱 | 5 | 7.1 | 6 | 8.6 | 4 | 5.7 | 16 | 22.9 | 27 | 38.6 | 6 | 8.6 |
| 民衆の「知る権利」の実現 | 23 | 32.9 | 13 | 18.6 | 16 | 22.9 | 7 | 10.0 | 7 | 10.0 | 0 | 0.0 |
| 「世論監督」機能 | 18 | 25.7 | 26 | 37.1 | 11 | 15.7 | 7 | 10.0 | 2 | 2.9 | 2 | 2.9 |
| 情報伝達及び娯楽提供 | 3 | 4.3 | 3 | 4.3 | 10 | 14.3 | 10 | 14.3 | 15 | 21.4 | 25 | 35.7 |
| 民意の反映 | 7 | 10.0 | 13 | 18.6 | 22 | 31.4 | 18 | 25.7 | 3 | 4.3 | 3 | 4.3 |
| NA | 3 | 4.3 | 4 | 5.7 | 4 | 5.7 | 5 | 7.1 | 6 | 8.5 | 6 | 8.5 |
| 合計 | 70 | 100 | 70 | 100 | 70 | 100 | 70 | 100 | 70 | 100 | 70 | 100 |

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

その結果は表 3-1 に示されている。ジャーナリストが重要視するメディア機能の第 1 位は民衆の知る権利の実現 (32.9%)、「世論監督」機能 (25.7%) の順であることが分かった。それに次ぐ第 2 位は「世論監督」機能 (37.1%)、民衆の知る権利の実現 (18.6%) 及び民意の反映 (18.6%) の順であった。一方、ジャーナリストは下位の第 5 位と第 6 位に選択した「世論監督」機能の割合は両方ともわずか 2.9%である。この結果より、『南方日報』グループのジャーナリストは報道意識においてメディアの「世論監督」機能をとっても重視していることが分かった。

他方、ジャーナリストは重視度の最下位の第 6 位に選択したメディア機能は党政策の宣伝及び世論誘導 (40.0%)、情報伝達及び娯楽提供 (35.7%) の順であることが明らかになった。これと上述の結果を合わせてみると、ジャーナリストはメディアの「世論監督」機能を党政策の宣伝及び世論誘導機能より大いに重要視していると言えよう。

② ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への期待効果及び実際効果への認識

また本調査ではジャーナリストがどのぐらいメディアの「世論監督」機能を期待しているのかを明らかにするために、下記の表 3-2 が示した各対象に対して「どの程度監視する必

要があるのか」と質問している。

表 3-2 以下の対象をどの程度監視する必要があるのか

| 監視対象 | どの程度監視する必要があるか | | | | | | | | 有効回答数 N ₁₎ |
|----------|----------------|--------------------|--------|------|---------|------|------|-----|--------------------------|
| | 非常に必要 | | ある程度必要 | | 比較的に少ない | | 必要なし | | |
| | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 地元県・区政府 | 17 | 85.0 ₂₎ | 2 | 10.0 | 0 | 0.0 | 1 | 5.0 | 20 |
| 地元市政府 | 18 | 90.0 | 1 | 5.0 | 0 | 0.0 | 1 | 5.0 | 20 |
| 地元省政府 | 14 | 73.7 | 4 | 21.1 | 1 | 5.3 | 0 | 0.0 | 19 |
| 他地域県・区政府 | 13 | 68.4 | 3 | 15.8 | 3 | 15.8 | 0 | 0.0 | 19 |
| 他地域市政府 | 13 | 68.4 | 3 | 15.8 | 3 | 15.8 | 0 | 0.0 | 19 |
| 他地域省政府 | 13 | 68.4 | 3 | 15.8 | 3 | 15.8 | 0 | 0.0 | 19 |
| 司法機関 | 16 | 84.2 | 2 | 10.5 | 1 | 5.3 | 0 | 0.0 | 19 |
| 公安警察 | 16 | 84.2 | 3 | 15.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 19 |
| 人民団体 | 11 | 57.9 | 7 | 36.8 | 1 | 5.3 | 0 | 0.0 | 19 |
| NGO、社会組織 | 9 | 47.4 | 6 | 31.6 | 4 | 21.1 | 0 | 0.0 | 19 |
| 企業 | 12 | 63.2 | 5 | 26.3 | 2 | 10.5 | 0 | 0.0 | 19 |
| 業界協会 | 10 | 52.6 | 6 | 31.6 | 3 | 15.8 | 0 | 0.0 | 19 |

(注)₁₎ 本質問を設問したのは第1回アンケート調査のみであったため、有効サンプル数が20である。

₂₎ 85.0%=17/20となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

表 3-2 の結果によれば、全体的に各対象に対して「非常に必要である」との回答の割合が一番高い。これは、『南方日報』グループのジャーナリストがメディアの「世論監督」機能を大いに重視していることと一致するように、いずれの対象に対する監視の意識がとても強いことを示している。次に、監視対象の内訳を見ると、地元と他地域の県・区、市、省レベルの政府及び司法、警察の権力機関に対して「非常に必要である」との答えの割合は人民団体、NGO、企業、業界協会の非権力機関に比して高いことが分かった。これより、同グループのジャーナリストが政府権力機関を非権力機関より監視する意識が強いことが分かった。また、地元の県・区、市、省レベルの政府機関に対して「非常に必要である」との回答の比率は他地域の政府機関に比較して高く示している。つまり、ジャーナリストの地元政府への監視意識が他地域の政府機関より強い傾向にあることが明らかになっている。さらに、省レベルの政府機関(73.7%)より県・区レベル(85.0%)、市レベル(90.0%)の政府機関に対して「非常に必要である」との答えの割合がやや高い。要するに、ジャー

ナリストは県・区及び市レベルの行政ランキングの低い政府機関を省レベルの行政ランキングの高い政府機関より監視する意識がやや強い傾向にあると言える。

他方、メディアの「世論監督」機能の実際効果に対するジャーナリストの認識を把握するために、下記の表 3-3 が示した各対象に対して「実際にどの程度監視しているのか」と設問された。

表 3-3 以下の対象を実際にどの程度監視しているのか

| 監視対象 | 実際にどの程度監視しているか | | | | | | | | 有効回答数 N ₁) |
|----------|----------------|--------------------|---------|------|---------|------|------|------|---------------------------|
| | 非常に大きい | | 比較的に大きい | | 比較的に少ない | | 全く無し | | |
| | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 地元県・区政府 | 2 | 10.5 ₂₎ | 7 | 36.8 | 9 | 47.4 | 1 | 5.3 | 19 |
| 地元市政府 | 2 | 10.5 | 5 | 26.3 | 11 | 57.9 | 1 | 5.3 | 19 |
| 地元省政府 | 1 | 5.3 | 3 | 15.8 | 13 | 68.4 | 2 | 10.5 | 19 |
| 他地域県・区政府 | 0 | 0.0 | 2 | 10.5 | 15 | 78.9 | 2 | 10.5 | 19 |
| 他地域市政府 | 0 | 0.0 | 2 | 10.5 | 15 | 78.9 | 2 | 10.5 | 19 |
| 他地域省政府 | 1 | 5.3 | 1 | 5.3 | 13 | 68.4 | 4 | 21.1 | 19 |
| 司法機関 | 0 | 0.0 | 5 | 27.8 | 10 | 55.6 | 3 | 16.7 | 18 |
| 公安警察 | 0 | 0.0 | 4 | 22.2 | 11 | 61.1 | 3 | 16.7 | 18 |
| 人民団体 | 0 | 0.0 | 6 | 33.3 | 11 | 61.1 | 1 | 5.6 | 18 |
| NGO、社会組織 | 1 | 5.3 | 6 | 31.6 | 11 | 57.9 | 1 | 5.3 | 19 |
| 企業 | 0 | 0.0 | 12 | 63.2 | 6 | 31.6 | 1 | 5.3 | 19 |
| 業界協会 | 0 | 0.0 | 8 | 42.1 | 10 | 52.6 | 1 | 5.3 | 19 |

(注)₁) 本質問を設問したのは第 1 回アンケート調査のみであったため、有効サンプル数が 20 である。

₂) 10.5%=2/19 となる。

(出所) 『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

その結果は表 3-3 に示されている。全体的に各対象に対して「比較的に少ない」との回答の比率が一番高く示している。すなわち、『南方日報』グループのジャーナリストはメディアの「世論監督」機能の実際効果に満足していないことがうかがえる。また各対象の内訳を見ると、他地域の県・区、市、省レベル政府機関に対して「比較的に少ない」との回答の割合は地元の政府機関に比して高い。つまり、同グループのジャーナリストは地元の政府機関より他地域の政府機関への監視効果に満足していないことが分かった。さらに、監視効果が「比較的に少ない」と答えた割合が高い順に、他地域県・区政府（78.9%）、他地域市政府（78.9%）、地元省政府（68.4%）、他地域省政府（68.4%）、人民団体（61.1%）、

地元市政府（57.9%）、NGO・社会組織（57.9%）、業界協会（52.6%）、企業（31.6%）である。この結果より、ジャーナリストは企業、業界協会などの非権力機関より他地域県・区政府、他地域市政府などの権力機関への監視効果に対して比較的に満足していないことがうかがえる。

③ メディアの「世論監督」機能への重視度と記者になった動機との分布

それではジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度及び記者になった動機の分布を見てみよう。

まず本調査では記者になった動機について、「なんで記者この職業を選択したのか」と質問している。表 3-4 の結果によれば、『南方日報』グループのジャーナリストが記者になった動機の割合は高い順に「客観的に事実を伝えたい」（38.8%）、「社会の正義や貧困者、弱者を守るため」（26.9%）、「大学で勉強した専門を生かしたい」（17.9%）、「収入や社会的地位が良い職業であるため」（7.5%）、「家族や知人の影響を受けたため」（4.5%）、「そのほか」（3.0%）、「単にこの職業が好きであるため」（1.5%）となった。

表 3-4 何で記者この職業を選択したのか

| 記者になった動機 | 有効回答数 | % |
|--------------------|-------|------|
| 社会の正義や貧困者、弱者を守るため | 18 | 26.9 |
| 客観的に事実を伝えたい | 26 | 38.8 |
| 大学で勉強した専門を生かしたい | 12 | 17.9 |
| 家族や知人の影響を受けたため | 3 | 4.5 |
| 収入や社会的地位が良い職業であるため | 5 | 7.5 |
| 単にこの職業が好きであるため | 1 | 1.5 |
| そのほか | 2 | 3.0 |
| 合計 | 67 | 100 |

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

次に、ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度と記者になった動機の分布を見てみる。ここでは前述の表 3-1 の結果を参照しながら、メディアの「世論監督」機能への重視度を「とても重視する」すなわち記者が同機能をメディア機能の重視度の第 1 位と第 2 位に選択した、「普通に重視する」すなわち記者が同機能をメディア機能の重視度の第 3 位と第 4 位に選択した、「重視しない」すなわち記者が同機能をメディア機能の重視度の第 5 位と第 6 位に選択した、3 段階に分けている。

その分布は下記の表 3-5 に示されている。まず全体的比率から見れば、メディアの「世論監督」機能をととても重視しているジャーナリストが、なぜ記者になったのかへの回答率は一番高い。次にその内訳を見ると、高い順に「客観的に事実を伝えたい」(25.0%)、「社会の正義や貧困者、弱者を守るため」(23.4%)、「大学で勉強した専門知識を生かしたい」(9.4%)、「家族や知人の影響を受けたため」(3.1%)、「収入や社会的地位が良い職業であるため」(3.1%)、「単にこの職業が好きであるため」(1.6%)、「そのほか」(1.6%)であった。すなわち、メディアの「世論監督」機能をととても重要視しているジャーナリストは最も「客観的に事実を伝えたい」及び「社会の正義や貧困者、弱者を守るため」との動機を持っているため、強い社会的責任の意識を示している。以上の結果より、全体においてはメディアの「世論監督」機能をととても重視するジャーナリストは、社会的責任の意識を高く示すというパターンが一番多いことがうかがえる。

表 3-5 メディアの「世論監督」機能への重視度と記者になった動機との分布図

| メディアの「世論監督」機能への重視度 | とても重視する | | 普通に重視する | | 重視しない | | 有効回答数 |
|--------------------|---------|--------------------|---------|------|---------|-----|-------|
| | 機能への重視度 | 1) | 機能への重視度 | 2) | 機能への重視度 | 3) | |
| 記者になった動機 | N | % | N | % | N | % | N |
| 社会の正義や貧困者、弱者を守るため | 15 | 23.4 ⁴⁾ | 2 | 3.1 | 0 | 0.0 | 17 |
| 客観的に真実を伝えたい | 16 | 25.0 | 9 | 14.1 | 1 | 1.6 | 26 |
| 大学で勉強した専門知識を生かしたい | 6 | 9.4 | 4 | 6.2 | 1 | 1.6 | 11 |
| 家族や知人の影響を受けたため | 2 | 3.1 | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 3 |
| 収入や社会的地位が良い職業であるため | 2 | 3.1 | 1 | 1.6 | 2 | 3.1 | 5 |
| 単にこの職業が好きであるため | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 |
| そのほか | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 1 |
| 合計 | 43 | 67.2 | 17 | 26.6 | 4 | 6.2 | 64 |

(注)1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 全体の比率を見るため、23.4%=15/64となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

第3項 ジャーナリストの「世論監督」機能の日常実践

引き続き、本項ではアンケート調査の結果に基づき、メディアの「世論監督」機能の実践におけるジャーナリストの日常活動を考察する。

① メディアの「世論監督」機能への重視度とニュース情報源の分布

ニュース情報源の状況を考察するために、本調査では下記の表 3-6 が示した各ルートから、「どの程度の情報を入手できているのか」という質問を設けている。ここでは「たまにある」と「全く無し」との答えを除外し、「非常に多い」と「比較的が多い」との答えのみを分析対象とする。

表 3-6 メディアの「世論監督」機能への重視度とニュース情報源の分布図

| メディアの「世論監督」機能への重視度 | とても重視する 1) | | 普通に重視する 2) | | 重視しない 3) | | 有効回答数 |
|--------------------|---------------|--------------------|---------------|------|-------------|-----|-----------------|
| ニュースの情報源 | N | % | N | % | N | % | N ⁴⁾ |
| 一般市民から | 22 | 36.1 ⁵⁾ | 11 | 18.0 | 4 | 6.6 | 61 |
| ネット上の検索から | 33 | 53.2 | 10 | 16.1 | 2 | 3.2 | 62 |
| 他のメディア報道から | 20 | 32.3 | 10 | 16.1 | 1 | 1.6 | 62 |
| 家族や友人との談話から | 4 | 6.5 | 0 | 0.0 | 1 | 1.6 | 62 |
| 知識人から | 11 | 18.6 | 2 | 3.4 | 1 | 1.7 | 59 |
| 弁護士から | 8 | 13.6 | 2 | 3.4 | 1 | 1.7 | 59 |
| 県、区政府機関から | 8 | 13.1 | 5 | 8.2 | 2 | 3.3 | 61 |
| 人民代表及び大会から | 4 | 6.6 | 1 | 1.6 | 1 | 1.6 | 61 |
| 政治協商委員及び大会から | 5 | 8.2 | 2 | 3.3 | 1 | 1.6 | 61 |
| 人民団体から | 4 | 6.8 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 59 |
| NGO、社会組織から | 3 | 4.9 | 1 | 1.6 | 1 | 1.6 | 61 |
| 記者協会やほかの記者から | 5 | 8.3 | 1 | 1.7 | 1 | 1.7 | 60 |
| 党委宣传部から | 5 | 8.3 | 4 | 6.7 | 1 | 1.7 | 60 |
| 公安警察機関から | 3 | 5.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 60 |
| 司法機関から | 3 | 4.9 | 0 | 0.0 | 1 | 1.6 | 61 |
| 企業から | 13 | 22.0 | 2 | 3.4 | 0 | 0.0 | 59 |
| 業界協会から | 10 | 17.2 | 1 | 1.7 | 0 | 0.0 | 58 |

(注) 1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 統計処理の際、Nには「非常に多い」、「比較的が多い」、「たまにある」、「全く無し」との回答を全部入れた。

5) 全体比率を見るため、36.1%=22/61となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

それではジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度とニュース情報源の分布を見てみる。表 3-6 の結果によれば、まず全体の比率から見ると、メディアの「世論監

督」機能をととても重視するジャーナリストは、こういったルートからニュース情報を入力しているのかへの回答率は一番高い。次にその内訳は高い順に「ネット上の検索から」(53.2%)、「一般市民から」(36.1%)、「他のメディア報道から」(32.3%)、「企業から」(22.0%)、「知識人から」(18.6%)、「業界協会から」(17.2%)、「弁護士から」(13.6%)、「県・区政府機関から」(13.1%)、「記者協会や他の記者から」(8.3%)、「党委宣伝部から」(8.3%)、「政治協商委員及び大会から」(8.2%)、「人民団体から」(6.8%)、「人民代表及び大会から」(6.6%)、「家族や友人との談話から」(6.5%)、「公安警察機関から」(5.0%)、「NGO・社会組織から」(4.9%)、「司法機関から」(4.9%)となった。この結果より、メディアの「世論監督」機能をととても重視するジャーナリストは県・区政府機関、党委宣伝部、政治協商委員、人民代表などのフォーマルなルートに比して、インターネット、一般市民、他のメディア報道、企業、知識人などのインフォーマルな情報源ルートを大いに利用していることが分かった。すなわち、全体においてメディアの「世論監督」機能をととても重視するジャーナリストは、フォーマルな情報源ルートよりインフォーマルなルートを大いに利用している報道意識を最も強く示すことが明らかになった。

② メディアの「世論監督」機能への重視度と日常取材活動の分布

またジャーナリストの日常取材活動を考察するために、表 3-7 が示した 4 つのルートについて「どの程度行っているのか」と質問している⁴¹。ここでは「たまにある」と「全く無し」との答えを除外し、「非常に多い」と「比較的が多い」との答えのみを分析対象とする。

以下の表 3-7 はジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度と日常取材活動の分布を示している。まず全体の比率から見れば、メディアの「世論監督」機能をととても重視しているジャーナリストは、どのように日常取材を行っているのかへの回答率が一番高い。次にその内訳を見ると、「個人の自主取材」(54.1%)、「編集者からの指示」(22.9%)、「社内の取材方案に基づく」(21.6%)、「社内上層部からの指示」(15.8%)の順である。すなわち、メディアの「世論監督」機能をととても重視しているジャーナリストは独立な立場を持ち、個人の自主取材を大に行っていることが分かった。以上の結果より、全体においてメディアの「世論監督」機能をととても重視するジャーナリストが、個人の自主取材手段も重要視しているというパターンが一番多いことがうかがえる。

⁴¹ この質問を設けたのは第 2 回調査のみであった。そのため、有効サンプル数が 50 個である。

表 3-7 メディアの「世論監督」機能への重視度と日常取材活動の分布図

| メディアの「世論監督」機能 への重視度 | とても重視する 1) | | 普通に重視する 2) | | 重視しない 3) | | 有効回答数 N ⁴⁾ |
|------------------------|---------------|--------------------|---------------|------|-------------|-----|--------------------------|
| | N | % | N | % | N | % | |
| 日常取材活動 | | | | | | | |
| 編集者からの指示 | 8 | 22.9 ⁵⁾ | 4 | 11.4 | 2 | 5.7 | 35 |
| 社内上層部からの指示 | 6 | 15.8 | 3 | 7.9 | 1 | 2.6 | 38 |
| 個人の自主取材 | 20 | 54.1 | 8 | 21.6 | 1 | 2.7 | 37 |
| 社内の取材方案に基づく | 8 | 21.6 | 3 | 8.1 | 1 | 2.7 | 37 |

(注) 1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 統計処理の際、Nには「非常に多い」、「比較的が多い」、「たまにある」、「全く無し」との回答を全部入れた。

5) 全体比率を見るため、22.9%=8/35となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

③ メディアの「世論監督」機能への重視度と代弁身分の分布

本調査ではジャーナリストの日常報道意識において、「社会の関心を大きく集まる社会事件や問題を報道する際、どのような身分を持つ人や機構の意見を取り入れるのか」と質問している。

ジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度と代弁身分の分布は表 3-8 に示されている。全体の比率から見れば、メディアの「世論監督」機能をとっても重視しているジャーナリストは、同機能を「普通に重視する」と「重視しない」ジャーナリストに比して、様々な身分を持つ人や機構の意見を代弁する意識が強いと言える。その割合は高い順に「事件関連の当事者」(64.5%)、「教授、専門家」(58.1%)、「政府機関」(51.6%)、「一般市民」(30.6%)、「ネットユーザ」(30.6%)、「弁護士」(29.0%)、「人民代表」(9.7%)、「業界協会」(9.7%)、「NGO、社会組織」(8.1%)、「政治協商委員」(6.5%)、「企業」(3.2%)、「人民団体」(1.6%)、「記者協会」(1.6%)である。

表 3-8 メディアの「世論監督」機能への重視度と代弁身分の分布図

| メディアの「世論監督」機能 への重視度 | とても重視する | | 普通に重視する | | 重視しない | | 有効回答数 |
|------------------------|---------|--------------------|---------|------|-------|-----|-------|
| | 1) | | 2) | | 3) | | |
| 代弁身分 | N | % | N | % | N | % | N |
| 政府機関 | 32 | 51.6 ⁴⁾ | 14 | 22.6 | 2 | 3.2 | 62 |
| 教授、専門家 | 36 | 58.1 | 17 | 27.4 | 4 | 6.5 | 62 |
| 事件関連の当事者 | 40 | 64.5 | 15 | 24.2 | 2 | 3.2 | 62 |
| 一般市民 | 19 | 30.6 | 7 | 11.3 | 1 | 1.6 | 62 |
| ネットユーザ | 19 | 30.6 | 5 | 8.1 | 0 | 0.0 | 62 |
| 企業 | 2 | 3.2 | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 62 |
| 弁護士 | 18 | 29.0 | 11 | 17.7 | 2 | 3.2 | 62 |
| 人民代表 | 6 | 9.7 | 7 | 11.3 | 0 | 0.0 | 62 |
| 政治協商委員 | 4 | 6.5 | 5 | 8.1 | 0 | 0.0 | 62 |
| 業界協会 | 6 | 9.7 | 5 | 8.1 | 0 | 0.0 | 62 |
| 人民団体 | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 62 |
| NGO、社会組織 | 5 | 8.1 | 0 | 0.0 | 1 | 1.6 | 62 |
| 記者協会 | 1 | 1.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 62 |

(注) 1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 全体比率を見るため、51.6%=32/62となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

上述の結果より、全体においてメディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリスが、客観的、中立的な報道立場に立ち各身分の持つ人や機構の意見を代弁する意識は最も強いことが分かった。これはジャーナリストの強いプロフェッショナル報道意識を反映している。

④ メディアの「世論監督」機能への重視度と党の禁令⁴²への態度の分布

さらに、ジャーナリストの党の禁令への態度について、「中央宣伝部の禁令に対してどう対応していますか」と質問している⁴³。

⁴² 中央宣伝部及び各級の宣伝部が報道してはいけないことを列挙した「禁令」と呼ばれる文書、メール、口頭連絡などが毎日、全国各地のメディア機関に下す検閲制度の1種である。筆者は『南方日報』グループへの現地調査ではほぼ毎日、党の宣伝部が下した「禁令」を見かけたことがとても印象深かった。

⁴³ この質問を設けたのは第2回調査のみであった。そのため、有効サンプル数が50個で

以下の表 3-9 はジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度と党の禁令への態度の分布を示している。全体の比率から見れば、メディアの「世論監督」機能をとっても重視しているジャーナリストは、党の禁令への態度を示す回答率が一番高い。その内訳は、高い順に「なるべく禁令が届く前に報道する」(37.0%)、「報道のタブーとされる一部の禁令に従うしかない」(34.8%)、「社内上司の指示に従う」(17.4%)、「絶対に禁令に従う」(15.2%)、「それほど重要ではない禁令を無視する」(13.0%)、「禁令の隙間を狙う」(5.3%)、「リスクを冒しながら時々禁令に挑戦する」(2.2%) となっている。

表 3-9 メディアの「世論監督」機能への重視度と党の禁令への態度の分布図

| メディアの「世論監督」機能への重視度 | とても重視する | | 普通に重視する | | 重視しない | | 有効回答数 |
|------------------------|---------|--------------------|---------|------|-------|-----|-------|
| | 1) | 2) | 3) | 4) | 5) | 6) | |
| 党の禁令への態度 | N | % | N | % | N | % | N |
| 絶対に禁令に従う | 7 | 15.2 ⁴⁾ | 5 | 10.9 | 1 | 2.2 | 46 |
| 禁令の隙間を狙う | 3 | 6.5 | 2 | 4.3 | 1 | 2.2 | 46 |
| なるべく禁令が届く前に報道する | 17 | 37.0 | 5 | 10.9 | 0 | 0.0 | 46 |
| 社内上司の指示に従う | 8 | 17.4 | 10 | 21.7 | 0 | 0.0 | 46 |
| リスクを冒しながら時々禁令に挑戦する | 1 | 2.2 | 1 | 2.2 | 0 | 0.0 | 46 |
| 報道のタブーとされる一部の禁令に従うしかない | 16 | 34.8 | 6 | 13.0 | 0 | 0.0 | 46 |
| それほど重要ではない禁令を無視する | 6 | 13.0 | 3 | 6.5 | 0 | 0.0 | 46 |

(注) 1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 全体比率を見るため、15.2%=7/46となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

この結果より、メディアの「世論監督」機能をとっても重視するジャーナリストは、「なるべく禁令が届く前に報道する」との回答率が一番高いことによって、党の禁令に挑戦する意欲を強く示していると言える。一方、ジャーナリストは党の禁令に対して慎重な態度を示していることもわかる。ジャーナリストはメディアの「世論監督」機能をとっても重視している、「報道のタブーとされる一部の禁令に従うしかない」、「社内上司の指示に従う」、「絶対に禁令に従う」という態度を多くとっている。

以上より、メディアの「世論監督」機能をとっても重視するジャーナリストは、党の禁令に挑戦する意欲を強く示す一方、慎重な姿勢も示していることがうかがえる。

ある。

⑤ メディアの「世論監督」機能への重視度と突発的事件報道意識の分布

最後に、突発的事件の中の人為的不正に対するジャーナリストの報道意識を考察する質問として、次のようなものがある。

2008年5月に発生した四川大地震により犠牲者の多くは学校の生徒であった。これは学校建築の耐震基準の甘さと手抜き工事の横行によるものであると言われている。報道の中でこうした突発的事件の中の人為的不正をどの程度批判する必要があるか。

表3-10はジャーナリストのメディアの「世論監督」機能への重視度と突発的事件報道意識の分布を示すものである。全体の比率から見れば、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、同機能を「普通に重視する」と「重視しない」ジャーナリストに比して突発的事件の中の人為的不正への批判意識を最も強く示していることが分かる。それは、「非常に必要である」と「ある程度必要である」との肯定的な回答率が65.6%と最も高い割合であることによって反映されている。

表3-10 メディアの「世論監督」機能への重視度と突発的事件報道意識の分布図

| メディアの「世論監督」機能への重視度 | 1) | | 2) | | 3) | | 有効回答数 |
|--------------------|----|--------------------|----|------|----|-----|-------|
| | N | % | N | % | N | % | |
| 突発的事件報道態度 | | | | | | | |
| 非常に必要である | 35 | 57.4 ⁴⁾ | 12 | 19.7 | 3 | 4.9 | 50 |
| ある程度必要である | 5 | 8.2 | 5 | 8.2 | 1 | 1.6 | 11 |
| 比較的に少ない | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 必要なし | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 |
| 合計 | | | | | | | 61 |

(注) 1) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第1位と第2位に選択した。

2) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第3位と第4位に選択した。

3) 記者が「世論監督」機能をメディア機能の重視度の第5位と第6位に選択した。

4) 全体比率を見るため、57.4%=35/61となる。

(出所)『南方日報』グループ記者へのアンケート調査に基づき、筆者作成。

上述の結果より、全体においてメディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、突発的事件にある人為的不正への批判意識を一番高く示すことが分かった。

第4項 ジャーナリストの「世論監督」機能の日常実践における党への挑戦

本項では『南方日報』グループのジャーナリストへのインタビューをもとに、ジャーナ

リストの「世論監督」機能の日常実践における党への挑戦戦略を考察する。

党は、党と社会の不正への批判を行うメディアの「世論監督」機能の実践に対して厳しく統制している。最も使われている統制手段は党委宣伝部が各新聞社に「禁令」を通達するものである。筆者は『南方日報』グループではほぼ毎日、党の宣伝部が下した「禁令」を見かけたことがとても印象深かった。これらの「禁令」は何にについてどの程度について報道してはいけないことを細かく規定している⁴⁴。

一方、同グループのジャーナリストは筆者のインタビューの中で、党の報道統制に強い挑戦の意欲を示した。たとえば、『南方日報』の評論記者は「我々は有限的報道空間の中でできる限りのことをすべて挑戦している。そうしないと、宣伝部の禁令に従ってしまい、これもあれも報じてはいけなくなってしまう。こうなると、我々は何もできなくなる」と述べた（『南方日報』評論部記者、2008年12月25日）。また同記者は四川大地震への取材経緯について⁴⁵、「地震発生当日、党宣伝部が下した『すべての報道機関は地震現場の取材を控えよう、地震の情報について新華社の配信記事を統一基準とする』との禁令がすぐ社内に届いた。我々はそれを無視した。地震が午後2時過ぎに発生したことを私たちはインターネットから知り、当日夕方からすでに現場に赴いた。その中の多くの記者は社内の許可を得ずに、被災地で自主取材を行った」と党の禁令への反発姿勢を示した（『南方日報』評論部記者、2008年12月25日）。さらに、『南方週末』の編集者は、四川大地震により発覚した学校建築の手抜きなどの人為的不正への批判報道について、「地震報道は救助の状況を伝えるだけではない。地震発生約1週間後、社内の編集者会議では報道の中で多くの学校建築が倒壊し、学校生徒が犠牲者になったことへの反省を行うべきであると決められた。私たちは甚大な被害を受けた4つの学校の事例を選択し、1980年代末までに遡って学校建築用の経費の詳しいルートを調査した結果をもとに批判報道を作成した」と述べた（『南方週末』編集者、2008年12月26日）。

他方、ジャーナリストは無謀に党に挑戦しているわけではない。インタビューの中で彼らは日常実践において党への挑戦戦略を活用していることが分かる。具体的な戦略は以下

⁴⁴ 現場のジャーナリストによると、「禁令」の外への持ち出しや詳細な内容の外への漏らしは絶対に禁止されている。筆者も現場のジャーナリストに「禁令」をただ読んでよいが、メモを取ったり、コピーをしたりなどが一切許されないと何度でも警告された。

⁴⁵ 筆者は2008年12月に『南方日報』グループで調査を行った際、同年5月に発生した四川大地震へのジャーナリストの取材経緯、現場での見聞及び犠牲者の多くが学校生徒である原因に学校建築の手抜き工事があるなどに対するジャーナリストの報道意識についても聞き取り調査を行った。

のとおりである。

① 党委宣伝部の禁令に先行する

『南方日報』の調査報道担当、14年の記者経験を持つベテラン記者へのインタビューの中で、当記者は次のように述べた。

「我々は一般的にどの報道に対して党委宣伝部が禁令を下すのかを自己判断している。私の長年の経験から見れば、社会の広範な関心を集める事件の報道に対して禁令が下される可能性が高い。一般的に某事件報道に対して党の禁令が下されることを予測するならば、遅くとも当事件発生後の2日以内に記事を載せなくてはいけない。つまり党の禁令が社内に届く前にできる限り早く報道を行う。」

「現在、党機関紙（筆者注：『南方日報』）も『速くて、深い』という報道理念を唱えているため、党機関紙にもかかわらず「都市報」や週末紙と同じように党の禁令と時間的競争を行い、禁令に先んじて報道を行わなければならない。禁令に先行した報道に対して党の禁令は社内に届いても効かなくなる。これは党との競争ゲームのような過程である。」（2008年12月22日の『南方日報』調査報道記者へのインタビューより）。

② 禁令の隙間を狙う

『南方週末』の編集者がインタビューの中で禁令の隙間を狙う戦略について以下のよう

に述べた。

「党の禁令を原則として守らなければならないが、しかし禁令の中の内容の隙間を狙うことが可能である。その隙間をどのように、またどの程度狙えるのかが私たち自身の判断に委ねるしかない。例を挙げると、禁令には「大々的に報道してはいけない」と書いてあったら、私たちは「報道することが許される。ただ少なく報道したら、トップ紙面で載せないなら、大丈夫である」と理解する。また、禁令には、ある事件に対して報道してはいけない詳細な事項や方向性を明記したら、私たちは「禁令の中で明記していない別の視点や方向性を持ってこの事件を報道する」と判断する。」（2008年12月25日の『南方週末』編集者へのインタビューより）。

③ ペンネームを変える手段

さらに、『南方日報』グループは党の報道規制への対応実践において、人事異動や更迭、

免職などの行政処分を受けたベテラン記者はペンネームを変え、おもてに除名されても実際に新聞社に残っているという手段が従来の同グループが記者を守る慣例である⁴⁶。これは『南方都市报』評論部記者へのインタビューによって裏付けられる。

「四川大地震により多くの学校生徒が犠牲者になったことに対して、『南方週末』は学校建築の手抜き工事の横行、耐震基準の甘さ、教育体制の欠陥などへの批判報道を大きく取り上げた。この批判報道により、『南方週末』は四川省政府からの報復を受け、中央宣伝部に記者への免職処分が下された。実際にこの記者はいまだに『南方週末』社に勤めている。ただし、この記者は以前に使ったペンネームや実の名前で署名した記事を二度と紙面に載せられなく、これから新しいペンネームで使うしかない。」(2008年12月23日の『南方都市报』評論部記者へのインタビューより)。

第5節 中国メディアの実践における「世論監督」機能

本章では中国メディアの実践における「世論監督」機能は一体どのようなものなのか、また党の認識下の同機能とどのような差異が生じるのかを明らかにするために、メディアの実践としての「世論監督」機能とメディアの政治宣伝機能の打破、衰退、脱却という連動図式を歴史的に考察した。またジャーナリストの「世論監督」機能への認識及び日常実践についても考察を行った。前節の分析結果を踏まえ、中国メディアの実践における「世論監督」機能の実態について、以下のようにまとめる。

第1に、メディアの実践における「世論監督」機能の実施主体は、党機関紙の「世論監督」版から、「都市報」を経て、「民生ニュース」へと変化した。具体的に党機関紙の「世論監督」版は、改革開放以降の1980年代に中国メディアの過去の単なる党のイデオロギー宣伝機能を打破するメディア機能改革の中で発行されたものである。「都市報」は1990年代半ば以降の急速なメディア市場発展の中で登場し、親新聞である党機関紙を養う役割を期待されたため一般市民や地域住民向けの政治宣伝機能が薄い「市民生活紙」として位置付けられた。「民生ニュース」は2003年より中国メディア業界で爆発的な発展期を迎えた中、従来の党のイデオロギー宣伝本位価値から脱却し、一般民衆の生き様や生活状態の反映を

⁴⁶ これも張(2008)の『南方日報』グループの副総編集長・江芸平に対するインタビューによって裏付けられる。張志安(2008)、「堅守内心忠誠、这是職業化的底色」『青年記者』第1期、34-37頁。

第1 要義とし、民衆本位価値志向を持ち民衆の発言権利を向上させるものである。

第2 に、メディアの実践における「世論監督」機能の実施内容の変容も起きた。具体的には、党機関紙の「世論監督」版の実施内容は党内幹部の官僚主義、特権現象を中心とするものであった。これは党の第13 回大会（1987 年）において党のメディアの「世論監督」機能への期待と一致しているため、この時期のメディアの「世論監督」機能の実践が上から下への監視という強い政治価値志向を持っている。また「都市報」は創刊後、社会ニュースを報道内容の主な柱として取り入れていた中、社会転換期の中の経済領域、社会領域における様々な不正や社会問題に監視の重点を置いた。この時期のメディアの「世論監督」機能の実践は強い社会価値志向を持っている。さらに「民生ニュース」は「小民生」から「大民生」への理念変化により大きな転換期を迎え、社会資源分配の不平等、教育の不公正、医療費の高額問題、食品安全問題、社会保障の不備などの公共利益に結び付く各問題を中心に「世論監督」機能を実施している。この時期のメディアの「世論監督」機能の実践は強い公共価値を持っている。

第3 に、メディアの実践としての「世論監督」機能の実施手段においても変化が見られる。まず、党機関紙の「世論監督」版が担う「世論監督」機能の実践は、「喜ばしいことを報道し、悲しいことを報道しない」、「中下級幹部を批判し、高級幹部を批判しない」という従来の2 つの党の報道「禁区」を打破した自主的動きが見られた。またこの時期のメディアの「世論監督」機能の実践においては、ジャーナリストの現場取材及び報道客観性重視へのプロフェッショナル意識の目覚めも見られた。次に、「都市報」は「世論監督」機能の実践においては、真相の暴露と独立性のある取材を求める調査報道を実施手段として盛んに行った。また党機関紙のような政治的地位の優越性を持たない「都市報」は、1990 年代末から取り組んでいた「主流化」改革の中、党政幹部の不正及び社会の重大な事件、突発的事件に対して自主監視の性格を持っている。さらに、「民生ニュース」は「世論監督」機能の実践においては、一般民衆の直接的な参加、討論のチャンネルの設置及び交流性と対話重視の公共言説空間の提供という手段を利用している。

第4 に、ジャーナリストの「世論監督」機能への認識及び日常活動がメディアの「世論監督」機能の実践に大きな影響を与えている。

まず、ジャーナリストの「世論監督」機能への認識に関して、ジャーナリストがメディアの「世論監督」機能を党政策の宣伝及び世論誘導機能より大いに重要視していることが分かった。またジャーナリストの「世論監督」機能への期待値がとても高い一方、「世論監

督」機能の実際効果への満足度が低いことも分かった。さらにメディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、社会的責任の意識を最も高く示していることがうかがえる。

次に、メディアの「世論監督」機能におけるジャーナリストの日常活動に関しては、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、フォーマルな情報源ルートよりインフォーマルなルートの利用を大いに重視していることが明らかになった。またメディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、個人の自主取材手段も最も重要視していることが分かる。続いて、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストが、客観的、中立的な報道立場に立ち各身分の持つ人や機構の意見を代弁する意識が最も強い。さらに、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、突発的事件にある人為的不正への批判意識を最も強く示すことが分かった。一方、ジャーナリストはメディアの「世論監督」機能を重視していても、党の禁令に挑戦する意欲を強く示す一方、慎重な姿勢も示していることがうかがえる。

他方、ジャーナリストは「世論監督」機能の実践において無謀に党に挑戦しているわけではない。ジャーナリストは①党委宣传部の禁令に先行する、②禁令の隙間を狙う、③ペンネームを変える手段3つの戦術を活用していることが明らかになった。

以上のように、中国メディアの実践における「世論監督」機能は、メディアの政治宣伝機能の打破、衰退、脱却と連動し、党のイデオロギー宣伝から自立しているものであると結論付けられる。第2章と本章の分析結果に基づき、党の認識下のメディアの「世論監督」機能とメディアの実践における「世論監督」機能の間に差異が生じていることが明らかとなった。次章以降、その間に如何に抵抗し、また交渉しているのかとの権力構図を明確化していく。

第4章 党に対するメディアの「世論監督」機能の実践—『南方週末』を事例に

はじめに

中国メディアの「世論監督」機能の実践において党から様々な規制をかけられている。第2章で考察したように、天安門事件以降党指導部は「プラス宣伝を主とする方針」の下、メディアが「世論監督」機能より党に対する政治宣伝機能を優先しなければならないという規制をかけた。また、党はメディアの党に対する「世論監督」機能の実施に対して、報道責任者の更迭、解任及び逮捕などの強圧的手段で報道統制を相次いで行っている。『南方週末』は、1990年代後半から党の腐敗や社会の不正を批判する記事を大いに掲載したことで党のイデオロギー主管部門・中央宣伝部から不満を招いた結果、2000年に同紙の編集長・副編集長らの更迭を命じられた。2003年、『南方都市報』は、地元の公安局に不当な理由で収容され暴行死した「孫志剛事件」¹をスクープし、権力機関の暴行行為を批判したのに対し、広東省宣伝部は編集長らを汚職の罪を名目に逮捕した。さらに、2005年に『新京報』は河北省定州で地方政府が武装集団を雇い、6人の農民抗議者を殺害した事件を全国で最初に報道し、社会の大きな反響を呼んだのに対し、中央宣伝部は編集長への免職処分を下した。

一方、中国メディアは「世論監督」機能の実践において、党からの規制及び党に対する批判の困難を直面しているものの、党の圧力に屈さず、しばしば党に抵抗している。例を挙げると、2011年7月23日に浙江省温州市で発生した高鉄衝突事故をめぐる党の報道規制に対して、メディアが抵抗姿勢を見せた。7月24日に党によって下された「事故報道は新華社の配信記事のみを使用し、独自取材に基づく報道をしないよう」という指示²に対して、メディアが反発し、生々しい事故現場の状況などを独自取材で堂々と報じた。北京の『新京報』、上海の『東方早報』及び事故発生地『錢江晩報』は、7月25日に事故現場の様子、

¹ 孫志剛事件は、湖北籍で、大学卒業後広州で会社員をしていた孫志剛青年が、身分証明書を携帯していないという理由で、2003年3月に広州市内での派出所へ連行され、収容所で暴行を受けて死亡した事件。同年4月13日に、『南方都市報』は、あるネットユーザから提供した情報に基づき、取材を行い、地元警察の暴行行為を暴露する報道をスクープした。

² 「高速鉄道事故を受け、中国共産党宣伝部を無視した大衆メディア」(2012年8月9日最終アクセス、http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2011&d=0728&f=column_0728_009.shtml よりダウンロード)。

原因究明の呼びかけなどを内容とする10ページ前後の特別紙面を掲載した。(『新京報』・『東方早報』・『錢江晩報』、2011年7月25日)、『人民日報』傘下の新聞紙・『京華時報』も特集ページを作って、政府の情報公開の不十分さを批判する評論を載せた。(『京華時報』、2011年7月27)。
こうしたメディアの抵抗ぶりに対し、党は7月29日に「事態の迅速な収束のため、国家関係部門からの発表の報道のみを許可し、全ての独自報道と論評の発表を禁止する」と各紙に通達し³、更なる強硬な態度を見せた。それに対しても、『新京報』、『21世紀經濟報道』は7月31日の記事において、2005年4月のJR 福知山鉄道脱線事故後の日本側の対応を詳しく検証し、間接的に鉄道省の対応を批判するという新手法を用いた(『新京報』・『21世紀經濟報道』、2011年7月31日)。

こうしたメディアの党への抵抗に注目し、本章の目的は、メディアが「世論監督」機能をいかに発揮しているのかを明らかにするところにある。メディアが「世論監督」機能の実践過程において、いかに党に抵抗しているのか、どのように党に対して同機能を実施しているのか、なぜ党に実施できているのか。これを解明するために、本章ではメディアの党に抵抗する実態、党に対して「世論監督」機能の実施状況及び実施戦術について考察する。

本章は『南方週末』を事例とする。『南方週末』を選んだのは、同紙が中国メディア「世論監督」機能の実践において最も影響力を持つ報道機関であると判断したからである。1984年に広東省の党機関紙・『南方日報』の「週末版」として創刊された『南方週末』は、1996年に元の8紙面から16紙面まで拡大した紙面改革をきっかけに、1997年より全国のメディア業界において「世論監督」機能の実施にいち早く力を入れた。その実施において、『南方週末』は党政幹部を主要な実施対象とし、党政幹部の不正を主要な実施内容としている。ピーク時の1999年に党政幹部の権力濫用、腐敗行為を実施内容とする記事が全年度記事総数の83.3%までに達した(張、2004)。こうした党を容赦なく批判する『南方週末』は知識人、都市のホワイトカラー層から絶大な人気を集め、1999年にすでに130万部の販売部数を創出した。同紙の辛辣な批判口調及び「地域を跨る監督(中国語原文: 異地監督)」と呼ばれる報道手段が全国の報道機関の手本となり、学界から「『南方週末』現象」として注目を集められている(孫、2003)。1996年に確立した「正義、人間愛、良心を訴え、真実、

³ 「高速鉄道事故『報道も評論もするな』、メディアが中国当局通達文『暴露』」(2012年8月9日最終アクセス、<http://www.j-cast.com/2011/08/01103134.html?p=all>よりダウンロード)。

信憑性の追求を堅持する」という社是を提唱し続ける『南方週末』は、今日に至っても中国メディア業界の「世論監督」機能の「旗手」、「急先鋒」として呼ばれている（西、2008）。

本章では以下の方法で議論を展開する。まず、メディアによる党への抵抗という視点から、党に抵抗するメディア実践の実態を解明する。具体的には、中国メディアの「世論監督」機能の実践において、メディアが党に抵抗する実態、党に対する同機能実施の状況及び実施の戦術について考察を行う。これまでの中国メディアの実践を分析対象とする研究は、メディアが党による統制という枠から逸脱することができないという理解に留まるものがほとんどであった（Lee,1994; He,1998;Zhao,1998;西、2008）。これらの研究は中国メディア実践の実態を十分に捉えたと言い難い。次に、『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実施状況を解明するために、『南方週末』の実施対象を党政幹部、非党政幹部に、実施内容を党政幹部の不正・非党政幹部の不正に分類し、実施対象毎、実施内容毎の差異に注目し議論を展開する。これまでの『南方週末』の「世論監督」機能に関する研究は、実施対象、実施内容、実施領域、実施地域などの分析指標を設定して考察を行ったものが多くあるものの（張、2004 ; Cho,2007;王、2008）、同紙の党に対する「世論監督」機能実施の状況を考察対象とするものは少ない。そのため、本章は『南方週末』の実施対象毎、実施内容毎の差異に注目し、その差異から党に対する同紙の「世論監督」機能実施の実態を把握することに努める。

本章の構成は以下のとおりである。第1節では、記事の抽出方法及び分析手法を紹介する。第2節では、メディアの「世論監督」機能の実践において、メディアが党に抵抗する実態及び党に対して同機能を発揮する実態を明らかにする。第3節では、メディアが党に対して「世論監督」機能を発揮できた戦術を考察する。第4節では、前節での分析結果を踏まえ、中国メディアの「世論監督」機能の限界についても提示する。

第1節 記事の抽出及び分析手法

本節では、本章で用いられる記事の抽出方法と分析手法を紹介する。具体的には、『南方週末』の1997年から2010年までの各号の第1面トップ記事(Headline News in Front-Page)を分析資料とし、記事の内容分析を行う。以下は、記事の抽出方法及びコーディング作業を紹介する。

第1項 記事の抽出方法

記事の抽出にあたっては、『南方週末』の1997年から2010年までの各号の第1面トップ記事を用いる。まず、この期間を選択した理由としては、上述したように、『南方週末』は1996年に行われた紙面改革をきっかけに、1997年より「世論監督」機能の実施に力を入れ始めたといわれる。それゆえ、本章では1997年から2010年までこの期間中の『南方週末』の記事を選択したわけである。次に、第1面トップ記事を選択した理由としては、ニュース生産の過程において、新聞の第1面トップ記事の選択は、無計画なものではなく、新聞社内の様々なニュース部門の編集者らの意思によって決定された結果であるとあげられる(Croteau, Hoynes, 2000:126)。新聞の第1面トップ記事は、当日の最も重要な出来事として編集者らによって選出され、最も目立つものである。その選択基準は、ニュースの時効性、読者へのインパクト及び事件関係者の重要性などのような報道価値によって判断されることである(Croteau, Hoynes, 2000:127)。こうした理由により、中国新聞の場合、第1面トップ記事のイデオロギーが党から最も検閲されるため、編集者の報道自主性・選択意思を最も反映していると言えよう。そこで、本章では、メディアは「世論監督」機能をいかに発揮しているのかを考察するために、第1面トップ記事を分析資料とするのが、妥当だと考えられる。

こうした記事の抽出方法により、『南方週末』の1997年から2010年にかけてのすべての記事から、各年の年末特別号を分析対象から除外した結果、1記事を1サンプルカウントし、合計729個のサンプルを抽出した(表4-1参照)。

表4-1 『南方週末』の年別の第1面トップ記事数(単位:本)

| | | | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 年別 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | |
| 記事数 | 52 | 52 | 53 | 52 | 52 | 52 | 51 | |
| 年別 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 合計 |
| 記事数 | 53 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 729 |

(出所)『南方週末』の各年の第1面トップ記事数に基づき、筆者作成。

第2項 コーディング作業

コーディング作業は、オーストラリアのQSR会社によって2010年に発売されたNVIVO9という定性分析のソフトを利用し、行われる。本ソフトは、データをテキスト分析、可視

化機能などの多機能により体系的に分析を行い、手作業では見落としやすいわずかな関連のある発見を反映し、明らかにする特徴を持つ。そこで、本章では NVIVO9 が備えた単語頻度の検索、テキストマイニングの関連付けなどの解析機能を利用し、以下のコードを設定する。これによって、データをより一層綿密に分析することを目指す。

具体的なコーディング作業は以下のとおりである。

① 記事のカテゴリー化

カテゴリー化の方法は、記事の内容に基づいて、1 記事が 1 カテゴリーに属する原則のもとで記事を分類したものである。その結果、以下の 3 つのカテゴリーを作成した。

ア 「世論監督」記事

分類基準としては、メディアの「世論監督」機能に関する様々解釈や定義に基づくものである。具体的に、メディアの「世論監督」機能とは、「メディアが人民大衆の意見に基づいて、法律や党の紀律及び道徳に違反した行為に暴露、批判を行い、こうした行為を良い方向へ改善することを目的とするものである。主要な監視対象は党と国家の権力機関である」⁴。また、具体的な監視内容は、「党と国家の路線、方針及び政策の執行状況に対する監視；国家法律に違反した行為に対する監視；党の紀律、政府の規定に違反した行為に対する監視、公権力の濫用、腐敗、賄賂などの行為に対する監視；人民大衆の利益を損害した行為に対する監視；社会の各不正現象、道徳やモラルに違反した行為に対する監視」⁵である。

以上のことにより、ここでは「世論監督」記事を、第 1 に党と国家の権力機関及び幹部の不正行為、第 2 に社会の各不正、社会問題を暴露、批判する内容を判断基準として分類する。

まず党と国家の権力機関及び幹部の不正行為を批判する「世論監督」記事の例としては、『南方週末』の 1997 年 5 月 9 日付きの第 1 面トップ記事・「高崇徳氏の冤罪に仰天する：このもともとの簡単な民事裁判は、5 年間に渡って行われた結果、被害者が冤罪を被り、裁判所で自殺した。省人民代表委員会による多数に渡る監視のもと、被害者がようやく冤罪を晴らした」と題した記事が挙げられる。同記事は事件の経緯を以下のように記載した。

⁴ 楊明品（2001：8）を参照。楊明品（2001）、『新聞世論監督』中国広播電視出版社。

⁵ 王強華・王榮泰・徐華西（2007：36）を参照。王強華・王榮泰・徐華西編著（2007）、『新聞輿論監督理論与实践』復旦大学出版社。

陝西省涇陽県農民・高崇徳氏が交通事故に遭い、負傷したにもかかわらず、地元県、市、省レベルの裁判所によって交通事故紛争の裁判を行われた結果、高氏がかえって被告者になり、金額の賠償を命じられた。こうした冤罪に不服した高氏が裁判所に何度にも異議を申立てしたが、受理されなかったことに対して地元の裁判所で自殺の抗議行動をとった。『南方週末』は、記事の中で「高氏のような一向に理不尽な待遇を耐え忍んできた中国農民が、無免許運転の自動車にぶつけられ、負傷したにもかかわらず、かえって被告者になった。地元の県、市、省級の裁判所が下した判決がいずれも過ちを犯した」と指摘し、地元の司法権力機関の不正行為を批判した。以上の分類基準によって、本記事が「世論監督」記事このカテゴリーに分類された。

次に社会の各不正、社会問題を批判する「世論監督」記事の例としては、『南方週末』の1997年11月21日付きの第1面トップ記事・「1997年中国第一犯罪事件」と題した記事が挙げられる。同記事は1997年に、中国社会を震撼させた新疆ウイグル自治区で発生した強盗、殺人事件を暴露したものである。

イ 「政治宣伝」記事

中国メディアの政治宣伝機能は、共産党指導体制に置かれるメディアの最も基本的な機能として、党によって異なる内容を付与されてきた。ここで、分類基準としては、天安門事件以降、党指導部によって提起され続けてきたプラス宣伝を主とする方針に基づくものである。この方針が指す具体的な内容は党指導者の発言から見られる。元中央政治局のイデオロギー工作主管・李瑞環は「プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」と題した講話の中で、「この方針を堅持することとは、党の路線、方針と政策を正確に、迅速に宣伝し、事実に基づいて社会現実の中の主流を反映し、人民大衆による創造の業績を宣伝することである。こうして人心への励ましのための巨大な精神的力を形成することができ、社会安定に有利する世論環境を形成することができる」⁶と述べた。

これにより、党の理論、綱領、路線及び政策、党指導者の活動、発言、党の偉業、社会領域の業績などに対する政治宣伝の意味合いを持つ記事が、すべてこのカテゴリーに分類される。

まず党政幹部に対する政治宣伝の意味合いを持つ記事の例としては、『南方週末』の1998

⁶李瑞環（1989）、「堅持正面宣伝為主的方針」（2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード）。

年1月2日付きの第1面トップ記事・「冤罪者から県長へ」を挙げたい。同記事は河北省保定市易県県長・劉建軍の廉潔、人民への無私な奉仕、人民の公僕に甘んじる物語を謳歌したものである。以上の分類基準によって、本記事が「政治宣伝」記事このカテゴリーに分類された。

次に社会の良い気風や社会道徳に対する政治宣伝の意味合いを持つ記事の例としては、『南方週末』の1998年9月11日付きの第1面トップ記事・「28.78億元の寄付金はどこから？」を挙げられる。同記事は、1998年夏に長江地域で発生した大規模な洪水で被災者への復興支援を行うために、社会の各領域から28.78億元の寄付金を集めたことを報じた。記事の中で年寄から小学生までの多くの人々が奮って寄付する感動ストーリーをいくつか詳細に報じ、社会の良い気風を謳歌した。

ウ 一般記事

上述した2カテゴリー以外の記事が、すべて一般記事このカテゴリーに分類される。それは、社会の一般的な出来事に対して客観的に、中立的に記述する記事を指す。

例としては、『南方週末』の1997年1月3日付きの第1面トップ記事・「オリンピックチャンピオン・李東華氏にとって最大の遺憾なことは、この金メダルが中国に属していないことである」と題した記事を挙げたい。同記事は1996年7月に開催された第26回オリンピック大会で体操の金メダルをとった李東華氏の金メダルチャンピオンへの道のりを描いたものである。以上の分類基準として、本記事が一般記事このカテゴリーに分類された。

② 「世論監督」記事に対するコーディング作業

メディアの「世論監督」機能の実態を計測するコード及びその下の下位カテゴリーを以下のように設ける（表4-2参照）。

表4-2 メディアの「世論監督」機能の実態を計測するコード一覧

| コード | 下位カテゴリー |
|-----------------|----------------|
| 「世論監督」記事の中の実施対象 | 1 中央レベルの党政幹部 |
| | 2 省レベルの党政幹部 |
| | 3 市レベルの党政幹部 |
| | 4 県レベルの党政幹部 |
| | 5 郷（鎮）レベルの党政幹部 |
| | 6 農村基層レベルの党政幹部 |

| | |
|-------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 7 事業単位及び党政幹部 8 全国人民代表 9 国有企業及び幹部 10 私営・外資系企業（主） 11 一般人 12 メディア関係者 |
| 「世論監督」記事の中の実施内容 | <ul style="list-style-type: none"> 1 党政幹部の腐敗、賄賂 2 党政幹部の官僚主義 3 党政幹部の権力濫用； 4 党政幹部の他の不正行為 5 社会の不正行為 6 他のマイナス現象 |
| 「世論監督」記事の中の実施主体 | <ul style="list-style-type: none"> 1 中央レベルの党政機関による取り締まり 2 省レベルの党政機関による取り締まり 3 市レベルの党政機関による取り締まり 4 市以下レベルの党政機関による取り締まり 5 一般民衆による摘発・告訴 6 学者・専門家による告訴 7 弁護士による摘発 8 匿名の摘発 9 メディアによる調査 |
| 「世論監督」記事の中の批判意見 代弁身分 | <ul style="list-style-type: none"> 1 党政幹部 2 人民代表 3 事業単位及び幹部 4 一般民衆 5 弁護士 6 学者・専門家 7 業界協会 8 ネットユーザ 9 メディア関係者 |
| 「世論監督」記事の記事ソース | <ul style="list-style-type: none"> 1 自社の記事 2 他社記者による記事 3 『人民日報』・新華社の記事 |
| 「世論監督」記事の中の不正発生 原因 | <ul style="list-style-type: none"> 1 党及び国家政策・制度の不備 2 党政機関への監視不全 3 国家法律の不備 4 政治・経済体制改革の不全 5 貧困などの社会的要因 6 その他 |
| 「世論監督」記事の中の改善意見 | <ul style="list-style-type: none"> 1 党及び国家政策・制度の改善 2 国家法律の改善 |

-
- 3 政治・経済体制改革
 - 4 社会環境の改善
 - 5 その他

- 「世論監督」記事の中の引用資料
- 1 党及び政府の諸会議決議
 - 2 党及び政府の政策・行政条例
 - 3 党政機関の統計資料
 - 4 国家法律
 - 5 『人民日報』・新華社の記事内容
 - 6 他の党機関紙の記事内容
 - 7 専門資料・書籍
 - 8 他の市民紙・雑誌の記事内容
-

(出所) 張小麗 (2004)、李 (2005)、Cho, LiFung(2007) 及び王毓莉 (2008) に基づき、筆者作成。

以下では、表 4-2 の中のコード及び下位カテゴリに関して、用語例を挙げながら説明する。

ア 実施対象に関する用語例

(例) 1997年9月、陝西省民政庁元庁長・靳建輝、元副庁長・鄭応龍、蔣天才は汚職、収賄の罪で審判を受けた(『南方週末』、1997年11月14日)。ここでは、実施対象を省レベルの党政幹部に分類した。

イ 実施内容に関する用語例

(例) 事実上、楊錦生は環保局副局長に任命されて以来、私欲に走る一方で職権の濫用がさらにエスカレートしていた(『南方週末』、1997年12月5日)。ここでは、実施内容を党政幹部の権力濫用に分類した。

ウ 実施手段に関する用語例

(例) 1994年5月24日から6月18日にかけて、また7月中旬から7月末にかけて、党中央規律検査委員会及び省紀律検査委員会が2回に渡って、上坡村の問題について調査を行った(『南方週末』、1998年8月7日)。ここでは、実施手段を中央レベルの党政機関と省レベルの党政機関による取り締まりに分類した。

エ 批判意見代弁の身分に関する用語例

(例) 工人たち(筆者注: 国営企業で働く労働者)は、「我々は人間としての基本的な尊厳も享受できていない」と怒りを爆発した(『南方週末』、1997年8月1日)。ここでは、批判意見代弁の身分を一般民衆に分類した。

オ 記事ソースに関する用語例

(例) 本紙の北京支社の記者が事件の真相について調査を実施した (『南方週末』、1997年3月28日)。ここでは、記事ソースを自社記事に分類した。

カ 不正発生原因に関する用語例

(例) 社会保障専門、北京大学社会学教授・夏学鑒は「この問題は、個人の力によって解決されるのは無理である。これは社会保障制度に関わる問題である。社会保障が本来、政府によって実施されるべきものである」と述べた (『南方週末』、1997年4月18日)。ここでは、不正発生原因を党及び国家政策・制度の不備に分類した。

キ 改善意見に関する用語例

(例) 社会保障専門、北京大学社会学教授・夏学鑒は「過去の公費医療を中心とした社会保障制度が機能しなくなったため、政府、企業、個人多元的新しい医療保険制度をなるべく一日早く設立すべきである」と呼びかけた (『南方週末』、1997年4月18日)。ここでは、改善意見を党及び国家政策・制度の改善に分類した。

ク 引用資料に関する用語例

(例) 中国共産党中央第14回4中全会において、農村基層組織 (筆者注：党政機関の末端レベルの組織) に対する整頓の決定が採決された (『南方週末』、1997年6月13日)。ここでは、引用資料を党及び政府の諸会議決議に分類した。

第2節 党に対するメディアの「世論監督」機能の実施

本節では、まず、メディアは、「世論監督」機能の実践において、党の同機能に対する規制にいかんか抵抗しているのかを明らかにし、次に党に対して同機能をどのように発揮しているのかを考察する。

第1項 プラス宣伝を主とする方針に対するメディアの抵抗

第2章で分析したように、天安門事件以降、党はメディアの「世論監督」機能の実践に対してプラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならないと提起し続けてきた。この方針の提起は、すなわち、党がメディアに対して、「世論監督」機能より党に対する政治宣伝機能を優先しなければならないと規制したものであると言えよう (第2章第4節・メディアの「世論監督」機能に対する党の容認範囲の限界を参照)。

では、メディアは、党による規制にいかんか抵抗しているのか。ここでは前述した記事カ

テグリー化の方法に基づき、「世論監督」記事及び「政治宣伝」記事それぞれの比率を比較してみよう。この比較結果により、メディアの実践においてどちらの機能が重視されているのかを明らかにする。

表4-3は「世論監督」記事、「政治宣伝」記事及び「一般記事」それぞれの比率を示している。全体記事において、「世論監督」記事の割合が一番高く、半分以上の52.3%に達しているのに対し、「政治宣伝」記事の割合が一番低く、わずか12.2%に過ぎない。それ以外の「一般記事」の割合も「政治宣伝」記事を上回り、35.5%に達している。この結果より、『南方週末』は政治宣伝機能より「世論監督」機能を大いに重視していることが分かった。すなわち、『南方週末』は、「世論監督」機能の実践において党が定めた「プラス宣伝を主とする方針を堅持する」という規制に抵抗していることが明らかになった。

表4-3 『南方週末』の記事の分類

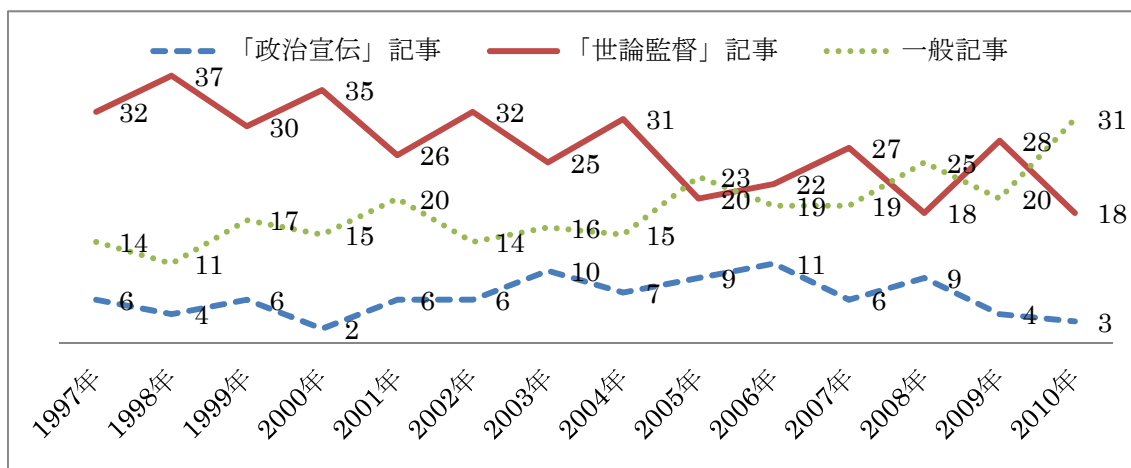
| 記事のカテゴリー | N | % |
|----------|-----|------|
| 「政治宣伝」記事 | 89 | 12.2 |
| 「世論監督」記事 | 381 | 52.3 |
| 一般記事 | 259 | 35.5 |
| 合計 | 729 | 100 |

(出所) 記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

一方、「世論監督」記事数の年別推移を見てみよう。図4-1で示したように、「世論監督」記事数が全体的に減少している傾向にある。ピーク時の1998年にその数が37本に達したが、それ以降次第に減少し、さらに2005年より20本台まで下がっている。これより、『南方週末』の「世論監督」機能の実施がますます困難となったことが分かった。それは同紙が度々党から統制処分を受けたことと大きく関係していると考えられる。2000年1月、党中央宣伝部は、『南方週末』の一貫した「世論監督」記事を中心とする報道スタイルに不満を持ち、当時の編集長・江芸平氏の更迭処分を命じた。引き続き、その4か月後、中央宣伝部はさらに副編集長・銭剛氏の更迭処分を与えた。2001年に、『南方週末』は強盗、殺人の罪に問われるある暴力団の形成、壮大現象の背景に地元政府の不正行為があると指摘したため(『南方週末』、2001年4月19日)、中央宣伝部の逆鱗に触れ、編集長、副編集長、ベテラン記者などを更迭、免職させる更なる大規模の処分を与えられた。しかし、それにもか

かわらず、図 4-1 によれば、「世論監督」記事数が減少している傾向にあるが、各年の数が始終に各年の「政治宣伝」記事数を上回ることが分かった。

図 4-1 『南方週末』の記事数の年別推移（単位：本）



（出所）記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第 2 項 党に対するメディアの「世論監督」機能の実施

以下では、メディアは党に対してどのように「世論監督」機能を実施しているのかを考察する。本項では、「世論監督」記事に関するコーディング作業の結果に基づき、メディアの党に対する「世論監督」機能の実施状況を明らかにする。以下の分析にあたっては、実施対象毎（党政幹部・非党政幹部）の差異及び実施内容毎（党政幹部の不正・非党政幹部の不正）の差異に注目する。これにより、党に対するメディアの「世論監督」機能の実施状況の実態を把握することができよう。

① 実施対象の分類

表 4-4 は「世論監督」記事の中の実施対象の分類状況を示している。まず、党政幹部、非党政幹部を大別してみると、党政幹部を実施対象とする割合が 94.8%までに達しているのに対し、非党政幹部を実施対象とする割合が 44.9%にとどまっている。これより、実施対象は主に党政幹部に集中していることが分かった。また、党政幹部を対象とする割合は高い順に、市レベルの党政幹部（30.2%）、県レベルの党政幹部（15.2%）、郷・鎮レベルの党政幹部（12.3%）、省レベルの党政幹部（11.0%）、国有企業及び幹部（10.0%）、事業単

位及び幹部（7.9%）、農村基層の党政幹部（5.0%）、中央レベルの党政幹部（2.4%）、全国人民代表（0.8%）となった。

表 4-4 『南方週末』の「世論監督」機能の実施対象

| 実施対象の分類 | | N | % |
|------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 党政幹部 | 中央レベルの党政幹部 | 9 | 2.4 |
| | 省レベルの党政幹部 | 42 | 11.0 |
| | 市レベルの党政幹部 | 115 | 30.2 |
| | 県レベルの党政幹部 | 58 | 15.2 |
| | 郷・鎮レベルの党政幹部 | 47 | 12.3 |
| | 農村基層の党政幹部 | 19 | 5.0 |
| | 事業単位及び幹部 | 30 | 7.9 |
| | 全国人民代表 | 3 | 0.8 |
| | 国有企業及び幹部 | 38 | 10.0 |
| | 小計 | 361 | 94.8 |
| 非党政幹部 | 私営・外資系企業（主） | 36 | 9.5 |
| | 一般人 | 122 | 32.0 |
| | メディア関係者 | 13 | 3.4 |
| | 小計 | 171 | 44.9 |
| 合計 ¹⁾ | | 532 ²⁾ | 140 ³⁾ |

(注)¹⁾ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

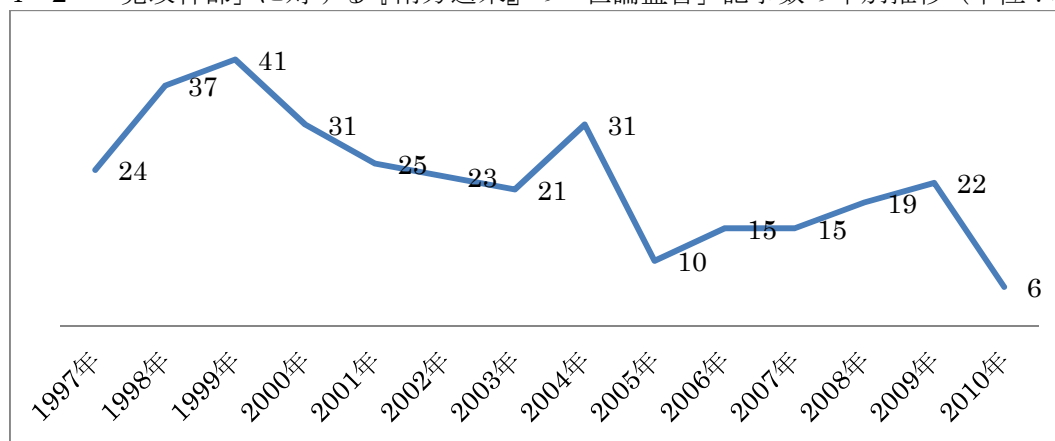
²⁾ 同一記事の中に複数の実施対象が存在するので、複数加算となった。そのため、合計数がサンプル数（n=381）より多くなる。

³⁾ 複数加算のため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

一方、図 4-2 で示したように、党政幹部を実施対象とする「世論監督」記事数が全体的に減少している傾向にある。ピーク時の 1999 年にその数が 41 本に達したが、それ以降次第に減少し、さらに 2005 年よりその減少がより一層顕著である。これより、『南方週末』が「世論監督」機能の実施の窮地に陥るに伴い、党政幹部を批判することが、年々困難となったことを示している。

図 4-2 「党政幹部」に対する『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移（単位：本）



（出所）「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

② 実施内容の分類

表 4-5 は、「世論監督」記事の中の実施内容の分類状況を示している。まず、党政幹部の不正、非党政幹部の不正を大別してみると、党政幹部の不正を実施内容とする割合が 90.4%に達しているのに対し、非党政幹部の不正を実施内容とする割合が 66.5%である。これより、実施内容は主に党政幹部の不正を批判するものとしていることが分かった。また、党政幹部の不正を実施内容とする割合は高い順に、党政幹部の他の不正行為（32.3%）、党政幹部の腐敗・賄賂（26.0%）、党政幹部の権力濫用（22.1%）、党政幹部の官僚主義（10.0%）となった。

表 4-5 『南方週末』の「世論監督」機能の実施内容

| 実施内容の分類 | | N | % |
|------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 党政幹部 の不正 | 党政幹部の腐敗・賄賂 | 99 | 26.0 |
| | 党政幹部の官僚主義 | 38 | 10.0 |
| | 党政幹部の権力濫用 | 84 | 22.1 |
| | 党政幹部の他の不正行為 | 123 | 32.3 |
| | 小計 | 344 | 90.4 |
| 非党政幹部 の不正 | 社会の不正行為 | 161 | 42.3 |
| | 他のマイナス現象 | 92 | 24.2 |
| | 小計 | 253 | 66.5 |
| 合計 ¹⁾ | | 597 ²⁾ | 157 ³⁾ |

（注）¹⁾ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

²⁾ 同一記事の中に複数の実施対象が存在するので、複数加算となった。そのため、合計数がサンプル数（n=381）より多くなる。

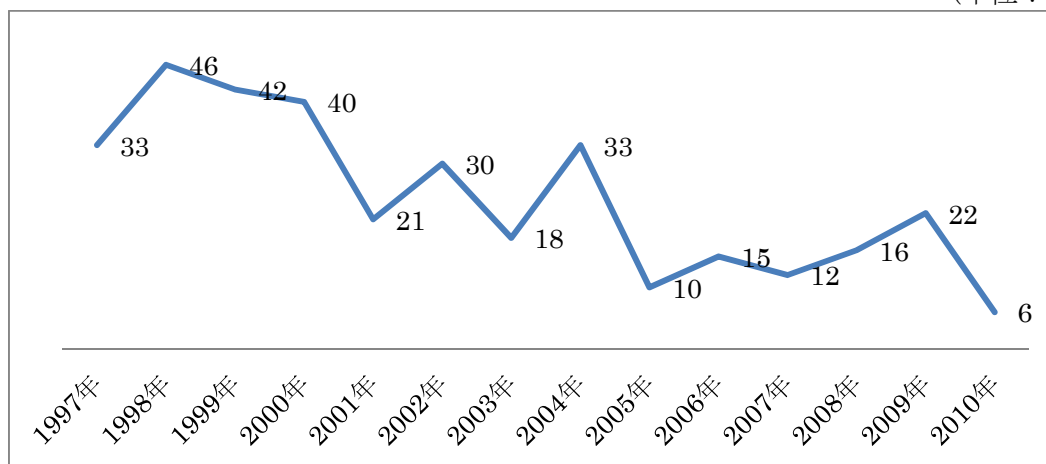
³⁾ 複数加算のため、100%にならない。

（出所）「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

一方、図 4-3 は、党政幹部の不正を実施内容とする「世論監督」記事数が全体的に減少

している傾向にあることを語っている。ピーク時の1998年にその数が46本に達したが、それ以降次第に減少し、さらに2005年にわずか10本までに減少した。これより、党政幹部を批判するのと同じく、党政幹部の不正を批判することはますます困難となったことが明らかとなった。

図4-3 「党政幹部の不正」に対する『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移
(単位：本)



(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

③ 実施手段の分類

表4-6は、「世論監督」記事の中の実施手段の分類状況を示している。まず、党政機関による実施、非党政機関による実施を大別してみると、党政機関による実施の割合が45.2%であるのに対し、非党政機関による実施の割合が72.7%に達している。これより、批判実施の手段において主に一般民衆による摘発・告訴などの非党政機関による実施を利用していることが分かった。また、非党政機関による実施の内訳を見ると、メディアによる調査(35.4%)、一般民衆による摘発・告訴(32.0%)、匿名の摘発(3.7%)、学者・専門家による告訴(0.8%)、弁護士による摘発(0.8%)の順である。

次に、実施対象・実施内容と実施手段の分布を見てみよう。表4-7に示したように、全体の比率から見れば、党政幹部・党政幹部の不正に対して非党政機関が批判を実施する割合が最も高いことが分かった。党政幹部・党政幹部の不正に対して、非党政機関が批判を実施する比率が35.5%・31.0%に達し、非党政幹部・非党政幹部の不正に対して、その比率が24.4%・30.4%であるのに比して高い。これより、党政幹部・党政幹部の不正を批判する「世論監督」記事の中で、一般民衆による摘発などの非党政機関による実施手段の利用が最も重要視されることが分かった。これは、メディアが党に対する「世論監督」機能

の実施において、自身による調査、一般民衆による摘発・告訴などの実施手段をよく利用する高い自主性を持つことを示している。

表 4-6 『南方週末』の「世論監督」記事における実施主体

| 批判の実施 | | N | % |
|------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 党政機関による 実施 | 中央レベルの党政機関による取り締まり | 60 | 15.8 |
| | 省レベルの党政機関による取り締まり | 69 | 18.1 |
| | 市レベルの党政機関による取り締まり | 37 | 9.7 |
| | 市以下レベルの党政機関による取り締まり | 6 | 1.6 |
| | 小計 | 172 | 45.2 |
| 非党政機関による 実施 | 一般民衆による摘発・告訴 | 122 | 32.0 |
| | 学者・専門家による告訴 | 3 | 0.8 |
| | 弁護士による摘発 | 3 | 0.8 |
| | 匿名の摘発 | 14 | 3.7 |
| | メディアによる調査 | 135 | 35.4 |
| | 小計 | 277 | 72.7 |
| 合計 ¹⁾ | | 449 ²⁾ | 118 ³⁾ |

(注)¹⁾ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

²⁾ 同一記事の中に複数の実施対象が存在するので、複数加算となった。そのため、合計数がサンプル数(n=381)より多くなる。

³⁾ 複数加算のため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

表 4-7 実施対象・実施内容と実施主体の分布図

| 実施対象 | 党政機関による実施 | | 非党政機関による実施 | | 有効標本数 N |
|----------|-----------|--------------------|------------|------|------------|
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部 | 105 | 25.7 ¹⁾ | 145 | 35.5 | 250 |
| 非党政幹部 | 59 | 14.4 | 100 | 24.4 | 159 |
| 合計 | | | | | 409 |
| 実施内容 | 党政機関による実施 | | 非党政機関による実施 | | 有効標本数 N |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部の不正 | 109 | 23.6 ²⁾ | 143 | 31.0 | 252 |
| 非党政幹部の不正 | 69 | 15.0 | 140 | 30.4 | 209 |
| 合計 | | | | | 461 |

(注)¹⁾ 全体の比率を見るため、25.7%=105/409 となる。

²⁾ 全体の比率を見るため、23.6%=109/461 となる。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

④ 批判意見代弁の身分分類

表 4-8 は、「世論監督」記事の中の批判意見代弁身分の分類状況を示しているものである。まず、党政幹部による批判意見、非党政幹部による批判意見を大別してみると、党政幹部による批判意見の割合が 44.4%であるのに対し、非党政幹部による批判意見の割合が

88.3%に達している。すなわち、批判意見代弁の身分は主に一般民衆や学者・専門家などの非党政幹部であることが分かった。また、非党政幹部による批判意見の内訳の割合は、高い順に一般民衆(42.8%)、学者・専門家(24.2%)、メディア関係者(8.1%)、弁護士(7.1%)、ネットユーザ(5.3%)、業界協会(0.8%)である。

表 4-8 『南方週末』の「世論監督」記事における批判意見代弁の身分

| | 批判意見代弁の身分 | N | % |
|--------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 党政幹部による批判意見 | 行政機関の党政幹部 | 151 | 39.6 |
| | 人民代表 | 14 | 3.7 |
| | 事業単位及び幹部 | 4 | 1.1 |
| | 小計 | 169 | 44.4 |
| 非党政幹部による批判意見 | 一般民衆 | 163 | 42.8 |
| | 弁護士 | 27 | 7.1 |
| | 学者・専門家 | 92 | 24.2 |
| | 業界協会 | 3 | 0.8 |
| | ネットユーザ | 20 | 5.3 |
| | メディア関係者 | 31 | 8.1 |
| | 小計 | 336 | 88.3 |
| | 合計 ¹⁾ | 505 ²⁾ | 133 ³⁾ |

(注)1) 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

2) 同一記事の中に複数の実施対象が存在するので、複数加算となった。そのため、合計数がサンプル数(n=381)より多くなる。

3) 複数加算のため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

次に、表 4-9 に示した実施対象・実施内容と批判意見代弁の身分の分布を見てみよう。全体の比率から見れば、党政幹部・党政幹部の不正に対して非党政幹部による批判意見を掲載する割合が最も高いことが分かった。党政幹部・党政幹部の不正に対して、非党政幹部による批判意見を掲載する比率が 37.0%・30.9%に達し、非党政幹部・非党政幹部の不正に対して、その比率が 24.0%・28.5%に比して高い。これより、全体においては党政幹部・党政幹部の不正を批判する際、一般民衆や学者・専門家及び弁護士などの非党政幹部による批判意見の代弁が最も重視されていることが明らかとなった。

表 4-9 実施対象・実施内容と批判意見代弁の身分の分布図

| 実施対象 | 党政幹部による 批判意見 | | 非党政幹部による 批判意見 | | 有効標本数 N |
|-------|-----------------|--------------------|------------------|------|------------|
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部 | 108 | 26.5 ₁₎ | 151 | 37.0 | 259 |
| 非党政幹部 | 51 | 12.5 | 98 | 24.0 | 149 |
| 合計 | | | | | 408 |

| 実施内容 | 党政幹部による 批判意見 | | 非党政幹部による 批判意見 | | 有効標本数 N |
|----------|-----------------|--------------------|------------------|------|------------|
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部の不正 | 112 | 23.1 ₂₎ | 150 | 30.9 | 262 |
| 非党政幹部の不正 | 85 | 17.5 | 138 | 28.5 | 223 |
| 合計 | | | | | 485 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、26.5%=108/408 となる。

₂₎ 全体の比率を見るため、23.1%=112/485 となる。

(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

⑤ 「世論監督」記事ソースの分類

表 4-10 は「世論監督」記事ソースの分類状況を示している。その中、自社記事の掲載率が 89.8%と突出して高い。それに対し、最も低いのは『人民日報』・新華社記事の掲載率であり、わずか 0.5%である。これより、『南方週末』は独自の取材、独自の報道面において高い自主性を持つことが分かった。

表 4-10 『南方週末』の「世論監督」記事ソース

| 記事ソースの分類 | N | % |
|------------------|-----|------|
| 自社の記事 | 342 | 89.8 |
| 他社の記事 | 37 | 9.7 |
| 『人民日報』・新華社の記事 | 2 | 0.5 |
| 小計 | 39 | 10.2 |
| 合計 ₁₎ | 381 | 100 |

(注)₁₎ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

続いて、表 4-11 は実施対象・実施内容と記事ソースの分布を示している。まず、実施対象と記事ソースの分布を見ると、全体の比率によれば、党政幹部を実施対象とする自社記事の掲載率が一番高いことが分かった。その割合が 50.8%であるのに対し、非党政幹部を実施対象とする自社記事の掲載率が 37.6%にとどまっている。他方、実施内容と記事ソースの分布を見ると、全体の比率によれば、非党政幹部の不正を実施内容とする自社記事の掲載率がやや高く、47.5%に達したが、党政幹部の不正を実施内容とする自社記事の掲載率も同じく高く、41.8%に達している。すなわち、全体においては党政幹部・党政幹部の不正

正を批判する際、メディアの独自取材に基づく自社記事の掲載が最も重視されていることが分かった。

表 4-11 実施対象・実施内容と記事ソースの分布図

| 実施対象 | 自社の記事 | | 他社の記事 | | 有効標本数 |
|----------|-------|--------------------|-------|-----|-------|
| | N | % | N | % | N |
| 党政幹部 | 189 | 50.8 ₁₎ | 25 | 6.7 | 214 |
| 非党政幹部 | 140 | 37.6 | 18 | 4.8 | 158 |
| 合計 | | | | | 372 |
| 実施内容 | 自社の記事 | | 他社の記事 | | 有効標本数 |
| | N | % | N | % | N |
| 党政幹部の不正 | 190 | 41.8 ₂₎ | 25 | 5.5 | 215 |
| 非党政幹部の不正 | 216 | 47.5 | 24 | 5.3 | 240 |
| 合計 | | | | | 455 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、50.8%=189/372 となる。

₂₎ 全体の比率を見るため、41.8%=190/455 となる。

(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

⑥ 不正発生原因の分類

表 4-12 によれば、まず不正発生原因提示のある「世論監督」記事の割合が 61%に達し、半分以上となることが分かった。次に、不正発生原因の分類状況を見てみると、まず、党による原因、党以外による原因を大別して比較すると、党が原因の所在であると指摘される割合が 42.3%に達し、著しく高い。それに対し、党以外の原因と指摘される割合が 18.4%にとどまっている。すなわち、不正発生原因を追究する際、党による原因の指摘がより重要視される傾向にあることが分かった。また、党による原因の内訳を見ると、党及び国家政策の不備 (19.4%)、政治・経済体制改革の不全 (10.5%)、国家法律の不備 (7.9%)、党政機関への監視不全 (4.5%) の順であった。

表 4-12 『南方週末』の「世論監督」記事における不正発生原因への指摘

| 不正発生原因の分類 | | N | % |
|------------------|--------------|-------------------|------------------|
| 党による原因 | 党及び国家政策の不備 | 74 | 19.4 |
| | 党政機関への監視不全 | 17 | 4.5 |
| | 国家法律の不備 | 30 | 7.9 |
| | 政治・経済体制改革の不全 | 40 | 10.5 |
| | 小計 | 161 | 42.3 |
| 党以外による原因 | 貧困などの社会的要因 | 35 | 9.2 |
| | そのほか | 35 | 9.2 |
| | 小計 | 70 | 18.4 |
| 合計 ¹⁾ | | 231 ²⁾ | 61 ³⁾ |

(注)¹⁾ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

²⁾ 同一記事の中に複数の原因を指摘する場合があるので、複数加算となった。一方、不正発生原因を指摘していない記事もある。

³⁾ 複数加算及び不正発生原因を指摘していない記事もあるため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

続いて、実施対象・実施内容と不正発生原因の分布を見てみよう(表 4-13 参照)。まず、実施対象と不正発生原因の分布について、全体の比率によれば、党政幹部を批判する「世論監督」記事において党が原因所在であると指摘される割合が一番高いことは示されている。その割合が 38.7%に達しているのに対し、非党政幹部を実施対象とする場合は 24.3%と前者より低い。次に、実施内容と不正発生原因の分布を見てみると、非党政幹部の不正を批判する「世論監督」記事において党が原因所在であると指摘される割合がやや高く、31.5%に達しているが、党政幹部の不正を実施内容とする場合もその割合が高く、30.6%に達した。以上より、全体においては党政幹部・党政幹部の不正を批判する場合、党政政策の欠陥などの党による原因の指摘が最も重要視されていることが分かった。

表 4-13 実施対象・実施内容と不正発生原因提示の分布図

| 実施対象 | 党による原因 | | 党以外による原因 | | 有効標本数 N |
|----------|--------|--------------------|----------|------|------------|
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部 | 67 | 38.7 ¹⁾ | 28 | 16.2 | 95 |
| 非党政幹部 | 42 | 24.3 | 36 | 20.8 | 78 |
| 合計 | | | | | 173 |
| 実施内容 | 党による原因 | | 党以外による原因 | | 有効標本数 N |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部の不正 | 68 | 30.6 ²⁾ | 29 | 13.1 | 97 |
| 非党政幹部の不正 | 70 | 31.5 | 55 | 24.8 | 125 |
| 合計 | | | | | 222 |

(注)¹⁾ 全体の比率を見るため、 $38.7\% = 67/173$ となる。

²⁾ 全体の比率を見るため、 $30.6\% = 68/222$ となる。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第3項 小括

本節では、『南方週末』を事例として、中国メディアの党に対する「世論監督」機能の実施状況の分析から、以下の結果が得られた。

まず、メディアは「世論監督」機能の実践において、党が定めた「プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない」という規制に抵抗していることが明らかとなった。すなわち、メディアが党に対する政治宣伝機能より「世論監督」機能を大いに重視していることは党の意思に対する抵抗である。しかし、一方、「世論監督」記事数が全体的に減少している傾向が見られることによって、中国メディアの「世論監督」機能の実施が年々困難となったことも分かった。

次に、「世論監督」記事の中で、実施対象及び実施内容は主に党政幹部・党政幹部の不正に集中していることが分かった。さらに党に対するメディアの「世論監督」機能実施の方法を見ると、まず、党を批判する際、一般民衆による摘発・告訴やメディアによる調査などの実施手段の利用が最も重視されていることが分かった。また、一般民衆や学者・専門家などによる批判意見の代弁が最も重視されている。さらに、党を批判する場合、メディアの独自取材に基づく自社記事の掲載及び党による原因の指摘が最も重要視されていることも明らかとなった。

一方、党政幹部・党政幹部の不正を批判する「世論監督」記事数が全体的に減少している傾向が見られることによって、党に対するメディアの「世論監督」機能の実施も弱体化していることが分かった。

第3節 党に対するメディアの「世論監督」機能実施の戦術

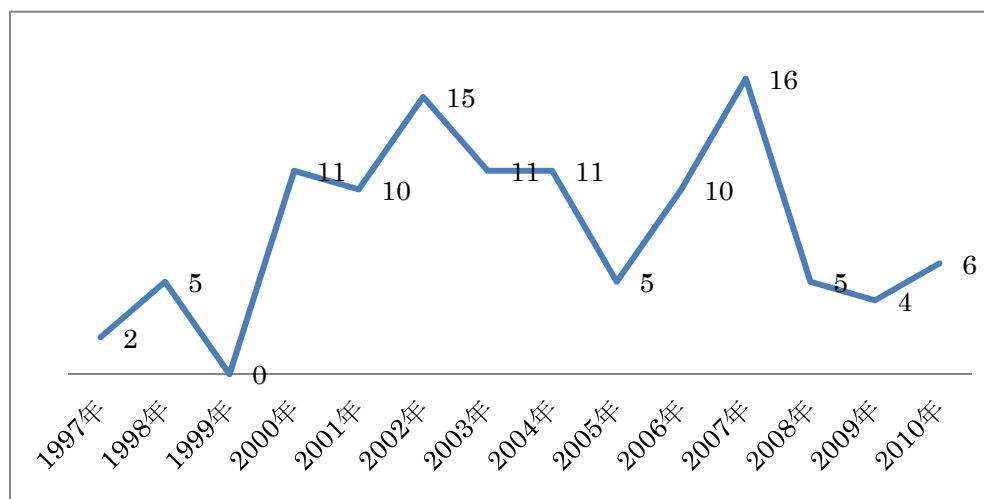
では、メディアは党に対する「世論監督」機能実施の窮地に陥ったものの、なぜ党に抵抗し続けることができているのか、党に対して同機能を発揮し続けることができているのか。以上の点を明らかにするために、本節では『南方週末』の党に対する「世論監督」機能実施の戦術を考察する。こうした戦術が『南方週末』の立場から見ると、一体どのようなものなのかを、解明する。

第1項 党に関する改善意見の提示

まず、図4-4で示したように、2000年より『南方週末』が改善意見の提示を重視する

傾向は顕著であることが分かった。2000年に改善意見提示のある「世論監督」記事の数が11本までに急増し、さらに2007年にピークの16本までに増加した。この結果と前述の図4-1、4-2、4-3を合わせて考えると、『南方週末』は2000年より党に対する「世論監督」機能の実施がますます困難となっている中、改善意見の提示を1つの戦術として大に行うようになったと考えられる。これは2000年以降、党指導部がメディアに対して提起した「建設性のある『世論監督』機能」の方針に歩調を合わせたものであると言えよう。2005年に国家ラジオ・映画・テレビ総局によって公布された「ラジオ・テレビの『世論監督』工作を確実に強化し、改善する要求に関する通知」の中で、「建設性のある『世論監督』を堅持しなければならない。メディアが問題を暴露する同時に、建設性を重視し、党と人民の立場から、工作の改善、問題の解決、社会安定の維持、政治工作の大局への奉仕の立場から党と政府の中心工作に緊密に歩調を合わせ、民意を積極的な方面に誘導しなければならない」⁷と規定された。つまり、党は、メディアが党及び社会の不正を批判する同時に党の工作に助言・改善意見を提示する建設性のある姿勢を示すと要求した。こうした党の要求に対し、党からの厳しい統制を受けつつある『南方週末』は、「世論監督」機能の実施を続ける限り、それに応えざるを得なくなったと考えられる。

図4-4 改善意見提示のある『南方週末』の「世論監督」記事数の年別推移（単位：本）



(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

⁷ 「国家広電総局印発關於切実加強和改進廣播電視輿論監督工作的要求的通知」（2012年8月15日最終アクセス、<http://www.sarft.gov.cn/articles/2005/05/10/20070919171216440790.html> よりダウンロード）

次に、改善意見の中の具体的な内容を見てみよう。表 4-14 は改善意見提示の分類状況を示している。まず、党に関する改善意見、党以外に関する改善意見を大別してみると、党に関する改善意見提示の割合が 22.6%に達しているのに対し、党以外に関する改善意見提示の割合が 6.6%にとどまっている。この結果より、「世論監督」記事の中で党に関する改善意見の提示がより重視されていることが分かった。また、党に関する改善意見の内訳を見ると、党及び国家政策の改善（12.6%）、国家法律の改善（6.0%）、政治・経済体制改革（4.0%）の順であった。

表 4-14 『南方週末』の「世論監督」記事における改善意見の提示

| | 改善意見提示の分類 | N | % |
|------------------|------------|-------------------|------------------|
| 党に関する改善意見 | 党及び国家政策の改善 | 48 | 12.6 |
| | 国家法律の改善 | 23 | 6.0 |
| | 政治・経済体制改革 | 15 | 4.0 |
| | 小計 | 86 | 22.6 |
| 党以外に関する改善意見 | 社会環境の改善 | 4 | 1.1 |
| | そのほか | 21 | 5.5 |
| | 小計 | 25 | 6.6 |
| 合計 ¹⁾ | | 111 ²⁾ | 29 ³⁾ |

(注) 1) 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

2) 同一記事の中に複数の改善意見を提示する場合があるので、複数加算となった。一方、改善意見を提示していない記事もある。

3) 複数加算及び改善意見を提示していない記事もあるため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

引き続き、実施対象・実施内容と改善意見提示の分布を見てみよう（表 4-15 参照）。まず、実施対象・実施内容と改善意見提示の有無との分布を見ると、以下の結果が得られる。全体の比率によれば、党政幹部を実施対象とする場合、改善意見提示のある割合が 12.3%であるのに対し、非党政幹部を実施対象とする場合、改善意見提示のある割合が 7.9%に過ぎない。また、党政幹部の不正を実施内容とする場合、改善意見提示のある割合も 13.1%に達し、高く示している。つまり、全体においては党政幹部・党政幹部の不正を批判する場合、改善意見の提示が最も重視されていることが分かった。次に、実施対象・実施内容と党に関する改善意見・党以外に関する改善意見との分布を見ると、全体の比率によれば、党政幹部・党政幹部の不正を批判する場合、党に関する改善意見を提示する割合が一番高いことが分かった。その比率は 48.1%・36.1%に達し、非党政幹部・非党政幹部の不正を批判する場合の比率（22.8%・35.2%）に比して高い。すなわち、『南方週末』は党政幹部・党政幹部の不正を批判する際、党に関する改善意見を提示する戦術をよく利用することが

明らかとなった。この結果より、2000年以降党に対する批判がますます厳しくなっている状況の中、この戦術利用の目的は、『南方週末』が党に対して党の政策改善に建設性のある姿勢を見せ、党を批判する政治的リスクの軽減を図ることであると考えられる。

表 4-15 実施対象・実施内容と改善意見提示の分布図

| 実施対象 | 改善意見提示のあり | | 有効標本数 | | |
|----------|-----------|--------------------|-------------|------|------------|
| | N | % | N | | |
| 党政幹部 | 47 | 12.3 ₁₎ | 77 | | |
| 非党政幹部 | 30 | 7.9 | | | |
| 実施内容 | 改善意見提示のあり | | 有効標本数 | | |
| | N | % | N | | |
| 党政幹部の不正 | 50 | 13.1 ₂₎ | 104 | | |
| 非党政幹部の不正 | 54 | 14.2 | | | |
| 実施対象 | 党に関する改善意見 | | 党以外に関する改善意見 | | 有効標本数 N |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部 | 38 | 48.1 ₃₎ | 9 | 11.4 | 47 |
| 非党政幹部 | 18 | 22.8 | 14 | 17.7 | 32 |
| 合計 | | | | | 79 |
| 実施内容 | 党に関する改善意見 | | 党以外に関する改善意見 | | 有効標本数 N |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部の不正 | 39 | 36.1 ⁴⁾ | 10 | 9.3 | 49 |
| 非党政幹部の不正 | 38 | 35.2 | 21 | 19.4 | 59 |
| 合計 | | | | | 108 |

(注) ₁₎ N=381 を処理したため、12.3%=47/381 となる。

₂₎ N=381 を処理したため、13.1%=50/381 となる。

₃₎ 全体の比率を見るため、48.1%=38/79 となる。

⁴⁾ 全体の比率を見るため、36.1%=39/108 となる。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第 2 項 党発行資料の引用

他方、「世論監督」記事の中で資料の引用がもう 1 つの戦術としてよく利用されている。表 4-16 によれば、資料引用のある「世論監督」記事の割合が 73%までに達し、大半を占めている。さらに、引用した資料の分類状況を見ると、まず党発行の資料、党発行以外の資料を大別して比較すると、党発行の資料の割合が 68.5%という高い数値を示しているのに対し、党発行以外の資料の割合がわずか 4.0%である。つまり、「世論監督」記事の中で党発行の資料の引用がより重視されている傾向は顕著であることが分かった。また、党発行の資料において、比率の高い順に、党及び政府の政策・行政条例 (20.7%)、国家法律 (12.6%)、党及び政府の諸会議決議 (9.7%)、党政機関の統計資料 (9.5%)、他の党機関

紙の記事内容（9.2%）、『人民日報』・新華社の記事内容（6.8%）となる。

表 4-16 『南方週末』の「世論監督」記事における引用資料

| | 引用資料の分類 | N | % |
|----------|------------------|-------------------|------------------|
| 党発行の資料 | 党及び政府の諸会議決議 | 37 | 9.7 |
| | 党及び政府の政策・行政条例 | 79 | 20.7 |
| | 党政機関の統計資料 | 36 | 9.5 |
| | 国家法律 | 48 | 12.6 |
| | 『人民日報』・新華社の記事内容 | 26 | 6.8 |
| | 他の党機関紙の記事内容 | 35 | 9.2 |
| | 小計 | 261 | 68.5 |
| 党発行以外の資料 | 専門資料・書籍 | 6 | 1.6 |
| | 他の市民紙・雑誌内容 | 9 | 2.4 |
| | 小計 | 15 | 4.0 |
| | 合計 ¹⁾ | 276 ²⁾ | 73 ³⁾ |

(注) 1) 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

2) 同一記事の中に複数種類の資料を引用する場合があるので、複数加算となった。一方、資料の引用を行わない記事もある。

3) 複数加算及び資料の引用を行わない記事もあるため、100%にならない。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

続いて、表 4-17 は実施対象・実施内容と引用した資料の分布を示している。まず、実施対象・実施内容と資料引用の有無との分布を見ると、全体の比率によれば党政幹部・党政幹部の不正を批判際、資料引用のある割合が一番高いことが分かった。その割合が 28.3%・30.2%であるのに対し、非党政幹部・非党政幹部の不正を批判する際の割合が 15.5%・25.7%にとどまっている。すなわち、全体において党政幹部・党政幹部の不正を批判する際、資料の引用が最も重視されていることが明らかになった。次に、実施対象・実施内容と党発行の資料・党発行以外の資料との分布を見ると、全体において党政幹部・党政幹部の不正を批判する場合、党発行資料の引用率が最も高いことが分かった。その比率は 58.0%・48.7%に達し、非党政幹部・非党政幹部の不正を批判する場合の比率（30.4%・42.0%）に比して高い。これより、党政幹部・党政幹部の不正を批判する際、党発行資料の引用という戦術がよく利用されることが明らかとなった。この結果より、『南方週末』にとっては、党意思の反映とされる党発行資料の引用が党を批判する政治的正当性の獲得を図る戦略であると考えられる。

表 4-17 実施対象・実施内容と引用資料の分布図

| 実施対象 | 引用資料提示のあり | | 有効標本数 | | |
|----------|-----------|--------------------|----------|-----|-------|
| | N | % | N | | |
| 党政幹部 | 108 | 28.3 ¹⁾ | 167 | | |
| 非党政幹部 | 59 | 15.5 | | | |
| 実施内容 | 引用資料提示のあり | | 有効標本数 | | |
| | N | % | N | | |
| 党政幹部の不正 | 115 | 30.2 ²⁾ | 213 | | |
| 非党政幹部の不正 | 98 | 25.7 | | | |
| 実施対象 | 党発行の資料 | | 党発行以外の資料 | | 有効標本数 |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部 | 105 | 58.0 ³⁾ | 11 | 6.1 | 116 |
| 非党政幹部 | 55 | 30.4 | 10 | 5.5 | 65 |
| 合計 | | | | | 181 |
| 実施内容 | 党発行の資料 | | 党発行以外の資料 | | 有効標本数 |
| | N | % | N | % | |
| 党政幹部の不正 | 109 | 48.7 ⁴⁾ | 10 | 4.5 | 119 |
| 非党政幹部の不正 | 94 | 42.0 | 11 | 4.9 | 105 |
| 合計 | | | | | 224 |

(注)¹⁾ N=381 を処理したため、28.3%=108/381 となる。

²⁾ N=381 を処理したため、30.2%=115/381 となる。

³⁾ 全体の比率を見るため、58.0%=105/181 となる。

⁴⁾ 全体の比率を見るため、48.7%=109/224 となる。

(出所)「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第3項 小括

本節では、『南方週末』は党に対する「世論監督」機能実施の窮地に陥ったにもかかわらず、党を批判し続けられた同紙の戦術について考察を行った。以上の分析結果から次の2点が得られた。

第1に、改善意見の提示という戦術がよく活用されていることが分かった。具体的には、同紙は党を批判する際、改善意見の提示を最も重視しているとともに、党政策の改善などの党に関する改善意見の提示も最も重要視していることが分かった。この戦術利用の目的は、『南方週末』が党に対して建設性のある姿勢を見せ、党を批判する政治的リスクの軽減を図ることであると考えられる。

第2に、資料の引用がもう1つの戦術として、「世論監督」記事の中でよく利用されていることが明らかとなった。具体的に、同紙は党を批判する際、資料の引用を最も重視しているとともに、党政策などの党発行資料の引用を最も重視していることが明らかになった。『南方週末』にとっては、党意思の反映とされる党発行資料の引用が党を批判する政治的正当性の獲得を図る戦略であると考えられる。

第4節 メディアの「世論監督」機能の実態及び限界

本章は中国メディアの「世論監督」機能の実践に注目し、メディアが党の規制に抵抗しているという見解を支持するものである。こういう視点に立ち、前節では『南方週末』を事例として、中国メディアは党に対する「世論監督」機能実施の実態及び戦術について考察した。

具体的に、中国メディアは「世論監督」機能の実践において、党による規制に抵抗している。その抵抗は、メディアが党に対する政治宣伝機能より、党の不正を批判する「世論監督」機能の実施を重視しているものである。

また、中国メディアの「世論監督」機能の実践において、党を批判するものが中心としている。党を批判する具体的な実施方法は実施対象毎、実施内容毎による差異から捉えられる。党を批判する際、メディアは一般民衆による摘発、メディア自身による調査などの非党政機関による実施手段を活用している。また、党の不正に対する批判意見代弁の身分において、一般民衆、学者・専門家、弁護士などの意見が最も重視されている。さらに、党を批判する場合、メディアは自社報道の掲載を最も重視し、高い報道の自主性を示している。最後に党の不正を批判する際、その発生に党が起因しているとの指摘が最も多くみられる。

しかしながら、中国メディアの党に対する「世論監督」機能の実施が弱体化している傾向が顕著である。それにもかかわらず、その実施過程において、メディアは党を批判し続けられる戦術を活用している。まず、メディアは党を批判するとともに、党に関する改善意見の提示を重要視している戦術である。これはメディアにとって、党を批判する政治的リスクの軽減を目的としていると考えられる。次に、メディアは党を批判するとともに、党発行資料の引用を重視している戦術である。これは、メディアが党を批判する政治的正当性の獲得を図る策略であると言えよう。

しかし、一方、中国メディアの党に対する「世論監督」機能の実施に限界がある。メディアが常に党を批判する危険ゾーンを察知しながら、慎重な姿勢を見せている。これは筆者が広東省の『南方日報』新聞グループの記者に対するインタビューによって裏付けられる。同記者は「我々は常に党の禁區に踏んでいる。公安・検察・司法などの党政機関を批

判するのは、我々にとっては最も用心深いものである」と述べた⁸。

その限界について、『南方週末』を事例とすると、同紙の実施対象の中、省レベル以上の党政幹部の比率がとても低いことが分かった。前述の表 4-4 によれば、中央レベルの党政幹部 (2.4%)、省レベルの党政幹部 (11.0%) 両者を合計すると、わずか全体の 13.4% に過ぎない。これより、『南方週末』が行政職位の高い党政幹部を批判するには限界があると言える。省レベル以上の党政幹部を批判するのは、同紙にとって政治的リスクがとても高いものであると考えられる。

次に、表 4-18 は批判実施の手段と党政幹部の行政職位の分布を示しているものである。全体の比率によれば、中央レベルの党政幹部・省レベルの党政幹部を批判する場合のみ、非党政機関による批判実施の割合 (0.8%・6.8%) は党政機関による批判実施の割合 (2.1%・8.4%) に比して低いことが分かった。すなわち、省レベル以上の党政幹部を批判する際、一般民衆による摘発・告訴などの下から上への実施手段利用が困難であることが明らかとなった。これより、『南方週末』は省レベル以上の党政幹部に対する実施手段の使用に限界があると言えよう。この限界は、メディアが省レベル上の行政職位が高い党政幹部に対して、一般民衆などによる批判を実施手段として利用することが困難となるものである。

表 4-18 批判実施の手段と党政幹部の行政職位の分布図

| 実施対象 | 中央レベルの党政幹部 | | 省レベルの党政幹部 | | 市レベルの党政幹部 | | 県レベルの党政幹部 | | 郷、鎮レベルの党政幹部 | | 農村基層レベルの党政幹部 | | 有効標本数 |
|------------|------------|-------------------|-----------|-----|-----------|------|-----------|------|-------------|-----|--------------|-----|-------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 党政機関による実施 | 8 | 2.1 ¹⁾ | 32 | 8.4 | 63 | 16.5 | 23 | 6.0 | 21 | 5.5 | 8 | 2.1 | 155 |
| 非党政機関による実施 | 3 | 0.8 | 26 | 6.8 | 75 | 19.7 | 43 | 11.3 | 31 | 8.1 | 14 | 3.7 | 192 |

(注)¹⁾ N=381 を処理したため、2.1%=8/381 となる。

(出所) 「世論監督」記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

以上のように、本章では『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実践を事例に、メディアが「世論監督」機能の実践において党に抵抗する実態、党に対する同機能実施の状況及び実施戦術を解明した。次章では引き続き、同じ視点を持ち『南方都市報』の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践を事例として、党の報道方針に抵抗し、また党に

⁸ 広東省の『南方日報』新聞グループの記者へのインタビューによる (2008 年 12 月)。

対し交渉を行う戦術を考察する。

第5章 突発的イベントに対するメディアの「世論監督」機能の実践

— 『南方都市報』の炭鉱事故報道を事例に

はじめに

本章の目的は、中国メディアが突発的イベントに対して「世論監督」機能をいかに発揮しているのかを明らかにするところにある。

突発的イベントに関して、2007年11月1日より実施された「中華人民共和国突発イベント対応法」によれば、「突然に発生し、社会に嚴重な危害を与え、緊急な処理措置を取らせざるを得ない自然災害、事故災難、公共衛生イベント及び社会安全イベントを指している」¹と定義されている。具体的な例を挙げると、四川大地震²（自然災害）、温州鉄道脱線事故³（事故災難）、「三鹿」ブランド毒粉ミルク事件⁴（公共衛生イベント）、貴州瓮安暴動事件⁵（社会安全イベント）などのイベントがある。これらの突発的イベントの背景には、様々な党政機関の不正及び社会問題が見られる。たとえば、四川大地震により、小中学校の生徒の死亡者数が犠牲者全体の1割以上に占めた原因に、学校建築における耐震基準の甘さと手抜き工事の横行があると指摘された⁶。また、温州鉄道脱線事故の発生主因が、鉄道省の管理体制の欠陥及び人為的ミスであると指摘される⁷。「三鹿」ブランド毒粉ミルクイベントの背後には、国家の食品安全管理

¹ 全国人民代表大会常務委員会第10回第29次会議（2007）、「中華人民共和国突発イベント対応法」、中央政府門戸網、2007年8月30日（2012年10月5日最終アクセス、http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732593.htm よりダウンロード）。

² 四川大地震は、2008年5月12日に四川省汶川県で発生したマグニチュード8の大地震である。6万人以上の犠牲者が出たという。

³ 温州鉄道脱線事故は2011年7月23日に、浙江省温州市で高速鉄道列車が衝突し、脱線した事故である。40人の犠牲者が出た。

⁴ 「三鹿」毒粉ミルクイベントは2008年に河北省の「三鹿集団」によって製造されたメラミン入りの汚染ミルクを飲んだ乳幼児6人が腎臓結石で死亡し、何万人の被害者が出たイベントである。

⁵ 貴州瓮安暴動イベントは2008年6月28日、貴州省瓮安県の地元住民が女子学生の死因の鑑定結果に対して不満を持ち、県政府と県の公安局に集まり、地元政府と衝突する大規模な暴動イベントである。

⁶ 「学校之殤：綿竹富新二小、倒塌校舍是怎样建成的」『南方週末』、2008年5月29日付きの記事。この記事では、『南方週末』は多くの犠牲者が出た四川省綿竹市富新鎮第2小学校の建築における手抜きなどの行為を暴露した。

⁷ 「7・23 動車事故專家調査組顛覆信号罪魁論」『京華時報』、2011年11月21日付きの記事。

体制の欠陥及び生産メーカーの不正行為があるとみられる⁸。さらに、貴州瓮安暴動事件の発生は、地元幹部の権力濫用・腐敗行為がもたらした地方政府と住民の間の長期対立によるものであると言われる⁹。

こうした突発的事件の背景に見られる党及び社会の不正に対して、2000年代入りメディアが「世論監督」機能を積極的に実施してきた。しかし、党はこれに対して、「プラス宣伝を主とする」方針及び「正しい世論方向の堅持」方針という報道規制をかけた。これは党によって公布されてきた一連の条例や規定・「国内の突発事件新聞報道工作をより一層改善し、強化する」（2003年）、「国内の突発事件ニュース公表工作を改善し、強化する」（2004年2月）、「省（区・市）人民政府の突発公共事件に対する緊急対応指南」（2004年5月）の中で見られる¹⁰。すなわち、党は突発的事件をめぐるメディアの「世論監督」機能の実践に対して、党にとって有利な世論環境を作るためにメディアが政治宣伝機能を優先すべきであると規制していることがうかがえる。その理由は、突発的事件がその異常性で社会の不安定を引き起こす可能性があるため、党は同事件に対するメディアの「世論監督」機能の実施が民衆の党との対立をもたらすことを非常に懸念していることであると考えられる。

本章では、前章と同じように中国メディアの「世論監督」機能の実践が党に抵抗している視点から、突発的事件に対する中国メディアの同機能の実施状況を考察する。メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実践が如何に党の方針に抵抗しているのか、またどのように党に交渉しているのかを明らかにするのは、本章の目的である。このような質問に答えるために、本章では、党に抵抗するメディアの「世論監督」機能の実施実態、党に交渉するメディアの同機能の実施戦術について考察を行う。

これまでの中国メディアの突発的事件報道に関する研究は、情報公開という視点から党による突発的事件報道政策の変化と中国メディアの突発的事件報道の変化を検証するもの

⁸ 「如此奶企何以取信於人」『南方週末』、2008年10月30日付きの記事。

「食品安全法修改總結毒奶之弊」『南方週末』、2008年11月6日付きの記事。

⁹ 「貴州瓮安县委副书记、縣長被免職」新華網、2008年7月4日（2012年10月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/politics/2008-07/04/content_8491419.htm よりダウンロード）。

¹⁰ たとえば、「国内の突発事件新聞報道工作をより一層改善し、強化する」（2003年）の中で、「突発的事件の新聞報道を改善し、強化するには、始終にメディア機関が有した党と人民の『喉と舌』的性質、党と人民の根本的利益を堅持するとともに、団結、安定、人心への励まし及びプラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない。メディアが断固として正しい世論方向を握り、即時に積極的に社会世論を正しく誘導しなければならない」と規定された。

がほとんどであった¹¹。しかし、突発的事件の中の不正行為に対する中国メディアの「世論監督」機能の実施状況は、これまでの研究では十分に検討されてこなかった。本章では突発的事件に対する中国メディアの「世論監督」機能の実践を取り上げ、さらに突発的事件報道の中の「政治宣伝」記事と「世論監督」記事の差異に注目し、その差異より中国メディアの「世論監督」機能の実施状況を把握することに努める。

本章の構成は以下のとおりである。第 1 節では新聞の選択、記事の抽出及びコーディング作業を紹介する。第 2 節では突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実践は党に抵抗する実態を明らかにする考察する。第 3 節では突発的事件に対するメディアの同機能の実践は党に交渉する戦術を考察する。第 4 節では前節の結論を踏まえ、突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実施限界も考察する。

第1節 新聞の選択、記事の抽出及びコーディング作業

本節では『南方都市報』を本章の対象事例に選択した理由、炭鉱事故関連記事の抽出及びコーディング作業の詳細を紹介する。

第 1 項 新聞の選択

『南方都市報』を事例に選択した理由は以下の 2 点を考えられる。

まず、『南方都市報』が中国メディア界において「世論監督」機能を発揮する有力紙であることを挙げられる。1997 年 1 月より広東省委党機関紙・『南方日報』の系列紙として、都市部の一般市民、ホワイトカラー層に向けて発行される日刊紙である『南方都市報』が、2001 年に「中国の最も良い新聞を作ろう」という目標をあげ、「世論監督」機能の実施に力を入れ始めた。たとえば、2001 年より同紙が都市部の収容制度の欠陥及び収容過程における地方幹部の不正にいち早く注目し、それに対する「世論監督」機能を実施してきた。2001

¹¹ たとえば、西茹（2008）は「ニュース報道の改善に関するいくつかの意見」（1987 年）、「突発的事件報道活動の改善に関する通知」（1989 年）、「国内突発的事件の対外報道活動に関する通知」（1994 年）、「国内突発的事件の対外報道活動のより一層の強化に関する通知」（2001 年）、「国内の突発事件新聞報道工作をより一層改善し、強化する」（2003 年）諸条例の内容より党の突発的事件政策を考察し、また SARS 事件を事例に中央政府の事件に対する態度の変化及び中国メディア報道の変化を考察した。同氏はメディアの突発的事件報道の「情報」概念の導入、情報伝達機能の向上、政府の「慎重的公開から部分的公開へ」との変化を分析した。西茹（2008）、『中国の経済体制改革とメディア』集広舎、143-182 ページ。他にも、張君昌（2009）、皇甫雯（2010）、任家宣・陳孝柱（2010）などがある。

年に、『南方都市報』は湖北籍のある女性の出稼ぎ労働者が深圳市内の収容所で受けた暴行、強姦行為を暴露し、地元収容所の管理役の幹部による不正行為及び収容制度自身の欠陥を批判した（『南方都市報』、2001年10月25日・10月26日）。また、同紙が2003年4月25日の「被収容者・孫志剛氏の死」と題した記事の中で、湖北籍の孫志剛青年が身分証明書を携帯しなかったため、地元警察に連行され広州市内の収容所で暴行を受け、死に至った事件の経緯を暴露した（『南方都市報』、2003年4月25日）。この記事は、収容・原籍送還に関する法整備や制度、収容所の存立様態に対して社会から大きな疑問を寄せた結果、1982年より実施されてきた「都市の流浪者・物乞いの収容、送還方法」の廃止に影響を与えた。

次に、『南方都市報』が突発的事件報道に関して最も社会的責任を持つメディア機関であると判断したからである。2002年11月から広東省で発生したSARSウイルス感染症により多くの死者、感染者が出た深刻な状況に関して、『南方都市報』は地元当局の情報隠ぺいを打破し、翌年1月からいち早く事件の真相を報じた（『南方都市報』、2003年2月18日）。同紙の報道をきっかけに、他の報道機関から大きな関心を集め、4月上旬になるとSARS事件がきわめて大きな突発的事件として取り扱われるようになった。4月下旬から中央政府はようやく事態の深刻さを認め、事件当初の情報隠ぺい、対応の遅れに反省の態度を見せた。

上述した2点の理由により、本章では突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実施を考察するには、『南方都市報』を選択したのが妥当だと考えられる。

第2項 記事の抽出方法

本章は現在、中国社会の大きな社会問題として取り扱われている突発的事件の1つである炭鉱事故に注目する。その理由としては、まず、事故の頻発性及び死者の多さで問題視されている点を挙げられる。たとえば、2006年1月から6月にかけて全国で2,845件の炭鉱事故が発生したほか、死亡者数が4,746人にのぼり、1日平均13人に達した¹²。また、2002年より毎年の炭鉱事故による死者数が約6,000人にのぼり、1カ月平均約500人に達している（『南方都市報』、2006年11月28日）。次に、炭鉱事故は地方政府の「官商癒着」、安全管理の粗末さ及び炭鉱主の利益独走などの様々な問題を反映している点を挙げたい。2001年広西省南丹炭鉱事故処理をめぐり、地元幹部は炭鉱主と結託し、事故を隠ぺいした

¹² 「貴州、四川国有重点煤鉱分別発生鉱難」BBC 中文網、2007年4月5日（2012年10月30日最終アクセス、http://news.bbc.co.uk/chinese/simp/hi/newsid_6520000/newsid_6528500/6528527.stm よりダウンロード）。

（『南方都市報』、2004年2月21日）。また2005年広東省大興炭鉱事故の背後に多くの地方幹部・行政職員が炭鉱主との裏取引行為が見られた（『南方都市報』、2005年8月16日）。

記事の抽出は、香港慧科会社（Wise Cooperation）によって製造された新聞データベースを利用し、「炭鉱事故（中国語原文：煤鉱事故）」、「炭鉱災難（中国語原文：鉱難）」というキーワードで炭鉱事故記事を検索するという方法を使った。この方法により、炭鉱事故頻発年の2004年から2010年まで『南方都市報』に掲載されたすべての炭鉱事故関連記事を抽出する。その結果は表5-1に示されている。

表 5-1 『南方都市報』の年別の炭鉱事故関連記事数（単位：本）

| 年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 合計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 記事数 | 101 | 256 | 87 | 106 | 75 | 89 | 136 | 850 |

（出所）『南方都市報』の各年の炭鉱事故関連記事数に基づき、筆者作成。

第3項 コーディング作業

コーディング作業は、第4章と同様に、オーストラリアのQSR会社が2010年に発売したNVIVO9という定性分析のソフトを利用し、行われる。具体的に本ソフトが備えた単語頻度の検索、テキストマイニングの関連付けなどの解析機能を利用し、コーディング作業を以下のとおりに進めていく。

① 記事のカテゴリー化

記事のカテゴリー化は記事全文を読んだうえで、その内容に基づき、1記事1カテゴリーの原則のもとで炭鉱事故記事全体を「世論監督」記事、「政治宣伝」記事及び一般記事に分類するという方法で行われる。その判断基準は以下のとおりである。

ア 「世論監督」記事

分類基準は炭鉱事故関連の地方政府、党政幹部及び炭鉱主の不正行為、不正現象を暴露、指摘及び批判する記事の内容とするものである。

例としては、『南方都市報』の2004年2月21日付きの「元南丹県委書記・万瑞忠が炭鉱事故の隠ぺい及び321万元の収賄罪で法の制裁を受けた」と題した記事を挙げられる。記事の中で、2001年7月17日に広西省南丹県で発生した81人の死者が出た炭鉱事故の真相

を、元県委書記・万瑞忠と元県長・唐毓盛などの地元幹部が結託して上級の関連部門に隠ぺいした行為を記載された。『南方都市報』は、「万瑞忠らの地元幹部による情報隠ぺい行為が中国社会にきわめて大きな悪影響を与えた」と指摘した。以上の分類基準により、本記事が「世論監督」記事このカテゴリーに分類された。

イ 「政治宣伝」記事

分類基準は党中央宣伝部によって公布された「国内の突発事件新聞報道工作の改善・強化に関する若干の規定」（2004年8月）が定めた「突発的事件報道はプラス宣伝を主とする方針を堅持すべきである。メディア報道は党及び国家の事件処理及び人民大衆の生命、財産安全に対する高度な重視及び関心に重点を置き、党と政府による救援活動及び社会各領域の人々による積極的な救助、反応、活動を中心とすべきである」¹³に基づくものである。これにより、「政治宣伝」記事は、党・国家・人民解放軍などによる炭鉱事故の救援活動、事故処理及び関連政策・条例の打ち出しといった内容を判断基準として分類される。

例としては、『南方都市報』の2004年8月30日付きの「27時間に及んで全生存者が救出された、事故は党中央及び国務院から大きな関心を集められた」と題した記事を挙げられる。記事の中で、「事故は党中央及び国務院の高度な関心を集められている。国務院総理温家宝は広東省委書記張徳江、省長黄華華に、全力を尽くして必ずすべての生存者を救出しなければならないと指示した」と記載された。以上の分類基準によって、本記事が「政治宣伝」記事このカテゴリーに分類された。

ウ 一般記事

上述した2カテゴリー以外の記事が、すべて一般記事このカテゴリーに分類される。この類の記事は事故による死傷の状況、犠牲者への追悼及び犠牲者家族の反応などを客観的に記述する内容を分類基準としている。

例としては、『南方都市報』の2004年11月11日付きの「死者147人、行方不明者1人」と題した記事を挙げられる。本記事は、2004年10月20日に発生した河南省国有炭鉱・大平炭鉱事故による死傷状況、事故救助の進展を報じたものである。以上の分類基準により、本記事は一般記事このカテゴリーに分類された。

¹³ 任家宣・陳孝柱（2010）を参照。任家宣・陳孝柱（2010）、「政策法規演變下的中国災難性突發事件報道60年」『東南傳播』第5期、40—42ページ。

② 記事内容に対するコーディング作業

上述の記事カテゴリー化作業によって分類された「政治宣伝」記事、「世論監督」記事及び一般記事それぞれが取り扱う内容をさらに分類する。具体的に、記事の見出し及び記事を構成する要素（5W1H）の中の「誰が」、「何について」に当たる部分に焦点を置き、1記事1内容の原則のもとで行われる。具体的なコードを表5-2は示している。

表5-2 『南方都市報』の炭鉱事故記事内容の分類コード

| 記事カテゴリー | 記事内容のコード |
|----------|--|
| 「政治宣伝」記事 | 1 党及び国家による救助・事故処理 2 党及び国家の関連政策・条例 3 人民解放軍・公安警察による救助 |
| 「世論監督」記事 | 1 党政幹部の不正及び幹部への取り締まり 2 事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘 3 炭鉱安全管理不備に対する指摘 4 炭鉱管理政策・体制欠陥に対する指摘 5 炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり 6 不正行為・不正現象に対する指摘 |
| 一般記事 | 1 死傷・事故発生時の状況 2 犠牲者への追悼・賠償 3 非人為的事故原因及び事故による影響 4 生存者に対する救助の進展 5 被害者家族の反応 |

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

以下では、表5-2の中のコードに関して、用語例を挙げながら説明する。

ア 「政治宣伝」記事の中の「党及び国家による救助・事故処理」に関する用語例

(例)「梅州市炭鉱ガス爆発により50人以上が生き埋めになった、温家宝、張徳江、黄華華が全力で救助すると指示した」(『南方都市報』、2004年8月29日)との見出しにより、「温家宝が救助活動を指示した」との記事要素を抽出した。

イ 「世論監督」記事の中の「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」に関する用語例

(例)「沙河市炭鉱事故、4幹部が刑事責任を問われる」(『南方都市報』、2004年12月23日)との見出しにより、「沙河市安全監察局4幹部が職務怠慢を理由に、刑事責任を問われる」との記事要素を抽出した。

ウ 「一般記事」の「死傷・事故発生時の状況」に関する用語例

(例)「雲南省六盤水炭鉱事故、死者 24 人、行方不明者 2 人」(『南方都市報』、2004 年 2 月 12 日)との見出しにより、「24 人が死亡し、2 人が行方不明になった」との記事要素を抽出した。

③ 記事の提示方法に対するコーディング作業

記事の掲載面、字数及び体裁などの物理的項目が内容分析手法の中で、よく検討対象とされている。ここでは、記事位置(掲載面)、記事サイズ(字数)、記事体裁を記事の提示方法として統括し、炭鉱事故記事全体に対するコーディング作業を行う(表 5-3 参照)。各コード及び下位カテゴリーを設けた理由について、第 2 節第 3 項での分析に当たっては後述することとする。

表 5-3 『南方都市報』の炭鉱事故記事提示方法の分類コード

| コード | 下位カテゴリー |
|-------|------------------------|
| 記事位置 | 1 第 1 面～第 5 面 |
| | 2 第 6 面～第 10 面 |
| | 3 第 11 面～第 15 面 |
| | 4 第 16 面～第 20 面 |
| | 5 第 20 面以降 |
| 記事サイズ | 1 0～300 字 |
| | 2 301～1000 字 |
| | 3 1001～2000 字 |
| | 4 2000 字以上 |
| 記事体裁 | 1 消息 |
| | 2 調査記事 |
| | 3 評論記事(社説；専門家・読者による評論) |

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

④ 「調和のとれた社会」的価値に対するコーディング作業

炭鉱事故記事全体を対象に、記事の中で提示された「調和のとれた社会」的価値に対するコーディング作業は、下記の表 5-4 の中のコードをもとに行われる。「調和のとれた社会」的価値が指す具体的な内容及びコードの詳細については、第 3 節第 2 項での分析にあたって後述することとする。

表 5-4 「調和のとれた社会」的価値提示の分類コード

| | コード |
|---------------|----------------|
| 「調和のとれた社会」的価値 | 1 「人間本位・民衆本位」 |
| | 2 炭鉱労働者の生命権 |
| | 3 炭鉱労働者の貧困さ |
| | 4 炭鉱労働者及び民衆の権利 |
| | 5 社会の公平 |

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第2節 党の突発的事件報道方針に対するメディアの「世論監督」機能実践の抵抗

本節では、メディアの「世論監督」機能の実践が如何に党の突発的事件報道方針に抵抗しているのかを解明するために、『南方都市報』の炭鉱事故記事の提示程度、提示内容及び提示方法3点から考察を行う。以下の分析にあたっては、炭鉱事故記事の中の「政治宣伝」記事と「世論監督」記事の差異に注目する。

第1項 記事の提示程度による党への抵抗

本項では炭鉱事故記事のカテゴリー化作業に基づき、「世論監督」記事、「政治宣伝」記事及び一般記事それぞれの比率を比較することによって、各カテゴリーの記事の提示程度から党の「プラス宣伝を主とする」という報道規制に対する『南方都市報』の抵抗を量的に考察する(表 5-5 参照)。

まず、合計欄から見ると、全体記事において「世論監督」記事の割合が一番高く、半分以上の 58%に達しているのに対し、「政治宣伝」記事の割合が一番低く、わずか 14.4%に過ぎない。それ以外の「一般記事」の割合が 27.6%に達している。この分析結果より、『南方都市報』は突発的事件報道の実践において、政治宣伝機能より「世論監督」機能の実施を大いに重視していることが分かった。すなわち、同紙は突発的事件に対する「世論監督」機能の実践において、党の「プラス宣伝を主とする」報道方針に抵抗していることがあきらかになった。

他方、『南方都市報』の「世論監督」機能実施の傾向を考察するには、炭鉱事故記事数の年別差があることを考慮し、記事率の年別推移を見てみよう。表 5-5 の結果より、全体として「世論監督」記事率は増加している傾向が顕著である。2005 年までにその比率が 48.8%に留まっていたが、2006 年より増加し、さらに 2008 年にピークの 70.7%までに達した。

こうした結果により、『南方都市報』は炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施が強まる傾向にあるとかがえる。その一方、「政治宣伝」記事率は2008年に一時的に9.3%まで下がっていたが、全体として10%台を維持することにより大きな変化を見られない。

表 5-5 『南方都市報』の炭鉱事故記事別の分類

| 記事のカテゴリ | 「政治宣伝」記事 | | 「世論監督」記事 | | 一般記事 | | 有効標本数 |
|---------|----------|--------------------|----------|--------------------|------|--------------------|-------|
| 年別 | N | % | N | % | N | % | N |
| 2004年 | 13 | 12.9 | 45 | 44.6 | 43 | 42.6 | 101 |
| 2005年 | 46 | 18.0 | 125 | 48.8 | 85 | 33.2 | 256 |
| 2006年 | 15 | 17.2 | 58 | 66.7 | 14 | 16.1 | 87 |
| 2007年 | 11 | 10.4 | 72 | 67.9 | 23 | 21.7 | 106 |
| 2008年 | 7 | 9.3 | 53 | 70.7 | 15 | 20.0 | 75 |
| 2009年 | 10 | 11.2 | 59 | 66.3 | 20 | 22.5 | 89 |
| 2010年 | 20 | 14.7 | 81 | 59.6 | 35 | 25.7 | 136 |
| 合計 | 122 | 14.4 ₁₎ | 493 | 58.0 ₂₎ | 235 | 27.6 ₃₎ | 850 |

(注)₁₎ 「政治宣伝」記事の合計率(122/850=14.4%)。

₂₎ 「世論監督」記事の合計率(493/850=58.0%)。

₃₎ 一般記事の合計率(235/850=27.6%)。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第2項 記事の提示内容による党への抵抗

本項では「世論監督」記事、「政治宣伝」記事及び一般記事それぞれが取り扱っている内容を考察することによって、記事の提示内容から『南方都市報』の党への抵抗実態を明らかにする。

下記の表 5-6 は炭鉱事故記事内容の分類状況を示している。結果によれば、最も高い割合を示す「世論監督」記事において「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事率が一番高く、記事全体の25.4%に達している。すなわち、炭鉱事故報道全体において『南方都市報』は党政幹部の不正に対する「世論監督」機能の実施を最も重視していることが分かった。そのほかの割合は高い順に、「炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり」(14.9%)、「他の不正現象に対する暴露・指摘」(6.8%) などとなった。それに対し、最も

低い割合を示す「政治宣伝」記事は党を宣伝する内容を中心としていることがうかがえる。その割合が「党及び国家による救助・事故処理」（8.4%）、「党及び国家の関連政策・条例」（5.6%）、「人民解放軍・公安警察による救助」（0.4%）3項合計でわずか全体の14.4%に過ぎない。

表 5-6 『南方都市報』の炭鉱事故記事内容の分類

| 記事内容の分類 | | N | % |
|------------------|----------------------|-----|------|
| 「政治宣伝」記事 | 党及び国家による救助・事故処理 | 71 | 8.4 |
| | 党及び国家の関連政策・条例 | 48 | 5.6 |
| | 人民解放軍・公安警察による救助 | 3 | 0.4 |
| | 小計 | 122 | 14.4 |
| 「世論監督」記事 | 党政幹部の不正及び幹部への取り締まり | 216 | 25.4 |
| | 事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘 | 15 | 1.8 |
| | 炭鉱安全管理不備に対する指摘 | 28 | 3.3 |
| | 炭鉱管理政策・体制欠陥に対する指摘 | 49 | 5.8 |
| | 炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり | 127 | 14.9 |
| | 他の不正現象に対する暴露・指摘 | 58 | 6.8 |
| | 小計 | 493 | 58 |
| 一般記事 | 死傷・事故発生時の状況 | 134 | 15.8 |
| | 犠牲者への追悼・賠償 | 11 | 1.3 |
| | 非人為的事故原因及び事故による影響 | 8 | 0.9 |
| | 生存者に対する救助の進展 | 76 | 8.9 |
| | 被害者家族の反応 | 6 | 0.71 |
| | 小計 | 235 | 27.6 |
| 合計 ¹⁾ | | 850 | 100 |

(注)¹⁾ 「合計」値は「小計」値を除外したものである。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

以上のことにより、炭鉱事故記事の提示内容から『南方都市報』の党に抵抗しているのは、党に対する宣伝より党を批判することが重視されていることであるとうかがえる。

他方、党に対する『南方都市報』の「世論監督」機能実施の傾向を考察するには、炭鉱事故記事数の年別差があることを考慮し、「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事率の年別推移を見てみたい。表 5-7 によれば、その比率は全体として 2004 年が 14.9%、2006 年が 27.6%、ピーク時の 2008 年が 30.7%と増加する傾向にある。すなわち、『南方都市報』は炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施が強まっていると同時に、党に対する同機能の実施も強まっている傾向にある。

表 5-7 「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事の年別推移

| 年 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|--------------------|
| N | 15 | 57 | 24 | 32 | 23 | 27 | 38 | 216 |
| % | 14.9 | 22.3 | 27.6 | 30.2 | 30.7 | 30.3 | 27.9 | 25.4 ₁₎ |
| 有効標本数 | 101 | 256 | 87 | 106 | 75 | 89 | 136 | 850 |

(注)₁₎ 「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事の合計率 (216/850=25.4%)。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第3項 記事の提示方法による党への抵抗

本項では「政治宣伝」記事及び「世論監督」記事を取り扱う記事位置、記事サイズ、記事ソース、記事体裁といった記事の提示方法から、『南方都市報』の党に抵抗する状況を考察する。

① 記事位置による党への抵抗

どの紙面でどの記事を掲載するのかは、ニュース生産過程において編集者らが記事の時効性、読者へのインパクト及び報道価値の重要性などを判断基準として選別されている。新聞の第1面が当日の最も重要な報道価値のある記事を掲載するものであるため、どの記事が掲載された紙面の順が当記事の重要さを図る重要な指標であると考えられる。ここでは、記事の重要さによって紙面の順を「第1面～第5面」、「第6面～第10面」、「第11面～第15面」、「第16面～第20面」、「第20面以降」5段階で分けている。

表 5-8 『南方都市報』の炭鉱事故記事位置の分類

| 記事位置の分類 | N | % |
|-----------|-------------------|--------------------|
| 第1面～第5面 | 198 | 23.3 |
| 第6面～第10面 | 68 | 8.0 |
| 第11面～第15面 | 214 | 25.2 |
| 第16面～第20面 | 217 | 25.5 |
| 第20面以降 | 150 | 17.6 |
| 合計 | 847 ₁₎ | 99.6 ₂₎ |

(注)₁₎ 掲載の面数をデータベースの中で明記していない3記事を除外したため、有効標本数が847個となった。

₂₎ 有効標本数が847個となったため、100%にならない。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

まず、炭鉱事故記事全体の位置の分類状況を見てみよう。上記の表 5-8 の結果によれば、全体として炭鉱事故記事を最も掲載している紙面が「第 16 面～第 20 面」であることが分かった。その割合が 25.5%に占めている。他の掲載紙面の割合は高い順に、「第 11 面～第 15 面」(25.2%)、「第 1 面～第 5 面」(23.3%)、「第 20 面以降」(17.6%)、「第 6 面～第 10 面」(8.0%) となった。

次に、表 5-9 に示した記事のカテゴリーと記事位置の分布を見てみよう。まず、全体の比率から見れば、最も重要な価値のある記事を掲載する「第 1 面～第 5 面」において、「世論監督」記事の掲載率が全体において最も高く、23.7%に達しているのに対し、「政治宣伝」記事の掲載率がわずか 3.4%にとどまっている。すなわち、最も記事の重要性を反映する「第 1 面～第 5 面」において、『南方都市報』は「世論監督」記事の掲載を「政治宣伝」記事より大いに重要視していることが分かった。また、他の紙面の順を見れば、「世論監督」記事の掲載率が始終に「政治宣伝」記事を上回るこがうかがえる。これより同紙が炭鉱事故の記事位置によって党の突発的事件報道方針に抵抗していることが明らかになった。

表 5-9 記事のカテゴリーと記事位置の分布図

| 記事のカ テゴリー | 第 1 面～ 第 5 面 | | 第 6 面～ 第 10 面 | | 第 11 面～ 第 15 面 | | 第 16 面～第 20 面 | | 第 20 面以降 | | 有効 標本 数 |
|--------------|-----------------|-------------------|------------------|-----|-------------------|------|------------------|------|----------|------|---------------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 「政治宣伝」 記事 | 21 | 3.4 ₁₎ | 18 | 2.9 | 43 | 7.0 | 25 | 4.1 | 15 | 2.4 | 122 |
| 「世論監督」 記事 | 145 | 23.7 | 23 | 3.8 | 109 | 17.8 | 111 | 18.1 | 103 | 16.8 | 491 |
| 合計 | | | | | | | | | | | 613 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、 $3.4\% = 21/613$ となる。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

② 記事サイズによる党への抵抗

記事サイズが記事の重要性を図るもう 1 つの重要な指標である。記事の字数が多ければ多いほど、紙面での掲載面積が大きくなるため、記事の重要性が反映される。ここでは、

記事の重要性によって記事サイズを「0～300字」、「301～1000字」、「1001～2000字」、「2000字以上」4段階で分けている。

表 5-10 『南方都市報』の炭鉱事故記事サイズの分類

| 記事サイズの分類 | N | % |
|------------|-----|------|
| 0～300字 | 173 | 20.4 |
| 301～1000字 | 426 | 50.1 |
| 1001～2000字 | 199 | 23.4 |
| 2000字以上 | 52 | 6.1 |
| 合計 | 850 | 100 |

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

まず、表 5-10 に示した炭鉱事故記事サイズの分類結果によれば、全体として「301～1000字」を収める記事の割合が最も高く、約半分の 50.1%に達している。他の記事サイズの割合が高い順に、「1001～2000字」(23.4%)、「0～300字」(20.4%)、「2000字以上」(6.1%)となった。

表 5-11 記事のカテゴリーと記事サイズの分布図

| 記事のカ テゴリー | 0～300字 | | 301～1000字 | | 1001～2000字 | | 2000字以上 | | 有効 標本数 |
|--------------|--------|-------------------|-----------|------|------------|------|---------|-----|-----------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 「政治宣伝」 記事 | 26 | 4.2 ₁₎ | 76 | 12.4 | 18 | 2.9 | 2 | 0.3 | 122 |
| 「世論監督」 記事 | 51 | 8.3 | 245 | 39.8 | 158 | 25.7 | 39 | 6.3 | 493 |
| 合計 | | | | | | | | | 615 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、 $4.2\% = 26/615$ となる。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

次に、表 5-11 に示した記事のカテゴリーと記事サイズの分布を見てみると、全体の比率によれば、「世論監督」記事サイズの割合は、「301～1000字」(39.8%)及び「1001～2000字」(25.7%)に集中しているのに対し、「政治宣伝」記事サイズの割合が「301～1000字」(12.4%)、「0～300字」(4.2%)に集中していることがわかった。それ以外の「2000字以

上」を収める「世論監督」記事の割合（6.3%）が「政治宣伝」記事（0.3%）を上回っている。こうした結果により、『南方都市報』は記事サイズによって、「世論監督」記事を「政治宣伝」記事より重要視していることと言える。すなわち、同紙は炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実践において党に抵抗していることがうかがえる。

③ 記事体裁による党への抵抗

ここでは記事体裁を「消息」、「調査記事」、「評論記事」3つのカテゴリーに分類している。

「消息」は最も基本的な記事体裁の1ジャンルとして、物事を迅速にかつ確実に伝える短い文章であり、その時効性を最も重んじる。分類基準は「本紙速報（中国語原文：本報迅）」、「本紙消息（中国語原文：本報消息）」、「新華社通信ニュースによる（中国語原文：据新華社電）」とのキーワードを書き記したものである。

「調査記事」はあるテーマ、事件に対し、行政官庁、警察、検察などの公的機関からの情報に頼らず、取材する側が主体性と継続性を持って様々なソースから情報を積み上げていくことによって新事実を突き止めていこうとするタイプの記事である。分類基準は「本社記者、現場、取材、調査、インタビュー（中国語原文：本報記者、現場、取材、調査、采访）」とのキーワードを書き記したものである。

「評論記事」は最新の出来事、時事、政局に対する評論員、専門家及び読者の観点や意見を掲載するタイプの記事である。分類基準は「社説、評論員文章、時事評論、読者による投書（中国語原文：社論、評論員文章、時事評論、読者来信）」とのキーワードを書き記したものである。

以上の分類基準によって、表 5-12 は炭鉱事故記事体裁の分類結果を示している。全体において最も使われる記事体裁が「消息」であり、その割合は大半の 66% を占めている。次に「評論記事」の割合も 22.7% に達している。最も少ないのは「調査記事」の 11.3% である。

表 5-12 『南方都市報』の炭鉱事故記事体裁の分類

| 記事体裁の分類 | N | % |
|---------|-----|------|
| 消息 | 561 | 66.0 |
| 調査記事 | 96 | 11.3 |
| 評論記事 | 193 | 22.7 |
| 合計 | 850 | 100 |

（出所）炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

表 5-13 記事カテゴリーと記事体裁の分布図

| 記事のカテゴリー | 消息 | | 調査記事 | | 評論記事 | | 有効標本数 N |
|----------|-----|--------------------|------|-----|------|------|------------|
| | N | % | N | % | N | % | |
| 「政治宣伝」記事 | 113 | 18.4 ₁₎ | 7 | 1.1 | 2 | 0.3 | 122 |
| 「世論監督」記事 | 248 | 40.3 | 55 | 8.9 | 190 | 30.9 | 493 |
| 合計 | | | | | | | 615 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、18.4%=113/615となる。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

他方、表 5-13 に示した記事カテゴリーと記事体裁の分布によれば、全体の比率から見ると、「世論監督」記事の体裁が「消息」(40.3%)、「評論記事」(30.9%) に集中しているのに対し、「政治宣伝」記事の体裁が「消息」(18.4%) のみを中心としている。それ以外の「調査記事」項目を見れば、「世論監督」記事の割合(8.9%)は「政治宣伝」記事(1.1%)を上回っている。こうした結果より、「世論監督」記事の体裁が「政治宣伝」記事より多様化している傾向にあることが分かった。すなわち、『南方都市報』は炭鉱事故記事体裁によって、党の突発的事件報道方針に抵抗していることが明らかになった。

第 4 項 小括

本節では、『南方都市報』の炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実践を事例に、記事の提示程度、提示内容及び提示方法 3 点から、党の突発的事件報道方針に対する中国メディアの抵抗実態について、以下の分析結果が得られた。

まず、記事の提示程度から見れば、炭鉱事故記事全体において「世論監督」記事率が「政治宣伝」記事を大きく上回ることによって、『南方都市報』は事故に対する「世論監督」機能の実施を政治宣伝機能より大いに重視していることが分かった。すなわち、同紙が党の「プラス宣伝を主とする」方針に抵抗しているとうかがえる。他方、記事率の年別推移によると、『南方都市報』の炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施が年々強まっている傾向にあることが明らかになった。

次に、記事の提示内容から見れば、炭鉱事故記事全体において「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事率が「党及び国家による救助・事故処理」などの党の宣伝を内容とする記事率を上回っている。これより、『南方都市報』の党に抵抗している

のは、党に対する宣伝より党を批判することが重視されていることであるとうかがえる。他方、「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする記事率の年別推移によれば、『南方都市報』の党に対する「世論監督」機能の実施が年々強まっている傾向にあることが分かった。

さらに、記事の提示方法から見れば、まず、炭鉱事故記事位置に関して最も記事の重要性を反映する「第1面～第5面」で掲載された「世論監督」記事率が「政治宣伝」記事率を上回っているほか、他の紙面での「世論監督」記事の掲載率が始終に「政治宣伝」記事を上回っている。これより、『南方都市報』が炭鉱事故の記事位置によって「世論監督」機能の掲載を「政治宣伝」記事より重視していることが明らかになった。次に、炭鉱事故記事サイズという点を見れば、「世論監督」記事サイズの割合は、「301～1000字」及び「1001～2000字」を中心としているのに対し、「政治宣伝」記事サイズの割合が「301～1000字」、「0～300字」を中心としていることがわかった。それ以外の「2000字以上」を収める「世論監督」記事の割合が「政治宣伝」記事を上回っている。この結果より、『南方都市報』は記事サイズによって、「世論監督」記事の重要性を「政治宣伝」記事より視していることがうかがえる。最後に、炭鉱事故記事体裁から見れば、「世論監督」記事の体裁が「消息」、「評論記事」を中心としているのに対し、「政治宣伝」記事の体裁が「消息」のみを中心としている。それ以外の「調査記事」項目において「世論監督」記事の割合は「政治宣伝」記事を上回っている。これより、「世論監督」記事の体裁が「政治宣伝」記事より多様化している傾向にあることが明らかとなった。

第3節 党の突発的事件報道方針に対するメディアの「世論監督」機能の実施戦術

本節では、中国メディアが突発的事件に対する「世論監督」機能の実践において、なぜ党の報道方針に抵抗できているのか、如何に党に交渉しているのかを明らかにするために、『南方都市報』の炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施戦術を考察する。このような戦術は『南方都市報』にとって、どのような意味を持つものなのかを、解明する。

第1項 「専門家・読者の評論」による「世論監督」機能の実施

前述の表 5-12 に示したように、「世論監督」記事体裁における「評論記事」の割合が 30.9% で高い数値を示している。また、表 5-14 に示した「評論記事」の内訳を見れば、「専門家・

読者の評論」の割合が最も高く、「評論記事」全体の67.4%に占めている。

表 5-14 「評論記事」の分類状況

| 「評論記事」の分類 | N | % |
|-----------|-----|------|
| 社説 | 63 | 32.6 |
| 専門家・読者の評論 | 130 | 67.4 |
| 合計 | 193 | 100 |

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

さらに、下記の表 5-15 に示した記事カテゴリーと「評論記事」の分布によれば、全体の比率から見ると、政治宣伝機能を担う「専門家・読者の評論」記事の割合が0.0%であるのに対し、「世論監督」機能を担うその割合が67.4%に達している。以上の結果より、「専門家・読者の評論」は『南方都市報』にとって、炭鉱事故に対する「世論監督」機能実施のための有効な戦術であることが分かった。

表 5-15 記事のカテゴリーと「評論記事」の分布図

| 記事のカテゴリー | 社説 | | 専門家・読者の評論 | | 有効標本数 N |
|----------|----|-------------------|-----------|------|------------|
| | N | % | N | % | |
| 「政治宣伝」記事 | 2 | 1.0 ₁₎ | 0 | 0.0 | 2 |
| 「世論監督」記事 | 61 | 31.8 | 129 | 67.2 | 190 |
| 合計 | | | | | 192 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、1.0%=2/192となる。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

なぜ、中国メディアが専門家や読者の意見を述べる「評論記事」をもって、「世論監督」機能を実施しているのか。その背景には、党がメディアによる監視の自主性が高い「調査記事」を抑制していることがあると考えられる。前述のように「調査記事」が公的行政機関の情報に頼らず、新聞社側が自主的な取材をもとに新事実を突き止めるものであるため、警察や検察、政治家、大企業の不正と不祥事を暴露・批判する場合、よく使われている。例えば、日本のリクルート事件、アメリカのウオーターゲート事件を暴いたのは「調査記事」である。中国では、1990年代に地方政府及び地方幹部をターゲットにその不正を暴露・批判する「調査記事」は一ブームになった原因に、党は自身の統治能力向上のため、メディアの地方政府への監視機能を期待したことを挙げられる (Tong,2011)。一方、2000年代

入り、「調査記事」は2003年のピーク期を経て次第に低迷期を迎えている。その背景には、監視の自主性を高める中国メディアが批判の矛先を中央政府に向けるようになったことに対して党は非常に警戒していることがある(Branigan,2010;Tong,2011)。2003年の「SARS事件」及び「孫志剛事件」を暴いた「調査記事」¹⁴の中で、メディアがSARSに対する中央政府对応の遅れ及び中央政府の都市部収容・送還政策の欠陥を批判した。これらの記事は党から懸念されている。2004年2月に公布された「中国共産党党内監督条例(試行)」において、「新聞などのメディア機関は『党派性』原則を堅持し、新聞工作の規律及び職業道徳に従い、『世論監督』機能の実践において正しい世論方向を握り、『世論監督』機能の実施がもたらした社会的効果を心掛けるべきである」¹⁵とメディアの監視機能に対する党のコントロールが強調された。また、2005年5月にメディアの調査報道実践への制限を目的とする「世論監督工作の強化と改善に関する実施方法」の中で、党は中国メディアの自主取材の手段である「異地監督」に対して禁止令を下した¹⁶。以上のことを背景に、前述の表5-12、5-13によると、『南方都市報』が「調査記事」をもって「世論監督」機能を実施するのはとても困難であると理解できる。記事全体における「調査記事」の割合はきわめて低く、わずか11.3%に過ぎないとともに、「世論監督」記事体裁の中の「調査記事」率も8.9%にとどまっている。

こうした背景の中、中国メディアは「世論監督」機能の実践において「専門家・読者の評論」記事を新たな戦術として利用するようになった。この戦術は、党が従来唱えてきたメディアの「世論監督」機能の認識と一致するため、党も認めざるを得なくなった。党の認識は以下の2点がある。1点目は民衆こそが党と社会の不正に監視権を持つことである。1989年11月に元党中央イデオロギー工作主管・李瑞環は「プラス宣伝を主とする方針を

¹⁴ 2002年11月から発覚されたSARSによる感染者の情報を中国当局が公開しなかったことに対して、2003年1月から広東の『新快報』、『南方都市報』、『羊城晚報』、『南方日報』、北京の『財經』雑誌が自らの取材をもとに事件の真相を暴露した(Tong,2011,P50)。Jing Rong ,Tong (2011),*Investigative Journalism in China: Journalism, Power and Society*, New York : The Continuum International Publishing Group, pp.49-50.

「孫志剛事件」を暴いたのは、『南方都市報』の陳峰記者がネットユーザからの情報に基づき、自主な取材をもとに作成した「被収容者・孫志剛の死」と題した「調査記事」である(『南方都市報』、2003年4月13日)。

¹⁵ 「中国共産党党内監督条例(試行)」(2004年2月17日党中央公布)。人民網(2012年12月6日最終アクセス、<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/1026/2344222.html>よりダウンロード)。

¹⁶ 謝暉(2009)を参照。謝暉(2009)、「關於『負面新聞』的困惑」『新聞記者』第5期、26—30ページ。

堅持する」と題した談話の中で、「メディアの『世論監督』機能は、実質上人民による監視であり、人民大衆が新聞などのメディア機関を通じて党と政府の工作、幹部に監視を行うものである。(中略)単なる新聞記者やメディア機関による監視と見なされるべきではない」¹⁷と述べた。2点目はメディアが民衆の代弁者であることが挙げられる。2005年3月に党中央が公布した「世論監督工作のより一層の強化と改善に関する意見」の中で、「世論監督工作が人民大衆の意見と要求の反映に有利し、党、政府と人民大衆の関係強化にも有利する。(中略)メディアは党、政府の方針、政策執行状況に対する監視を強化し、人民大衆の党と政府工作への願望と意見を反映すべきである」¹⁸と規定された。こうした認識のもと、党は2003年以降、中国メディア業界では起きた「時評ブーム」現象を認めざるを得なくなった。『南方都市報』を事例とすると、同紙は2003年4月から始まった紙面改革により専門家や読者の投書、評論を掲載するための「来論」欄を、「個論」欄、「街談」欄を相次いで新設した。

最後に、「専門家・読者の評論」記事による「世論監督」機能の実施状況を見てみよう。下記の表5-16に示した「評論記事」と「世論監督」記事内容の分布図によれば、全体の比率から見ると、「専門家・読者の評論」記事の割合が「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」との内容欄で22.6%という最も高い数値を示している。この結果より『南方都市報』は党政幹部の不正を批判する場合、「専門家・読者の評論」記事を最も利用していることが分かった。それ以外の「専門家・読者の評論」記事の割合が「炭鉱管理政策・体制欠陥に対する指摘」(15.8%)、「他の不正行為に対する暴露・指摘」(15.3%)、「事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘」(5.8%)、「炭鉱安全管理不備に対する指摘」(5.3%)、「炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり」(3.2%)との順であった。以上のことにより、『南方都市報』は党の不正を批判する場合、「専門家・読者の評論」記事の掲載という戦術を活用していることが明らかになった。この戦術利用の目的は、『南方都市報』が専門家や読者の意見を代弁して党を批判する政治的リスクの軽減を図ることであると考えられる。党もこの戦術の利用を認めざるを得なくなった。

¹⁷ 李瑞環(1989)、「堅持正面宣傳為主的方針」(2012年3月5日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/ziliao/2005-02/21/content_2600300.htmよりダウンロード)。

¹⁸ 「關於進一步加強和改進輿論監督工作的意見(2005年3月24日党中央弁公庁公布)。人民網(2012年4月13日最終アクセス、<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/102565/182147/11002949.html>よりダウンロード)。

表 5-16 「評論記事」と「世論監督」記事内容の分布図

| 評論 記事 | 党政幹部の 不正及び幹 部への取り 締まり | | 炭鉱側 の不正 及び炭 鉱主へ の取り 締まり | | 事故処 理・犠牲 者への 対応不備 に対する 指摘 | | 炭鉱安全 管理不備 に 対する 指摘 | | 炭鉱管理 政策・体制 欠陥に 対する 指摘 | | 他の不正 行為に 対する 暴露・ 指摘 | | 有 効 標 本 数 |
|---------------|--------------------------------|--------------------|--|-----|--|-----|--------------------------------|-----|-----------------------------------|------|---------------------------------|------|-----------------------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 社説 | 21 | 11.1 ₁₎ | 5 | 2.6 | 4 | 2.1 | 7 | 3.7 | 16 | 8.4 | 8 | 4.2 | 61 |
| 専門家・読者 の評論 | 43 | 22.6 | 6 | 3.2 | 11 | 5.8 | 10 | 5.3 | 30 | 15.8 | 29 | 15.3 | 129 |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | 190 |

(注)₁₎ 全体の比率を見るため、11.1% = 21/190 となる。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第 2 項 「調和のとれた社会」的価値の提示

2002 年より胡錦濤政権発足後、社会格差の是正及び利益分配の平等を目指す「調和のとれた社会」（中国語原文：「和諧社会」）を党のスローガンとして掲げ続けてきた。「調和のとれた社会構築」の目標と任務について、2006 年 10 月に開かれた党の第 16 回中央委員会第 6 次全体会議で採択された「党中央の社会主義的調和のとれた社会構築に関する若干の重大な問題決定」（以下、「決定」と略す）の中で、「社会主義的民主法制の更なる改善、法治の基本方略の全面実施、人民の權益の尊重と保障、地方と都市かつ地域の発展格差拡大の趨勢の転換、合理的な収入分配の基本形成、家庭財産の増加、社会保障メカニズムの構築など」¹⁹と定められた。

また「調和のとれた社会」があげた価値観は主に 2 つがあり、1 つは「人民本位」という価値であり、もう 1 つは「公平・正義」という価値である。この 2 つの価値観の提示は「調和のとれた社会構築」に関する党指導部の言及から見られる。「人民本位」は「調和のとれた社会構築」に関する党指導部の言及から見られる。「人民本位」は「調和のとれた社会構築」に関する党指導部の言及から見られる。

¹⁹ 「中共中央關於構建社会主義和諧社会若干重大問題的決定」（2006 年 10 月 11 日中国共産党第 16 回中央委員会第 6 回全体会議採択）。新華網（2012 年 10 月 29 日最終アクセス、http://news.xinhuanet.com/politics/2006-10/18/content_5218639.htm よりダウンロード）。

た社会構築」の基本原則として、「決定」において「始終に広範の人民の根本利益の保障を党と国家のすべての工作の出発点及び帰着点とする。広範の人民の根本利益を実現、保障し、人民の要求を満足する。人民のための経済発展、人民に頼る経済発展、人民が共同に享受できる経済発展、及び人としての全面的な発展を促進する」²⁰と言及された。つまり、「人民本位」との価値観は民衆の利益・権益の尊重及び保障を強調した。「公平・正義」は「調和のとれた社会構築」の基本条件として「人民の政治、経済、文化、社会各方面における権利と利益の均等、平等を保障する」²¹と言及された。つまり、「公平・正義」との価値観は民衆の権利・利益の平等を強調した。

以上のような党が提示した「調和のとれた社会」的価値により、本項では炭鉱事故記事の中の「調和のとれた社会」的価値の提示状況を考察する。分類基準は、「人間本位、民衆本位、炭鉱労働者の生命権・権利・貧困、公平・正義（中国語原文：以人為本、民本、鉱工生命権・権利・貧困、公平・正義）」とのキーワードを書き記したものである。下記の表 5-17 は「調和のとれた社会」的価値の分類状況を示している。

表 5-17 『南方都市報』の炭鉱事故記事における「調和のとれた社会」的価値の提示

| 「調和のとれた社会」的価値の分類 | N | % |
|------------------|-------------------|--------------------|
| 人間本位・民衆本位 | 9 | 1.1 |
| 炭鉱労働者の生命権 | 135 | 15.9 |
| 炭鉱労働者・民衆の諸権利 | 39 | 4.6 |
| 炭鉱労働者の貧困さ | 21 | 2.5 |
| 社会の公平 | 9 | 1.1 |
| 合計 | 213 ₁₎ | 25.1 ₂₎ |

(注)₁₎ 同一の記事の中で複数の価値が提示された場合があるので、複数加算となった。一方、提示されない記事もある。

₂₎ 複数加算及び提示されない記事もあるため、100%にならない。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

以上の表 5-17 の結果によれば、「調和のとれた社会」的価値の提示がある記事の割合は、炭鉱事故記事全体の 25.1%を占めていることが分かった。またその内訳を見ると、比率の高い順に「炭鉱労働者の生命権」(15.9%)、「炭鉱労働者・民衆の諸権利」(4.6%)、「炭鉱労働者の貧困さ」(2.5%)、「人間本位・民衆本位」(1.1%)、「社会の公平」(1.1%)となる。

続いて、記事カテゴリーと「調和のとれた社会」的価値の分布を見てみよう（表 5-18 参

²⁰ 同上。

²¹ 同上。

照)。全体の比率によれば、「調和のとれた社会」的価値の提示がある「世論監督」記事の割合は、「政治宣伝」記事を上回ることが分かった。その割合は「炭鉱労働者の生命権」(18.5%)、「炭鉱労働者・民衆の諸権利」(6.2%)、「炭鉱労働者の貧困さ」(2.9%)、「社会の公平」(1.5%)、「人間本位・民衆本位」(1.3%)との順であった。これより、「世論監督」記事の中で「調和のとれた社会」的価値の提示が最も重視されていることが明らかになった。すなわち、『南方都市報』は炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実践において、「調和のとれた社会」的価値の提示を1つの戦術として活用していると言えよう。

表 5-18 記事のカテゴリーと「調和のとれた社会」的価値の分布図

| 記事のカ テゴリー | 人間本位 ・ 民衆本位 | | 炭鉱労働 者の 生命権 | | 炭鉱労働者・ 民衆の 諸権利 | | 炭鉱労働者 の 貧困さ | | 社会 の 公平 | | 有効 標本 数 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|----------------------|-----|-------------------|-----|---------------|-----|---------------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 「政治宣伝」 記事 | 1 | 0.2 ₁₎ | 16 | 2.6 | 1 | 0.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 18 |
| 「世論監督」 記事 | 8 | 1.3 ₂₎ | 114 | 18.5 | 38 | 6.2 | 18 | 2.9 | 9 | 1.5 | 187 |

(注)₁₎ 0.2%=1/615となる。615は「政治宣伝」記事(n=122)と「世論監督」記事(n=493)の合計である。

₂₎ 1.3%=8/615となる。615は「政治宣伝」記事(n=122)と「世論監督」記事(n=493)の合計である。
(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

最後に、「世論監督」記事内容と「調和のとれた社会」的価値の分布をしてみる(表 5-19 参照)。全体の比率によれば、「党政幹部の不正及び幹部への取り締まり」を内容とする「世論監督」記事における「調和のとれた社会」的価値の提示の合計率が最も高く、全体の13.9%に達している。これより、党政幹部の不正に対する「世論監督」記事の中で、「調和のとれた社会」的価値が最も提示されていることが分かった。それ以外の内容の記事における同価値の提示のある割合が高い順に、「他の不正行為に対する暴露・指摘」(7.0%)、「炭鉱管理政策・体制欠陥に対する指摘」(6.6%)、「炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり」(4.4%)、「炭鉱安全管理不備に対する指摘」(3.2%)、「事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘」(2.4%)となった。こうした結果により、『南方都市報』は党の不正を批判する「世論監督」記事の中で、「調和のとれた社会」的価値の提示という戦術を利用していることが明らかに

なった。同紙にとっては、党のスローガンである「調和のとれた社会」的価値の提示が党を批判する政治的正当性の獲得を図る策略であると考えられる。

表 5-19 「調和のとれた社会」的価値と「世論監督」記事内容の分布図

| 「調和のとれた社会」的価値 | 党政幹部の不正及び幹部への取り締まり | | 炭鉱側の不正及び炭鉱主への取り締まり | | 事故処理・犠牲者への対応不備に対する指摘 | | 炭鉱安全管理不備に対する指摘 | | 炭鉱管理政策・体制に欠陥に対する指摘 | | 他の不正行為に対する暴露・指摘 | | 有効標本数 |
|----------------|--------------------|-------------------|--------------------|-----|----------------------|-----|----------------|-----|--------------------|-----|-----------------|-----|-------|
| | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | N | % | |
| 「人間本位・民衆本位」 | 4 | 0.8 ₁₎ | 0 | 0.0 | 1 | 0.2 | 1 | 0.2 | 2 | 0.4 | 0 | 0.0 | 8 |
| 「炭鉱労働者の生命権」 | 47 | 9.5 | 16 | 3.2 | 9 | 1.8 | 12 | 2.4 | 15 | 3.0 | 15 | 3.0 | 114 |
| 「炭鉱労働者・民衆の諸権利」 | 11 | 2.2 | 1 | 0.2 | 2 | 0.4 | 3 | 0.6 | 12 | 2.4 | 9 | 1.8 | 38 |
| 「炭鉱労働者の貧困さ」 | 4 | 0.8 | 3 | 0.6 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 0.4 | 9 | 1.8 | 18 |
| 「社会の公平」 | 3 | 0.6 | 2 | 0.4 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 0.4 | 2 | 0.4 | 9 |

(注)₁₎ 0.8%=4/493 となる。「世論監督」記事 (n=493) である。

(出所) 炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

第3項 小括

本節では『南方都市報』は炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実践において、党の突発的事件報道方針に抵抗できた戦術について考察した。上述の分析結果から下記の2点が得られた。

第1に、『南方都市報』は「専門家・読者の評論」記事の掲載という戦術を活用していることが分かった。同紙は「世論監督」機能の実施において「専門家・読者の評論」記事の

掲載を重視することが顕著であるとともに、党の不正を批判する際も最も重要視している。この戦術利用の目的は、メディアの自主的監視を行う「調査記事」が党に抑制されている中、メディアが専門家や読者の意見を代弁して党を批判する政治的リスクの軽減を図る点であると考えられる。党もこの戦術の利用を認めざるを得なくなった。

第2に、「調和のとれた社会」的価値の提示がもう1つの有効な戦術として活用されていることが分かった。『南方都市報』は「世論監督」記事の中で「調和のとれた社会」的価値の提示をより重視している同時に、党の不正を批判する際も最も重要視している。同紙にとっては、党のスローガンである「調和のとれた社会」的価値の提示が、党を批判する政治的正当性を獲得しようとする策略であると考えられる。

第4節 突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実践実態及び限界

突発的事件としての炭鉱事故に関する死傷情報、詳細な経緯などの報道は、長期に渡り党の政策によって厳しく統制されてきたが²²、それを打破したのは2001年7月の広西省南丹炭鉱事故処理をめぐる地方政府の隠ぺい行為に対するメディアの批判報道である²³。それをきっかけに、メディアは炭鉱事故に対する「世論監督」機能を盛んに実施するようになった。

このような中国メディアの現場実践が党の方針に抵抗している視点から、本章は『南方都市報』の炭鉱事故報道を事例に、中国メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実践は如何に党の方針に抵抗し、また党に交渉しているのかを明らかにするものである。以上の問題点を解明するために、本章では、中国メディアが党に抵抗する実態及び党に交渉する戦術を考察した。

まず、メディアの党に抵抗する実態について記事の提示程度、記事の提示内容及び記事の提示方法3点から考察を行った。記事の提示程度という点に関して、メディアは炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施を政治宣伝機能より大いに重視していることにより、

²² たとえば、「突発的事件報道活動の改善に関する通知」（1989年）、「国内突発的事件の対外報道活動に関する通知」（1994年）、「国务院の災害救助管理工作の強化に関する通知」（1997年）は、突発的事件報道は新華社の統一配信した記事・「通稿」を基準とし、事件発生地メディアが上級部門の許可なしに勝手に報道してはいけないと規定した。

²³ 中国メディアは自主取材をもとに、広西省南丹炭鉱事故の中の地方幹部の隠ぺい行為を暴露した。こうしたメディアの報道は、従来の突発的事件報道の一貫したやり方を打破した。

党の「プラス宣伝を主とする」方針に抵抗しているとうかがえる。記事の提示内容により、メディアの党に抵抗しているのは、党に対する宣伝より党を批判することが重視されていることであるとうかがえる。記事の提示方法という点について、まず、記事位置によって「世論監督」記事の掲載が「政治宣伝」記事より重要視されていることが分かった。次に、記事サイズにより、メディアは「世論監督」記事の重要性を「政治宣伝」記事より視していることが明らかとなった。さらに、記事体裁により、「世論監督」記事の体裁が「政治宣伝」記事より多様化していると分かった。他方、突発的事件に対するメディアの「世論監督」機能の実施が強まっていると同様、党に対するメディアの「世論監督」機能の実施も強まる傾向にあることが明らかになった。

次に、メディアは戦術を活用し、党に対し交渉を行っている。「専門家・読者の評論」記事の掲載がメディアにとって党を批判する有効な戦術である。この戦術利用の目的はメディアが専門家や読者の意見を代弁して党を批判する政治的リスクの軽減を図ることである。またメディアは「調和のとれた社会」的価値の提示を、党を批判するもう1つの戦術として活用している。メディアにとっては、党のスローガンである「調和のとれた社会」的価値の提示が、党を批判する政治的正当性を獲得しようとする策略である。

一方、中国メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実施に限界がある。その限界は、メディアが地元で発生した突発的事件に対して「世論監督」機能を実施することが比較的困難となることである。それは、『人民日報』をはじめとする中国のすべてのメディア機関が各級の党委員会によってコントロールされているとのマス・コミュニケーション政治体制によるものである。たとえば、『人民日報』は共産党中央の機関紙として党中央委員会の管轄下に置かれている。地方の広東省党委の機関紙・『南方日報』及びその系列紙である『南方週末』、『南方都市報』、『21世紀経済報道』すべては省の党委員会にコントロールされている。こうした政治体制により、中国メディアは地元の党政幹部の不正及び不祥事を批判することを避け、他地域の不正を批判するいわゆる「地域を跨る監視」（中国語原文：「異地監督」）を1990年代後半以降盛んに行ってきた。

『南方都市報』の炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実践を事例に、同紙の限界は広東省内の炭鉱事故に対する「世論監督」機能の実施が比較的弱まる一方、政治宣伝機能が比較的強まる傾向があることである。下記の表5-20は『南方都市報』の広東省内の炭鉱事故記事（有効標本数：N=149）の分類状況を示している。結果によれば、広東省内の炭鉱事故の「世論監督」記事率は48.3%で、前述の表5-5の全体の「世論監督」記事率（58%）

に比して低い一方、全体の「政治宣伝」記事率（14.4%）に比して広東省内の場合の「政治宣伝」記事率（30.2%）のほうが高い。以上のことにより、『南方都市報』は広東省内の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践において、政治宣伝機能をより重要視していることが明らかになった。これは同紙にとって地元の不祥事を暴露・批判する政治的リスクの軽減を目的としていると考えられる。

表 5-20 『南方都市報』の広東省内の炭鉱事故記事の分類

| 広東省内の炭鉱事故記事の分類 | N | % |
|----------------|-----|------|
| 「世論監督」記事 | 72 | 48.3 |
| 「政治宣伝」記事 | 45 | 30.2 |
| 一般記事 | 32 | 21.5 |
| 合計 | 149 | 100 |

（出所）広東省内の炭鉱事故記事に対するコーディング作業に基づき、筆者作成。

以上のように、本章では『南方都市報』の炭鉱事故報道を事例に、中国メディアの突発的事件に対する「世論監督」機能の実践は党の方針に抵抗し、また党に交渉している実態を明らかにした。今後、こうした中国メディアの現場実践は党に抵抗、交渉している視点から、中国メディアの変化を引き続き捉えていく必要があるだろう。

第6章 中国メディア研究への視座提言

第1節 本論文の結論

本論文では、1978年から始まった中国メディアの経済改革期において、党のイデオロギー宣伝から高い自立性を持っているメディアの「世論監督」機能の実践に着目し、同機能をめぐる共産党の認識とメディア実践の間に生じる権力関係及び権力メカニズムの実態を明らかにした。具体的には党のメディアの「世論監督」機能に対する認識、メディアの実践における「世論監督」機能の歴史の変遷及びジャーナリストの同機能への認識、同機能をめぐる党の認識とメディア実践の間に生じる「抵抗—交渉」の権力構図について重層的に考察を行った。

本論文では、メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係及び権力メカニズムを解明するために、主にメディア言説の中の権力関係に注目した。有名な言説分析の研究者であるノーマン・フェアクロウの「言説」と「権力」論を援用しながら、本論文は党のイデオロギー宣伝機能を担うメディア言説を支配的言説として、また「世論監督」機能を担うメディア言説を対抗的言説として捉えている。さらに本論文では筆者自身が提示した「共産党の認識層—メディア実践層—衝突層」3層構造の分析枠組を用い、各層におけるメディアの党のイデオロギー宣伝機能と「世論監督」機能の相互関係のそれぞれのパターンを明らかにした。前章までの分析結果に基づき、以下の結論に達した。

第1項 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係

本論文では中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力関係が「統制—抵抗—交渉」という重層的なものであるという結論を導いた。具体的には、党のメディアの「世論監督」機能に対する認識、メディアの実践における同機能の歴史の変遷及びジャーナリストの同機能への認識、同機能をめぐる党の認識とメディア実践の間に生じる権力闘争の3点からまとめる。

第1に、党のメディアの「世論監督」機能に対する統制姿勢は維持されているものの、柔軟性を持っていることが分かった。改革開放以降、党はメディアの市場経済改革を認めたと同時に、メディア機能に対する認識の変化も示した。第2章で確認したように、党指導部は1985年に、メディアの「人民の喉と舌」論の提示により、メディアが単なる党のイ

デオロギー宣伝道具であるという従来の認識を突破し、メディアの民意代弁機能を容認するようになった。こうしたメディアが民意代弁ルートであるという認識のもと、党はメディアの「世論監督」機能を積極的に導入してきた。例えば、2004年、党中央がメディアの「世論監督」機能を党内監視制度の1つとして党の綱領に盛り込んだことは、同機能の政治的正当性がより一層向上させた。党がメディアの「世論監督」機能を導入したことは、要する党は、メディアが民衆の党及び社会の不正に対する批判意見を代弁することを許容していることを意味している。特に1992年以降、市場経済改革のより一層の加速に伴う地方政府の利益独走及び地方幹部の腐敗、汚職現象の氾濫に対して、党中央は自身の統治能力向上のために、地方政府と地方幹部を監視対象とするメディアの「世論監督」機能の実施を大いに促進した。

しかし一方、党はメディアの「世論監督」機能を無条件に容認しているわけではない。党の容認範囲には限界がある。1つ目の限界は、天安門事件後、党はメディアの「世論監督」機能がもたらした社会的効果が党の支配地位の正統性にマイナス性を持つことを懸念したため、同機能に対して「プラス宣伝を主とする方針を堅持する」という原則を提起したところにある。これにより、党は、メディアが民衆による党への批判の代弁より党のイデオロギー宣伝を優先しなければならないという条件付きで同機能を許容している。2つ目の限界は、党はメディアの「世論監督」機能が民衆の党との対立をもたらすことを警戒したため、同機能に対して「正しい世論方向誘導を堅持する」というもう1つの規制方針を提起したところにある。これにより、党が示したもう1つの許容条件は、メディアによる民衆の党への批判の代弁が民衆の党との対立をもたらさないことである。3つ目の限界は、党がメディアの「世論監督」機能の実質について、メディアによる監視ではなく民衆による監視であると強調し、メディアの党のイデオロギー宣伝機関としての属性を依然として堅持しているところにある。4つ目の限界は、党は地方政府と地方幹部を監視対象とするメディアの「世論監督」機能の実施を容認している一方、党中央を批判する同機能の実施を決して許容していないところにある。

第2に、党のメディアの「世論監督」機能への認識と大きな差異を示したのは、メディアの「世論監督」機能の実践である。メディア実践としての「世論監督」機能は、党が同機能に対して強調したメディアの政治宣伝機能の打破、衰退、脱却と連動して発展し、党のイデオロギー宣伝から自立していることが分かった。これは、第3章でメディアの実践における「世論監督」機能の歴史的変遷及びジャーナリストの同機能への認識と日常実践

について考察した結果により反映されている。

まず、メディアの「世論監督」機能を担う実施主体が、メディアの過去の単なる党のイデオロギー宣伝機能を打破した党機関紙の「世論監督」版から、急速なメディア市場競争の中で登場し一般市民や地域住民向けの政治宣伝機能が薄い「都市報」を経て、さらに党のイデオロギー宣伝本位価値から脱却し、一般民衆の生き様や生活状態の反映を第1要義とし民衆本位価値志向を持つ「民生ニュース」へと変化した。

また、メディアの「世論監督」機能の実施内容の変容も起きた。党機関紙の「世論監督」版の実施内容は党内幹部の官僚主義、特権現象を中心とするものであったため、上から下への監視という強い政治価値志向を持っている。「都市報」は社会転換期の中の経済領域、社会領域における様々な不正や社会問題に監視の重点を置いたため、強い社会価値志向を持っている。「民生ニュース」は社会資源分配の不平等、教育の不公正、医療費の高額問題、食品安全問題、社会保障の不備などの公共利益に結び付く各問題を中心に「世論監督」機能を実施しているため、強い公共価値を持っている。

さらに、メディアの「世論監督」機能の実施手段においても変化が見られる。党機関紙の「世論監督」版が担う「世論監督」機能の実践において、従来の党の報道「禁区」を打破した自主的動きが見られた。「都市報」は、真相の暴露と独立性のある取材を求める調査報道を「世論監督」機能の実施手段として盛んに行った。「民生ニュース」は、一般民衆の直接的参加、討論のチャンネルの設置及び交流性と対話重視の公共言説空間の提供という実施手段を利用している。

最後に、ジャーナリストの報道意識においてはメディアの「世論監督」機能が党のイデオロギー宣伝より大いに重要視されていることも確認された。またメディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、社会的責任の意識を最も高く示していることが分かった。他方、ジャーナリストの日常実践においては、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、フォーマルな情報源ルートよりインフォーマルなルートの利用を大いに重視しているとともに、個人の自主取材手段も最も重要視していることが分かる。続いて、メディアの「世論監督」機能をとて重視するジャーナリストは、客観的、中立的な報道立場に立ち各身分の持つ人や機構の意見を代弁する意識を最も強く示すとともに、突発的事件にある人為的不正への批判意識を最も強く示していることが分かった。さらに、ジャーナリストは「世論監督」機能の実践において党の「禁令」に挑戦する戦術を活用していることも分かった。それは①党委宣伝部の禁令に先行する、②禁令の

隙間を狙う、③ペンネームを変える手段という3つの戦術である。

第3に、党のイデオロギー宣伝から自立しているメディアの「世論監督」機能の実践は、党の統制に抵抗していることが確認された。第4章で『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実践を事例に、「世論監督」機能を担う記事数と「政治宣伝」機能を担う記事数を比較した結果、同紙の「世論監督」機能の実践は党の「プラス宣伝を主とする方針」に抵抗していることが分かった。その抵抗は、同紙が党のイデオロギー宣伝より、党の不正を批判する「世論監督」機能の実施を重視していることである。また、同紙の「世論監督」機能の実践は、党政幹部を主要な実施対象とし、幹部の不正への批判・暴露を主要な実施内容としていることも分かった。さらに党に対する同紙の「世論監督」機能実施の方法を見ると、まず、党を批判する際、一般民衆による摘発・告訴やメディアによる調査などといった非党政機関による実施の利用が最も重視されていることが分かった。また、一般民衆や学者・専門家などといった非党政幹部による批判意見の代弁が最も重視されている。さらに、党を批判する場合、メディアの独自取材に基づく自社記事の掲載及び党による原因の指摘が最も重要視されていることも明らかとなった。

また第5章で『南方都市报』の炭鉱事故報道を事例に、同紙の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践を考察した結果、「世論監督」機能を担う記事数と「政治宣伝」機能を担う記事数の比較から、同紙の「世論監督」機能の実践は党の突発的事件報道方針に抵抗していることが明らかとなった。具体的な抵抗は、以下の点に現れている。まず同紙が突発的事件に対する「世論監督」機能の実施を政治宣伝機能より大いに重視していることである。次に同紙は、突発的事件の中の党政幹部による不正への批判を党への宣伝より重要視していることも分かった。さらに同紙は記事位置、記事サイズ及び記事体裁によって「世論監督」機能の掲載を「政治宣伝」記事より重視していることが明らかになった。

他方、メディアの「世論監督」機能の実践は党への抵抗を正当化するために、様々な戦術を活用し、党に対して交渉を行っていることも明らかになった。第4章で確認したように、『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実践において、同紙は党政幹部の不正を批判する場合、党政策の改善などの党に関する改善意見の提示という戦術を活用している。この戦術は、党を批判する政治的リスクの軽減を目的としている。また同紙は、党政幹部の不正を批判する場合、党発行資料の引用をもう1つの戦術として利用している。この戦術の利用は、党を批判する政治的正当性を獲得するためである。

また第5章で、『南方都市报』の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践において、

同紙は事件における党政幹部の不正を批判する際、「専門家・読者の評論」記事の掲載という戦術を活用していることが分かった。この戦術利用の目的は、同紙は専門家や読者の意見を代弁して党を批判する政治的リスクの軽減を図っている点である。また同紙は党政幹部の不正を批判する際、党のスローガンである「調和のとれた社会」的価値の提示というもう 1つの戦術を活用している。この戦術利用は党を批判する政治的正当性を獲得しようとするためである。

第 2 項 中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力メカニズム

中国メディアの「世論監督」機能をめぐる権力メカニズムは、メディアの党のイデオロギー宣伝機能と「世論監督」機能 2 者の相互関係にあることが解明された。具体的に、2 者の相互関係は本論文が提示した「共産党の認識層—メディア実践層—衝突層」3 層構造の分析枠組においてそれぞれのパターンを呈している。

まず、共産党の認識層においては、メディアの党のイデオロギー宣伝機能と「世論監督」機能の相互関係が「支配—従属」的パターンであることが分かった。第 2 章で確認したように、党のメディアの「世論監督」機能に対する許容範囲の限界は、メディアが「世論監督」機能より党のイデオロギー宣伝機能を優先するところにある。要するに党は、メディアの党のイデオロギー宣伝機能の絶対的正統性を堅持するという条件の下で、「世論監督」機能の政治的正当性を認めているわけである。

一方、メディア実践層においては、メディアの「世論監督」機能が党のイデオロギー宣伝機能の正統性から自立している。例えば、2003年よりメディアの「世論監督」機能の新しい実施主体として登場した「民生ニュース」において、党のイデオロギー宣伝機能の脱却が見られている。理由としては、「民生ニュース」は民衆を本位とする視角を持ち、民衆の関心事や生活、利益に密接に結び付く出来事を報道テーマとし、一般民衆がニュースの主演となり、彼らの生活や生存状況、訴えをありのまま記録し、反映することを報道スタイルとすることが挙げられる。「民生ニュース」は、民衆の日常生活や利益に結び付く社会問題に注目し、不動産、医療、交通、食品、教育、通信、金融保険、公共政策などの領域の各問題を中心に「世論監督」機能を実施している。また実施手段から見れば、「民生ニュース」の「世論監督」機能の実践は一般民衆の表出権利、監視権利を実現させるチャンネルを提供している。

さらに衝突層においては、メディアの「世論監督」機能が党のイデオロギー宣伝機能の

正統性に抵抗し、また党のイデオロギー宣伝を利用し党に対して交渉を行っている。本論文では、『南方週末』の党に対する「世論監督」機能の実践及び『南方都市報』の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践を考察した結果、2紙が同機能の実施を、党のイデオロギー宣伝機能より大いに重要視していることが確認された。この結果より、中国メディアの「世論監督」機能の実践は党のイデオロギー宣伝機能の正統性に抵抗していることが分かった。また、メディアの「世論監督」機能は、党のイデオロギー宣伝機能の正統性への抵抗を正当化するために、党のイデオロギー宣伝を利用し党に対して交渉を行わなければならない。例えば、『南方都市報』の突発的事件に対する「世論監督」機能の実践においては、同紙は「世論監督」機能を担う記事の中で、党のスローガンである「調和のとれた社会」的価値を大いに提示していることがわかった。こうした党のイデオロギーと一致する同紙の「世論監督」機能の実践を、党は認めざるを得なくなった。その結果、2004年から2010年にかけての間、『南方都市報』の突発的事件に対する「世論監督」の実施が強まっていると同様、事件の中の党政幹部を実施対象とする同機能も強まる傾向にあることが確認された。

第2節 中国メディア研究への視座提言

本論文の学問的貢献は、中国メディアの「世論監督」機能を取り上げ、党のメディアへの認識とメディア実践の間に生じる権力関係に注目する分析視座を、中国メディア研究に提言することである。以下の2点から提言を行いたい。

第1に、これまでの中国メディア研究の分析枠組は、「ソビエト共産主義理論」、「自由主義理論」、「コミュニケーション政治経済学的分析枠組」、「国家・市場・社会とメディアの相互関係的アプローチ」を依拠し、政治的、市場的及び社会的要因がメディアの実践に作用する、またメディアの実践が国家・市場・社会に下から働きかけるとの2つの分析枠組を提示しているが、「中国メディアの実践が依然として党の統制に置かれている」という単純化した理解にとどまっている。そこで、本論文は党の統制から自立性を高めつつある中国メディアの実践に注目しその実態を把握するために、党のメディアへの認識とメディア実践の間に権力関係が生じるという分析アプローチを提示したのである。

第2に、本論文はメディア言説の中の権力関係を1つの方法論として試みた。本論文ではノーマン・フェアクロウの「言説」と「権力」論を援用し、党のイデオロギー宣伝機能

を担うメディア言説を支配的言説として、また「世論監督」機能を担うメディア言説を対抗的言説として捉えている。こうした支配的言説と対抗的言説の間に生じる権力闘争を1つの方法論として、中国メディア研究に提言したい。

他方、本論文はいくつかの限界点と課題を残している。

第1に、本論文はメディア実践の動きに注目するあまり、党のメディア実践への対応に対する分析は十分ではなかった。例えば、本論文は提示した「共産党の認識層－メディア実践層－衝突層」3層構造の分析枠組において、特に「衝突層」に対する分析の中で、主にメディア実践の動きに注目する一方、党のメディア実践への対応を比較的静態的に捉えてしまった。今後、このような点を踏まえながら、党のメディア実践への対応をより一層綿密に分析していきたい。

第2に、本論文を中国メディア研究の中で位置づけようとしたため、中国政治システム、政治体制とメディアの関係、あるいはメディアの中国政治システムの中での位置づけに対する分析は行われなかった。中国の一元支配の権威主義政治体制におけるメディアの位置づけ、あるいは比較政治学的観点から政治システム、政治体制とメディアの関係に関する研究を今後の課題としたい。

【付録資料一覧】

- 付録資料 1 『南方週末』の1997年から2010年までの第1面トップ記事サンプル
- 付録資料 2 『南方都市報』の2004年から2010年までの炭鉱事故記事サンプル
- 付録資料 3 メディアの「世論監督」機能に関する党と中央政府の言及年表
- 付録資料 4 『南方週末』に関する年表
- 付録資料 5 『南方日報』グループのジャーナリストへのアンケート調査票（第1回）
- 付録資料 6 『南方日報』グループのジャーナリストへのアンケート調査票（第2回）
- 付録資料 7 『南方日報』グループのジャーナリストへのインタビュー一覧

【付録資料 1】『南方週末』の 1997 年から 2010 年までの第 1 面トップ記事サンプル

| 記事の日付 | 記事のタイトル |
|------------|--|
| 1997.01.03 | 手捧奥运金牌，李东华最大的遗憾是，它不属于中国——爱江山也爱美人的奥运冠军 |
| 1997.01.10 | 《邓小平》的故事——大型文献纪录片《邓小平》摄制花絮 |
| 1997.01.17 | 美国女记者猫儿山历险记 |
| 1997.01.24 | 一位厦门市民在国际互联网上挑战肯德基快餐连锁店 |
| 1997.01.31 | 泥腿子上海滩诈骗大案 |
| 1997.02.07 | 弱女子状告香格里拉 |
| 1997.02.14 | 本报去年 8 月披露海南省红十字会卖假药后，反响强烈。而“自航灵丹”的发明人潘自航却站出来否认卖假药。记者不免生疑——到底谁在卖假药 |
| 1997.02.21 | 伟人长逝 音容永存 |
| 1997.02.28 | 送您一朵白色栀子花——追忆 1969 至 1973 年邓小平在江西的日子 |
| 1997.03.07 | 3.6 亿元，又一个集资骗局 |
| 1997.03.14 | 1997，个人打假群英会 |
| 1997.03.21 | 直击卖血市场 |
| 1997.03.28 | 一个保姆和她编制的谎言 |
| 1997.04.04 | 《一个小保姆和她编制的谎言》续篇 |
| 1997.04.11 | “天再旦”，远古时代的神奇天象，在几千年后被再次捕捉 |
| 1997.04.18 | 无能为力的单位，心有余而力不足的亲戚、朋友、同学，爱莫能助的慈善机构，能力有限的新闻界，除了这些——谁来拯救我们的母亲 |
| 1997.04.25 | 先遣部队进入香港 |
| 1997.05.02 | 河南信阳两律师被检察官刑事拘留——律师身陷囹圄祸起无罪辩护 |
| 1997.05.09 | 一起本不该受理的简简单单的民事案，足足办了 5 年，最终还办成错案，以致受害者自尽于法院。在省人大的多次监督下，冤案终于昭雪 |
| 1997.05.16 | 深圳空难：飞机断成三截 |
| 1997.05.23 | 好人好官张宗洪 |
| 1997.05.30 | 十二条人命与死船复活之谜 |
| 1997.06.06 | 不信东风唤不回 郑州四干警蒙冤平反记 |
| 1997.06.13 | 吃了百姓的奶，做孝子是应该的 |
| 1997.06.20 | 留洋精英搏杀香港 |
| 1997.06.27 | 香港回归前夕，金庸接受本报独家采访 |
| 1997.07.04 | 一个时代的终结与另一个时代的开始 改变香港的 24 小时 |
| 1997.07.11 | 当地球人爱上火星 |

| | |
|------------|---|
| 1997.07.18 | “文明村”竟威逼恐吓，抄家打砸，以致公安干警也被殴打致伤 |
| 1997.07.25 | 辽宁朝阳市双塔区法院将本市市长推上被告席，判处 8 年有期徒刑。最高人民法院纠正错案，终审判决：朝阳市市长无罪 |
| 1997.08.01 | 暴风骤雨之后 “改革能人”张传之免职风波 |
| 1997.08.08 | 文革后第一届研究生秦远富 15 年“失业”告状记 |
| 1997.08.15 | 日军细菌战中国受害者 108 人状告日本政府 |
| 1997.08.22 | 定时炸药与客车同行 |
| 1997.08.29 | 黄金局长私宅制售假金 买方竟是中国人民银行 |
| 1997.09.05 | 四年前，葵涌大火烧掉了她们的青春、梦想，以及 87 位同伴；现在，捐赠和赔款能否弥补往日的伤痛？ |
| 1997.09.12 | 股份制三年等于三十年 |
| 1997.09.19 | 一朵蓓蕾初绽的生命之花，面对无法逃避的凋零，能否再一次绽放美丽？ 少女笑对死神 |
| 1997.09.26 | 科学殿堂里的杀人事件 |
| 1997.10.03 | 秘访滇西艾滋病村 |
| 1997.10.10 | 牟其中：首富还是首骗？ |
| 1997.10.17 | 六名中国劳工以暴抗暴 杀死十一人惹弥天大祸 |
| 1997.10.24 | 执法者随便抓人，任意罚款；受害者拒绝撤诉，欲讨公道——农民发誓告倒公安局 |
| 1997.10.31 | “全国劳模”走上断头台 |
| 1997.11.07 | 靠陈希同发迹的蛀虫 |
| 1997.11.14 | 三秦反贪第一案 |
| 1997.11.21 | “97 中国刑事第一大案” |
| 1997.11.28 | 这里的“黄金”产量号称超过美国国库储量 “地下黄金基地”揭秘 |
| 1997.12.05 | 杨锦生认为：只有谋取正职，才能为所欲为 |
| 1997.12.12 | 中州惊天大血案开审 |
| 1997.12.19 | 我在美国海关受辱记 |
| 1997.12.26 | 在这省涉嫌诈骗，在那省位居高官 几亿损失该谁负责 |
| 1998.01.02 | 从喊冤者到人民县长 |
| 1998.01.09 | 昆明在呼喊：铲除恶霸 |
| 1998.01.16 | 一个培养骗子的天堂 |
| 1998.01.23 | 胡万林是神不是人？ |
| 1998.01.30 | 反偷猎，保护长江第一人 |
| 1998.02.06 | 朔州毒酒惨案直击 |
| 1998.02.13 | 四川筠连黑枪事件 |

| | |
|------------|---|
| 1998.02.20 | 细菌战诉讼案庭审实录 |
| 1998.02.27 | 武汉“2.14”爆炸案告破 |
| 1998.03.06 | 胡万林司马南决斗终南山 |
| 1998.03.13 | 西安大爆炸连烧两日 七消防队员以身殉职 |
| 1998.03.20 | 养鳗大王抛出金钱美女 银行干部拱手相送 12 亿——全国六大金融案之一 江苏如东“1.12”大案告破 |
| 1998.03.27 | 工人投票罢免渎职厂长 齐齐哈尔连发三起血案 |
| 1998.04.03 | 这厂那厂,全是假烟加工厂; 追假打假, 千辛万苦求灭假 |
| 1998.04.10 | 潮阳黑帮头子装疯卖傻 广东高院依法除暴安良 |
| 1998.04.17 | 县长女儿随农家子私奔 招来横祸公公被拘身亡 |
| 1998.04.24 | 三贪官卖官爵终落法网 一市长拘留所内忏悔万言 |
| 1998.05.01 | 扣押六人质要求退货赔款 梦碎坪塘传销客魂魄归乡 |
| 1998.05.08 | 清华实验戳穿伪劣膨化剂 王洪成由告状者变阶下囚 |
| 1998.05.15 | 无辜青年屈打成招被判死刑 云南特大冤案究竟如何收场 |
| 1998.05.22 | 惩治腐败裁减官员实施新政 董阳变法遭遇强敌惨败河口 |
| 1998.05.29 | 马俊仁迎战赵瑜 赵瑜答辩实录 |
| 1998.06.05 | 《中国烟王褚时健》惹风波 玉溪红塔集团索赔 1000 万 |
| 1998.06.12 | 岳阳 6.8 亿集资案宣判 市委领导表示一查到底 |
| 1998.06.19 | 调查组与群众究竟谁在说谎 一份难以服人的“调查报告” |
| 1998.06.26 | 衡州监狱囚犯竟能吸毒 四名干警贩毒终被逮捕 |
| 1998.07.03 | 偷漏税一亿成难言之隐 恩威不服如何一洗了之 |
| 1998.07.10 | 一个农民, 向一群官僚分子宣战: 十年血泪诉讼屡败屡战, 依法讨回公道了犹未了 |
| 1998.07.17 | 老师课堂强暴十三名幼女 家长糊涂学校竟置若罔闻 |
| 1998.07.24 | “江西中旅”如何巧妙包装 奇人方子尚怎样屡屡得手 |
| 1998.07.31 | 挪用巨额收购金兼受贿卖官 霍邱“粮鼠”猖獗惊动国务院 |
| 1998.08.07 | 中纪委调查组两下上坡村 求法治选村委三番仍未果 |
| 1998.08.14 | 洪山头抗击洪峰之夜 |
| 1998.08.21 | 8 月 16 日, 荆州: 等待分洪的一夜 |
| 1998.08.28 | 简阳“4.22”血案听审纪实 |
| 1998.09.04 | 三年诈骗五个亿出逃美国 侦察历时一年半越洋擒贼 |
| 1998.09.11 | 来自民政部的消息: 28.78 亿元捐款, 从哪儿来 |
| 1998.09.18 | 耗费亿元制造抗旱神话 样板工程原来漏洞百出 |
| 1998.09.25 | 老太太告房地产管理局 私人产权应该怎样保护 |
| 1998.10.02 | 为了穷孩子受教育的权利 杨家七代兴教一百五十年 |

| | |
|------------|--|
| 1998.10.09 | 跟灾民回家过中秋 |
| 1998.10.16 | 粮食系统 6 年亏空 2140 亿 总理点将 5 万审计员上阵 |
| 1998.10.23 | 五父子称霸固镇小张庄 四村民查账惹杀身之祸 |
| 1998.10.30 | 杀人明信片百年后浮出 国家档案局将列册珍藏 |
| 1998.11.06 | 乱采黄金矿惹来矽肺病 死神要来到病人去索赔 |
| 1998.11.13 | 一个残疾弃婴的四十小时 |
| 1998.11.20 | 少年天宝的火车流浪生涯 |
| 1998.11.27 | 书记专员突击签字调人 机构膨胀积重吃饭财政 |
| 1998.12.04 | 独行侠五年驰骋十万里 解救六十名被拐受害人 |
| 1998.12.11 | 耗资 3.8 亿元 通车 18 天断毁：“坑人路”内幕何时揭开？ |
| 1998.12.18 | 1978 年中央工作会议期间，邓小平写了一个共三页纸，五百多字的讲话提纲。在讲到如何看待历史问题时，邓小平说：“向后看是为了向前看” |
| 1998.12.25 | 钱钟书先生最后的日子 |
| 1999.01.01 | 再见，一九九八 |
| 1999.01.08 | 精简机构 106 名研究员分流 中科院体制改革进入阵痛期 |
| 1999.01.15 | 綦江垮桥的背后 |
| 1999.01.22 | “傍大款”毁掉省级高干徐炳松 |
| 1999.01.29 | 牟其中其人其骗 |
| 1999.02.05 | 惊魂 13 小时刀下重生 连体婴儿 10 年艰难成长 |
| 1999.02.12 | 回家吧，回家吧 带着温暖带着爱 |
| 1999.02.19 | 问候你们，祝福你们 早春寒风中奋斗的人们：18 个下岗者的故事 |
| 1999.02.26 | 玩重权欲壑难填执法犯法 南昌原公安局长银铛入狱 |
| 1999.03.05 | 朱镕基流泪后的宁边村 |
| 1999.03.12 | 王岐山纵论广信粤企事件 |
| 1999.03.19 | 金矿爆炸三十一人殒命 惨案现场曝出惊人内幕 |
| 1999.03.26 | 挪用移民巨资建宾馆 湖南人大愤怒提质询 |
| 1999.04.02 | 北海交警状告《南方周末》 |
| 1999.04.09 | 南联盟战火烧到何时 |
| 1999.04.16 | 村务腐败公粮抵交吃喝账 罢免村官五名村民成被告 |
| 1999.04.23 | 雁荡山下洋垃圾炼金 反污染百姓护卫家园 |
| 1999.04.30 | 中国依法罢免村官第一案 |
| 1999.05.07 | 微山湖畔支书父子逞凶 法网显威公安重拳除霸 |
| 1999.05.14 | 没有高度的纪念碑 |
| 1999.05.21 | 一艘航空母舰和它见证的历史 明斯克号不再出击 |
| 1999.05.28 | 国际联手擒“海盗” “鬼船”现形张家港 |

| | |
|------------|-------------------------------|
| 1999.06.04 | 核弹爆炸五留学生幸存 广岛见证人由明哲辞世 |
| 1999.06.11 | 下猛药东川精简“大政府” 市改区触动数千“乌纱帽” |
| 1999.06.18 | 帕米尔高原上的医生 |
| 1999.06.25 | 抢市场国际劳务中介满天飞 背巨债数十福建劳工被遣回 |
| 1999.07.02 | 一个弥天大谎的诞生 |
| 1999.07.09 | 莆田游医全国治性病 记者暗访揭暴富内幕 |
| 1999.07.16 | 两书生闯商界十年苦磨剑 段永平杨元庆成千禧英雄 |
| 1999.07.23 | 市长谋杀案牵出一巨 阳春“祖师爷”将受审 |
| 1999.07.30 | 建立常识与理性的此岸世界 |
| 1999.08.06 | 下半年你的存款会怎么样 |
| 1999.08.13 | 船主弃船海员困海 103 天 海事法院历尽波折救同胞 |
| 1999.08.20 | 造假炮制全国十杰农民 真相显露竟被一再掩饰 |
| 1999.08.27 | 老百姓利益屡屡被侵害 熊国剑不顾安危鸣不平 |
| 1999.09.03 | 地下钱庄黑帮作恶多端 大案惊天法网尽收凶顽 |
| 1999.09.10 | 关注中美峰会 |
| 1999.09.17 | 为了 28 个孤残人的命运 韩松奋起打假历尽坎坷 |
| 1999.09.24 | 欲独霸世界先逐鹿中国《财富》论坛论未来财运 |
| 1999.10.01 | 从臣民社会到公民社会——庆祝中华人民共和国成立 50 周年 |
| 1999.10.08 | 腐败丛生国企被蛀一空 厉行变革老总惨遭毒手 |
| 1999.10.15 | 被拐女为什么不回家 |
| 1999.10.22 | 私家列车开上国有铁路 百姓投资能否安全运营 |
| 1999.10.29 | 浮夸风幽灵重现鄂西北 贫困县肆无忌惮放卫星 |
| 1999.11.05 | 十年股市演绎暴富神话 上海超级大户今日是谁 |
| 1999.11.12 | 死神陪伴的旅行 |
| 1999.11.19 | 开放，我们义无反顾 |
| 1999.11.26 | 周立太代民工泣血上诉 近百起公伤案陆续开庭 |
| 1999.12.03 | “请让我远离艾滋病” |
| 1999.12.10 | “奔驰”为何驶入北大 |
| 1999.12.17 | 澳门回家 |
| 1999.12.24 | “三盲院长”案震惊中南海 法庭将重审决不拖过年 |
| 1999.12.31 | 2000 年特刊 |
| 2000.01.07 | 克拉玛依欲火重生的面孔 |
| 2000.01.14 | “王海事件”五大悬念 |
| 2000.01.21 | 日本倭子手阴魂不散 |
| 2000.01.28 | “点子大王”何阳宁夏喊冤 银川警方认定涉嫌诈骗 |

| | |
|------------|---|
| 2000.02.04 | 过年了，开心就好 |
| 2000.02.11 | 地震篷里的除夕 |
| 2000.02.18 | 荒唐案一波三折曝真相 杨剑昌穷追不舍擒“大亨” |
| 2000.02.25 | 四川金堂—广东东莞 江西奉新一上海金山 河南固始—北京丰台 三份民工行程全记录 向东，向北，向南 |
| 2000.03.03 | “依特佳”哄抢事件调查 |
| 2000.03.10 | 人民代表的天职 |
| 2000.03.17 | “3.11”爆炸烟花之乡蒙难 死伤惨重谁为悲剧负责 |
| 2000.03.24 | 信用社主任侵占 2.3 亿 定罪量刑引起争议 |
| 2000.03.31 | 沪穗宁社区改革起波澜 |
| 2000.04.07 | 色情行业缘何泛滥成灾 焦作惨剧揭开腐败内幕 |
| 2000.04.14 | 朝韩元首突然跨近一步 统一问题仍然扑朔迷离 |
| 2000.04.21 | 荒唐大案 |
| 2000.04.28 | 你勾结许运鸿干了什么 |
| 2000.05.05 | 深圳妇儿感染案 艰难诉讼终开庭 |
| 2000.05.12 | 山西“割舌”事件真相调查 |
| 2000.05.19 | 民营医院欲破垄断局面 上海首家遭遇转制难题 |
| 2000.05.26 | 我们的粮食我们的未来 2000 北方大旱 |
| 2000.06.02 | 玉珠峰五队员死亡报告 |
| 2000.06.09 | 广州火车站整乱肃恶记 |
| 2000.06.16 | 六居民接连中毒身亡 市政府为何掩盖真相 |
| 2000.06.23 | 定海古城不见了 |
| 2000.06.30 | 谁是多佛尔惨案死难者 |
| 2000.07.07 | 史玉柱隐姓埋名干什么 |
| 2000.07.14 | 高考作弊 黑幕惊人 |
| 2000.07.20 | 丽水怪案何时真相大白 |
| 2000.07.27 | 做新愚公还是做合同工 |
| 2000.08.03 | 谁来保卫可可西里 |
| 2000.08.10 | 三次死刑三次刀下留人 |
| 2000.08.17 | 六百万普查员挨户登记 黑孩子暂住户不受歧视 |
| 2000.08.24 | 乡党委书记含泪上书 国务院领导动情批复 |
| 2000.08.31 | 受教育是一种权利 两份沉重的录取通知书 |
| 2000.09.07 | 来自女子监狱的故事 |
| 2000.09.14 | 换一个角度看中国 我们看奥运 越来越轻松 |
| 2000.09.21 | 台湾学校在大陆 |

| | |
|------------|-------------------------|
| 2000.09.28 | “王海现象”终结？ |
| 2000.10.05 | 抢救，更多矿工等待抢救 |
| 2000.10.12 | 一本书的奇遇 |
| 2000.10.19 | 南方周末走西部 |
| 2000.10.26 | 打工者的“夫妻房” |
| 2000.11.02 | 吴敬琏：股市不能“太黑” |
| 2000.11.09 | 远华案：大走私必有大腐败 |
| 2000.11.16 | “我为什么要当官？” |
| 2000.11.23 | 大款为何傍大官 |
| 2000.11.30 | 正视艾滋病 |
| 2000.12.07 | 银行尴尬面对贫困生 |
| 2000.12.14 | 重大事故官员问责 |
| 2000.12.21 | “哑巴老师”改变的世界 |
| 2000.12.28 | 愿新年的阳光照亮你的梦想 |
| 2001.01.04 | 追问洛阳大火 |
| 2001.01.11 | 博士后之死 |
| 2001.01.18 | 回家，不为过年——四个记者和一个流浪儿的故事 |
| 2001.01.22 | 命运让她半生备受艰辛 网络为她张罗特殊婚礼 |
| 2001.02.01 | 有民主有尊严共谋发展 知识分子乡村实验 PRA |
| 2001.02.08 | 民权法院有个造假院长 |
| 2001.02.15 | 股市震荡到底原因何在 巨擎之争如此来龙去脉 |
| 2001.02.22 | 三位诺贝尔奖科学家指斥中国核酸营养品 |
| 2001.03.01 | 山西割舌案真相凸现 虐待上访者凶手是谁 |
| 2001.03.08 | 代表人民 |
| 2001.03.15 | 医疗过失爱妻命丧日本 孤身诉讼丈夫恋战冲绳 |
| 2001.03.22 | 我们震惊，我们哀悼，我们警惕 |
| 2001.03.29 | 警惕新的靳如超 |
| 2001.04.05 | 中美合作引发轩然大波 杭州会议激辩基因伦理 |
| 2001.04.12 | 中国允许美机人员离境 13亿人呼唤着一个名字 |
| 2001.04.19 | 张君案检讨 |
| 2001.04.26 | 体育彩票武汉惊爆丑闻 |
| 2001.05.03 | 寻找真相的两个女人 |
| 2001.05.10 | 拒礼金立新规涤荡积弊 县委书记改革重重遇阻 |
| 2001.05.17 | 四百法界精英负笈欧洲 中欧司法合作影响深远 |
| 2001.05.24 | 金庸 VS 文字暴力 |

| | |
|------------|---------------------|
| 2001.05.31 | 汕头：信用的丧失与重建 |
| 2001.06.07 | 我要我的学校不“流浪” |
| 2001.06.14 | “新土地革命” |
| 2001.06.21 | 百色：感受扶贫的力量 |
| 2001.06.28 | 南方的纪念 |
| 2001.07.05 | 日本挑起贸易战是否“合法”？ |
| 2001.07.12 | 悬念莫斯科 |
| 2001.07.19 | 温州“自费”改革的悲喜 |
| 2001.07.26 | 七个和一个 第八个是老师 |
| 2001.08.02 | 电波被“蚕食”的背后 |
| 2001.08.09 | 谁隐瞒南丹矿难 |
| 2001.08.16 | 苏共亡党十年忌 |
| 2001.08.23 | 茅于軾扶贫 |
| 2001.08.30 | 中国户籍制度悄悄改革 |
| 2001.09.06 | 沈阳出了个反腐老干部周伟 |
| 2001.09.13 | 美国遇袭之后的世界 |
| 2001.09.20 | 央视记者：与南京冠生园无仇 |
| 2001.09.27 | 黄冈中学“神话”背后 |
| 2001.10.04 | 许中国一个未来 |
| 2001.10.11 | 塔利班治下的秘密女校 |
| 2001.10.18 | 村民被逼选劣迹人 |
| 2001.10.25 | 种中国豆侵美国“权”？ |
| 2001.11.01 | 街头公审辍学孩子家长 |
| 2001.11.08 | 寻找洛河氰化钠灾难真凶 |
| 2001.11.15 | 阿富汗战火中的新闻战 |
| 2001.11.22 | “收复”杨八郎纪实 |
| 2001.11.29 | 千里追踪希望工程假信 |
| 2001.12.06 | 张学良口述身世录音 海峡两岸独家大披露 |
| 2001.12.13 | 跨国家调查“中国母亲”：胡曼丽 |
| 2001.12.20 | 中国当代社会阶层透视 |
| 2001.12.27 | 我们走在中国的大地上 |
| 2002.01.03 | 在他乡选举与被选举 |
| 2002.01.10 | 谁吹了黑哨？足坛有多黑 不允许体育腐败 |
| 2002.01.17 | 小干部五年孤身斗贪官 |
| 2002.01.24 | 天津“扎针”事件调查 |

| | |
|------------|-----------------------|
| 2002.01.31 | 还我工钱，我要回家 |
| 2002.02.07 | “告官律师”无奈漂泊 |
| 2002.02.14 | 探究汽车进入家庭的“路障” |
| 2002.02.21 | 布什带什么来中国？ |
| 2002.02.28 | 互联网分裂？ |
| 2002.03.07 | 改革勇涉深水区 施政四年，成就与阻力并现 |
| 2002.03.14 | 脑白金有什么用？ |
| 2002.03.21 | “五毒书记”和他的官场逻辑 |
| 2002.03.28 | 警惕：“六合彩”北上 |
| 2002.04.04 | 暗访“黑枪”制造基地 |
| 2002.04.11 | 4718万贷款人间蒸发 公务员集资填补空亏 |
| 2002.04.18 | 国航空难幸存者口述经历 |
| 2002.04.25 | 故宫大修方案之争 |
| 2002.05.02 | 武大学生坠楼事件 |
| 2002.05.09 | 连锁投毒全城惶恐 江西九江梦魇24天 |
| 2002.05.16 | 民航：空难之后的体制冲关 |
| 2002.05.23 | 祸起北京音乐厅 |
| 2002.05.30 | 豪赌金三角 |
| 2002.06.06 | “浙江东方”不败之谜 |
| 2002.06.13 | 不辞而别的烟草局长 |
| 2002.06.20 | 网吧生死劫 |
| 2002.06.27 | 赖昌星将被逐出加拿大？ |
| 2002.07.04 | 攀枝花磷难 |
| 2002.07.11 | 截断内地香港色情通道 |
| 2002.07.18 | 死刑在执行前四分钟停止 |
| 2002.07.25 | 揭穿洋“野鸡大学”MBA骗局 |
| 2002.08.01 | 当领导成为司机 |
| 2002.08.08 | 政府大楼“收归国有”？ |
| 2002.08.15 | 大话刘晓庆 |
| 2002.08.22 | 一个副省长的“政绩”观 |
| 2002.08.29 | “反腐狂人”的梦想与悲枪 |
| 2002.09.05 | 张家界调查 |
| 2002.09.12 | 三年撤了187名民选村官 |
| 2002.09.19 | “枪下留人”案再调查 |
| 2002.09.26 | 日本战争遗孤的爱恨情仇 |

| | |
|------------|-----------------------------|
| 2002.10.03 | 中国电影别藐视普通人的感情 |
| 2002.10.10 | “飞越者”猝死黄崖关 |
| 2002.10.17 | 吕日周真相 |
| 2002.10.24 | 李经纬陨落 |
| 2002.10.31 | 中国二十余省部级高官履新 |
| 2002.11.07 | 为中国开启“世纪之门” |
| 2002.11.16 | 他们眼中的胡锦涛 |
| 2002.11.21 | 我有艾滋病 但我要结婚 |
| 2002.11.28 | 蒋介石灵柩何时回迁 |
| 2002.12.05 | “大上海”核聚变 |
| 2002.12.12 | 张丕林制造大连空难 |
| 2002.12.19 | 深圳“行政三分”再造政府 |
| 2002.12.26 | 年末特刊：面孔2002 我们不说，他们说（年末寄语） |
| 2003.01.01 | “全面小康”与“公正社会” 在剧变的时代追寻最大的正义 |
| 2003.01.09 | 被遗忘30年的法律精英 |
| 2003.01.16 | 一个“布衣代表”的现实 |
| 2003.01.23 | 300亿美元的谎言 |
| 2003.01.29 | 东大校长卷入剽窃风波 |
| 2003.02.13 | 广州抗击不明病毒 |
| 2003.02.20 | 煤城和80万人的出路 |
| 2003.02.27 | 中国媒体：责任和方向 |
| 2003.03.06 | 朱镕基 |
| 2003.03.13 | 百年反思 |
| 2003.03.20 | 1883年：中国犹在梦中 |
| 2003.03.27 | 拨往巴格达的战争热线 |
| 2003.04.03 | 中国渔民：海盗向我们开炮 |
| 2003.04.10 | 学校解散了，我们去哪里？ |
| 2003.04.17 | 三个温州人“中东掘金梦” |
| 2003.04.24 | 我们靠什么战胜“非典”？ |
| 2003.05.01 | 中央党校教授的“非典”观察 |
| 2003.05.08 | 一边是天使 一边是伤痛 |
| 2003.05.15 | 流言，4天飞传14省 |
| 2003.05.22 | 潜361：最后的出航 |
| 2003.05.29 | 一个明星社区的利益博弈 |
| 2003.06.05 | 我们的三峡 我们的命运 |

| | |
|------------|---|
| 2003.06.12 | 中国推进军事变革 |
| 2003.06.19 | 变脸 |
| 2003.06.26 | 流乞救助办法决策历程 |
| 2003.07.03 | 就业2003 |
| 2003.07.10 | 北大激进变革 |
| 2003.07.17 | 大英博物馆调查 |
| 2003.07.24 | 奥运“淘金”潮起 |
| 2003.07.31 | 大坝，离都江堰1310米 |
| 2003.08.07 | 中国三大明星村调查 |
| 2003.08.14 | 司法酝酿重大变革 |
| 2003.08.21 | 中国启动最大报刊改革 |
| 2003.08.28 | 沈阳刘涌案改判调查 |
| 2003.09.04 | 拆迁十年悲喜剧 |
| 2003.09.11 | 陈建湛异国血案 |
| 2003.09.18 | 浙江“强县扩权”独家披露 |
| 2003.09.25 | 中国外逃贪官的绞索 |
| 2003.10.02 | 振兴东北战略特别报道 |
| 2003.10.09 | 谁在拆“华北第一道观”？ |
| 2003.10.16 | 神舟之神 长箭之美 |
| 2003.10.23 | 中国市场经济十年疾行 |
| 2003.10.30 | 襄樊官场 |
| 2003.11.06 | 亿万富翁孙大午的梦和痛 |
| 2003.11.13 | 衡阳大火背后的灰色链条 |
| 2003.11.20 | SARS爆发一周年回访：“我们活着，坚持着”——记录北京SARS康复者被改变的命运 |
| 2003.11.27 | 三门峡 半个世纪成败得失 |
| 2003.12.04 | 18恒河猴殉身sars疫苗实验 |
| 2003.12.11 | SARS科研者的困惑和苦恼 |
| 2003.12.18 | 两任省委书记批示 亿万富豪沉冤初雪 |
| 2003.12.25 | 中国乙肝调查 医学博士生之死 |
| 2004.01.01 | 这梦想，不休不止 |
| 2004.01.08 | “别夺走我的麦田” |
| 2004.01.15 | 一个“乙肝村”的现实和期盼 |
| 2004.01.22 | 春节 我们的文化胎记 |
| 2004.01.29 | 监利教育变法 |

| | |
|------------|----------------------------|
| 2004.02.05 | 最富争议的市委书记 |
| 2004.02.12 | 赖昌星90%会被遣送 |
| 2004.02.19 | 2004：“广东现象”劲风再起 |
| 2004.02.26 | 目击：省干部进驻“艾滋病村” |
| 2004.03.04 | 国家大剧院焦虑 |
| 2004.03.11 | 中国新发展路线图 |
| 2004.03.18 | 马加爵的终点站 |
| 2004.03.25 | 还原马加爵 |
| 2004.04.01 | 四川：铁腕治警 |
| 2004.04.08 | 新疆博物馆内幕调查：一个“基建馆长”的落马 |
| 2004.04.15 | 九科研人员亲身首试SARS疫苗 |
| 2004.04.22 | 北京地坛医院到底发生了什么 |
| 2004.04.29 | 两个男孩的神秘死亡 |
| 2004.05.06 | 剑是这样磨成的 |
| 2004.05.13 | 我该退耕 还是复耕？ |
| 2004.05.20 | 拆迁农民“脱富致贫” 四川14人大常委拍案而起 |
| 2004.05.27 | 10年再走淮河再次惊心 |
| 2004.06.03 | 玉门：艰难重生 |
| 2004.06.10 | 沈阳儿童村：一个复杂的“丑闻” |
| 2004.06.17 | 西周王陵：盗贼与护卫的猫鼠游戏 |
| 2004.06.24 | 西安高考惊爆造假丑闻 |
| 2004.07.01 | “审计风暴”再追问 |
| 2004.07.08 | 问责一年——“下课”官员今何在 |
| 2004.07.15 | “新圈地运动”后遗症——四川自贡市高新区征地事件调查 |
| 2004.07.22 | 谁动了辽西“恐龙”？ |
| 2004.07.29 | “冷血医院”内幕调查 |
| 2004.08.05 | 鸡西市反复造假欺瞒中央 温总理三次批示追查真相 |
| 2004.08.12 | 北京奥运“瘦身”调查 |
| 2004.08.19 | 一个人，和一个时代 |
| 2004.08.26 | “肺结核恐慌”下的乡村 |
| 2004.09.02 | “黑龙江第一涉黑案”调查 |
| 2004.09.09 | 谁动了国家医药储备资金 |
| 2004.09.16 | 重庆开县：“预料之外”的特大洪灾 |
| 2004.09.23 | 党的高层领导新老交替制度化前行 |
| 2004.09.29 | 虎跳峡紧急 |

| | |
|------------|---------------------------|
| 2004.10.07 | 吕邦列：村官艰难“执政”路 |
| 2004.10.14 | 湖北彻查监利腐败：两任落马书记的“滑铁卢” |
| 2004.10.21 | 争议“亚洲第一隧道” |
| 2004.10.28 | “小会计”何以玩转2亿元？ |
| 2004.11.04 | 美国大选 |
| 2004.11.11 | 最隐秘的医保黑洞 一种药房外的“膏药” |
| 2004.11.18 | 政坛瞩目“苏州现象” |
| 2004.11.25 | 悲情航班MU5210 |
| 2004.12.02 | “王代表”机场发飙记 |
| 2004.12.09 | 转基因稻米：13亿人主粮后的利益悬疑 |
| 2004.12.16 | 亚洲最大纸浆公司圈地始末 |
| 2004.12.23 | 警惕！境外赌场兵临北中国 |
| 2004.12.30 | 这是你的光荣之路 |
| 2005.01.06 | 海啸后的东方式拯救 |
| 2005.01.13 | 一个打工农民的死亡样本 |
| 2005.01.20 | 云南：艰难反击贩童黑帮 |
| 2005.01.27 | 四川原副省长李达昌落马背后 |
| 2005.02.02 | 这一飞 跨越56年 |
| 2005.02.10 | 在春天 播下一粒幸福 |
| 2005.02.17 | 有一个节日叫回家 |
| 2005.02.24 | 中国足球 朝代更替 |
| 2005.03.03 | “为民医生”痛揭潜规则 “政绩院长”大怒反调查 |
| 2005.03.10 | 380公里：一块煤的利益之旅 |
| 2005.03.17 | 董建华七年 1997—2005 |
| 2005.03.24 | 海口警方重拳出击：海南婚介诈骗集团调查 |
| 2005.03.31 | 圆明园埋下了什么？ |
| 2005.04.07 | 浙江军团“海外夺宝”记 |
| 2005.04.14 | 瞩目第十代“海归”官员 |
| 2005.04.21 | 上海：进退节点上的楼市 |
| 2005.04.28 | “党纪法庭”直击 |
| 2005.05.05 | “精英症” |
| 2005.05.12 | 上访者老安的“黄金周” |
| 2005.05.19 | 公安部督办2·20特大枪案 四年前骇人一幕石破天惊 |
| 2005.05.26 | 中俄边界“黑瞎子岛”直击：即将回家的领土 |
| 2005.06.02 | 罗田县委无常委 |

| | |
|------------|-----------------------------|
| 2005.06.09 | 福利院切智障少女子宫之人道伦理争议 |
| 2005.06.16 | 六十台湾渔船“包围”日舰 苏澳“6·8”海事冲突全记录 |
| 2005.06.23 | 城市角落，在繁华区的边缘 |
| 2005.06.30 | 总理的牵挂 |
| 2005.07.07 | 儿子眼中的下跪副市长 |
| 2005.07.14 | 阿星的内心挣扎 |
| 2005.07.21 | 26年再审视 “神童”到中年 |
| 2005.07.28 | 马六甲海峡 海盗险情反弹 |
| 2005.08.04 | 三十五年“保钓”梦 |
| 2005.08.11 | “麦莎”72小时狂袭百城 |
| 2005.08.18 | 一个矿主的发家史 |
| 2005.08.25 | 一个城市与抢匪的战斗 |
| 2005.09.01 | 中国人民抗日战争胜利60周年 |
| 2005.09.08 | 一场虚拟世界的反歧视大战 |
| 2005.09.15 | 四川：中国基层民主试验田？ |
| 2005.09.22 | “海南高考状元”的人生过山车 |
| 2005.09.29 | 市委书记铲“灰煤” |
| 2005.10.06 | 神舟前传 中国返回式卫星首征太空揭秘 |
| 2005.10.13 | 发廊女生前日记怆平生 欢颜后沧桑身世发人思 |
| 2005.10.20 | 激战奥运吉祥物 |
| 2005.10.27 | 大平开始走出阴影 |
| 2005.11.03 | 代课教师艰辛执著震动人心 县委副书记动情上书教育部 |
| 2005.11.10 | 中日：东海能源风云再起 |
| 2005.11.17 | 禽流感传染人类：越南标本调查 |
| 2005.11.24 | 杀人嫌犯的人生自白 |
| 2005.12.01 | 铜陵奇迹震动中国教育界：一个无需择校的城市 |
| 2005.12.08 | 为什么是解振华？埋单：为“轻敌”？为失察？ |
| 2005.12.15 | 李毅中：一个安监局长的2005 |
| 2005.12.22 | 本届政府 2005施政路线图 |
| 2005.12.29 | 一句真话能比整个世界的分量还重 |
| 2006.01.05 | 四省市“换帅” |
| 2006.01.12 | 药商自曝药价虚高内幕 各方专家评点玄妙曲直 |
| 2006.01.19 | 谁制造了“中国黄禹锡”事件？ |
| 2006.01.26 | 领导人在哪里过年 |
| 2006.02.02 | 2006大年特刊——过大年 算算帐 |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 2006.02.09 | “弱势部门”再掀环保风暴 潘岳誓言决不虎头蛇尾 |
| 2006.02.16 | 河南人拒绝歧视 |
| 2006.02.23 | 乡村女教师含泪供弟上学 “平时是天使周末是魔鬼” |
| 2006.03.02 | “送子神话”的背后 |
| 2006.03.09 | 新农村建设特辑 中国农村再次崛起 |
| 2006.03.16 | 2004—2006“第三次改革论争”始末 |
| 2006.03.23 | 不穿“马甲”的网民县长 |
| 2006.03.30 | 中国人丧葬成本调查 |
| 2006.04.06 | 2006年大学生寻职深度观察 |
| 2006.04.13 | 2006宏观调控一周年专题 中国楼市再临节点 |
| 2006.04.20 | 龚远明：将难以站立的举报者 |
| 2006.04.27 | 受了委屈，回家来吧 所罗门群岛华人获救记 |
| 2006.05.04 | 斯皮尔伯格对话张艺谋 |
| 2006.05.11 | 老常委的卸任生活 |
| 2006.05.18 | “高考准状元”保送之争 |
| 2006.05.25 | 毕业仍陷学债泥潭 就业犹如镜花水月 |
| 2006.06.01 | 中国最好的学生上哪所大学 |
| 2006.06.08 | 问路青藏 |
| 2006.06.15 | 17年来首次更换播音员 《新闻联播》在变吗 |
| 2006.06.22 | 钟南山被抢为何破案神速 |
| 2006.06.29 | 鲜为人知的反腐研究者 |
| 2006.07.06 | 胡锦涛主席授予十位将军上将 一百单八上将将星闪耀 |
| 2006.07.13 | 权威专家数次上书国务院 直陈城市化“大跃进”隐忧 |
| 2006.07.20 | 于幼军坐镇“火山口” 关四千黑煤矿 安八百里河山 |
| 2006.07.27 | 惊动高层的“大胆”设想 朔天大运河是天方夜谭还是有科学依据？ |
| 2006.08.03 | 地震后市政府为何成众矢之的 |
| 2006.08.10 | 无户口婴儿之死 |
| 2006.08.17 | 中国川西一个国际狩猎场的十三年 |
| 2006.08.24 | “变态”邱兴华心理档案 |
| 2006.08.31 | 抢救江卓群：一位人禽流感治愈者的生死52天 |
| 2006.09.07 | 亿万富豪五年反腐悲欣路 |
| 2006.09.14 | 四大名捕 |
| 2006.09.21 | 举城狂欢庆贺郴州贪官倒台 反腐重拳终结官场七年畸变 |
| 2006.09.28 | 中国游人，你丑陋吗？ |
| 2006.10.05 | 他信：“首富总理”沉浮录 |

| | |
|------------|---------------------------|
| 2006.10.12 | “铿锵玫瑰”为何处境凄凉 |
| 2006.10.19 | 朝鲜核试后，丹东边贸十日 |
| 2006.10.26 | 湖南：前省纪委书记力陈反腐之艰 |
| 2006.11.02 | 上海这一月 |
| 2006.11.09 | 中组部前部长直言高官管理 |
| 2006.11.16 | 十年监狱长为何沦为阶下囚 押犯大省力推监狱治理新政 |
| 2006.11.23 | 张钰：我用明摆着的无耻 对付潜在的无耻 |
| 2006.11.30 | 他不知道自己做了什么？ |
| 2006.12.07 | 两起工伤病例多收161万 天价医疗黑洞吞噬社保基金 |
| 2006.12.14 | 吃人公园持续夺命数十条 丧女母亲执著追踪责任者 |
| 2006.12.21 | 一个轮回后的真相 |
| 2006.12.28 | 潮叩中国——2007新年特刊 |
| 2007.01.04 | 最高法院统掌生杀大权 中国司法开启少杀时代 |
| 2007.01.11 | 1990—2007：中国反击“东突”十七年 |
| 2007.01.18 | 最高检力推被害人补偿立法 |
| 2007.01.25 | “全民炒股”从头再来 |
| 2007.02.01 | 郑筱萸落马掀药监风暴 中央彻查力护用药安全 |
| 2007.02.08 | 邓小平逝世十周年 |
| 2007.02.15 | 2007，罕见暖冬 全球变暖明显,中国筹划应对 |
| 2007.02.22 | 回到往日，与温暖的未来相逢 |
| 2007.03.01 | 他们将继续说真话、道实情 |
| 2007.03.08 | 维生素：从补药变毒药？ |
| 2007.03.15 | “赶考”2007——两会专题 |
| 2007.03.22 | “郴州官场的良心” |
| 2007.03.29 | 重庆“钉子户”事件内幕调查 |
| 2007.04.05 | 西进，从湖湘到云贵——地下“六合彩”攻城略地 |
| 2007.04.12 | 那十五天发生了什么 |
| 2007.04.19 | 体彩丑闻显中国彩票运行积弊 |
| 2007.04.26 | 摧毁苏联的人，走了 英雄，还是叛徒？ |
| 2007.05.03 | “D字头”跨过了什么 |
| 2007.05.10 | 县委书记遭绑架被索2100万 |
| 2007.05.17 | 毒糖浆巴拿马致死百人 原料来自中国 |
| 2007.05.24 | 寻找“血肉”钢板的下落 |
| 2007.05.31 | 百亿化工项目引发剧毒传闻 厦门果断叫停应对公共危机 |
| 2007.06.07 | 30年，被高考改变的命运 |

| | |
|------------|--|
| 2007.06.14 | 少年血泪铺就黑工之路 豫晋警方酝酿联手解救 |
| 2007.06.21 | 洪洞黑砖窑身世调查 |
| 2007.06.28 | 院士上书总理批示难奈悲凉命运 三峡珍稀植物园根归何处 |
| 2007.07.05 | 面对黑砖窑事件 于幼军坦陈心迹 |
| 2007.07.12 | 深圳2007房价暴涨背后的秘密 |
| 2007.07.19 | 中国叫停“器官移植旅游” |
| 2007.07.26 | 倾力推民主十年触坚冰 女书记艰难试验不言悔 |
| 2007.08.02 | 沈阳“鬼楼”：一个谣言的流传史 |
| 2007.08.09 | 最漫长的三天 |
| 2007.08.16 | “红色通缉令上的人就是我” |
| 2007.08.23 | “总统”直管 三路出击 游说美国 揭秘台湾 “K街攻略” |
| 2007.08.30 | 重大事故近期为何频发？——专访国家安全生产监督管理局新闻发言人黄毅 |
| 2007.09.06 | 130小时，孟氏兄弟井下逃生 |
| 2007.09.13 | 9月3日—11日 安监总局长的八天——本报记者全程追踪国务院安委会第九督查小组 |
| 2007.09.20 | 庞家钰案“深喉”真名现身十年官场恩怨 首度述说 |
| 2007.09.27 | 广州2007：谁推高了二手房价？——地产中介灰幕 |
| 2007.10.04 | 剥开这颗“蛋” 国家大剧院初体验 |
| 2007.10.11 | 中国官方智库调查 |
| 2007.10.18 | 中国：现在是十七大时间 |
| 2007.10.25 | 三十八万公里的星路历程——专访中国探月工程总设计师、“两弹一星”元勋孙家栋等专家解密嫦娥奔月轨道 |
| 2007.11.01 | “真凶”上诉求增其罪 聂树斌案 绝处逢生 |
| 2007.11.08 | 十月革命90年 救赎、悲剧与启示 |
| 2007.11.15 | 两份“秘密协议”引发悬疑 碧桂园被指“零地价拿地” |
| 2007.11.22 | 十年后，三峡又移民——230万人即将告别家园的背后 |
| 2007.11.29 | 碧桂园拿地再调查 |
| 2007.12.06 | 中福在线：彩票时代的“老虎机”？ |
| 2007.12.13 | 猎杀大熊猫疑云 |
| 2007.12.20 | “公众参与”背后的政府考量 |
| 2007.12.27 | 厦门人：以勇气和理性烛照未来 |
| 2008.01.03 | 愿自由开放的旗帜高高飘扬 |
| 2008.01.10 | 最后的代课教师 |
| 2008.01.17 | 龙象之约：超越喜马拉雅 |

| | |
|------------|---|
| 2008.01.24 | 大学生冷静的回家路 |
| 2008.01.31 | 拯救“京广大动脉” |
| 2008.02.07 | 非常广州站 |
| 2008.02.14 | 从Made in China到Cultured in China——写在首度南方周末文化原创榜边上 |
| 2008.02.21 | 被踩踏者李红霞的短暂人生 |
| 2008.02.28 | 在古巴追寻卡斯特罗 |
| 2008.03.06 | 铁面审计长谢幕 |
| 2008.03.13 | 十年前，他们离开部委大楼——1998年部委人员大分流回望 |
| 2008.03.20 | 台湾选举倒计时 |
| 2008.03.27 | 别了，陈水扁 |
| 2008.04.03 | 城市灰霾天年夺命三十万 专家吁严防雾都劫难重演 |
| 2008.04.10 | 彭宇疑案喧嚣未尽 惟有真相不可调解 |
| 2008.04.17 | 女秘书事件引发社会热议 记者亲历高校评估总动员 |
| 2008.04.24 | 合肥：小学生引爆大抗议 |
| 2008.05.01 | S形线路潜伏巨大危险 三次机会本可避免惨祸 |
| 2008.05.08 | 三个“股神”的资本人生 |
| 2008.05.15 | 徒步汶川 都江堰-汶川：90公里生命之路 |
| 2008.05.22 | 【汶川九歌】汶川震痛，痛出一个新中国 |
| 2008.05.29 | 大地震现场再报告 |
| 2008.06.05 | 邱光华战友讲述：失事直升机的最后一刻 |
| 2008.06.12 | 撤还是不撤？炸还是不炸？——决策唐家山27天 |
| 2008.06.19 | 台湾保钓惊心8小时 |
| 2008.06.26 | 多省被禁仍能“大行其道” “优鼻”身世折射监管难题 |
| 2008.07.03 | 内陆第一核电站争夺战 |
| 2008.07.10 | 瓮安溯源 |
| 2008.07.17 | 杀人者杨佳 |
| 2008.07.24 | 电视PK县委书记——贵阳区（县）党委书记公推竞岗观察 |
| 2008.07.31 | 北京人的奥运时刻 |
| 2008.08.07 | 中国诺言：“给我十六天，还你五千年” |
| 2008.08.14 | 【奥运特刊】斯文中国 |
| 2008.08.21 | 像体育本身一样明亮 |
| 2008.08.28 | 盛事、国家与未来 |
| 2008.09.04 | 800万灰色收入仅判三年 官员财产申报不能再等 |
| 2008.09.11 | 陈水扁贪腐8年探源 从“台湾之子”到台湾之耻，这是谁的失败？ |

| | |
|------------|-------------------------------|
| 2008.09.18 | 八千里尴尬寻孤路——四川88名地震孤儿认养纪实 |
| 2008.09.25 | 为什么是翟志刚？ 中国太空行走第一人选拔始末 |
| 2008.10.02 | 倡导民主法制 反对封建主义 胡德平：重温叶剑英30年前讲话 |
| 2008.10.09 | 三中全会：是该“出手”的时候了 |
| 2008.10.16 | 压垮北川自杀官员的最后稻草 |
| 2008.10.23 | “滞留”巴黎的区委书记 |
| 2008.10.30 | 地震预报的中国“江湖” |
| 2008.11.06 | 向美国新总统提问 |
| 2008.11.13 | 学生会主席直选全记录 |
| 2008.11.20 | 五宗“罪”——杭州地铁施工塌陷调查 |
| 2008.11.27 | 面粉增白二十年屡受质疑 中央六部门介入安全之争 |
| 2008.12.04 | 中国民间对日索赔突现拐点 |
| 2008.12.11 | 重新回到人，重新从人出发 |
| 2008.12.18 | 面朝常识 春暖花开 |
| 2008.12.25 | 中国海军首度远征揭秘 |
| 2009.01.01 | 没有一个冬天不可逾越 |
| 2009.01.08 | 三鹿曝光前被遮蔽的十个月 |
| 2009.01.15 | “奇官”罗崇敏 |
| 2009.01.22 | 文化与自信 |
| 2009.02.05 | 打工村：这里的世界是平的 |
| 2009.02.12 | 【记者调查】大旱背后 |
| 2009.02.19 | 他们是“中南海主人” |
| 2009.02.26 | 屯兰矿难：“安监省长”的累与痛 |
| 2009.03.05 | 政治局常委、国务院总理温家宝：昨天，今天和明天 |
| 2009.03.12 | 边境赌场变身绑架巢穴 屡禁不绝竟致传销之势 |
| 2009.03.19 | 本报记者现场直击“世界最大监狱”加沙 |
| 2009.03.26 | 【牢头狱霸之治】牢中生死录 |
| 2009.04.02 | 谁在操盘百倍暴利？ |
| 2009.04.09 | 瘦肉精”背后的科研江湖 |
| 2009.04.16 | 温州官场余震未了 |
| 2009.04.23 | 新型“瘦肉精”现身黑市 |
| 2009.04.30 | 谁杀死了李丽云？ “丈夫拒签手术致孕妇死亡案”再调查 |
| 2009.05.07 | 这一年你没被击垮，就永远不会被击垮 |
| 2009.05.14 | 险被放过的内地H1N1首例 |
| 2009.05.21 | 众校长揭“择校”内幕 “择校”背后的隐秘博弈 |

| | |
|------------|---|
| 2009.05.28 | 千里办案，10万放人 |
| 2009.06.04 | 中国百万官员“再锻造”，要害岗位跨级直训 |
| 2009.06.11 | 房价为啥会涨？会不会跌？ |
| 2009.06.18 | 与邓玉娇案相关：巴东37天 |
| 2009.06.25 | 有条件要上亿，没条件创造条件也要上亿 主旋律影片如何才能赚钱 |
| 2009.07.02 | 【国外共产党生存现状调查】活在资本主义心脏里的美国共产党 |
| 2009.07.09 | 【无互爱 不人类】他们为何伤害无辜民众 中国国际关系研究院反恐研究中心主任李伟访谈 |
| 2009.07.16 | 重庆状元：从“王牌”到“弃子” 重点中学高考竞争惨烈手段起底 |
| 2009.07.23 | 股市600倍暴富神话降临失地村庄 最幸福的失地农民 最烦恼的百万富翁 |
| 2009.07.30 | 高层政治纪实作品被曝造假 九位前领导人后代集体质疑 |
| 2009.08.06 | “集体户口让我结不了婚” |
| 2009.08.13 | “中加引渡条约”呼之欲出滞留加国贪官穷途末路 |
| 2009.08.20 | 【央企凶猛】央企的无边界扩张时代 |
| 2009.08.27 | 离政府最近的“野楼盘”倒了 |
| 2009.09.03 | “网瘾”治疗：门派并起，裸奔五年 |
| 2009.09.10 | 枪击疑云 |
| 2009.09.17 | 世间再无煤老板？ |
| 2009.09.24 | “蚊子飞过，也要打下来” 五道防线、二百多万安保力量直接护卫“十一”之前的北京 |
| 2009.10.01 | 【新中国六十周年特刊】让每一个中国人都站起来！ |
| 2009.10.08 | 果敢余生 缅北军事冲突后华人生存状态观察：中国是他们惟一的希望 |
| 2009.10.15 | 一个已存在30年的沉默群体 30万难民在中国 |
| 2009.10.22 | “地王”风云 |
| 2009.10.29 | “反贪”传唤 恐吓记者——检察院被上级批评后道歉 |
| 2009.11.05 | 大学生救人溺亡隐情调查：“挟尸要价”另有其人 “见死不救”渔民被冤 |
| 2009.11.12 | 新疆暴涨万倍的疯狂石头 新疆的现实与未来”系列观察 |
| 2009.11.19 | 官员道歉十年史：从“叫好一片”到“渐入常态” |
| 2009.11.26 | “足球病毒”王珀——足坛反赌风暴中的赌球大佬和他背后的黑金江湖 |
| 2009.12.03 | 重庆打黑非常时期 首例官员自杀成谜 |
| 2009.12.10 | 气候峰会险成陷阱 被曝光的密议 被激怒的中国 |
| 2009.12.17 | 自杀女研究生杨元元： 她的路为何越走越窄 |
| 2009.12.24 | 拆迁“拆迁条例” |
| 2009.12.31 | 【新年献辞】这是你所拥有的时间 这是你能决定的生活 |
| 2010.01.07 | 曹操墓发掘路线图 |

| | |
|------------|----------------------------------|
| 2010.01.14 | 抢尸背后的维稳逻辑 聚焦内江“死而复活”案 |
| 2010.01.21 | “世界的伤口”在恶化——海地震后全记录 |
| 2010.01.28 | 从“读书改变命运”到“求学负债累累” |
| 2010.02.04 | 吉首非法集资大案 |
| 2010.02.11 | 【等你回家 他们的春节故事】代课教师李建新：我不是村里最穷的人了 |
| 2010.02.18 | 文化大国 是否可能，如何可能 |
| 2010.02.25 | 最后的武斗罹难者墓群 |
| 2010.03.04 | 【中国“治道”变革·中央】“维稳”：体制隐然成型 |
| 2010.03.11 | 【民生热点·房价】房价困局：建议有了，解决很难？ |
| 2010.03.18 | 计划生育30年，变还是不变 二胎政策：历史关口，正在激辩 |
| 2010.03.25 | “中文发”借卡拉OK监管平台获利 KTV版权利益分配浮出水面 |
| 2010.04.01 | 十四封贺信与一次矿难 |
| 2010.04.08 | 拆出人命的地方 官员果然个个还在 |
| 2010.04.15 | 当一个国家失去总统 |
| 2010.04.22 | 【哀玉树·悼】用我们的目光 照亮他们向天国的路 |
| 2010.04.29 | 南平杀童案：死刑之后，大家都解脱了 |
| 2010.05.06 | 南方周末记者“检查”八城校园安保 |
| 2010.05.13 | 富士康“八连跳”自杀之谜 |
| 2010.05.20 | 历史老师，该当何罪？ |
| 2010.05.27 | “天上人间”声色之外 |
| 2010.06.03 | 多少精英正在移民海外 他们寻求什么 |
| 2010.06.10 | 征收房产税：为什么，凭什么 |
| 2010.06.17 | 相亲节目整风 |
| 2010.06.24 | “主体足球”是怎样炼成的 朝鲜：神秘国度 神秘足球 |
| 2010.07.01 | 亿元别墅，砸还是不砸——广州市长向最富人区的违建“开炮” |
| 2010.07.08 | 2009.12.25预警“太空迷航”隐患 |
| 2010.07.15 | 章鱼帝传奇 |
| 2010.07.22 | 三峡大考 二十年一遇洪水惊动长江全流域 |
| 2010.07.29 | 家门口的“定时炸弹”终于炸了 |
| 2010.08.05 | 李一“成仙” |
| 2010.08.12 | 舟曲 天人之战 |
| 2010.08.19 | 天有多热，谁说了算 |
| 2010.08.26 | 催命营救 |
| 2010.09.02 | HIGH过之后 优雅起来 世博开启国民素质“成人礼” |
| 2010.09.09 | “疯汉”杀人的艰难免刑 |

| | |
|------------|----------------------------------|
| 2010.09.16 | 京藏高速堵疏轮回 一条公路不能承受的管理之痛 |
| 2010.09.23 | 李连杰撞墙——难以突围的壹基金与民间慈善 |
| 2010.09.30 | 校长的腔调——不会“说话”的中国大学校长 |
| 2010.10.07 | 除了熊猫，还有谁能代表中国？ |
| 2010.10.14 | 翼城人口特区 一个县尘封25年的二胎试验 |
| 2010.10.21 | 朝鲜直击——迎接不世出的领袖 |
| 2010.10.28 | 每一个烈士都有名字——寻找18.3108万抗美援朝亡灵 |
| 2010.11.04 | 历史深处的来信 |
| 2010.11.11 | 广州欢迎你批评 不一样的亚运筹备：换个姿态办大事 |
| 2010.11.18 | 索马里惊魂131天——“金色祝福”号被劫中国船员眼里的海盗 |
| 2010.11.25 | 水淹互联网 |
| 2010.12.02 | 成都户改 |
| 2010.12.09 | “清剿”评比：不要官官相扰 |
| 2010.12.16 | 宣州副区长与情人的危险关系 |
| 2010.12.23 | 奴工背后的“善人”——四川渠县残疾人自强队调查 |
| 2010.12.30 | “谋杀可以排除”——温州市公安局钱云会案发言人黄小中解释调查进展 |

【付録資料 2】『南方都市报』の 2004 年から 2010 年までの炭鉱事故記事サンプル

| 記事の日付 | 記事のタイトル |
|------------|--|
| 2004.01.06 | 灾民有权参与制定赔偿标准 |
| 2004.01.20 | 我们的财富不能以生命为代价 |
| 2004.02.12 | 云南六盘水矿难 24 死 2 失踪 |
| 2004.02.17 | 兴宁矿难疑与地震有关 共造成 2 死 1 伤, 现仍有 4 人被困井下, 张德江、黄华华指示全力抢救被困人员 |
| 2004.02.18 | 地震引发塌方? 塌方引发地震! 地震专业人员证实这是一次非天然地震事件 |
| 2004.02.18 | 4 矿难被困者生还无望 搜救工作仍在紧张进行, 但速度因多次小塌方被迫放慢 |
| 2004.02.20 | 治理“矿难”的措施需重新审视 |
| 2004.02.20 | 在南丹矿难事故中隐瞒不报, 构成玩忽职守罪 河池原行署专员被判刑 |
| 2004.02.21 | 一手策划瞒报惊天矿难, 还利用职务便利受贿 321 万余元 南丹原县委书记万瑞忠伏法 |
| 2004.02.22 | 找到三名矿工 证实已经死亡 死者增至 5 人, 1 人仍困井下 |
| 2004.02.23 | 被困者全部找到 昨日结束抢救, 共有 6 人死亡 |
| 2004.02.24 | 南丹原县委书记临行刑接受采访 万瑞忠自责“不忠不孝” |
| 2004.02.24 | 鸡西煤矿爆炸 37 人被埋 目前已发现 21 名遇难者遗体 |
| 2004.02.26 | 还有多少次“全面整顿”可以重来 |
| 2004.03.03 | 山西一煤矿爆炸 20 多人遇难 |
| 2004.03.08 | 15 矿工被困井下电话求救 新疆哈密煤矿发生透水事故, 24 人被困, 另外 9 人下落不明 |
| 2004.03.09 | 哈密煤矿事故 15 名被困矿工获救 |
| 2004.03.13 | 贵州煤矿瓦斯爆炸 1 2 人死亡 2 人失踪 |
| 2004.03.15 | 整肃吏治需积极问责 |
| 2004.03.21 | 山西华山煤矿事故爆出内幕 矿主转移 6 具尸体遣散知情人 |
| 2004.04.10 | 重庆瓦斯突出事故 5 死 1 失踪 1 7 名获救矿工现已全部脱离 生命危险 |
| 2004.04.13 | 郑州煤矿透水 1 2 人下落不明 |
| 2004.04.26 | 雷击停电闷死 4 矿工 事发韶关仁化, 停电使矿井通风系统瘫痪, 矿工未及时撤离酿成悲剧 |
| 2004.05.01 | 山西隰县矿难死 3 4 人 内蒙乌海矿难 1 5 人被困 |
| 2004.05.10 | 曲江煤矿爆炸二死三失踪 另有一人被严重烧伤, 截至发稿时仍未脱险 |
| 2004.05.11 | 瓦斯 超标 逼矿工下井遇塌方 曲江一煤矿包工头和两矿工被困井底生还希望渺茫 |

| | |
|------------|--|
| 2004.05.14 | 省政协副主席为矿工安全献策 |
| 2004.05.14 | 曲江两煤矿安全事故追踪 |
| 2004.05.15 | 曲江爆炸煤矿 找到三矿工遗体 |
| 2004.05.18 | 两天两起矿难 曲江县县长道歉 |
| 2004.05.19 | 山西两起煤矿事故 4 死 4 4 失踪 |
| 2004.05.21 | 交口矿难死者升至 2 4 人 仍有 9 人被困井下，煤矿承包人去向不明 |
| 2004.05.21 | 兴宁煤矿缺氧 致两人死亡 |
| 2004.05.30 | 曲江连发矿难一副县长辞职 韶关严肃处理 6 名责任人，本月 8 日 9 日该县两起矿难共致 8 人死亡 |
| 2004.06.07 | 仁化煤矿爆炸 三人遇难 |
| 2004.06.12 | 瞒报现形：死 1 2 人只上报 1 人 邯郸承认“6·3”矿难是一起煤矿负责人恶意隐瞒特大安全生产事故事件 |
| 2004.06.13 | 两起矿难多相似消除瞒报正其时 |
| 2004.06.13 | 邯郸市委书记表示 要严查瞒报真相 纪检监察部门已就有 无国家工作人员参与瞒报 进行调查询问 |
| 2004.06.14 | 邯郸矿难瞒报三责任人被拘 马登峰等 3 名煤矿负责人涉嫌重大责任事故罪，另有数名相关责任人被依法监控 |
| 2004.06.15 | 救人为何竟要屏蔽媒体 |
| 2004.06.15 | 仅有公开是不够的 |
| 2004.07.30 | 重庆井喷等特大事故结案 1 6 5 人受党纪政纪处分 |
| 2004.08.01 | 为何不见煤矿闹工荒 |
| 2004.08.03 | 矿难背后的“次秩序” |
| 2004.08.29 | 梅州煤矿爆炸 5 0 余人困井下 至发稿时已救出 4 3 人，温家宝、张德江、黄华华指示全力以赴解救被困人员 |
| 2004.08.30 | 梅州矿难 5 6 人获救 5 人死亡 井下被困人员全部救出，解救工作结束，损失降至最低限度甚为罕见 |
| 2004.08.30 | 2 7 小时救出全部被困者 事故惊动党中央、国务院 |
| 2004.09.01 | 省委省府表彰 梅州矿难抢救工作 |
| 2004.09.01 | 井下落泪救人八消防兵中毒 |
| 2004.09.08 | 一个川西矿工的报复性死亡 |
| 2004.09.26 | 仁化矿难死 6 人矿主不报 张德江要求全力救治伤员追究有关当事人责任 |
| 2004.10.13 | 湖南煤矿火灾 1 4 人遇难 事故涉嫌人为纵火，两矿主逃逸 |
| 2004.10.22 | 河南瓦斯爆炸 6 2 人 遇难 8 6 人被困 |
| 2004.10.22 | 瓦斯瞬间冲破软弱煤层 初步分析为河南迄今最严重的瓦斯突出事故 |
| 2004.10.22 | 煤矿 95%人员为农民合同工 今年 4 月该公司曾发生煤矿透水事故， 1 2 人 |

| | |
|------------|--|
| | 被困井下 |
| 2004.10.22 | 煤矿 95%人员为农民合同工 今年4月该公司曾发生煤矿透水事故，12人被困井下 |
| 2004.10.22 | 焦虑人群爬上房顶等消息 |
| 2004.10.23 | 河北武安矿难恶意瞒报 事故中29人下落不明，却上报6人，目前已有9名责任人被监控 |
| 2004.10.23 | 死寂 井下未现生命迹象 |
| 2004.10.23 | 事故原因初步查明 岩石打穿后瓦斯瞬间爆发冲毁通风设施引发爆炸 |
| 2004.10.23 | 面对矿难，评论者为何走向沉默？ |
| 2004.10.23 | 50 遇难者 身份确定 大多数矿工已加入 工伤保险 |
| 2004.10.23 | 遇难矿工多为同族 18名伤员目前伤情稳定 |
| 2004.10.23 | 招待矿工家属竟用剩菜 昨日另有多名遇难者家属欲强闯矿区探亲人生死 |
| 2004.10.23 | 大批协议工昨离矿 |
| 2004.10.23 | 幸存矿工回忆半小时的生死逃亡 |
| 2004.10.24 | 大平矿难 遇难者已达79人 昨天矿区内突然传出两声巨响，矿工估计是抢险遇阻炸开巷道 |
| 2004.10.25 | 铭记他们承受的苦难 |
| 2004.10.25 | 大平矿难遇难者升至82人 供养赔偿协议出台，昨晚部分遇难者家属已签约 |
| 2004.11.01 | 抚顺西露天煤矿 有害气体熏死15人 据了解，从事开采该煤矿的矿工竟是建筑工人 |
| 2004.11.11 | 147名矿工遗体 被找到 |
| 2004.11.13 | 平顶山矿难 33人遇难 |
| 2004.11.14 | 四川彭州煤矿爆炸 6人死亡 13人失踪 |
| 2004.11.22 | 河北沙河矿难 9死 58被困 温家宝指示全力抢救，有关责任人已被控制，初步推断是井下电缆内燃引燃坑木所致 |
| 2004.11.24 | 国务院成立河北矿难调查组 遇难者增至61人，目前5家铁矿9名责任人被监控 |
| 2004.11.27 | 太原一煤矿爆炸 12人遇难 矿主竟藏尸瞒报 |
| 2004.11.27 | 河北矿难存在瞒报？ |
| 2004.11.29 | 又是特大矿难！铜川166 人生死未卜 |
| 2004.11.29 | 煤矿安全：为何成了“无间道” |
| 2004.11.29 | 避免矿难的书生之见 |
| 2004.11.29 | 家属三问陈家山煤矿 ● 矿井发生火情为何不停产？ ● 明知有安全隐患，为何仍令矿工继续工作？ ● 矿工拒绝下井，煤矿为何以处罚为由强迫矿工下井？ |
| 2004.11.29 | 邯郸矿难瞒报 16渎职人员被查处 |

| | |
|------------|--|
| 2004.11.29 | 2 9 3 人被困 1 2 7 人获救 1 6 6 人 生死不明 千余家属含泪祈祷 |
| 2004.11.29 | 2 0 0 1 年该矿事故 3 8 人死亡 |
| 2004.11.29 | 七支矿山急救队入驻 据初步判断, 井下矿工的生存几率非常小 |
| 2004.11.30 | 铜川矿难死者增至约 5 0 人 陕西下令全省高瓦斯煤矿昨起全部停产整顿, 4 3 名伤者目前伤情基本平稳 |
| 2004.11.30 | 可否对待空难般对待矿难? |
| 2004.12.01 | 被困人员生存希望渺茫 铜川矿难遇难者人数增至 6 4 人 |
| 2004.12.01 | 当代孟姜女能哭倒什么 |
| 2004.12.02 | 无名无姓的死难者, 请记住他们的名字 |
| 2004.12.03 | 陈家山煤矿昨日四度爆炸 井下 6 1 名抢险队员因指挥得当全部逃生 |
| 2004.12.03 | 我国煤矿每周死亡逾 1 0 人 死亡率为美国百倍, 官方预计今年煤矿安全生产可望创历史最高水平, 死亡人数可控制在 6 0 0 0 人内 |
| 2004.12.07 | 温州炒煤团来得正是时候 |
| 2004.12.10 | 山西煤矿爆炸 37 人被困井下 |
| 2004.12.13 | 贵州一煤矿透水 3 6 矿工被困井下 当时井下共有 8 0 人, 已逃出 4 4 人 |
| 2004.12.14 | 贵州透水煤矿 井下水位仍在涨 被困井下的 3 6 名矿工 仍生死不明 |
| 2004.12.15 | 今年煤矿事故 已死 5 0 0 0 余人 目前贵州思南、湖南 湘潭、重庆永川三起煤矿 事故正在抢险调查 |
| 2004.12.17 | 山西规定矿难赔偿金 不得低于 2 0 万 孟县矿难遇难者家属分别获赔 2 0 万 |
| 2004.12.21 | 井下违规放炮引起瓦斯突出凌晨矿难夺走 1 4 条生命 宜宾: 三矿工泥土捣口逃生 |
| 2004.12.23 | 沙河矿难 四名官员被刑拘 |
| 2005.01.04 | 温家宝下矿与矿工同进午餐 在看望铜川矿难遇难者家属时, 总理禁不住流下悲痛的泪水 |
| 2005.01.05 | 温总理流泪之后的期待 |
| 2005.01.13 | 仁化煤矿漏底 三名矿工被困 救援队已打通通风管 道送进水及营养品 |
| 2005.01.15 | 被困 8 0 小时 3 矿工走上地面 |
| 2005.01.20 | 河南副省长因矿难受处分 温家宝主持召开国务院常务会议, 严肃处理 "10.20" 事故责任人 |
| 2005.02.01 | 唐山宏兴矿难 八人死亡不上报 |
| 2005.02.16 | 提高赔偿成本遏制矿难事故 |
| 2005.02.16 | 阜新矿难 2 0 3 人亡 1 2 人失踪 |
| 2005.02.16 | 两次搜寻救出中毒通风员 辽宁各大煤矿 1 9 0 名救援队员深入 6 2 0 米井下搜救 |
| 2005.02.16 | 矿难发生时测得有矿震 |

| | |
|------------|--|
| 2005.02.16 | 井下系统正逐渐恢复 |
| 2005.02.16 | 辽宁特大矿难 2 0 3 人遇难 |
| 2005.02.16 | 孙家湾煤矿 |
| 2005.02.17 | 能否为罹难矿工下半旗志哀 |
| 2005.02.17 | 20 万就算提高矿难赔偿成本吗? |
| 2005.02.18 | 孙家湾矿难死者升至 2 1 2 人 |
| 2005.02.18 | 赔偿标准: 一人 2 0 万元 据称国家拟制定统一的伤亡赔偿 标准, 最高赔 2 0 年工资 |
| 2005.02.18 | 云南煤矿爆炸 2 7 死 1 4 伤 非法开采组织者已逃跑 |
| 2005.02.19 | 孙家湾矿难赔偿金发放 遇难人数上升至 2 1 3 人, 搜救工作已进入最后阶段 |
| 2005.02.19 | 有一种团结为什么我们不要? |
| 2005.02.20 | 一位煤矿人对矿难原因的分析 |
| 2005.02.21 | 我们从矿难中学到什么 |
| 2005.02.21 | 孙家湾矿难 获救者增为 3 0 人 井下尚有 1 人失踪 |
| 2005.02.21 | 国务院办公厅发布关于完善煤矿安全监察体制的意见 广东将增设煤矿安全监察局 |
| 2005.02.22 | 矿难频发 再逼煤矿改革 |
| 2005.02.24 | 国务院部署煤矿安全生产工作国家安监局升格为总局专设国家煤矿安全监察局 辽宁副省长因矿难被停职 |
| 2005.02.25 | 安全监管权力升格矿难事先预防发力 |
| 2005.02.25 | 阜新矿业集团董事长 梁金发被停职检查 |
| 2005.03.01 | 矿难善后协议内容应予公布 |
| 2005.03.01 | 李毅中出任 国家安监总局局长 |
| 2005.03.14 | 中国能源管理体制需创新 |
| 2005.03.15 | 黑龙江一煤矿爆炸 1 9 人被困井下 |
| 2005.03.16 | 黑龙江七台河矿难 已确认 1 6 人遇难 |
| 2005.03.18 | 重庆奉节煤窑爆炸 井下 2 0 人生死不明 |
| 2005.03.20 | 又现矿难! 山西朔州 1 7 人遇难 仍有 5 2 人被困, 抢救工作加紧进行, 初步查明系矿主擅自组织生产所致 |
| 2005.03.21 | 朔州矿难找到 6 0 矿工遗体 |
| 2005.03.23 | 今年以来全省煤矿死亡 1 2 人 省政府决定成立 煤矿安全领导小组 |
| 2005.03.25 | 朔州矿难死亡人数升至 7 0 人 |
| 2005.03.25 | 湖南嘉禾煤矿发生瓦斯爆炸 八死六伤, 伤者暂无生命危险 |
| 2005.03.31 | 能否在清明节公祭逝去的亡灵? |
| 2005.04.03 | 湖南桂阳煤矿透水 1 7 人被困 救护人员称曾似乎听到有人用石头敲井壁, 但 |

| | |
|------------|---|
| | 后来就没了声响 |
| 2005.04.03 | 大同 被困 1 1 人 至今生死不明 |
| 2005.04.06 | 赔偿矿难死者 不低于 2 0 万元 |
| 2005.04.12 | 被埋 1 5 天两矿工喝污水生还 江西乐平一小煤窑坍塌四人被困，目前两名获救矿工病情已稳定，另两人仍在搜救 |
| 2005.04.16 | 江西乐平矿难幸存者讲述井下被埋 1 5 天遭遇“被抬出井口时 感觉外面好热闹” |
| 2005.04.25 | 吉林一煤矿透水 6 9 人被困 透水是从临近煤矿涌入，有关部门已组织人员全力抢救 |
| 2005.04.26 | 3 9 名矿工井下自救终脱险 吉林蛟河透水煤矿内目前仍有 3 0 人生死未明 |
| 2005.04.30 | 陕西韩城煤矿爆炸 2 死 2 3 失踪 |
| 2005.05.01 | 贵州一煤矿爆炸 1 2 人下落不明 |
| 2005.05.09 | 内蒙古煤矿瓦斯爆炸 1 2 名矿工遇难 |
| 2005.05.12 | 国务院严处 孙家湾矿难责任人 辽宁副省长刘国强被记大过，辽宁省政府被责成作书面检查 |
| 2005.05.15 | 山西和顺一煤矿 瓦斯爆炸 1 5 人死亡 |
| 2005.05.20 | 承德矿难 5 1 人生死不明 另有 3 4 名矿工升井获救，河北煤监局冀东分局曾三次勒令该矿停产均未奏效 |
| 2005.05.20 | 生还者述说惊魂一刻——一声巨响，井下的灯全灭了 |
| 2005.05.21 | 遏制矿难须降低煤炭消费 |
| 2005.05.22 | 紧急呼吁 矿难特殊立法 |
| 2005.05.22 | 承德矿难 一名被困者获救 |
| 2005.05.23 | 承德矿难生还者暂时失忆 遇难死者增至 4 0 人，另有 1 0 人下落不明 |
| 2005.05.24 | 变“死不起人”为“违不起规” |
| 2005.05.26 | 黑心矿主竟是安监局副局长 黑龙江“3·14”特大瓦斯爆炸事故调查惊爆真相 |
| 2005.05.30 | 矿工生命急需特殊立法保护 |
| 2005.06.02 | 任命安监员不如建立工会 |
| 2005.06.09 | 矿难 娄底 2 1 死 4 河北 9 死 8 娄底：另有 8 2 人被送医院河北：初步认定是刑事案件 |
| 2005.06.20 | 4 2 起重、特大事故发生和处理情况公布，其中 5 起事故当地政府向上级政府作检讨 广东煤矿开缴风险抵押金 |
| 2005.06.30 | 被视为矿工“福音书”的煤炭新政公布 矿工降强度 四班六小时 |
| 2005.07.04 | 煤矿爆炸夺 1 9 命 |
| 2005.07.11 | 3 名矿工 井下被困 6 天生还 |

| | |
|------------|---|
| 2005.07.12 | 7月11日电神龙煤矿位于新疆阜康市山区 |
| 2005.07.13 | 新疆矿难79人遇难 家属将获赔20万元 |
| 2005.07.15 | 兴宁矿难16人被困 |
| 2005.07.15 | 17具矿工遗体 遭矿主转移 死亡人数由19人升至36人，黑心矿主被刑拘 |
| 2005.07.15 | 神龙矿出资人 竟达100名 在其内部通讯录中，阜康副市长名列该矿领导中 |
| 2005.07.16 | 兴宁矿难16矿工仍无音讯 |
| 2005.07.17 | 安监总局也该颁道"罪己诏" |
| 2005.07.17 | "还完债我就不做矿工" 村民黄建华去年因房屋塌陷，一家五口住在猪圈里 |
| 2005.07.17 | 急召300矿工营救16被困者 兴宁矿难救援工作仍在紧张进行，由于地质条件复杂，被困矿工生还希望渺茫 |
| 2005.07.18 | 煤矿出事都是安监总局的责任？ |
| 2005.07.19 | 外逃矿主海南落网 邹学松昨早上岛不久便 被警方缉拿归案，今日将被 广东警方押回 |
| 2005.07.19 | 放弃抢救16名被困矿工 省专家组认为其已无生还可能，当地政府接受建议从昨天下午5时起停止抽排水 |
| 2005.07.20 | 陕西铜川煤矿爆炸19人生死未卜 |
| 2005.07.21 | 兴宁遇难矿工获赔20万 矿主邹学松昨晚 被押回兴宁 |
| 2005.07.22 | 无证非法矿井一律取缔 |
| 2005.07.23 | 20万/人：全国矿难赔偿"统一价"？ |
| 2005.07.28 | 贵州瓦斯爆炸14名矿工遇难 |
| 2005.07.31 | 省府表彰消防英模 参与去年梅州矿难营救的35名消防官兵、6个消防部队立功受奖 |
| 2005.08.04 | 禹州矿难24人死亡 |
| 2005.08.08 | 兴宁煤矿透水102人被困井下 |
| 2005.08.08 | 当地政府发布命令： 邻近煤矿 立即停产撤人 |
| 2005.08.09 | 怀念南丹矿难矿难还要怀念，有病呀？ |
| 2005.08.09 | 逾百人生还渺茫 张德江表示，梅州和兴宁监 管责任不到位、矿主违法违规生 产，直接导致特大事故 |
| 2005.08.09 | 多少条人命换来一辆奔驰 |
| 2005.08.09 | 矿主逃匿， 有待缉拿归案 广东采取十项措施加 强大兴矿难抢救调查工作 |
| 2005.08.09 | 矿井如同"大水库" 逾百人生还渺茫 |
| 2005.08.09 | 矿难后，65名管理者逃跑 兴宁发通告敦促他们2天内返回矿部，否则依法追究法律责任 |

| | |
|------------|--|
| 2005.08.09 | 逾百矿工生还希望渺茫 张德江亲临现场指导抢救,要求用铁的手腕遏制安全事故的发生 |
| 2005.08.09 | 矿工付昌: 我们被漫上的水追上了 |
| 2005.08.09 | 矿工蓝卓洲: 矿灯没有电,我逃过一命 |
| 2005.08.10 | 兴宁矿难被困人数升至123人 梅州市长兴宁市长停职检查,全省所有煤矿停产整顿 |
| 2005.08.10 | “监管者与矿主 是否有猫腻?” |
| 2005.08.10 | 中纪委监察部 介入事故调查 |
| 2005.08.10 | 有民工荒从没见过矿工荒 矿工们称矿主一般不拖欠工资,今后还会有乡亲来这做工 |
| 2005.08.11 | 地质复杂为何煤窑依然多? |
| 2005.08.11 | 首具遇难矿工遗体出井 温家宝再次指示继续全力做好抢救工作,绝不轻言放弃 |
| 2005.08.11 | “他才25岁,是我把他害了!” |
| 2005.08.11 | 国务院召开会议 成立事故调查组 |
| 2005.08.12 | 被困矿工生还渺茫 广东官员愧疚道歉 |
| 2005.08.12 | 广东官员愧疚道歉 国务院设调查组彻查大兴矿难,李毅中表示让非法开采的矿主倾家荡产 |
| 2005.08.12 | 国务院设调查组彻查大兴矿难,李毅中表示 让非法开采的矿主倾家荡产 |
| 2005.08.12 | 安监总局要求: 加强整顿7000余家停产整顿煤矿 |
| 2005.08.12 | 严查违规企业“保护伞” 广东省纪委、监察厅发出通知要求 |
| 2005.08.12 | 副市长率队 检查安全生产 |
| 2005.08.12 | 三水急查地下矿安全 排查有隐患的企业并立即整顿 |
| 2005.08.13 | 三副省长带队清除“监管死角” 省政府督查组分赴韶关、梅州、清远督查煤矿安全生产工作 |
| 2005.08.13 | 兴宁已有千名矿工返乡 事故调查领导小组副组长张鸣起看望矿工 |
| 2005.08.13 | 煤矿事故必须 报监察执法情况 安监总局加强煤矿事故快报工作 |
| 2005.08.13 | 事发煤矿董事长为人大代表 |
| 2005.08.13 | 煤矿抽水工作 进展艰难 初步圈定两个可能发生透水区域 |
| 2005.08.14 | 失踪矿工刘海洪被困井底? 家属苦无证据, 政府部门已展开调查 |
| 2005.08.14 | 抢险“永不言弃” 冒雨紧张进行 兴宁“8·7”透水事故救援进展缓慢,被困矿工家属苦苦等待 |
| 2005.08.15 | 矿主曾想拿3亿摆平矿难 知情人称其身价超过2亿,煤矿股东中有多名政府官员 |
| 2005.08.15 | 煤矿董事长的发迹史 |

| | |
|------------|---|
| 2005.08.16 | 省安监局披露大兴煤矿安全生产证发放内情 未领采矿证却获安全生产证 |
| 2005.08.16 | 社论 兴宁矿难查出黑幕巨额黑金有待彻查 |
| 2005.08.16 | 煤矿董事长被监视居住 |
| 2005.08.16 | 全国矿难死亡失踪人数 7 月以来上升七成 |
| 2005.08.18 | 矿主曾云高为何“神通广大” 镇干部和村民称其为政府的“摇钱树”，在当地做事擅长走上层路线 |
| 2005.08.18 | 矿难背后确有官商勾结 国务院调查组已发现一些线索，相关负责人回应“1 5 亿元涉案金额”一事 |
| 2005.08.19 | 抽干矿井水至少 6 0 0 天 |
| 2005.08.20 | 矿难引发产业链危机 兴宁煤矿全面停产整顿，保障生产安全应成经济发展前提 |
| 2005.08.20 | 煤矿大发“封口费”，苍蝇盯上了臭鸡蛋 |
| 2005.08.22 | 煤矿灾难和“后发优势” |
| 2005.08.22 | 佛山蛙人 远救大兴矿难 |
| 2005.08.23 | 记者的灵魂是如何堕落的 |
| 2005.08.23 | 矿井继续强排水风险很大 参与兴宁矿难抢险救援工作的有关专家表示，被困矿工几无生还希望 |
| 2005.08.24 | 造成矿难的“大家”应是谁 |
| 2005.08.24 | 矿难灾情是吏治病灶的反映 |
| 2005.08.24 | 官员和国企领导 投资煤矿者一月内撤资 国务院最后通牒： 9 月 2 2 日前不撤资者将给予处罚 |
| 2005.08.24 | 山西：非法煤矿死 1 人罚矿主 1 0 0 万 |
| 2005.08.24 | 三水紧急部署 安全大检查 |
| 2005.08.25 | 大兴煤矿又捞起三矿工遗体 抢险救援面临的安全隐患越来越多，专家组已在做“放弃抢救”书面建议 |
| 2005.08.26 | 因安全生产事故 5 年处理 9 名 省部级高官 |
| 2005.08.27 | 贵州仁怀一煤矿 瓦斯事故 1 5 人遇难 |
| 2005.08.29 | 职工举报煤矿隐患，重奖！山西省新近制定专门奖励办法，鼓励知情职工举报重大事故隐患 |
| 2005.08.29 | 大兴煤矿井下发生垮塌，水位突然下降，幸无人员伤亡 主副井暂停抽排水 |
| 2005.08.30 | 曾云高暴富之谜 兴宁矿难凸显煤矿安全监管中的利益死结 |
| 2005.08.30 | 2 3 天后，大兴煤矿 放弃救援 |
| 2005.08.30 | 放弃救援 |
| 2005.08.31 | 能否为遇难矿工办个哀悼仪式 |
| 2005.08.31 | 入股煤矿官员不撤资就撤职 中纪委通知要求各地设电话、信箱鼓励举报官员 |

| | |
|------------|---|
| | 和国企领导入股煤矿 |
| 2005.09.01 | 省安监局一副局长停职 |
| 2005.09.01 | 煤矿负责人要轮流下井 国务院通过预防矿难特别规定, 强调打击安全事故中官商勾结和权钱交易 |
| 2005.09.02 | "轮流下井"不如改为"井下办公" |
| 2005.09.03 | 国务院调查组公布山西宁武“7·2”矿难瞒报事件调查结果 地方官员导演瞒报丑剧 |
| 2005.09.04 | 祭·念 大兴煤矿“8·7”特大透水事故死难者 |
| 2005.09.05 | 全省所有煤矿已停产 省安监局负责人通报煤矿整顿情况, 经查近九成煤矿证照不全 |
| 2005.09.06 | 妨碍煤矿整治可究刑事责任 省法制办负责人称, “五证”齐全的煤矿企业经考核验收合格的可继续保留 |
| 2005.09.06 | 国务院发布《关于预防煤矿生产安全事故的特别规定》煤矿藏15隐患有其一须停产 |
| 2005.09.06 | 最易引发煤矿生产安全事故的15项重大隐患 |
| 2005.09.08 | 9月22日: 煤矿撤资最后期限 |
| 2005.09.14 | 省安监局发文“封杀红包” 重申有关规定: 收送红包者一律免职, 公布举报电话 020-83135880 |
| 2005.09.15 | 矿难后默认手下转移尸体虚报死人数 宁武原副书记副县长受审 |
| 2005.09.15 | 矿难被查出滥用职权同时牵出腐败案 交口女安监局局长被公诉 |
| 2005.09.16 | 湘西桑植县12名矿难死者家属遭遇悲愤之事 黑心法官克扣矿难者赔偿金 |
| 2005.09.17 | 曾云高 被依法逮捕 |
| 2005.09.17 | 看“发死人财”如何查处 |
| 2005.09.20 | 矿主瞒报矿难媒体穷追真相 四天后真相大白, 经核实有12人死亡2人受伤 |
| 2005.09.21 | 粤企派人四处买煤 兴宁矿难后广东进口煤猛增两成 |
| 2005.09.23 | “逾期不主动申报 查实后就地免职” |
| 2005.09.23 | 大限日未闻官员撤资煤矿 |
| 2005.09.27 | 497官商撤资煤矿 涉及贵州湖南河北等9省, 其中国家机关工作人员325人、国企负责人172人 |
| 2005.09.30 | 梅州34人 登记从煤矿撤资 |
| 2005.10.04 | 鹤煤二矿瓦斯爆炸34人遇难 另有21人逃生, 经搜救目前已有27具遇难矿工遗体升井 |
| 2005.10.05 | 赔偿标准 有所提高 出事煤矿在通风瓦斯管理、生产管理、干部下井带班等方面 存在严重漏洞和问题 |

| | |
|------------|---|
| 2005.10.05 | 矿长必须 下井带班 安监总局通报各地：采取五 项措施加强煤矿安全工作 |
| 2005.10.05 | 新疆矿难 5 死 9 失踪 拜城一煤矿发生瓦斯爆炸，被困矿工大部分来 自河南、四川和甘肃等地 |
| 2005.10.06 | 1 0 月 3 日至 4 日，河南鹤壁、新疆拜城、四川广安三地煤矿分别发生事故，已导致 6 0 人死亡 1 6 人失踪 |
| 2005.10.07 | 新疆关闭整顿 1 9 4 处煤矿 |
| 2005.10.09 | 四部门督查清理煤矿官商 中纪委、监察部、国资委和安监总局联发通知，称各地登记核实工作并不平衡 |
| 2005.10.10 | 保障矿工安全 也要靠他们自己 |
| 2005.10.12 | 110 人仅撤资 600 万？ |
| 2005.10.12 | 梅州彻查 参股经商干部 |
| 2005.10.13 | 顶风偷采煤矿致 1 死 2 伤 事发韶关，死者尸体去向不明，记者多方查找终于找到两名幸存者 |
| 2005.10.14 | 偷偷挖煤出人命 连夜运尸到湖南 |
| 2005.10.14 | 韶关市府：展开调查 |
| 2005.10.15 | 有人为矿主通风报信 |
| 2005.10.17 | 官员撤资的消息是好还是坏？ |
| 2005.10.20 | 炸封煤矿 怎除余患 全省铁腕整顿煤矿两个多月，本报 记者就其中若干难题和疑惑展开调查 |
| 2005.10.20 | 广东煤矿停产整顿期仍有人顶风 采矿，兴宁韶关官员被严惩 |
| 2005.10.22 | 梅县有矿主偷采煤获利数十万元，该县一煤矿整改时巷道塌方 矿难死 3 人梅县严惩 1 0 干部 |
| 2005.10.23 | 赤峰一煤矿黄泥涌出 6 名被困矿工遇难 |
| 2005.10.25 | 贵州煤矿 瓦斯爆炸 1 5 死 3 伤 |
| 2005.10.27 | 山西一煤矿被重罚 3 5 0 0 万元 今年 3 月发生矿难致 2 9 人死亡，采矿权被收回拍卖 |
| 2005.10.29 | 新疆阜康矿难处理有新进展 阜康副市长刘小龙被捕 |
| 2005.10.29 | 新疆煤矿瓦斯爆炸夺 1 6 命 出事煤矿按规定将于今年底关闭，矿井井长事发后逃逸 |
| 2005.10.30 | 涉案 3 8 6 万余元 安监局长被起诉 |
| 2005.11.02 | 特大矿难背后查出官煤勾结 |
| 2005.11.03 | 安监审批人员拟定期轮岗 省安监局已向省纪委递交反思文件，相关负责人称毫不手软杜绝官煤勾结 |
| 2005.11.03 | 山西煤矿出事 再夺 1 7 人性命 |
| 2005.11.05 | 辽宁连发两起矿难 |

| | |
|------------|--|
| 2005.11.05 | 闽百余煤矿为何敢带“病”生产 为保“支柱产业”发展地方经济，福建永定县和新罗区政府竟无视国家法规 |
| 2005.11.07 | 昨天一天全国三起矿难 |
| 2005.11.08 | "矿主下井治矿难"，看起来很美 |
| 2005.11.09 | 河北邢台 矿难死亡人数升至 3 1 人 |
| 2005.11.09 | 新疆北塔山 煤矿炸药爆炸 1 1 人遇难 |
| 2005.11.11 | 鹤岗一“煤官”提前退休引发安监总局纪检组长赵岸青发火：官煤勾结如此处理太“温和”！ |
| 2005.11.13 | 内蒙古乌海矿难 1 6 人死 3 人生还 出事矿井正停产整顿 |
| 2005.11.14 | 新疆中兴矿难 逃逸矿井长被抓 |
| 2005.11.17 | 邢台矿难发现 3 幸存矿工 距河北邢台 3 家石膏矿连片塌陷已有 1 0 天，预计今日可成功救出 |
| 2005.11.18 | 井下苦熬 1 1 天逃出生天 邢台矿难救援再现奇迹，一矿工井下喝尿求生，被救出后还能说话 |
| 2005.11.18 | 被困地下 1 1 天逃出生天 |
| 2005.11.19 | 贵州煤矿瓦斯爆炸 1 7 人下落不明 2 6 人下井其中 9 人安全返回 |
| 2005.11.19 | 邢台矿难获救矿工苑 胜林回忆被困生活 喝了自己 6 泡尿 熬过井下 1 1 天 |
| 2005.11.20 | 邢台又发矿难 1 4 人被困井下 |
| 2005.11.22 | 安监局竖矿难警示牌 |
| 2005.11.23 | 怎么看待 民营煤矿“暴利” |
| 2005.11.28 | 胡锦涛温家宝多次指示 遏制重特大事故多发势头 |
| 2005.11.29 | 七台河矿难噬 1 3 4 命 |
| 2005.11.29 | 3 3 矿工是否下井成悬疑 |
| 2005.11.29 | 黑龙江矿难 1 3 4 命亡 |
| 2005.11.29 | “看见前面的亮光，我的泪一下子流出来” |
| 2005.11.30 | 李毅中再次追问 3 3 人下落 |
| 2005.11.30 | 武安矿难逃逸高管落网 |
| 2005.11.30 | 不忍看，矿工妻子那结冰的眼泪 |
| 2005.11.30 | 赔偿总额超 3 0 0 0 万 创下全国纪录 |
| 2005.12.01 | 矿难井下人数少报 2 0 名 |
| 2005.12.01 | 李毅中怒斥国有矿矿长“连民营小煤窑主都不如” |
| 2005.12.01 | “悬赏出殡”何以言善后 |
| 2005.12.02 | “这是一起特别重大责任事故” |
| 2005.12.02 | 就让我们习惯将灾情考虑得严重些吧 |
| 2005.12.02 | 煤矿领导素质高，实在是高！ |

| | |
|------------|--|
| 2005.12.03 | 七台河矿难死者增至166人 仍有5人矿工下落不明,救援队表示力争两天内找到他们 |
| 2005.12.04 | 河南煤矿透水42人失踪 矿长等管理人员外逃,国家安监局要求立即追逃 |
| 2005.12.06 | 黑龙江拟颁新规以防变相袒护事故责任人 国有煤矿事故责任人 处分期内禁异地为官 |
| 2005.12.07 | 七台河矿难 确认171人遇难 |
| 2005.12.08 | 唐山煤矿爆炸 |
| 2005.12.08 | 54死22失踪 国家安监总局局长李毅中等赶赴现场,两个救护队进行抢救,事故原因初定瓦斯爆炸 河南新安矿难逃逸矿长被抓 |
| 2005.12.09 | 唐山矿难井下104人? 又是谎言! |
| 2005.12.09 | 长春煤矿透水6人下落不明 |
| 2005.12.10 | 向何祚庥院士请教两个逻辑问题 |
| 2005.12.10 | 唐山矿难死亡人数升至87人 尚有21人下落不明,遇难者每人获赔22万元 |
| 2005.12.12 | 关闭煤矿恶化供需格局市场正常才能有效监管 |
| 2005.12.12 | 唐山矿难七嫌犯被刑拘 涉嫌重大劳动安全事故罪 |
| 2005.12.13 | 安监总局七项措施治矿难 |
| 2005.12.17 | 矿工有权"不下井"又能如何 |
| 2005.12.21 | 个性高官难解制度困境 |
| 2005.12.24 | 安监总局通报六起特大矿难处理结果,陕西省原副省长巩德顺被行政记过 游宁丰因矿难被行政记大过 |
| 2005.12.24 | 分四种情况处理责任人 |
| 2005.12.24 | 今年事故死亡人数近12万 一次死亡30人以上矿难11起,其中4起一次死亡百人以上 |
| 2005.12.24 | 10月底至今,全国4878名干部已从煤矿撤资5.6249亿 已撤资金若来源不正要追究 |
| 2005.12.24 | 广东七官员 被移送司法机关 兴宁市国土局、煤炭局均有官员 在大兴等煤矿入股分取红利 |
| 2005.12.24 | 举报非法采矿 有望获万元奖励 今年瞒报事故共17起,赵铁锤表示将 采取三项措施加大监管力度 |
| 2005.12.24 | "事故背后有保护伞" 李毅中说,六起特大矿难暴露煤矿安全五大问题 |
| 2005.12.25 | 兴宁矿难事故调查处理工作结束,22人受党纪、政纪处分,41人被追究刑事责任 梅州副市长蔡小驹被撤职 |
| 2005.12.26 | 贵州一矿井起火12人下落不明 |
| 2005.12.29 | 梅州增1.5亿整治煤矿停产 目前该市已经关闭90%以上矿井 |

| | |
|------------|---|
| 2005.12.30 | 山西左云煤矿透水 2 死 1 5 人生死不明 |
| 2006.01.01 | 灾 变 第 八 糟 |
| 2006.01.01 | 收送红包就地免职 省安监局公布节日防腐监督举报电话 020-83135880 |
| 2006.01.01 | 未申请安全许可证 非煤矿山今起停产 |
| 2006.01.06 | 中国严查煤矿事故责任 去年处分 厅局级以上 3 0 人 |
| 2006.01.07 | 可怜温州“炒煤”人 |
| 2006.01.08 | 新疆“1 1·8”煤矿炸药爆炸事故查明原因 为泄私愤引爆半吨炸药 |
| 2006.01.16 | “我对何祚庥的观点不敢苟同” 国家安监总局新闻发言人称，不允许以生命为代价换经济发展 |
| 2006.01.16 | 广东重拳反腐连破大案 去年查处案件 4 2 8 9 宗，查处县(处)级以上干部 3 2 7 人，挽回损失 12.69 亿元 |
| 2006.01.17 | 煤矿整顿福建未关闭一矿 发改委批评 1 0 省市整顿关闭工作进展缓慢，广东、内蒙古超额完成计划 |
| 2006.01.20 | 地下采矿不再获批 张广宁强调要抓好重点行业生产整治 |
| 2006.01.21 | 2 3 2 5 名官商入股办矿被查 其中已有 7 0 7 人被追究刑事责任，有关负责人称整顿规范任务仍然十分艰巨 |
| 2006.01.22 | 晋煤利益错综复杂行业整顿须循法治 |
| 2006.01.22 | 贵州一无证煤矿 透水致 9 人被困 事发后该煤矿竟迟迟不上报 |
| 2006.01.24 | 身为当地安监局副局 长却违法承包煤矿 七台河矿难 直接责任人获刑五年 |
| 2006.01.24 | 以铁腕防范重特大安全事故 黄华华强调防止非法采矿死灰复燃，危险化学品企业该关闭的要关闭 |
| 2006.01.26 | 经济发展代价几许人本理念弥足珍贵 |
| 2006.01.27 | 今年安全控制指标提出 各类事故死亡人数 全国要降 3% |
| 2006.02.03 | 山西一煤矿瓦斯爆炸 2 3 人遇难 出事煤矿为国有重点煤矿，据悉事发时井下有 6 9 7 人，李毅中要求核查人数 |
| 2006.02.06 | 李毅中： 矿难死亡人数 今年要降 3.5% |
| 2006.02.09 | 矿业市场应该抬高进入门槛 |
| 2006.02.14 | 违纪党员一年开除两万多 中纪委部署今年反腐要点，将严查驻京办请客送礼和跑官要官 |
| 2006.02.16 | 四项安控指标列入干部考核 国家安监总局表示今年将落实安全生产行政首长负责制 |
| 2006.02.25 | 枣庄一煤矿放炮 煤尘爆炸 1 5 人死 |
| 2006.03.01 | 湖南隆回矿难 已有 1 7 人死亡 |
| 2006.03.03 | 邯郸磁县煤矿爆炸 6 死 2 5 人被困井下 |
| 2006.03.09 | 河南太平煤矿矿难案宣判 三名煤矿通风调度人员和一名矿长助理被判刑 |

| | |
|------------|---|
| 2006.03.09 | 兴宁矿难渎职犯罪案宣判 16 名被告人被追究刑事责任 |
| 2006.03.15 | 安全生产列入干部考核 副省长佟星与各市分管安全生产工作的副市长签订相关责任书 |
| 2006.03.18 | 矿道坠石砸死两矿工 惠州大亚湾西区新崧村发生事故, 当时 井下有 3 人, 两矿主已被警方控制 |
| 2006.03.19 | 佟星在梅州调研时强调 煤矿行业 确保近期退出 |
| 2006.03.28 | 偷采已封煤矿村民被困井底 连州该煤矿突发透水事故, 5 名采煤者仅 1 人逃生, 其余 4 人生死未卜 |
| 2006.03.29 | 被困矿井 4 村民生机渺茫 |
| 2006.03.30 | 一遇难者遗体被发现 其余 3 人仍无音讯, 指挥偷采煤炭的两名矿主自首 |
| 2006.03.31 | 四采煤村民全部遇难 尸体相继被挖出, 救援工作昨晚结束, 两矿主及一涉案人员被刑拘 |
| 2006.04.03 | 城乡鸿沟需要一点点填平 |
| 2006.04.11 | 冷水江矿难井下埋了 4 女工 出事煤矿非法使用女工下井, 湖南省妇联表示强烈谴责 |
| 2006.04.12 | 梅州 10 家煤矿主动申请关闭 广东全面退出煤矿行业 |
| 2006.04.30 | 陕西煤矿爆炸 4 死 27 下落不明 |
| 2006.05.17 | 贵州一煤矿发生事故 9 人下落不明 |
| 2006.05.19 | 兴宁矿难 18 矿主被起诉 包括大兴煤矿矿主曾云高, 被控重大责任事故罪、非法采矿罪等 |
| 2006.05.22 | 被困矿工家属被转移内蒙古 山西左云矿难再爆黑幕, 被困人数可能增加到 57 人 |
| 2006.05.23 | 官煤勾结不止 “铁腕” 治理无效 |
| 2006.05.23 | 左云矿难 7 名责任人被刑拘 初步发现 57 人被困, 有关部门将进一步核对被困人数 |
| 2006.05.25 | 左云矿难: 两名乡领导停职 山西大同市委通报矿难处理最新进展, 已有 9 人被刑拘, 2 人在逃 |
| 2006.05.26 | 出事煤矿法人代表 是政府临时工? |
| 2006.05.27 | 揭开矿难瞒报真相 据调查, 出事煤矿一年利润近亿元 |
| 2006.05.27 | 头号抓捕对象落网 矿长内蒙古被抓获, 抢险指挥部称矿主是事故责任主体 |
| 2006.05.28 | 左云矿难正副两县长被撤 56 人被困井下, 19 名瞒报矿难责任人被刑拘, 当地去年底还瞒报一起 20 人死亡矿难 |
| 2006.05.28 | 书记乡长早知 被困矿工人数 |
| 2006.05.28 | 被困矿工人数 核实确定 56 人 |
| 2006.05.28 | 乡委书记安排 转移矿工家属 |

| | |
|------------|--|
| 2006.05.31 | 左云矿难中的黑色定律 非法超采、瞒报井下人数在矿工和矿主眼里渐成寻常事 |
| 2006.06.01 | 涉兴宁矿难安监高官今受审 省安监局原副局长胡建昌收矿主曾云高4万元违规发证，曾云高被控5罪下周一兴宁过堂 |
| 2006.06.04 | 吸取去年“8·7”矿难教训 全省安监系统 敏感岗位轮岗 |
| 2006.06.04 | 左云矿难11名责任人全部被抓 |
| 2006.06.06 | 兴宁矿难18被告人受审 被控五项罪名、庭审将持续数天，除一人外均有自首表现，曾云高还有立功表现 |
| 2006.06.07 | 媒体思想之 刘洪波专栏 低价赔偿是为防范更多事故？ |
| 2006.06.08 | 小煤矿整顿 应该雷厉风行 |
| 2006.06.26 | 限制媒体报道应对突发事件是一种退步 |
| 2006.06.27 | 全国人大常委会组成人员对突发事件应对法草案提出完善意见 瞒报突发事件追究官员刑责 |
| 2006.06.29 | 谁是中国煤矿安全第一杀手 |
| 2006.07.09 | 地层下的光亮——贵州习水矿工自拍图片选登 |
| 2006.07.17 | 爆破私采点却炸死邻矿20人 山西灵石发生矿难，目前仍有37人被困井下 |
| 2006.07.20 | 七台河矿难 黑龙江副省长 刘海生行政记过 另有32名责任人被处理，黑龙江省政府须向国务院作深刻检查 |
| 2006.07.30 | 河南一在建煤矿 发生瓦斯突出 事发时井底有8名施工人员 |
| 2006.08.06 | 【山西宁武】煤矿地陷涌毒气 吞噬18人 |
| 2006.08.15 | 【新疆】阜康矿难吞噬13矿工 |
| 2006.08.30 | 四起安全事故三死六伤 省安监局要求暂扣涉事 企业安全生产许可证 |
| 2006.09.04 | 郴州反腐余震波及上百官商 |
| 2006.09.30 | 安全事故调查 首查商业贿赂 |
| 2006.10.01 | “安监”人员收回扣打83135880举报 省安全生产监督管理局公布受理商业贿赂举报的相关方式 |
| 2006.10.26 | 从干股到干女儿的权力边疆 |
| 2006.11.01 | 甘肃一煤矿 瓦斯爆炸29人死 |
| 2006.11.06 | 山西矿难17死30被困 发生特大瓦斯爆炸的煤矿有393人下井，事后346人出井 |
| 2006.11.14 | 山西8天3起特大矿难共91人遇难失踪，灵石矿难于前日发生，矿主及包工队工头等均逃逸 |
| 2006.11.26 | 黑龙江 鸡西一煤矿瓦斯爆炸18人被困井下 |
| 2006.11.27 | 矿难频发是因为 劳动力定价过低 |
| 2006.11.27 | 一日两矿难53矿工遇难 |

| | |
|------------|---|
| 2006.11.28 | 矿难：话已经说尽，痛仍然存在 |
| 2006.11.28 | 临汾煤矿爆炸 2 4 人遇难 全国两日三起矿难，李毅中怒斥有些地方借资源整合之名保护落后生产力 |
| 2006.12.16 | 县长之死与 兴仁煤窑之困 |
| 2006.12.21 | 兴宁矿难曾云高获刑 1 0 年 |
| 2006.12.22 | 事故频曝官商勾结 自我监察难解症结 |
| 2006.12.28 | 忻州近两年重大煤矿事故 |
| 2006.12.28 | 煤矿安监局 1 0 人 3 6 豪宅 |
| 2006.12.30 | 一位网民对 2007 年的企盼 |
| 2006.12.30 | 这一年 贰 零 零 壹十年反腐 中央发力 |
| 2007.01.16 | 批评与回应 “舆论监督奖”缘何吃力不讨好？ |
| 2007.01.16 | 记者下煤矿遭暴打致死 |
| 2007.01.19 | 山西打死记者案 三犯落网 主凶在逃 官方证实事发煤矿确是黑煤窑，目前已被填死 |
| 2007.01.19 | 传播假消息是为“假记者” |
| 2007.01.26 | 2 0 0 6 年肇庆安全事故丧生 2 9 0 人 |
| 2007.01.28 | 三农民拍 DV 进京举报黑煤矿 影像隐患举报在全国尚属首次 |
| 2007.01.29 | 贵州一煤矿 瓦斯爆炸 1 1 死 5 失踪 出事煤矿六证齐全 |
| 2007.02.03 | 黑矿主打死记者案背后的利益链 |
| 2007.02.08 | 煤监局向煤矿索钱买楼买车 |
| 2007.02.11 | 煤矿火灾死 2 4 人仅报 7 人 |
| 2007.02.11 | 猫鼠游戏泛滥，本质是猫鼠共谋 |
| 2007.03.08 | 工伤死亡越年轻赔偿越多 |
| 2007.03.11 | 今年关闭小煤窑 1 万处，国家煤矿安全监察局局长： 举报非法采煤 直接找我赵铁锤 |
| 2007.03.12 | 辽宁百年老矿透水吞 2 2 矿工 |
| 2007.03.17 | 兴宁矿难涉案高官 获刑 3 年 |
| 2007.03.17 | 兴宁 矿难 涉案最高官获刑 3 年 |
| 2007.03.17 | 刑·贿 |
| 2007.03.22 | 晋城矿难被瞒报 救援延迟 4 4 小时 |
| 2007.03.23 | 本报记者深入山西浑源县大王 庄乡探访黑煤矿生存“灰色链条” 山西血煤空间 |
| 2007.03.23 | 能源资源价格改革是当务之急 |
| 2007.04.03 | 恶意瞒报矿难 3 个月连发 9 起 |
| 2007.04.17 | 贫穷和矿难哪一个更可怕 |

| | |
|------------|---|
| 2007.04.18 | 河南煤矿爆炸 3 3 人被困 救援队遇二次爆炸 1 2 人被炸伤，个体矿主逃匿 |
| 2007.04.20 | 成为廉价品的死亡 |
| 2007.04.22 | 受困 1 1 1 小时 3 矿工奇迹生还 |
| 2007.05.02 | 山西孟县： 私开矿爆炸 1 4 人遇难 |
| 2007.05.06 | 山西蒲县煤矿爆炸 2 0 多人被困井下 |
| 2007.05.07 | 煤矿爆炸后 矿主不送伤者去医院 |
| 2007.05.08 | 山西蒲县矿难 死者增至 2 8 人 |
| 2007.05.11 | 绑架县委书记索款 2 1 0 0 万 湖北大冶男子开煤窑亏本绑架贵州威宁县委书记数十小时并将其打伤 |
| 2007.05.11 | 矿长生五胎 被罚 1 3 0 万 被称为“三湘第一罚单”，矿长逃逸罚单至今未兑现 |
| 2007.05.18 | 官员学说漂亮话 |
| 2007.05.19 | 为黑煤窑打工生死自负 太原市国土局《告民工书》称发生事故政府不“埋单” |
| 2007.05.19 | 与整治无证煤窑无关 |
| 2007.05.20 | 黑煤矿的存在就是政府无法推卸的责任 |
| 2007.05.23 | 渎职官员免刑，矿难如何扼制 |
| 2007.05.23 | 矿难渎职犯罪免缓刑达 95.6% 此轻刑化现象受到最高人民检察院高度重视 |
| 2007.05.24 | 这不是“趋势”，这是“大赦” |
| 2007.05.25 | 死亡指标 |
| 2007.06.01 | 郑筱萸被全球风险所吞噬 |
| 2007.07.15 | 清理矿井透水 忽遭瓦斯爆炸 2 0 人被困，1 6 人已救出，4 人生死不明 |
| 2007.07.15 | 山西清理出 1.7 亿煤矿“官股” |
| 2007.07.18 | 山西煤矿“清股”结果存疑 |
| 2007.07.30 | 河南一煤矿透水 7 0 人被困生死不明 |
| 2007.07.31 | 山西一煤矿 瞒报透水事故 至少 9 人死亡 |
| 2007.07.31 | 河南 6 9 被困矿工暂时安全 |
| 2007.08.01 | 被困矿工估计午前救出 |
| 2007.08.02 | 为生命重回振奋为矿难再寄忧思 |
| 2007.08.02 | 跪 |
| 2007.08.02 | 6 9 矿工赤身爬出生天 |
| 2007.08.02 | 救援队徒手扒开最后 1 3 米 最后 1 1 小时的生死营救中，那根输送牛奶、氧气的救命水管一度被面汤阻塞 |
| 2007.08.03 | 6 9 人被困时煤矿违法生产？ |
| 2007.08.03 | 矿工出井 |
| 2007.08.04 | 回家 |

| | |
|------------|--|
| 2007.08.04 | 全国总工会表彰救 援事迹突出的义煤集团 |
| 2007.08.19 | 愿山东矿难 1 8 1 名被困者全部生还 |
| 2007.08.19 | 洪水破堤灌矿井困 1 8 1 人 |
| 2007.08.19 | 双管齐下救人 一堵洪水 二抽积水 |
| 2007.08.19 | 淹 |
| 2007.08.19 | 事发前已有停工令 1 7 2 人被困后，其他矿井仍在雨中继续工作 |
| 2007.08.20 | 抽清积水需要 8 0 天 |
| 2007.08.20 | 抽水！抽水！抽水 …… |
| 2007.08.21 | 曾有前车之鉴足为后事之师 |
| 2007.08.21 | 山 |
| 2007.08.21 | 山东溃水煤矿积水全面抽排，1 7 2 名矿工身份基本确定 积水水位下降 2 1 米 |
| 2007.08.21 | 是什么让矿工丧失了自救本能？ |
| 2007.08.22 | 离最近人员 已不足百米 |
| 2007.08.23 | 抚慰金同样意味着 政府对于国民死亡的重大责任 |
| 2007.08.23 | 慈善法列入人大立法计划 将对慈善信托、捐赠等进行规范，民政部研究给予因灾死亡者家属抚慰金 |
| 2007.08.24 | 国人何时能人人喝牛奶会游泳 |
| 2007.08.26 | “一直以为有人来救”两生还矿工已无生命危险，对家属表示被困 5 天半一直在爬 |
| 2007.08.27 | 孟家兄弟自救生还背后 隐含着可怕的假设 |
| 2007.09.07 | 山东溃水煤矿仍在抽排水，专家 给出分析结论 1 7 2 被困矿工 无生还可能 |
| 2007.10.25 | 煤矿隧道塌陷 1 2 人遇难 事发山西阳泉，塌陷造成 5 民房陷落 |
| 2007.10.25 | 煤矿隧道塌陷 1 2 人遇难 |
| 2007.11.05 | 山西静乐煤矿事故 九名矿工全部遇难 |
| 2007.11.07 | 哭 |
| 2007.11.08 | 靠生命促安全的困局亟待破解 |
| 2007.11.09 | 贵州纳雍矿难 3 4 名矿工被困 |
| 2007.11.11 | 贵州省委书记震怒问责安全生产 |
| 2007.11.13 | 官商勾结书记震怒有心治吏难以问责 |
| 2007.11.24 | 七台河矿难 责任人两年未处理 |
| 2007.11.25 | 矿难处理越看越糊涂 |
| 2007.11.25 | 喜看减排考核不达标"刑上大夫" |
| 2007.12.07 | 山西洪洞煤矿爆炸 7 0 人殒命 |
| 2007.12.08 | 1 0 4 矿工遇难 公安部通缉矿主 |

| | |
|------------|---|
| 2007.12.09 | 孟学农：如有黑金，查到底！ |
| 2007.12.09 | "联合办案"与被遮蔽的救济途径 |
| 2007.12.10 | 公权无法问责道歉受之不起 |
| 2007.12.10 | 李毅中三问洪洞矿难 |
| 2007.12.10 | 国务院昨成立洪洞事故调查组，“12月5日”或成山西警示日 孟学农检讨请求处分 |
| 2007.12.10 | 喝积水吃皮带 11 矿工被困 5 天 6 夜 |
| 2007.12.10 | 129 小时生死大营救 |
| 2007.12.10 | 临汾市长李天太： 难辞其咎愿接受任何处分 |
| 2007.12.11 | 事故发生后首先应当向谁检讨 |
| 2007.12.11 | 每人补偿 21.5 万元 该矿 9 月份以来拖欠工人的工资已经全部发放完毕 事故追踪 |
| 2007.12.12 | 两名煤矿工作人员讲述山西洪洞矿难后的 5 小时“矿长开会决定不报警”“保住了老板，咱们就都保住了”，直到被愤怒的工人围殴才下跪报警 |
| 2007.12.12 | 临汾市长 向全市人民道歉 |
| 2007.12.16 | 七台河矿难责任人很难查办吗 |
| 2007.12.16 | 洪洞矿难责任人王宏亮落网 |
| 2007.12.17 | 洪洞矿难责任人全部落网 13 名犯罪嫌疑 人被批捕 |
| 2007.12.20 | 临汾市长因洪洞矿难被免职 |
| 2007.12.21 | 洪洞矿难 53 人本有望生还 李毅中分析矿难五点原因，安监总局将明年定为“隐患治理年” |
| 2007.12.23 | 安监总局局长李毅中过问 七台河矿难两年后终宣判 |
| 2007.12.24 | 国务院特别调查组 67 起特别重大事故 问责 1635 人 |
| 2007.12.28 | 血煤，还要开采多少年 69 矿工全生还 |
| 2008.01.03 | 洪洞矿难 19 人被起诉 |
| 2008.01.04 | 粤湘边界黑煤窑死灰复燃 |
| 2008.01.04 | 山坡藏煤窑日产数吨煤 |
| 2008.01.10 | 两省边界不明查处遭遇困难 |
| 2008.01.12 | 山西洪洞矿难 19 责任人受审 |
| 2008.01.13 | 去年煤矿事故死亡 3786 人 |
| 2008.01.13 | 今年事故总量要降 1.4% |
| 2008.01.19 | 重庆南川矿难 13 死 |
| 2008.01.22 | 非法采煤两小时 引发爆炸 20 人死 |
| 2008.01.23 | 凤凰塌桥背后 查出严重腐败 安监总局通报去年 5 起特大事故处理 183 人，并欢迎举报奥运工程事故 |

| | |
|------------|---|
| 2008.01.25 | 维权运动已经可以结果实了 |
| 2008.01.27 | 电荒煤荒，管理荒纔是首荒 |
| 2008.02.05 | 山东煤矿溃水事故 6 人追究刑责 |
| 2008.02.20 | 制造“矿难”骗赔连杀 6 人 山西左权警方抓获 2 5 名团伙嫌犯 |
| 2008.02.25 | 山西洪洞矿难案公判 1 7 名相关责任人被判一年以上有期徒刑到无期徒刑 |
| 2008.02.29 | “ 乡亲”团伙 伪造矿难 杀人骗赔 |
| 2008.03.07 | 山西临汾全国海选煤炭局长 洪洞矿难曾导致 1 0 5 人丧生，这次选了个安全工程师来当局长 |
| 2008.03.09 | 黑龙江矿井大火 1 3 人被困井下 |
| 2008.03.11 | 总结灾后教训不应“内外有别” |
| 2008.03.16 | 云南一煤矿事故 造成 1 4 人死亡 |
| 2008.04.13 | 中国正在为高速增长付出沉重代价乌云飘在自己头顶 |
| 2008.04.17 | " 三不倒" 书记的垮掉 |
| 2008.04.19 | 新任安监局长：将铁腕整治事故瞒报 |
| 2008.05.27 | 连接大众与名家的桥梁灾难中的希望 |
| 2008.05.28 | “黑心”矿主匿深圳 一个电话泄行踪 |
| 2008.06.07 | 河南地震 9 矿工身亡 |
| 2008.06.14 | 山西煤矿 炸药爆炸 3 4 人被困 |
| 2008.06.15 | 搜救队井下发现大量炸药 搜救人员紧急撤离，已确定 2 7 名矿工遇难 |
| 2008.06.21 | 山西孝义： 煤矿炸药爆炸 市长助理被免职 |
| 2008.07.23 | 百色煤矿透水 仍有 2 9 人被困 7 人遇难 2 1 人获救，透水严重增大救援难度 |
| 2008.07.29 | 广西安监局： 百色矿难井下 2 9 人 已无生存可能 |
| 2008.09.05 | 辽宁矿难 2 7 死 瓦斯爆炸，有 1 4 人生还 |
| 2008.09.08 | 河南禹州煤矿 透水困 1 8 人 事发时 6 2 人井下作业，已有 4 4 人脱险 |
| 2008.09.09 | 广东小煤矿复产？ 难！ |
| 2008.09.10 | 执法能力比证照齐全更重要 |
| 2008.09.12 | 跟帖 |
| 2008.09.13 | 安监总局约谈 四地副省级官员 近期矿难多发，四省 区汇报整改措施 |
| 2008.09.21 | 黑龙江矿难 5 死 2 6 被困 |
| 2008.09.21 | 临汾市委书记市长丢官 |
| 2008.09.22 | 河南登封矿难 3 7 人死亡 |
| 2008.09.22 | 黑龙江矿难死亡人数增至 1 9 人 |
| 2008.09.23 | 整肃官员也需 疏导民间问责通道 |
| 2008.09.23 | 河南对登封矿难作出初步处理 登封市长 被建议免职 |
| 2008.09.24 | 公共治理才是问题解决之道 |

| | |
|------------|---|
| 2008.09.24 | 鹤岗矿难 三官员去职 抢险紧张进行，责任率先追究 |
| 2008.09.28 | 矿山事故隐患举报有奖 |
| 2008.10.03 | 山西长治公布领导电话 发现安全生产隐患可拨书记市长电话 |
| 2008.10.08 | 河北蔚县特大矿难瞒报 书记县长免职 |
| 2008.10.10 | 为了自救，请说出他人的苦难 |
| 2008.10.18 | 煤矿爆炸 1 6 死 4 8 伤 巨石狂飙 1 公里 |
| 2008.10.18 | 宏大数十工地停产整顿，公司公告简介事故原因：“爆破引发不明物体爆炸” |
| 2008.10.25 | 河北蔚县瞒报矿难 书记县长被免 |
| 2008.10.25 | 安监总局： 近期重大事故存官商勾结 |
| 2008.10.27 | “河北蔚县 3 5 人死亡矿难”追踪 矿主曾靠行贿 逃脱监管 国务院成立调查组， 已对 6 3 人采取措施 |
| 2008.10.28 | 警惕地方 形成矿难瞒报机制 |
| 2008.10.28 | 封口管用才有 真假记者分肥 |
| 2008.10.30 | 山西通报霍宝干河 煤矿瞒报矿难事件 2 8 真假“记者”领 1 2 万“封口费” |
| 2008.10.31 | 收煤矿封口费 六媒体被曝光 |
| 2008.10.31 | 陕西澄城： 瓦斯爆炸 1 人死 2 8 人被困 |
| 2008.10.31 | 河南济源： 煤矿透水 1 人死 2 0 人被困 |
| 2008.11.01 | 封不住的口越来越多 |
| 2008.11.01 | 陕西澄城矿难 死亡人数升至 2 3 人 |
| 2008.11.01 | 河南马庄矿难 5 名官员被处分 |
| 2008.11.01 | 中国教育电视台：《安全现场》确实收了钱，但与我无关 |
| 2008.11.02 | 媒体的尊严只在于不甘堕落 |
| 2008.11.02 | “河南济源矿难”追踪 河南济源副市长 田志华被停职 |
| 2008.11.02 | 山西矿难“封口费”追踪中国教育电视台： 卖光盘不合适 停播《安全现场》 |
| 2008.11.02 | 封口 |
| 2008.11.04 | 封口费只是封口机制的一部分 |
| 2008.11.08 | 矿主 2 0 0 0 万“摆平”蔚县矿难 揭秘矿主瞒报矿难六种手段； 众多记者曾收封口费 |
| 2008.11.11 | 河南推煤矿安全生产新规 一次死 5 0 人以上 省辖市市长免职 |
| 2008.11.11 | 官帽与死亡人数挂钩，反逼官员捂盖子 |
| 2008.11.12 | 戴晓军是不是真记者？ |
| 2008.11.18 | 河南郟县矿难 3 4 人被困井下 |
| 2008.12.24 | 年关将近多些暗访 |
| 2009.01.02 | 贵州一煤矿透水 1 3 人被困井下 |
| 2009.01.03 | 山西山阴被指瞒报矿难 知情者称至少有 3 0 人遇难，但上级有关部门表示未 |

| | |
|------------|--|
| | 接到事故报告 |
| 2009.01.16 | 王君正式出任 山西省省长 |
| 2009.02.23 | 遏制矿难需发挥工会作用 |
| 2009.02.23 | 山西煤矿瓦斯爆炸 7 4 人遇难 |
| 2009.02.23 | 王君骆琳两“新帅”面临首考 |
| 2009.02.24 | 屯兰矿长总工被免 最高检派员抵达山西矿难现场，调查有无人员涉嫌渎职 |
| 2009.02.26 | 山西屯兰矿难 新增 3 名遇难者 目前共确认死亡 7 7 人， 1 人下落不明 |
| 2009.02.27 | 经济再好一旦出事故也白干 |
| 2009.02.28 | 如何破除山西省长们的宿命 |
| 2009.03.12 | “流泪省长”王君笑了 |
| 2009.03.21 | 贵州晴隆县 煤矿透水 被困 1 0 人已救出 9 名 |
| 2009.03.30 | 临汾政局凸显“晋官难当” |
| 2009.04.01 | 莫让问责制 变成碰运气 |
| 2009.04.05 | 鸡西煤矿透水 两名矿工遇难 仍有 1 4 人被困井下，该矿 未经复产验收擅自生产 |
| 2009.04.18 | 煤矿雷管炸药库爆炸致 1 3 死 3 伤 |
| 2009.04.22 | 国务院将公布 5 特重大事故处理结果 |
| 2009.04.24 | 网络报一记者 被诉强迫交易罪 |
| 2009.05.05 | 现实版《盲井》疑犯成都落网 |
| 2009.05.09 | 官员与矿主恶意瞒报 3 4 死矿难 事发后转移尸体、破坏现场，河北蔚县这家煤矿还属于非法盗采国家资源 |
| 2009.05.10 | 瞒报 3 4 死矿难蔚县委书记县长被免 |
| 2009.05.10 | 瞒报 3 4 死矿难蔚县委书记县长被免 河北省通报称相关领导干部视矿工生命如草芥，与非法矿主沆瀣一气 |
| 2009.05.28 | 非法采矿巨石滑落三死一伤 三名责任人已被英德警方控制 |
| 2009.05.31 | 重庆发生矿难 30 死 59 伤 死者包括一名矿务局官员，事发时正带队下矿检查，检察院已介入调查 |
| 2009.06.01 | 重庆同华矿难 3 责任人被刑拘 |
| 2009.06.02 | 英德矿难现场附近 矿场毁坏山林 插假竹骗卫星 |
| 2009.06.07 | 武隆鸡尾山为什么会崩塌 |
| 2009.07.03 | 没有监管，就没有质量 |
| 2009.07.08 | 山西繁峙县副检察长、前反贪局长穆新成 “亿万反贪局长”的双面人生 |
| 2009.07.13 | 井下被埋 2 5 天 3 矿工奇迹生还 |
| 2009.07.14 | 为获救的“矿坚强”而流泪 |
| 2009.07.14 | 连吃两天树皮 再喝巷道渗水 医生称矿工皮下脂肪消耗殆尽，能幸存真是奇 |

| | |
|------------|--|
| | 迹 |
| 2009.07.15 | 襄汾原书记县长因溃坝事故被起诉二人被控事后谎报原因，瞒报死亡人数，滥用职权 |
| 2009.07.17 | 本报综合被困 25 天获救矿工 首次接受亲属探视 |
| 2009.07.21 | 媒体多事与书记失言 |
| 2009.07.21 | “管太多”与“替谁说话”是一根藤上的瓜 |
| 2009.07.24 | 鸡西煤矿水灾 2 3 人被困井下 |
| 2009.07.25 | 相关新闻 手表 1 5 天后停摆 生命却不停止 |
| 2009.07.25 | 井下困 2 5 天获救 3 矿工后天出院 |
| 2009.07.28 | 他们康复了！井下被困 2 5 天获救，3 矿工感言：只有对 煤矿加强安全监管，才是他们的“护身符” |
| 2009.07.28 | 煤矿地面设施坍塌致 8 死 8 伤 事发四川凉山州，事故或与当地强降雨有一定关系 |
| 2009.07.29 | “矿坚强”回老家 |
| 2009.07.29 | -4.4 % 山西成上半年 GDP 唯一负增长省 两任省长相继提出“不要带血 GDP”，山西经历产业结构调整“阵痛”，煤炭企业的重组、关闭是经济下滑重要原因 |
| 2009.07.29 | 雷人语录之外 为什么雷人的官员 总被中国之声碰到 |
| 2009.08.18 | 百色·煤矿透水 36 人亡 4 人刑责 23 人处分 |
| 2009.08.18 | 本报讯登封·煤矿事故 37 人亡 郑州一副市长处分 |
| 2009.08.18 | 郑州 7 8 名干部 危害能源环境被诉 |
| 2009.08.19 | 抢着被问责 |
| 2009.08.30 | 该退隐的不是煤老板而是煤老板方式 |
| 2009.09.01 | 山西煤矿整合改革当防过犹不及 |
| 2009.09.09 | 河南平顶山矿难致 3 5 死 4 4 失踪 胡锦涛温家宝作重要批示，初步认定为违法违规生产 |
| 2009.09.10 | 安监总局：平顶山矿难是责任事故 |
| 2009.09.11 | 遇难矿工赔付 每人不少于 2 0 万 4 4 人死亡，仍有 3 5 人被困 |
| 2009.09.15 | "行贿人黑名单"不宜限于罪犯---回应 9 月 14 日来论《有必要公开三年来行贿犯罪档案查询工作情况》 |
| 2009.09.28 | 温州炒煤商的眼泪警示炒股式 投资并不适合所有行业 |
| 2009.10.09 | 中国 罐笼刹车失灵 坠落致死 2 6 人 湖南冷水江发生矿难，副省长陈肇 雄 赶往现场救援 |
| 2009.10.22 | 山西白家峁血案调查 一个吕梁山下" 村矿矛盾"的极端悲剧 |
| 2009.10.26 | 陕西 3 名矿工被困 8 天 奇迹获救 |

| | |
|------------|--|
| 2009.11.19 | 改革需要山西模式还是温州模式? |
| 2009.11.19 | 中阳滑坡遇难者或获民政救助 另外 1 8 名云南籍农民工被集中安置, 云南省已派员赴山西善后 |
| 2009.11.21 | 遇难矿工补偿 2 0 万家属 1 5 万 |
| 2009.11.22 | 何时告别“带血的煤” |
| 2009.11.22 | 黑龙江矿难 4 2 死 6 6 人失踪 事故原因初步确认为瓦斯突出, 矿长、副矿长、总工程师被撤职 |
| 2009.11.22 | 胡锦涛温家宝作重要批示, 张德江赶赴现场: 要把救人放在第一位 |
| 2009.11.22 | 6 名重伤员脱离生命危险 据称被困者仍有生还可能, 通风通讯设备被摧毁 |
| 2009.11.22 | 家属同意赔偿方案 |
| 2009.11.23 | 煤矿国有化未必能减少矿难 |
| 2009.11.23 | 黑龙江省长: 我负有领导责任 鹤岗矿难死者增至 9 2 人仍有 1 6 人下落不明, 最高检派员调查 是否有官商勾结 |
| 2009.11.23 | 遏制矿难须向矿工赋权 |
| 2009.11.24 | 安监总局局长: 这是一起明显责任事故 |
| 2009.11.24 | 矿难与煤企所有制形式之间有没有关系? |
| 2009.11.24 | “他出事 前一天参加 了亲属葬礼” |
| 2009.11.24 | “他是从 死人堆里爬 上来的” 获救矿工崔立仁被 诊断为腰椎粉碎性骨折 |
| 2009.11.24 | 道德的底线 |
| 2009.11.24 | 谁向矿工赋权? |
| 2009.11.24 | 遇难矿工最高获赔 3 0 万 有两套赔偿方案供家属选择 |
| 2009.11.25 | “看见主流”, 不看见什么 |
| 2009.11.26 | 1 0 7 人遇难矿方要赔 4 0 0 0 万元 两名遇难矿工家属领取 3 0 余万赔偿金, 4 8 名家属签署赔偿协议 |
| 2009.11.26 | 娇贵的“亚健康”与悲情的殒命矿井 |
| 2009.11.28 | 河北蔚县矿难 1 0 记者涉犯罪 |
| 2009.11.29 | 大蒜也疯狂, 通胀已不是传说! |
| 2009.12.12 | 不要带血的! |
| 2009.12.13 | 县委书记授意宣传部长 用钱堵住记者的嘴 河北蔚县矿难瞒报案原县委书记涉两宗罪被判 1 3 年 |
| 2009.12.20 | "中国工人"不该被遗忘在繁荣的角落 |
| 2009.12.27 | 《盲井》现实版频上演惊动公安部 |
| 2009.12.28 | "弱者安全"是社会的试金石 |
| 2009.12.29 | 岁末的雪, 或者血 |
| 2009.12.29 | 如何让煤老板不再追求“一夜暴富” |

| | |
|------------|---|
| 2009.12.30 | 奇迹生还后的选择 |
| 2010.01.05 | 农民日报一记者获刑16年 涉蔚县矿难“封口费”案，法院判其贪污受贿，辩护律师称两罪均不成立 |
| 2010.01.05 | 鹤岗矿难赔偿协议全部签署 108名遇难矿工 获赔2884万元 |
| 2010.01.06 | 山西副省长陈川平： 煤矿重组“胜利在握” |
| 2010.01.07 | 湘潭煤矿大火 已有25人遇难 |
| 2010.01.10 | 瞒报矿难蔚县委书记获刑13年 |
| 2010.01.10 | 江西新余矿难12人亡 事故原因初定为电缆短路起火，矿长逃逸后被控制 |
| 2010.01.22 | 临汾原副市长等5人 因襄汾溃坝事故被“双开” 调查襄汾溃坝 查出千万巨贪 |
| 2010.01.28 | 襄汾原公安局长在京被公诉 被曝为发生溃坝事故的煤矿提供炸药，涉嫌受贿罪被起诉 |
| 2010.02.11 | 央视大火案原台长赵化勇被降级 副台长李晓明被撤职，此案共44名责任人被追究刑责，27人受到党纪政纪处分 |
| 2010.02.11 | 公安局长获赠干股转手狂赚2亿 山西运城公安局原局长段波涉贿2449万元 帮矿主购买煤矿经营权后接受20%干股 |
| 2010.02.19 | 安监总局： 重大事故信息3小时内上报总局 |
| 2010.03.02 | 内蒙古煤矿透水 1人死31人被困 事发时井下共有77人，总理温家宝作重要指示，副总理张德江赶赴现场指导救援 |
| 2010.03.03 | 内蒙古矿难 事故原因初步查明 系掘进工作面底板突水所致 |
| 2010.03.06 | “不是国进民退，是壮士断腕” 马凯力挺山西煤炭重组，称值得大书特书载入中国煤炭工业史 |
| 2010.03.07 | 当一年山西省长念三遍酸甜苦辣王君表示有时真的很难睡着 |
| 2010.03.07 | 湖南谭家山矿难湘潭县长被免 |
| 2010.03.08 | 安监总局副局长赵铁锤： 重特大事故多在违规企业 |
| 2010.03.15 | 31名被困者 已无生还可能 井上抢险救援工作停止 |
| 2010.03.17 | 河南新密煤矿火灾 25死 出事煤矿“六证”不全违法生产，主管安全生产的副市长被免职 |
| 2010.03.19 | 不知道局长 |
| 2010.03.20 | 河南“十不知” 安监局局长被免 据称与其接受采访时连说10个“不知道”无直接关系，主因是监管不力 |
| 2010.03.23 | 记者村 |
| 2010.03.29 | 山西王家岭煤矿透水123人被困 胡锦涛温家宝作出重要指示，张德江已赶赴现场 出事矿为在建煤矿，被困者为井下作业建筑工人 |
| 2010.03.30 | 153人被困一日无音讯 被困人员多为农民工，84人被困井下579米水 |

| | |
|------------|--|
| | 位以上，幸存希望较大 |
| 2010.03.31 | 狼来了 |
| 2010.03.31 | 蔚县“封口费”事件 8 媒体 9 人获刑 新闻出版总署通报处理结果，收受 4 4 万元的两位记者分别被判 1 2 年和 1 0 年 |
| 2010.03.31 | 矿工报告渗水副经理：你们干，没事 救援人员称井下增加了几个大功率水泵往外排水，但水太多三四天内很难排完 |
| 2010.04.01 | 安监总局：现透水征兆未及时撤人 工人称事发 5 天前就发现煤层“潮湿”，事故指挥部增设井下指挥部，潜水员下井方案被否决 |
| 2010.04.02 | 河南伊川矿难 1 2 人死 3 2 人失踪 其中爆炸导致地面 4 死 2 伤，属停工期间违规生产 县长被免职，法人代表在逃，一名副矿长被拘留 |
| 2010.04.02 | 打通垂直钻孔可为井下送营养品 井下水位总体下降 9 5 厘米，能否使用水下机器人救援还在加紧研究 |
| 2010.04.03 | 公开受困矿工名单才能澄清外界质疑 |
| 2010.04.03 | 矿难 1 2 0 小时后井下发现生命迹象 地下巷道传来敲击钻机钻杆声，救援人员通过孔道送下去 3 6 0 袋营养液，还捎去两封信 |
| 2010.04.03 | 山西省委书记：适时公布被困人员名单 |
| 2010.04.04 | 下井人数与领导带班均应“在线监控” |
| 2010.04.04 | 山西口头公布被困人员名单 救援潜水队员返回地面，称井下状况复杂，“希望通道”昨日无生命迹象传出 |
| 2010.04.05 | 矿难频仍：社会在重复中麻木 |
| 2010.04.05 | 王家岭煤矿透水事故进入第 8 天，1 0 支搜救分队深夜陆续下井 百余救援队员下井找到 9 幸存者 |
| 2010.04.06 | 第 9 天，奇迹出现：救出 115 人了！王家岭矿难救援工作取得突破性进展，目前正加紧搜救其余 38 名工人 |
| 2010.04.06 | 第一支下井救援的队伍，讲述救起首批 9 名被困人员经过灯光闪烁，先是一盏，后来亮起很多盏 |
| 2010.04.06 | 生还者借手机给妻子报平安我很好，你和孩子还好吗 |
| 2010.04.06 | 存活 9 天之谜：吃树皮煤块喝凉水和尿 |
| 2010.04.06 | 安监总局局长：生命的奇迹，救援的奇迹！ |
| 2010.04.06 | 胡锦涛温家宝要求全力以赴搜救其余矿工 |
| 2010.04.07 | 奇迹过后发现人遗体官方介绍王家岭矿难还剩 3 2 人被困井下 |
| 2010.04.07 | 本报记者沿 6 4 0 米坡道 下井直击救援 |
| 2010.04.07 | 被困 8 天 8 夜口袋里的干馍片还没吃完 获救矿工讲述井下生存，下井时自备一天的干粮舍不得吃，饿得受不了才掰一点含在嘴里 |
| 2010.04.07 | 救援两大障碍：一是排水二是通风 |

| | |
|------------|--|
| 2010.04.08 | 想象一下获救者依然将成为矿工 |
| 2010.04.08 | 安监总局局长骆琳： 争取 1 0 天 1 0 夜 结束抢险救援 |
| 2010.04.08 | 遇难人数增至 9 人 被困人员位置确定 其中 2 号区地势稍高可能有人存活， 1 号区是透水点， 1 4 人所处 环境十分危险 |
| 2010.04.09 | 公布矿难获救者名单宜早不宜迟 |
| 2010.04.10 | 安监总局否认矿难抢险“丧事喜办” 发言人黄毅表示，被困、获救以及遇难 人员名单，确认后将继续公布 |
| 2010.04.10 | 亲人相见 |
| 2010.04.11 | 2 0 0 0 维稳人员安抚工人家属 王家岭煤矿透水事故已造成 2 8 人遇难，透 水点 1 号区仍在排水搜救 |
| 2010.04.12 | 王家岭煤矿透水已有 3 3 人遇难 获救 1 1 5 人已脱离生命危险 |
| 2010.04.14 | “王家岭矿难是明显责任事故” 国务院成立调查组， 安监总局局长称该矿存 在严重违规违章行为 |
| 2010.04.19 | 信息越透明越好 |
| 2010.04.29 | 山西蒲县局长"煤老板"落马背后 |
| 2010.05.09 | 安监官员谈矿难频发原因： 该处罚时下手不狠 |
| 2010.05.15 | 贵州安顺一煤矿矿难 21 人遇难 |
| 2010.05.20 | 王家岭矿透水事故 9 人被批捕 均为工程技术人员，事故前的征兆未引起他们 的重视导致惨剧发生 |
| 2010.05.22 | 李鸿忠主动为湖北安全事故担责 |
| 2010.05.22 | 山西不再公布王家岭遇难者名单 |
| 2010.05.24 | 为何不能公布王家岭矿难死亡名单 |
| 2010.05.26 | 煤老板伪造车祸隐瞒矿难 将死亡工人遗体抬出井制造骑车摔死假象，隐瞒 2 3 6 天后被举报 |
| 2010.05.28 | “晋北第一煤王”瞒报 1 3 人死亡 大同市委常委王雁峰、大同市公安局原局 长申公元等高官涉案被双规 |
| 2010.05.29 | 矿主瞒报矿难 5 0 万封家属口 |
| 2010.06.12 | 辽宁本溪矿难瞒报 1 8 名责任人受追究 瓦斯爆炸事故被隐瞒 4 0 天，造成 6 人死亡 |
| 2010.06.15 | 被困 1 1 天矿工生还 |
| 2010.06.22 | 平顶山煤矿火药爆炸 4 7 人遇难 该矿采矿许可证到期已于 6 月 7 日断电，矿 主违法组织生产， 遇难矿工多为一氧化碳中毒 |
| 2010.06.23 | 敛财 1 3 3 4 万重庆煤监局副座受审 重庆特大共同受贿案一审开庭，另两名 官员皆被指控受贿超 9 0 0 万 |
| 2010.06.23 | 平顶山矿难 再免三官员 国务院调查组将彻 查矿难背后的官商勾结 |

| | |
|------------|--|
| 2010.07.03 | 平顶山矿难追责 市长副市长停职 洛阳一副市长也因煤矿事故被停职 |
| 2010.07.08 | 国务院常务会议部署审计问题整改和加强安全生产：矿领导要与工人同时下井升井 |
| 2010.07.09 | 领导和矿工能否结成情感共同体 |
| 2010.07.09 | 河南平顶山：煤矿建筑爆炸致6死34伤 |
| 2010.07.10 | 炸药库爆炸致20人亡 两主犯一死刑一死缓 因涉嫌官矿勾结备受关注，涉案官员已被处理 |
| 2010.07.10 | 双方不对等的利益共同体注定脆弱——7月9日社论《领导和矿工能否结成情感共同体》 |
| 2010.07.17 | 7月连发4起盲目施救致伤亡扩大事故 |
| 2010.07.20 | 紫金矿渗漏事故背后“幸福的官股” |
| 2010.07.22 | 矿难致28人亡 韩城副市长免职 陕西渭南市煤炭局副局长被责令辞职 |
| 2010.07.24 | 国务院安全生产新政更加注重“严刑峻法” |
| 2010.07.24 | 强制领导下矿井能否消除矿难 |
| 2010.07.25 | 消除矿难需加强工会力量——回应昨日社论《强制领导下矿井能否消除矿难》 |
| 2010.07.30 | 河南彻查伊川矿难涉嫌受贿法官矿主曾因瞒报一宗矿难向法官行贿获缓刑，伊川县法院院长等3人被查 |
| 2010.08.01 | 山西冀城一煤矿 地面爆炸致17人亡 |
| 2010.08.01 | 非法藏炸药炸了煤矿宿舍 山西临汾阳煤集团刘沟煤矿17人遇难7人重伤 |
| 2010.08.02 | 鸡西煤矿透水 两名干部被免 |
| 2010.08.03 | 平顶山矿难76死 煤炭局长领刑6年 |
| 2010.08.03 | 井下26人透水后仅两领导升井 |
| 2010.08.03 | 7月31日13时30分，黑龙江鸡西市恒山区恒鑫源煤矿发生一起透水事故 |
| 2010.08.05 | 鸡西官方否认“领导先走” 称生产矿长事发前已升井，值班矿长“想回去喊人” |
| 2010.08.07 | 河南3法院院长涉嫌犯罪被逮捕 其中1人曾为黑社会犯罪分子违法减刑 |
| 2010.08.12 | 山西刘沟煤矿爆炸再次警醒 民间炸药“嗜血”链条 |
| 2010.08.16 | 张德江：全面普查地下管网 |
| 2010.08.18 | 同一煤矿连环矿难，吞噬12条和49条人命 平顶山“6·21”之前的“4·22”如何被隐瞒？被千万元隐匿的死亡 |
| 2010.08.18 | 安监总局：工亡职工赔60万以上新闻发言人称，提高赔偿标准会加大事故成本但不会增加欠发达地区负担 |
| 2010.08.19 | 遏制矿难，要提高赔偿更要强化问责 |
| 2010.08.30 | 执行领导下井制度应该“零容忍” |
| 2010.08.30 | 山西40多厅官参加安全大考 省长王君当“主考官”，考核安全生产落实情况 |

| | |
|------------|--|
| 2010.09.02 | 矿工死亡补助将按城镇人均年收入 20 倍发放 |
| 2010.09.09 | 国务院将挂牌督办重大事故查处 省级政府接通知后 60 日内须完成督办事项 |
| 2010.09.10 | 领导不下井出矿难罚上年收入 80% 《煤矿领导带班下井及安全监督检查规定》10月7日起施行 |
| 2010.09.11 | 矿领导下井带班 是“陪死”? 国家煤监局回应: 实践证明该措施可避免事故 |
| 2010.09.15 | 越抬越高的新闻门槛 |
| 2010.09.17 | 没有避难所, 领导下井又怎样? |
| 2010.09.21 | “带班下井”制度的完善需要长期博弈 |
| 2010.10.10 | 山西煤改: 管制思维的惯性 |
| 2010.10.14 | 国家安监总局专家组成员、中国矿业大学教授武强接受本报专访“智利矿难救援对我们很有借鉴意义” |
| 2010.10.17 | 对河南平禹矿难救援的几点期待 |
| 2010.10.17 | 河南禹州矿难 21 死 16 失踪 |
| 2010.10.18 | 河南禹州矿难已造成 26 人遇难 11 人失踪 事发前 3 分钟地面已知瓦斯超标 |
| 2010.10.18 | 2500 吨煤尘困住 11 矿工 井下救援难度较大, 失踪矿工几无生还可能 |
| 2010.10.19 | 矿工详解河南禹州矿难发生前的 井下险情井下报告瓦斯超标被要求继续工作 |
| 2010.10.20 | 要进度不要人命, 矿难如何能避免 |
| 2010.10.20 | 平禹矿难定性为责任事故 37 人全部遇难, 事发矿存在违规违章等严重问题, 国务院成立调查组 |
| 2010.10.20 | 南平禹矿难造成 37 人遇难, 抢险救援基本结束 |
| 2010.10.21 | 安监总局: 或借鉴智利模式 建避险硐室 |
| 2010.11.02 | 四川开江三副局长 私入煤窑中毒身亡 出事煤窑涉嫌非法开采早已被政府封堵, 官方通报 3 人行为非公务 |
| 2010.11.04 | 井下喝咖啡只是一个美丽的传说 |
| 2010.11.04 | 煤矿安全培训规定征求意见 一次死亡 10 人以上煤矿矿长终身免职 |
| 2010.11.05 | 透水致 12 人死亡 煤矿隐瞒事故被曝光 |
| 2010.11.20 | 案件告破, 公布遇害警察信息勿再拖 |
| 2010.11.22 | 四川一煤矿透水 28 人被困 |
| 2010.11.23 | 被困 25 小时川 29 矿工全获救 |
| 2010.12.02 | 国务院责成黑龙江就 108 死矿难作检查 |
| 2010.12.05 | 河南新密 25 死矿难 5 渎职官员被判刑 |
| 2010.12.09 | 河南矿难 26 死 矿方藏尸体瞒人数 |
| 2010.12.13 | 应谋划矿难处理模式之变 |

| | |
|------------|------------------------|
| 2010.12.13 | 河南矿难又查出人数、时间造假 |
| 2010.12.14 | 河南澠池矿难 7 人被停职免职 |
| 2010.12.17 | 国务院安委办：河南 26 死矿难性质非常恶劣 |
| 2010.12.18 | “极为混蛋”的不仅是那几个人 |
| 2010.12.21 | 山西黑老大的双面人生 |
| 2010.12.29 | 矿难之后 王家岭监管之变 |
| 2010.12.29 | 获救矿工 多病的身彷徨的心 |

【付録資料 3】 メディアの「世論監督」機能に関する党と中央政府の言及年表

| 年月 | 主要内容 |
|---------|--|
| 1987.10 | 党第 13 回全国代表大会で採決された「中国の特色のある社会主義道路に沿って進んでいく」という政治報告の中で、メディアの「世論監督」機能が初めて言及された。具体的に、「メディアが、重大な事件を人民に知らせ、人民に討論させるべきであると、党と政府の業務活動に関する報道を増やすことを通じて、人民大衆による党政機関への批判を取り上げ、さらに官僚主義と各不正な社会現象に批判を行う『世論監督』機能を果たすべきである」と規定された。 |
| 1988.04 | 党中央によって公布された「新聞改革討論会の紀要」により、「メディアが官僚主義や各不正な気風に対する批判報道を通じて、社会主義的民主を発揚し、人民大衆に密接し、『世論監督』機能を果たすべきである」と規定された。 |
| 1989.11 | 元党中央イデオロギー主管・李瑞環は「プラス宣伝を主とする方針を堅持する」という講話を発表した。本講話により、「メディアの報道が、プラス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない。プラス宣伝方針を堅持することは、『世論監督』機能を果たす批判報道を放棄することと意味するわけではない。(中略) プラス宣伝方針が主導の地位に置かれるべきである。その次は批判と暴露報道である」と言及された。 |
| 1990.12 | 新聞出版総署によって公布された「新聞管理に関する暫時的規定」により、「メディアが人民大衆の意見を反映し、『世論監督』機能を果たすべきである」と規定された。 |
| 1992.10 | 党全国代表第 14 回大会では、「社会主義的市場経済体制の確立」という目標があげられたとともに、メディアの「世論監督」機能について、「司法監視機関と行政監視機関の役割を強化すると同時に、メディアの『世論監督』機能を重視することを通じて、各種の監視制度を改善し、各級の国家機関と党員幹部を有効な監視制度のもとに置くべきである」と採択された。 |
| 1993.10 | 全国人民代表大会常務委員会によって公布された「中華人民共和国消費者の権益保護法」においては、「メディアが消費者の権益保護に関する内容を宣伝する一方、消費者の権益損害に当たる行為に『世論監督』機能を果たすべきである」と規定された。 |
| 1993.11 | 党第 14 回中央委員会第 3 回全体会議では、「党中央の社会主義市場経済体制建設の若干問題に関する決定」が採決され、「党の規律檢察機関、司法機関、監察機関などの役割を強化する同時に、法律による監視機能、党組織による監視機能、人民大衆による監視機能およびメディアの『世論監督』機能を發揮しなければならない」と規定された。 |

| | |
|---------|---|
| 1994.09 | 党第 14 回中央委員会第 4 回全体大会では、「党中央による党の建設の強化に関する重要な問題の決定」が採決されたとともに、「党内監視制度と、人民大衆による監視、メディアの『世論監督』機能、民主党派と無所属派による監視とを結び付けることを通じて、力強い監視制度を形成すべきである」と規定された。 |
| 1995.09 | 江沢民は、中国共産党第 14 回中央委員会第 5 回全体会議において「幹部が政治に関心を持たなければならない」と題した講話を発表し、「各級の党組織が党員幹部に対して厳格に管理し、監視しなければならない。党の内部の監視の強化と同時に、党の外部の監視ルートを広げることによって、人民大衆による監視とメディアの『世論監督』機能を発揮させなければならない」と述べた。 |
| 1996.06 | 江沢民が、『人民日報』社に視察した際、「メディアが、各種の腐敗などの消極的な現象に対する批判、暴露報道を通じて『世論監督』機能を果たすべきである」と強調した。 |
| 1996.10 | 党第 14 回中央委員会第 6 回全体大会では、「党中央による社会主義精神文明の建設の強化に関する若干重要な問題の決議」が採決されたとともに、メディアの「世論監督」機能について「メディアが党派性原則を堅持し、プラス宣伝を中心として正しい世論誘導を担うべきであると規定された。 |
| 1997.09 | 党全国代表第 15 回大会では、メディアの「世論監督」機能について、「党内監視制度を法律による監視、人民大衆による監視と結び付けことを通じて、『世論監督』の役割を発揮しなければならない」と規定された。 |
| 1997.12 | 全国人民代表大会常務委員会第 8 期第 29 回大会による公布された「中華人民共和国価格法」により、「メディアが、市場価格に『世論監督』機能を果たす権利を持つ」と規定された。 |
| 1999.09 | 党中央の公布した「中国共産党中央による思想政治工作の強化と改善に関する若干意見」により、「すべてのメディア機関が党派性原則を堅持し、団結、安定、人々への励みに関するプレス宣伝を主とする方針を堅持しなければならない。正しい世論を誘導しなければならない」と規定された。 |
| 2001.09 | 党中央に公布された「中共中央による党の気風建設の強化と改善に関する決定」により、メディアの「世論監督」機能について、「腐敗問題への予防と解決を重要視しながら、党の廉潔な気風建設を行わなければならない。民主的監視のルートを広げ、人民大衆に依頼することによって、権力の執行を有効な監視制度に置くべきである。法律による監視、大衆による監視、メディアの『世論監督』機能および民主党派による監視を強化することによって、廉潔な党風の建設を推進していく」と言及された。 |
| 2002.11 | 党第 16 回全国代表大会では公布された政治報告の中の「政治建設と政治体 |

| | |
|---------|--|
| | 制改革」という部分において、「党組織による監視と民主監視を強化するとともに、メディアなどによる『世論監督』機能を発揮せよ」と規定された。 |
| 2004.02 | 党中央の公布した「中国共産党党内監視条例（試行）」により、「党の指導の下に置かれたメディアが、各条例や決定に従い、内参や公開報道を通じて、『世論監督』機能を発揮しなければならない。党の各レベルの組織や党員幹部はメディアの『世論監督』機能を重視し、支持するとともに、人民大衆の意見を聞き入れ、工作を改善、推進すべきである。メディアが、党派性原則を堅持し、メディア業界の規律と職業道徳を従い、正しい世論を誘導し、『世論監督』機能の社会的効果を重視しなければならない」と規定された。 |
| 2005.01 | 党中央が公布した「腐敗への懲罰、予防に関する実施綱領の建設と改善」という通達により、「党の指導の下に置かれたメディアが、『世論監督』機能を果たすべきである。各級の党委員会と政府は、メディアの『世論監督』機能を重視し、支持すべきである」と規定された。 |
| 2005.03 | 党中央によって公布された「世論監視工作をより強化し、改善する意見」により、「法律や党の紀律に違反した行為、法律に依拠して実施していない行為および汚職、腐敗などに対する監視を強化しなければならない。党と政府の政策や方針の実施状況に対する監視、（中略）党と政府の紀律の執行状況に対する監視を強化しなければならない」と規定された。 |
| 2006.10 | 党第16回中央委員会第6回全体大会では、「党中央による調和の取れる社会の建設に関する若干の重大な問題の決定」が採決された。本決定により、「党政機関と党員幹部に対する監視を強化し、党内監視制度と多方面にわたる監視制度を結び付けることを通じて、監視の効果を向上すべきである」と規定された。 |
| 2007.10 | 党全国代表第17回大会では公布された政治報告の中の「社会主義民主政治の発展を堅持する」という部分において、党内監視制度を改善し、メディアの『世論監督』機能を発揮することを通じて、各監視機能の効果を向上すべきである」と規定された。 |
| 2008.06 | 党中央によって公布された「腐敗への懲罰、予防制度の改善に関する企画（2008年—2012年）」により、各レベルの党員幹部は、メディアの『世論監督』機能を正しく対処し、スメディアから監視を受ける意識を強化し、人民の意見をよく聞き入れ、工作をよく改善すべきである。メディアが、科学的監視、建設性のある監視を堅持し、職業道徳を守り、正しい世論を誘導し、社会的効果のある監視を行うべきである」と規定された。 |

【付録資料 4】『南方週末』に関する年表

| 年月 | 出来事 |
|----------------------|---|
| 1984.02 | 広東省党機関紙『南方日報』の「週末版」として創刊された。 創刊当初から娯楽、スポーツなどの情報を中心に掲載し、「南方風味、週末特色（南の地域の風味、週末の特色を有する）」という特徴で方向付けられた。 |
| 1987.01 | 『南方週末』の印刷支店が上海で設立された。 |
| 1987.08 ~ 1987.12 | 社内で「全国的な影響力を持つ総合的、大型の週刊紙作り」という目標が確立された。 |
| 1988.09 | トップ紙面での「女子大学院生が人身売買された事件の始末」という記事の掲載が、『南方週末』は社会問題に注目するきっかけとなった。 |
| 1988.10 | 『南方週末』は初めてカラー紙面を発行した。 |
| 1988.10 | 『南方週末』は「言えない真実があるが、絶対に嘘をつかない」という社是を確立した。 |
| 1990.01 | 『南方週末』の印刷支店が北京で設立された。 |
| 1991.01 | 『南方週末』の北京での印刷部数が 15 万部に達した。 |
| 1992.01 | 『南方週末』は元の 4 紙面から 8 紙面までに拡大した。 |
| 1993.01 | 『南方週末』は経営と財政面の独立権限を親新聞『南方日報』から与えられた。 |
| 1993.10 | 『南方週末』の第 507 号の発行部数が 100 万部を突破した |
| 1994.01 | 『南方週末』は娯楽情報以外に、ルポ、現地報告の形で社会現状を反映する報道を掲載し始めた。 |
| 1994.12 | 『南方週末』社は 818 万元の利潤を創出した。 |
| 1995.01 | 『南方週末』は娯楽紙から「世論監督」紙への転換期を迎えた。社内では「ニュース報道が主たる攻撃であり、娯楽報道が主たる守備である」という戦略を確立した。 |
| 1995.04 | 『南方週末』は広告収入を拡大するために、広告掲載の 4 紙面を増やした。 |
| 1995.10 | 『南方週末』は上海で記者ステーションを設立した。 |
| 1996.01 | 『南方週末』は元の 8 紙面から 16 紙面までに拡大した。 |
| 1996.07 | 『南方週末』社は「改革への奉仕、生活への接近及び濁りへの払拭を特徴として、正義、人間愛、良心を訴え、真実、信憑性の追求を堅持する」という社是を確立した。この時期に、『南方週末』の重大な事件に対するセンセーショナルな批判、暴露報道が全国の注目を集めた。 |
| 1997.10 | 『南方週末』の印刷支店が山東省済南市で設立された。 |
| 1998.01 | 『南方週末』は元の 16 面から 20 紙面までに拡大した。 |

| | |
|---------|---|
| 1998.07 | 『南方週末』の印刷支店が南京市で設立された。 |
| 1998.10 | チベット問題の報道の中、『人民日報』などの官製報道と違う報道内容を示したため、中央宣伝部から当時の編集長に警告の処分を与えられた。 |
| 1999.07 | 『南方週末』の印刷支店が福州市で設立された。 |
| 1999.12 | 『南方週末』の1号あたりの販売部数が130万部に達した；広告収入が1億円を突破した。 |
| 1999.12 | 『南方週末』は初めて年末特別号を発行した。 |
| 2000.01 | 長年にわたって政府の検閲にぎりぎりの範囲内で報道を続けたため、中央宣伝部に元編集長・江芸平氏への更迭の処分を与えられた。 |
| 2000.02 | 『南方週末』は元の20紙面から24紙面までに拡大した。 |
| 2001.01 | 『南方週末』の「新経済」、「新文化」、「新生活」欄が発行された。 |
| 2001.05 | 知識人による評論を掲載する「視点」版が新設された。 地方の不正を暴露したため、各省の党委の報復により、『南方週末』は編集長、副編集長への更迭、ベテラン記者への解任という当社史上最大規模の弾圧を受けた。 |
| 2001.07 | 『南方週末』の印刷支店が南寧市で設立された。 |
| 2002.01 | 報道スタイルの転換を迫られた『南方週末』にとって2002年が「改革年」となった。政治的窮地を打開するために、『南方週末』は報道内容と経営面において改革を行った。『南方週末』は「総合的、品位のある厳粛な週刊紙作り」という転換期を迎え、政治報道、時事報道に力入れ始めた。 |
| 2002.01 | 『南方週末』の印刷支店が鄧州市で設立された。 |
| 2002.01 | 『南方週末』は社内で専門的市場経営を行う市場部を開設した。 |
| 2002.03 | 『南方週末』は「時政版」を新設した。 |
| 2002.08 | 『南方週末』は元の社会ニュース報道を中心とした紙面を「ニュース」、「経済」、「文化」、「都市」4つのブロックに分けた。これは、読者の多元的要求と広告収入の増加を狙ったためである。都市の知識人向けの新聞紙作りという改革であった。 |
| 2002.08 | 『南方週末』はトップ紙面で評論を行う「方舟評論」版を開設した。 |
| 2002.10 | 『南方週末』の紙面のサイズの改革が行った。 |
| 2003.04 | 『南方週末』の記者ステーションが成都市で設立された。 |
| 2003.06 | 『南方週末』は元の消費者の権益の代弁を担う「消費広場」欄を「民生」欄に変えた。 |
| 2003.06 | 「孫志剛事件」、サーズ報道のため、広東省宣伝部の幹部の社内の就任が管理強化を実施した。 |
| 2003.07 | 『南方週末』の印刷支店が杭州市で設立された。合計全国で15か所の印刷支 |

| | |
|---------|--|
| | 店が設けられた。 |
| 2003.08 | 『南方週末』は都市の高収入の男性向けに系列雑誌『名牌』を発行した。 |
| 2003.10 | 元総理朱鎔基に関する報道が新聞界の国家指導者への報道「禁区」を踏んだため、党宣伝部は内部人事異動をさせた。 |
| 2004.01 | 『南方週末』は紙面を 32 紙面までに拡大し、「ニュース」、「経済」、「文化」3つのブロックに分けた。「ニュース版」は建設的立場を重視し、政治報道と時事報道の量を増やした。 |
| 2004.06 | 『南方週末』は系列雑誌『南方人物週刊』を発行した。 |
| 2005.07 | 『南方週末』のベテラン記者が編集長の報道スタイルに不満を持つため、総辞職を行った。 |
| 2006.01 | 『南方週末』の「職業規範委員会」が設立された。 |
| 2007.04 | 『南方週末』は「ここでは中国の事情が分かる（在这里读懂中国）」という新しい報道理念をあげた。 |
| 2007.06 | 『南方週末』は「評論版」を新設した。「方舟評論」版の位置を元のトップ紙面から「評論版」紙面に移した。 |
| 2007.11 | 『南方週末』は「時事局面（時局）版」を新設した。 |
| 2007.12 | 『南方週末』はネットコミュニティ（ www.infzm.com ）を開設した。 |
| 2008.06 | 『南方週末』は「中国企業の社会的責任の研究センター」を設立した。 |
| 2008.08 | 『南方週末』は 1 号あたりに単価 3 元までに値上がり、社内の商業的改革を行った。 |
| 2009.12 | オバマ大統領の単独インタビューのため、政府が報道内容に介入した結果、編集長への解任が与えられた。 |
| 2013.01 | 社説差し替え事件で記者は当局の新聞検閲制度にストライキの抗議行動を行った。 |

【付録資料 5】『南方日報』グループジャーナリストへのアンケート調査票（第 1 回）

第一部分 关于您个人的基本情况

A 性别 1 男性 2 女性

B 年龄 1 20-29 岁 2 30-39 岁 3 40-49 岁 4 50-59 岁 6 60-69 岁

C 您的籍贯（ ）省（ ）市/（ ）县

D 您属于哪种新闻记者 1 政治，时事类 2 社会新闻类 3 国际新闻类 4 经济财经类 5 体育新闻 6 娱乐新闻

E 从事记者行业多少年了？（ ）年

F 您在报社的身份 1 正式编制记者 2 合同制 3 自由撰稿人 4 特约记者 5 新闻类长 6 副总编 7 总编 8 其他（ ）

G 您的政治面貌是 1 共产党员 2 民主党派 3 共青团员 4 群众

如果是党员，请问您是何时加入的？ 1 大学期间 2 参加工作 1-2 年中 3 参加工作 2-3 年中 4 参加工作 3-5 年中 5 参加工作 5-10 年中 6 参加工作 10 年后

H 文化程度 1 大专 2 本科 3 硕士 4 博士 5 博士以上

I 最高学历毕业学校（ ）学校（ ）系

J 您选择记者行业的原因是什么？请选择 3 项并按重要度排序（ ）（ ）（ ）

- 1 伸张正义，助弱扶贫，建立良好的社会风气
- 2 用客观的角度传达事情的真实面
- 3 因为当记者跟自己学的专业相近，能学有所用
- 4 记者能结识很多人，能扩大自己的人际交友圈
- 5 受家人，朋友影响和介绍
- 6 记者行业收入不错，而且很体面
- 7 其他（ ）

K 月收入 1 1000—2000 元 2 2000 元—3000 元 3 3000 元—4000 元 4 4000—5000 元 5 5000—10000 元 6 10000 元以上

L 记者这个职业您会一直干下去吗？

- 1 会
- 2 不会 理由是①辛苦，常年在外面跑 ②收入少 ③升迁的机会少 ④人身安全问题 ⑤其他

()

M 您在网上有自己的博客吗?

- 1 有 那您主要用来发表什么? ()
- 2 没有

N 您有担任其他社会职务吗?

- 1 记者协会任职
- 2 人大代表(全国人代/市人代/区。县人代)
- 3 政协委员(全国政协/市政协/区。县政协)
- 4 居民委员会委员
- 5 人民团体内任职(如文联等)
- 6 企业法人代表
- 7 NGO, 社团组织内任职

第二部分 关于记者活动部分

A 您是通过哪些渠道获得新闻线索的?

在以下设定的 a-d' 渠道中, 请问您能得到多少程度的新闻线索?

- ① 非常多 ② 比较多 ③ 偶尔有 ④ 根本没有

a 普通市民投诉 ——①——②——③——④——

b 上网查询 ——①——②——③——④——

c 大量的报纸, 杂志, 广播, 电视及书籍中获取 ——①——②——③——④——

d 亲人, 朋友的谈话中 ——①——②——③——④——

e 区, 县级政府 ——①——②——③——④——

f 市级政府 ——①——②——③——④——

g 省级政府 ——①——②——③——④——

h 区, 县级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——

i 市级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——

j 省级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——

k 区, 县级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——

l 市级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——

m 省级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——

n 区, 县级党委/宣传部 ——①——②——③——④——

o 市级党委/宣传部 ——①——②——③——④——

p 省级党委/宣传部 ——①——②——③——④——

q 党中央中宣部 ——①——②——③——④——

- r 报社党支部 ———①———②———③———④———
- s 法院 ———①———②———③———④———
- t 公安部门 ———①———②———③———④———
- u 人民团体（如妇联，文联等） ———①———②———③———④———
- v NGO(非政府组织)，社团组织 ———①———②———③———④———
- w 同省市区的记者协会或记者站 ———①———②———③———④———
- x 他省市区的记者协会或记者站 ———①———②———③———④———
- y 国外的新闻机构或记者 ———①———②———③———④———
- z 企业 ———①———②———③———④———
- a' 行业协会 ———①———②———③———④———
- b' 知识分子 ———①———②———③———④———
- c' 律师 ———①———②———③———④———
- d' 其他（ ） ———①———②———③———④———

B 把上述的 e—d' 设定为交流对象时，请从下列 9 种交流方式中选择。多项选择可。

①私人式的交往 ②座谈会，讨论会 ③新闻发布会 ④听证会 ⑤工作往来⑥咨询问题⑦投诉问题 ⑧反映问题 ⑨网络

- e 区，县级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- f 市级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- g 省级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- h 区，县级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- i 市级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- j 省级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- k 区，县级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- l 市级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- m 省级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- n 区，县级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- o 市级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- p 省级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- q 党中央中宣部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- r 报社党支部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———

- s 法院——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- t 公安部门——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- u 人民团体（如妇联，文联等）——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- v NGO(非政府组织)，社团组织——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- w 同省市区的记者协会或记者站——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- x 他省市区的记者协会或记者站——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- y 国外的新闻机构或记者——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- z 企业——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- a' 行业协会——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- b' 知识分子——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- c' 律师——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- d' 其他（ ）——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——

C 《中华人民共和国政府信息公开条例》于今年5月1日起开始实行。您认为 e—x 在这条法律诞生前后，对信息的公开程度有明显变化吗？

- ①非常大的变化 ②较为大的变化 ③有些变化，但很小 ④没变化
- e 区，县级政府——①——②——③——④——
- f 市级政府——①——②——③——④——
- g 省级政府——①——②——③——④——
- h 区，县级人民代表大会/代表——①——②——③——④——
- i 市级人民代表大会/代表——①——②——③——④——
- j 省级人民代表大会/代表——①——②——③——④——
- k 区，县级政治协商会议/委员——①——②——③——④——
- l 市级政治协商会议/委员——①——②——③——④——
- m 省级政治协商会议/委员——①——②——③——④——
- n 区，县级党委/宣传部——①——②——③——④——
- o 市级党委/宣传部——①——②——③——④——
- p 省级党委/宣传部——①——②——③——④——
- q 党中央中宣部——①——②——③——④——
- r 报社党支部——①——②——③——④——
- s 法院——①——②——③——④——

- t 公安部门 ——①——②——③——④——
- u 人民团体（如妇联，文联等）——①——②——③——④——
- v 企业 ——①——②——③——④——
- w 行业协会 ——①——②——③——④——
- x 其他（ ）——①——②——③——④——

D 新闻媒体有以下社会功能：①宣传党和政府的政策，引导正确的舆论方向 ②提倡社会道德，维护良好的社会秩序 ③保护公民的知情权 ④舆论监督作用 ⑤提供各种信息消费和娱乐商品 ⑥反映民意，影响政府决策

在提倡构建和谐社会的今天，您认为在以上 6 种功能中，按照优先顺序应当怎样排序？

() () () () () ()

E 自从改革开放之后，中国的媒体由过去的政府财政拨款走上了自主经营的道路。面对今天中国传媒作为最火爆的文化产业，您作为现场的记者选择新闻题材的时候会感受到商业竞争的压力吗？

①非常大 ②比较大 ③有，但是较小 ④没有

如果您选择有的话，那么这种压力主要体现在哪里方面？多项可。

①上级领导的压力 ②与其它同行的竞争 ③读者兴趣的多样化 ④报纸的购买率 ⑤报道吸引读者眼球的题材 ⑥抢发新闻和独家报道 ⑦其他（ ）

F 报道一件有广泛争议的社会问题时，您会选择参考哪些方面的意见？多项可。

1 政府部门 2 教授，专家 3 与事件有关的人或群体 4 普通市民 5 网民 6 企业 7 行业协会 8 人民团体（文联等） 9 各级人大代表 10 各级政协委员 11 NGO,非政府组织 12 记者协会 13 律师 14 其他（ ）

G 现在提倡媒体的“舆论监督”作用。您认为以 a—y 为监督对象时，媒体应当对其有多大程度的监督？

① 非常需要监督 ②一定程度的监督 ③比较少的监督 ④不需要监督⑤没有关系

以 a—y 为监督对象时，媒体实际上对其起到多大的舆论监督作用？

① 非常大 ②比较大 ③比较小 ④没有

请在下列表格中从①—④中做出回答。

| 媒体应当起到多大程度的监督 | | 媒体实际上起到多大程度的监督 | |
|----------------------------|--|----------------------------|--|
| a 本地区，县级政府 | | a 本地区，县级政府 | |
| b 本地市级政府 | | b 本地市级政府 | |
| c 本地省级政府 | | c 本地省级政府 | |
| d 外地区，县级政府 | | d 外地区，县级政府 | |
| e 外地市级政府 | | e 外地市级政府 | |
| f 外地省级政府 | | f 外地省级政府 | |
| g 本地区，县级人民代表大会/代表 | | g 本地区，县级人民代表大会/代表 | |
| h 本地市级人民代表大会/代表 | | h 本地市级人民代表大会/代表 | |
| i 本地省级人民代表大会/代表 | | i 本地省级人民代表大会/代表 | |
| j 外地区，县级人民代表大会/代表 | | j 外地区，县级人民代表大会/代表 | |
| k 外地市级人民代表大会/代表 | | k 外地市级人民代表大会/代表 | |
| l 外地省级人民代表大会/代表 | | l 外地省级人民代表大会/代表 | |
| m 本地区，县级政治协商会议/委员 | | m 本地区，县级政治协商会议/委员 | |
| n 本地市级政治协商会议/委员 | | n 本地市级政治协商会议/委员 | |
| o 本地省级政治协商会议/委员 | | o 本地省级政治协商会议/委员 | |
| p 外地区，县级政治协商会议/委员 | | p 外地区，县级政治协商会议/委员 | |
| q 外地市级政治协商会议/委员 | | q 外地市级政治协商会议/委员 | |
| r 外地省级政治协商会议/委员 | | r 外地省级政治协商会议/委员 | |
| s 法院 | | s 法院 | |
| t 公安部门 | | t 公安部门 | |
| u 人民团体（如妇联，文联等） | | u 人民团体（如妇联，文联等） | |
| v NGO(非政府组织)，社团组织 | | v NGO(非政府组织)，社团组织 | |
| w 企业 | | w 企业 | |
| x 行业协会 | | x 行业协会 | |
| y 其他（ ） | | y 其他（ ） | |

第三部分 关于地震等自然灾害报道

A 每当发生地震（如 汶川大地震），洪水等突发性灾害时，您是从哪得到第一时间的新闻线索的？多项选择可。

1 政府部门发布的消息 2 灾害发生地的媒体 3 市民热线 4 网络 5 记者站/记者协会 6 国外的媒体 7 其他（ ）

B 您认为在自然灾害报道中，最重要的是要报道什么？请选择并按重要度排序，多项选择可。

（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

1 实际的伤亡，受灾情况 2 军民团结抗险，抗灾 3 国家领导人的慰问，视察 4 英雄，感人事迹 5 受灾群众的心声 6 灾后重建情况 7 海内外的钱物捐款 8 外国政府组织（如医疗队）的救援情况 9 国内外各种非政府组织（NGO），志愿者的活动 10 其他（ ）

C 从非典，孙志刚事件，松花江水污染，各种矿难，到 5.12 汶川大地震等对一系列突发事件的报道，加之 2007 年 11 月 1 日开始实施的《中华人民共和国突发事件应对法》中取消了对新闻报道各种限制的条例，您认为新闻报道已经趋向成熟和开放了吗？

1 已经很成熟，很开放了 2 比过去开放多了，但依然有限制 3 跟国外媒体比，还是有很多问题 4 比较小的开放 5 没什么变化

D 您认为比较过去几十年的自然灾害的“缓报”和“不报”，现在的报道最大的变化在哪里？多选可。

1 及时，迅速的报道 2 公开实际死亡人数，伤员情况 3 人道主义的体现 4 积极主动地向国际社会呼吁支援 5 关注 NGO 等非政府组织的救援活动 6 关注个人志愿者的救助活动 7 关注国外政府救助机构的活动 8 关注国外媒体的反应 9 反映受害群众的声音 10 能够指责有关部门的应灾不足 11 能够追踪救灾款的到位情况 12 关注灾后重建工作

E 如果您认为对自然灾害，突发事件的新闻报道上还是存在很多问题的话，主要有哪些？多项可。

1 受各种政策，法规的诸多限制
2 在正式见报前，仍然需要向有关部门请示
3 国内目前还没有对保护新闻立法
4 有关政府部门的故意隐瞒
5 在取材过程中，常常会遇到一些阻力
6 自身的报道立场得不到支持
7 没有国外媒体的自由开放程度
8 其他（ ）

F 今年的 5, 12 汶川大地震中, 地震发生后的 19 分钟新华社在网上发布了第一条消息, 并及时公布了地震的震级。中国政府在地震处理过程中, 也采取了相当开明的态度, 允许国外的媒体入境取材。国外的媒体对此给与积极的赞扬。您认为中国的媒体能有如此迅速的应对主要的归根于哪些? 多项可。

1 党和政府 (领导人) 的积极开明态度 2 自然灾害的报道已经不再属于意识形态范畴 3 网络的迅速传递, 消息无法掩盖 4 市场化的竞争结果 5 公民意识的觉醒, 寻求知情权 6 因为奥运会的召开, 中国给与世界良好的形象 7 其他 ()

G 在汶川大地震中, 众多学校的倒塌导致大批孩子的死亡, 许多媒体对国内绝大部分的建筑房屋的抗震能力提出了疑问。国外的许多媒体称由于建筑中的偷工减料导致了这一惨剧。另外, 在网上论坛上许多网民对中国的地震预报系统提出质疑。最后, 四川省内存在众多的水库在地震前曾经遭到过多位专家的质疑。面对这些人为灾难的因素, 您认为在报道大量的救灾场面外, 是否还需要反思呢?

1 非常有必要 2 有必要, 但不是重点 3 偶尔提提 4 根本没必要

H 在信息全球化的今天, 互联网是一支非常重要的力量。现在中国的普通公民都可以随意通过网络来表达自己的意见, 参与各种公共事件中来。在汶川地震中, 当新华通讯社比路透社落后十多分钟报道地震的时候, 愤怒的消息顿时淹没了整个互联网。很多网民号召政府减少奥运火炬传递华丽的装扮, 因为很多灾民在瓦砾中失去了生命。您作为一名职业记者, 您的报道中会重视民众的意见吗?

1 非常重视 2 一般重视 3 较小的关注 4 根本不关注

I 比起 1976 年的唐山大地震来, 汶川地震中政府积极的接受各种国际上的救助和捐款。比如日本政府在灾后迅速向中国政府提出派遣自卫队支援的建议时, 因为网上的一片反对声, 日本政府只好把自卫队改名为救助队后, 才被允许进入了中国。对于这种牵涉到外交争议问题上时, 面对普通民众的民族情绪您认为新闻记者应当是哪种立场?

1 民众的反应非常正常 2 以人为本, 紧急时刻管不了许多了 3 平息大众的情绪, 推动事件的最好解决方式 4 跟政府一致 5 媒体应当有自己的立场

【付録資料6】『南方日報』グループジャーナリストへのアンケート調査票（第2回）

第一部分 关于您个人的基本情况

A 性别 1 男性 2 女性

B 年龄 1 20-29岁 2 30-39岁 3 40-49岁 4 50-59岁 6 60-69岁

C 您的籍贯 ()省 ()市/ ()县

D 您在集团内的那家报纸/杂志？

1 南方日报 2 南方周末 3 南方都市报 4 21世纪经济报道 5 南方农村报 6 城市画报 7 南方人物周刊 8 南都周刊 9 其他()

E 您在报社内的职位？

1 一般记者 2 主任记者 3 首席记者 4 一般编辑 5 主任编辑 6 首席编辑 7 主编 8 副主编 9 管理职位 10 报社社长 11 其他()

如果您是记者/编辑，您从事哪种类型新闻？

1 政治，时事类 2 社会新闻类 3 新闻评论 4 国际新闻类 5 经济财经类 6 体育新闻 7 娱乐新闻

F 您从事新闻行业多少年了？ ()年

G 您在报社的身份

1 正式编制社员 2 临时合同社员 3 自由撰稿人 4 特约评论员 5 其他()

H 您的政治面貌是

1 共产党员 2 民主党派 3 共青团员 4 群众 5 其他()

I 文化程度 1 大专 2 本科 3 硕士 4 博士

J 您的毕业学校 () 所学专业()

K 您选择记者行业的原因是什么？请选择3项并按重要度排序()()()

- 1 伸张正义，助弱扶贫，建立良好的社会风气
- 2 用客观的角度传达事情的真实面
- 3 因为当记者跟自己学的专业相近，能学有所用
- 4 记者能结识很多人，能扩大自己的人际交友圈
- 5 受家人，朋友影响和介绍
- 6 记者行业收入不错，而且很体面
- 7 其他()

L 您是什么途径到南方集团的？

1 大学毕业应聘 2 从别的报社应聘来的 3 通过在南方的同学，朋友介绍的 4 普通人事变动调过来的 5 领导关系调职过来 6 其他（ ）

M 您为什么选择南方报业集团？多选可。

1 因为南方的名气，让人向往 2 因为南方的风气开放，可以说些真话 3 南方的领导思想灵活 4 在南方积累工作经验，为了将来更好的发展 5 单纯地为了生活而工作 6 南方的收入待遇好 7 其他（ ）

N 您的月收 1 1000——2000 元 2 2000 元——3000 元 3 3000 元——4000 元
4 4000——5000 元 5 5000——10000 元 6 10000——150000 元 7 150000—
20000 元 8 20000 元以上

O 您的稿费占您的月收多少？

1 10-20% 2 20-30% 3 30-40% 4 40-50% 5 50-60% 6 60-70% 7 70-80%

P 记者这个职业您会一直干下去吗？

1 会
2 不会 理由是①辛苦，常年在外跑 ②收入少 ③升迁的机会少 ④人身安全问题 ⑤其他（ ）

Q 您有担任其他社会职务吗？

1 记者协会任职 2 人大代表（全国人代/市人代/区。县人代） 3 政协委员（全国政协/市政协/区。县政协） 4 居民委员会委员 5 人民团体内任职（如文联等） 6 企业法人代表
7 NGO,社团组织内任职

R 您对自己将来的设想是？

1 在南方干到领导的位置 2 成为名牌记者/编辑 3 从新闻部转到广告经营部门 4 到其他媒体去发展 5 进政府部门走仕途 6 从事跟传媒完全没有关系的工作 7 其他（ ）

第二部分 关于新闻报道部分

A 您认为的新闻/报道价值是什么？多选可。

1 真实的，时新的新闻 2 符合公共利益，社会公德 3 突发性，非常规性 4 刺激性，炒作性 5 满足读者的好奇 6 发掘新闻表象后的内涵 7 传达知识，社会价值 8 “和谐社会”新闻价值观 9 “三个代表”新闻价值观 10 发扬人文情怀 11 其他（ ）

B 新闻媒体有以下社会功能：①宣传党和政府的政策，引导正确的舆论方向 ②提倡社会道德，维护良好的社会秩序 ③保护公民的知情权 ④舆论监督作用 ⑤提供各种信息消费和娱乐商品 ⑥反映民意，影响政府决策 ⑦发扬人文关怀，引导正确价值观

在提倡构建和谐社会的今天，您认为在以上 7 种功能中，按照优先顺序应当怎样排序？

() () () () () () ()

C 以下设定的渠道占据您多少的日常采访活动？

① 非常多 ② 比较多 ③ 偶尔有 ④ 根本没有

a 报社编辑的任务指派 ——①——②——③——④——

b 报社领导的任务分配 ——①——②——③——④——

c 自己找的新闻题材 ——①——②——③——④——

d 报社的策划方案 ——①——②——③——④——

e 为政府部门做宣传报道 ——①——②——③——④——

f 为广告商，企业做宣传报道 ——①——②——③——④——

g 监督政府/人员的报道 ——①——②——③——④——

h 关注各种社会问题的报道 ——①——②——③——④——

i 对企业，公共部门监督报道 ——①——②——③——④——

j 树典型，先进事迹的报道 ——①——②——③——④——

D 自从改革开放之后，中国的媒体由过去的政府财政拨款走上了自主经营的道路。

您作为媒体从业人员是否感受到了传媒的商业竞争压力吗？

① 非常大 ② 比较大 ③ 有，但是较小 ④ 没有

如果您选择①-③的话，那么这种压力主要体现在哪里方面？多项可。

① 上级领导的压力 ② 与其它同行的竞争 ③ 读者兴趣的多样化 ④ 报纸的购买率 ⑤ 报道吸引读者眼球的题材 ⑥ 抢发新闻和独家报道 ⑦ 其他 ()

E 报道一件有广泛争议的社会问题时，您会选择参考哪些方面的意见？多项可。

1 政府部门 2 教授，专家 3 与事件有关的人或群体 4 普通市民 5 网民 6 企业 7 行业协会 8 人民团体（文联等） 9 各级人大代表 10 各级政协委员 11 NGO,非政府组织 12 记者协会 13 律师 14 其他 ()

F 您的外出采访经费一般是？多选可。

1 报社负担 2 个人负担 3 广告商负担 4 报料人/组织负担 5 受监督的人/组织负担

6 其他 ()

G 您除了新闻采访写稿之外，是否要承担拉广告，为报社创效益的任务？

1 有 是否记入工资考核中？ ① 是 ② 没有

2 没有

H 报社内，新闻报道部门和经营部门经常为了广告商的利益，发生矛盾。一般怎么解决？

1 新闻部门的利益高于经营部门 2 经营部门利益高于新闻部门 3 争执不下，不了了之 4 最终达成折中 5 没有什么矛盾

I 面对中宣部/广宣部的禁令，您一般采取的态度是？多选可。

1 坚决服从禁令的指示 2 钻禁令的空子 3 禁令来之前抢先报道 4 紧跟报社领导意见 5 自行判断，作些冒险尝试 6 硬性规定的只有服从 7 会忽视一些小的，轻度禁令 8 其他 ()

J 您是通过哪些渠道获得新闻线索的？

在以下设定的 a-d' 渠道中，请问您能得到多少程度的新闻线索？

② 非常多 ② 比较多 ③ 偶尔有 ④ 根本没有

- a 普通市民投诉 ——①——②——③——④——
- b 上网查询 ——①——②——③——④——
- c 大量的报纸，杂志，广播，电视及书籍中获取 ——①——②——③——④——
- d 亲人，朋友的谈话中 ——①——②——③——④——
- e 区，县级政府 ——①——②——③——④——
- f 市级政府 ——①——②——③——④——
- g 省级政府 ——①——②——③——④——
- h 区，县级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——
- i 市级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——
- j 省级人民代表大会/代表 ——①——②——③——④——
- k 区，县级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——
- l 市级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——
- m 省级政治协商会议/委员 ——①——②——③——④——
- n 区，县级党委/宣传部 ——①——②——③——④——
- o 市级党委/宣传部 ——①——②——③——④——

- p 省级党委/宣传部 ———①———②———③———④———
- q 党中央中宣部 ———①———②———③———④———
- r 报社党支部 ———①———②———③———④———
- s 法院 ———①———②———③———④———
- t 公安部门 ———①———②———③———④———
- u 人民团体（如妇联，文联等） ———①———②———③———④———
- v NGO(非政府组织)，社团组织 ———①———②———③———④———
- w 同省市区的记者协会或记者站 ———①———②———③———④———
- x 他省市区的记者协会或记者站 ———①———②———③———④———
- y 国外的新闻机构或记者 ———①———②———③———④———
- z 企业 ———①———②———③———④———
- a' 行业协会 ———①———②———③———④———
- b' 知识分子 ———①———②———③———④———
- c' 律师 ———①———②———③———④———
- d' 其他（ ） ———①———②———③———④———

K 把上述的 e—d' 设定为交流对象时，请从下列 9 种交流方式中选择。多项选择可。

①私人式的交往 ②座谈会，讨论会 ③新闻发布会 ④听证会 ⑤工作往来⑥咨询问题⑦投诉问题 ⑧反映问题 ⑨网络

- e 区，县级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- f 市级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- g 省级政府 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- h 区，县级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- i 市级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- j 省级人民代表大会/代表 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- k 区，县级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- l 市级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- m 省级政治协商会议/委员 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- n 区，县级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- o 市级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———
- p 省级党委/宣传部 ———①———②———③———④———⑤———⑥———⑦———⑧———⑨———

- q 党中央中宣部——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- r 报社党支部——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- s 法院——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- t 公安部门——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- u 人民团体（如妇联，文联等）——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- v NGO(非政府组织)，社团组织——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- w 同省市区的记者协会或记者站——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- x 他省市区的记者协会或记者站——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- y 国外的新闻机构或记者——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- z 企业——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- a' 行业协会——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- b' 知识分子——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- c' 律师——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——
- d' 其他（ ）——①——②——③——④——⑤——⑥——⑦——⑧——⑨——

L 您怎么看待稿子被枪毙？多选可。

- 1 严重打击记者积极性 2 中国体制内的一种妥协 3 报社会有相应的补偿，心里平衡 4 对记者劳动成果的践踏 5 坦然接受 6 其他（ ）

M 您为了取得独家报道的材料，会采取以下手段吗？多选可。

- 1 隐瞒身份，暗中采访 2 进入被采访者个人生活 3 监视 4 偷听，偷拍 5 跟踪 6 窥视 7 刺探 8 干扰 9 不会采用以上手段

N 您在取材报道中，一般遵循以下原则吗？多项可。

- 1 尽力做好必要的取材，尽力的接近事实 2 真诚对待被采访人，建立信耐关系 3 对报道的社会意义，其必要性，紧急性做好综合判断后选择合适的取材方式 4 取材中尽量到事发现场，并与当事人面对采访 5 涉及到亲属，朋友关系的取材，事前向报社报告 6 对证据的出处尽可能明示 7 对新闻线索，报料人的隐秘性做保护 8 不轻易和受访者做非正式的取材承诺 9 征得同意之后，做好采访笔录 10 不做干扰私生活的过度取材 11 保护儿童，未成年人权益 12 对特定公民的拍照，先要征求其同意后 13 从网上引用的消息，须注明出处 14 尚未见报的稿件不给被采访者看到 15 对信息的提供者不提供金钱报酬 16 不发虚伪，失实的报道 17 发现报道有误后，立即更正 18 能让读者区别通讯稿和调查评论稿 19 对批评对象也提供发言机会 20 对特定个人/法人的实名体现报道的真实性 21 对

1 拒绝披露其隐私 2 具有行使肖像权 3 请求个人信息保持隐秘性的权利 4 查询个人信息并被处理的情况,并要求回答的权利 5 对不准确,不全面,过时的个人信息进行更正和补充的权利 6 请求对个人信息停止处理的权利 7 请求对个人信息删除的权利 8 当个人信息被商业利用时候,请求对价报酬的权利

U 您怎么看待公民有个人信息决定权和控制权? 多选可。

1 应当尊重公民对自己个人信息的披露有决定和控制权 2 披露隐私之前须得到当事人同意 3 只要采访没恶意,就不算构成侵权 4 当事人有权拒绝透露个人信息 5 是公民积极主动的支配个人资料权利 6 其他()

V 您对屡发的新闻侵害名誉权/隐私权的案件,是怎么看待的? 多项可。

1 公民的权利意识越来越强 2 新闻工作者应当保护公民的名誉,隐私权 3 现行法律政策中没有明确规定,实际操作中很难 4 过于在意公民的名誉,隐私权,影响了舆论监督的正常展开 5 给操控新闻自由的公权部门提供口实 6 其他()

W 您为了预防和应对新闻侵权案件发生,会采取以下对策吗? 多项可。

1 保留物证,视听资料 2 尽量做到每张笔记让当事人签字 3 发现内容失实,及时更正处理 4 反复核对事实 5 不做侮辱,有人身攻击性报道 6 慎重对待情况反映 7 尽量不具体点出被批评人/单位名称 8 合法采访 9 其他()

第三部分 关于地震等自然灾害报道

A 每当发生地震(如汶川大地震),洪水等突发性灾害时,您是从哪得到第一时间的新闻线索的? 多项选择可。

1 政府部门发布的消息 2 灾害发生地的媒体 3 市民热线 4 网络 5 记者站/记者协会 6 国外的媒体 7 其他()

B 您认为在自然灾害报道中,最重要的是要报道什么? 请选择并按重要度排序,多项选择可。

() () () () () () () () () ()

1 实际的伤亡,受灾情况 2 军民团结抗险,抗灾 3 国家领导人的慰问,视察 4 英雄,感人事迹 5 受灾群众的心声 6 灾后重建情况 7 海内外的钱物捐款 8 外国政府组织(如医疗队)的救援情况 9 国内外各种非政府组织(NGO),志愿者的活动 10 其他()

C 您认为灾难题材的报道具有新闻价值吗?

1 非常大 2 一般 3 很小 4 没有

如果您选择 1-3, 请问具体来说具有哪些新闻价值? 多项可。

- 1 对人类的危害性 2 非常规性 3 体现人情关怀 4 满足公民的知情权 5 其他 ()

D 在汶川大地震中, 众多学校的倒塌导致大批孩子的死亡, 南方周末等媒体对其背后的原因进行了反思。您认为灾难报道中除了大量的救灾场面外, 是否还需要对其反思呢?

- 1 非常有必要 2 有必要, 但不是重点 3 偶尔提提 4 根本没必要

E 您认为比较过去几十年的自然灾害的“缓报”和“不报”, 现在的报道最大的变化在哪里? 多选可。

- 1 及时, 迅速的报道 2 公开死亡人数, 伤员情况 3 人情关怀的体现 4 积极主动地向国际社会呼吁支援 5 关注 NGO 等非政府组织的救援活动 6 关注个人志愿者的救助活动 7 关注国外政府救助机构的活动 8 关注国外媒体的反应 9 反映受害群众的声音 10 能够指责有关部门的应灾不足 11 能够追踪救灾款的到位情况 12 关注灾后重建工作 13 关注国和国家的救援 14 关注人民解放军的救援 15 对人为灾害的反思

F 从非典, 孙志刚事件, 松花江水污染, 各种矿难, 到 5, 12 汶川大地震等一系列突发事件的报道, 加之 2007 年 11 月 1 日开始实施的《中华人民共和国突发事件应对法》中取消了对新闻报道各种限制的条例, 您认为新闻报道已经趋向成熟和开放了吗?

- 1 已经很成熟, 很开放了 2 比过去开放多了, 但依然有限制 3 跟国外媒体比, 还是有很多问题 4 比较小的开放 5 没什么变化

G 5, 12 汶川大地震中, 大多数媒体不顾禁令, 迅速做出反映, 发回现场报道。您认为中国的媒体能有如此迅速的应对主要的归根于哪些? 多项可。

- 1 自然灾害的报道已经不再属于意识形态范畴 2 记者对新闻价值, 题材认识程度的提高 3 网络的迅速传递, 消息无法掩盖 4 市场化的竞争导致各家媒体的抢先报道 5 媒体应当满足公民的知情权 6 媒体社会责任感的提升 7 其他 ()

H 如果您认为对自然灾害, 突发事件的新闻报道上还是存在很多问题的话, 主要有哪些? 多项可。

- 1 受各种政策, 法规的诸多限制
2 在正式见报前, 仍然需要向有关部门请示
3 国内目前还没有对保护新闻立法

【付録資料 7】『南方日報』グループジャーナリストへのインタビュー一覧

| 第 1 回 | | | | | |
|-------|------------|----------------|---------|----------------------|-------|
| No | 日付 | 場所 | 年齢 | 職位 | 職歴 |
| 1 | 2008.12.22 | 社外のコーヒ ー店 | 35～40 歳 | 『南方日報』調査報道担 当 | 14 年間 |
| 2 | 2008.12.23 | 社内の本人の オフィス | 35～40 歳 | 『南方日報』突発的事件 担当 | 15 年間 |
| 3 | 2008.12.23 | 『南方都市 報』社内 | 30～35 歳 | 『南方都市报』編集者 | 5 年間 |
| 4 | 2008.12.25 | 社内の本人の オフィス | 30～35 歳 | 『南方日報』評論記事担 当 | 8 年間 |
| 5 | 2008.12.26 | 『南方週末』 社内 | 30～35 歳 | 『南方週末』編集者 | 9 年間 |
| 6 | 2008.12.27 | 『南方都市 報』社内 | 30 歳前後 | 『南方都市报』社会ニュー ース担当 | 7 年間 |
| 第 2 回 | | | | | |
| 7 | 2009.07.20 | 社内の本人の オフィス | 50～55 歳 | 『南方日報』グループ管 理職 | 27 年間 |
| 8 | 2009.07.21 | 社内の本人の オフィス | 30～35 歳 | 『南方日報』グループ新 聞研究所 | 6 年間 |
| 9 | 2009.07.23 | 社内の本人の オフィス | 30～35 歳 | 『南方日報』社会ニュー ース担当 | 10 年間 |
| 10 | 2009.07.25 | 社内の本人の オフィス | 30～35 歳 | 『南方都市报』調査報道 担当 | 10 年間 |
| 11 | 2009.07.27 | 『南方週末』 社 | 30～35 歳 | 『南方週末』編集者 | 8 年間 |

【参考文献】

日本語（五十音順）

- 有馬明恵（2007）、『内容分析の方法』ナカニシヤ出版。
- 伊藤由美（2003）、「現時点における「世論による監督」の在り方：中国中央テレビ『焦点訪談』を事例として」『中国研究月報』第57号、34—41ページ。
- 牛山美穂（2006）、「『抵抗』および『戦術』概念についての考察」『死生学研究』第8号、191—210ページ。
- 畦五月（2009）、「新聞における環境関連記事の内容分析（第1報）：1997年～2001年の記事の時代区分ごとの分析」『順正短期大学研究紀要』第38号、1—11ページ。
- 大石裕・岩田温・藤田真文（2000）、「地方紙のニュース制作過程：茨城新聞を事例として」『メディア・コミュニケーション：慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』第50号、65—86ページ。
- 何清漣著、中川訳（2005）、『中国の嘘—恐るべきメディア・コントロールの実態』扶桑社。
- 蒲島郁夫・竹下俊郎・芹河洋一著（2007）、『メディアと政治』有斐閣。
- クラウス・クリッペンドルフ著、三上俊治・橋元良明・椎野信雄訳（1989）、『メッセージ分析の技法—「内容分析」への招待』勁草書房。
- 崔梅花（2005）、「中国のマスコミ政策における新たな選択：「自律(自主規制)」」『中国研究月報』第59巻第12号、17—27ページ。
- 崔梅花（2009）、『中国の国家体制改革とメディア』一橋大学2009年度博士学位論文。
- 崔梅花（2009）、「九〇年代以降中国の新聞管理規制の再構築」『一橋社会科学』第7号、93—124ページ。
- 柴田鉄治（2003）、『新聞記者という仕事』集英社。
- 朱家麟（1995）、『現代中国のジャーナリズム：形成・変遷・現状の研究』田畑書店。
- ジェームズ・カラン・朴明珍著、杉山光信訳（2003）、『メディアの脱西欧化』勁草書房。
- 田中正洋（2010）、「中国における格差問題」『FFG調査月報』12月号、16—19ページ。
- 戴智軻（2006）、『現代中国のマスメディアの発展—政党統制と市場自由の狭間に立つ』東京大学2006年度博士学位論文。
- 唐亮（2001）、『変貌する中国政治—漸進路線と民主化』東京大学出版会。

角田季美枝 (2010)、「鶴見川流域の水質をめぐる言説空間の構造と特質—2000～2007 年の朝日新聞・読売新聞の内容分析をふまえた考察」『公共研究』第 6 巻第 1 号、232—254 ページ。

ノーマン・フェアクラフ著、日本メディア英語学会談話分析研究分科会訳 (2012)、『ディスコースを分析する—社会研究のためのテキスト分析』くろしお出版。

野村詩織 (2007)、「メディア研究におけるテキスト分析の新たな視点」『工学院大学共通課程研究論叢』第 45 (1) 号、37—51 ページ。

西茹 (2008)、『中国の経済体制改革とメディア』集広社。

長谷千代子 (2002)、「『日常の実践』に関する一考察：スコット「モーラル・エコノミー」論の読解をとおして」『九州人類学会報』第 29 号、7—24 ページ。

藤田博文 (2000)、「ミシェル・フーコーの「権力」概念の検討—「規律・訓練」概念を構成する「戦術」と「戦略」概念を中心に」『立命館産業社会論集』第 36 巻第 2 号、129—151 ページ。

樋口耕一 (2004)、「計算機による新聞記事の計量的分析：『毎日新聞』にみる「サラリーマン」を題材に」『理論と方法』第 19 巻第 2 号、161—176 ページ。

読売新聞東京本社教育支援部編 (2008)、『ジャーナリストという仕事』中央公論新社。

李洪千 (2007)、「冷笑的政治報道の影響に関する研究：1980 年から 2000 年までの新聞の内容分析に基づいて」『慶應義塾大学湘南藤沢学会誌』第 6 巻第 1 号、124—143 ページ。

林暁光 (1996)、『現代中国のマス・メディア：近代化と民主化の岐路』ソフィア出版社。

林暁光 (2006)、『現代中国のマスメディア・IT 革命』明石書店。

渡辺浩平 (2008)、『変わる中国、変わるメディア』講談社。

F.S.シーバート・T.B.ピータスン・W.シュラム著、内川芳美訳 (1966)、『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社。

中国語 (画数順)

丁和根 (2003)、「中共新聞輿論監督觀的歴史生成与現實取向」『南京大学学報 (哲学・人文社会・社会科学版)』第 4 期、15—21 ページ。

丁柏銓 (2004)、「論改革開放以来中共新聞思想發展的三個階段」『現代傳播』総第 130 期、36—41 ページ。

- 丁柏銓 (2007)、「論輿論引導與輿論監督之關係—從加強黨的執政能力建設的角度進行考察」
『杭州師範學位學報 (社會科學版)』第 3 期、27—34 ページ。
- 丁柏銓・徐冬梅 (2008)、「改革開放 30 年來輿論監督研究概觀」『西南民族大學學報』第 8 期、136—139 ページ。
- 王天定・石萍 (2003)、「論強勢媒體對弱勢群體的關懷—以『南方週末』三農問題報道為例」
『科學・經濟・社會』第 21 卷總第 90 期、40—44 ページ。
- 王文利 (1998)、「中共黨報史上兩次新聞改革之比較」『黃崗師專學報』第 18 卷第 2 期、
79—84 ページ。
- 王文利 (2001)、「黨的新聞事業性質觀念發展述略」『長沙電力學院學報 (社會科學版)』第
16 卷第 1 期、106—108 ページ。
- 王長賡 (2004)、『南方週末三農報道研究』暨南大學 2004 年度碩士學位論文。
- 王苗 (2011)、『胡錦濤和諧社會思想研究』河北經貿大學 2011 年度碩士學位論文。
- 王佳果・王堯 (2009)、「基於 Nvivo 軟體的互聯網旅遊文本的質性研究—以貴州黔東南肇
興的旅遊者文本為例」『旅遊論壇』第 2 卷第 1 期、30—34 ページ。
- 王律 (2008)、「關於新聞輿論監督與以正面宣傳為主的關係的思考」『法制與社會』第 11 期
(下)、312—313 ページ。
- 王彥軍 (2009)、『都市報的發展和受眾研究』內蒙古大學 2009 年度碩士學位論文。
- 王健 (2007)、『南方週末』深度報道風格的變遷『新聞愛好者』第 12 期、9 ページ。
- 王敏芝 (2012)、「當代都市報媒介意識的斷裂與衝突」『陝西師範大學學報 (哲學社會科學
版)』第 41 卷第 4 期、171—176 ページ。
- 王強華・王榮泰・徐華西編 (2007)、『新聞輿論監督理論與實踐』復旦大學出版社。
- 王琴 (2009)、『『財經』雜誌批判報道研究』蘇州大學 2009 年度碩士學位論文。
- 王超群 (2011)、「論中國新聞改革 30 年進程中的民本化轉型」『湖南科技大學學報 (社會科
學版)』第 14 卷第 3 期、125—128 ページ。
- 王超慧・王崇飛・瀋德新 (2007)、「用『大民生』理念提昇民生新聞品質」『新聞傳播』第
5 期、50 ページ。
- 王朝麗 (2005)、「論新聞評論的輿論監督作用—以『南方都市報』時評版為例」『新聞知識』
第 8 期、77—79 ページ。
- 王雅君 (1997)、「社會轉換期的輿論導向研究」『黑龍江教育學院學報』第 4 期、17—19 ペ
ージ。

- 王曉光・劉武（2006）、「浅析新聞輿論監督的社会功能」『甘肅農業』總第 234 期、177 ページ。
- 王毓莉（2010）、「馴服v. s.抗拒：建構研究中国新聞輿論監督產製的新取向」中華傳播学会2010年度論文。
- 王毓莉（2010）、『具有中国特色的新聞自由：一個新聞輿論監督的考察』揚智文化事業股份有限公司。
- 王毓莉（2011）、「中国大陆新聞工作者的馴服与抗拒之研究」中華傳播学会2011年度論文。
- 王輝（2000）、「論輿論監督—學習江泽民同志輿論監督的論述」『山東青年管理幹部学院学报』第 2 期、4—6 ページ。
- 王潔・羅以澄（2010）、「論新時期中国媒介的話語變遷」『河北大学学报（哲学社会科学版）』第 35 卷第 1 期、74—80 ページ。
- 王薇・劉立榮（2006）、「『焦点訪談』節目内容分析」『新聞知識』第 12 期、19—21 ページ。
- 辛璐（2010）、「『焦点訪談』欄目研究」新疆大学 2010 年度修士學位論文。
- 王曉菊（2011）、「新聞語篇的批評性話語分析」『文学教育』第 3 期、132—133 ページ。
- 尤斌（2008）、「地方新聞輿論監督存在的問題与对策研究」山東大学 2008 年度修士學位論文。
- 牛玉霞・王磊（2004）、「淺議我国都市報的受眾觀」『唐山師範学院学报』第 26 卷第 1 期、105—108 ページ。
- 牛桂芳（2011）、「從“小民生”到“大民生”—地方廣播電視媒体民生新聞報道的轉變」『太原大学学报』第 12 卷第 2 期、50—51 ページ。
- 文学（2009）、「中国都市報新聞結構性分析—以『南方都市报』為例」鄭州大学 2009 年度修士學位論文。
- 方璽（2010）、「对現今主流媒体理念發展的思考—以『南方週末』為例」『十堰職業技術学院学报』第 23 卷第 2 期、93—96 ページ。
- 方璽（2012）、「中国記者職業角色的演變」『銅仁職業技術学院学报（社会科学版）』第 10 卷第 1 期、29—33 ページ。
- 方藍（2009）、「從揭露者到建設者：『南方週末』的角色轉換」『青年記者』8 月号下、74—75 ページ。
- 方藍（2010）、「轉型社会中的“文本轉型”—『南方週末』的頭版頭条分析（1983—2009）」安徽大学 2010 年度修士學位論文。

- 孔令昇 (2007)、「民生新聞中的輿論監督」『新聞愛好者』第 3 期、54 ページ。
- 孔洪剛 (2006)、『執政黨理念下新聞媒體的轉型』復旦大學 2006 年度博士學位論文。
- 甘治平 (1988)、「試論新聞輿論在民主監督中的地位」『南京政治學院學報』第 4 期、76—79 ページ。
- 石長順・金珠 (2011)、「民生新聞的演進及湖北經視實踐」『中國記者』第 1 期、90—91 ページ。
- 石義彬・聶禕 (2008)、「試論我國公共危機傳播中媒介角色的嬗變」『湖北社會科學』第 12 期、180—183 ページ。
- 石靜 (2006)、『對『南方週末』三農報道的研究』蘭州大學 2006 年度碩士學位論文。
- 叶沖 (2007)、『電視民生新聞與輿論監督』上海社會科學院 2007 年度碩士學位論文。
- 叶阿萍 (2011)、『『焦點訪談』話語研究』浙江師範大學 2011 年度碩士學位論文。
- 叶翮 (2006)、「論輿論監督與公眾話語權」『當代經理人』第 7 期、225—226 ページ。
- 田大憲 (2002)、「江沢民輿論監督思想初探」『陝西師範大學學報 (哲學社會科學版)』第 31 卷第 1 期、66—73 ページ。
- 田中初 (2005)、『當代中國災難新聞研究—以新聞實踐中的政治控制為視角』復旦大學 2005 年度博士學位論文。
- 田秋生 (1999)、「『南方週末』的輿論監督特色」『暨南大學學報 (哲學社會科學版)』第 21 卷第 5 期、36—41 ページ。
- 白紅義 (2011)、『當代中國調查記者的職業意識研究 (1995—2010)』復旦大學 2011 年度博士學位論文。
- 刑古城 (2005)、「以人為本：中國共產黨執政理念的新發展」『學習論壇』第 21 卷第 10 期、34—36 ページ。
- 吉強 (2005)、「民生新聞與黨報創新」『當代傳播』第 1 期、78—79 ページ。
- 朱強 (2004)、「論南方週末的文本創新」『新聞記者』第 5 期、62—64 ページ。
- 朱強 (2006)、「『南方週末』轉型期輿論監督特色分析」『青年記者』第 17 期、55—56 ページ。
- 朱紫嫻 (2009)、『近 20 年中國調查記者群體研究』吉林大學 2009 年度碩士學位論文。
- 朱繼雙 (2008)、『論民生新聞中的輿論監督』南京師範大學 2008 年度碩士學位論文。
- 伍巧玲 (2007)、「試析近年來我國媒體突發事件報道的表現和突破」『蘇州教育學院學報』第 24 卷第 2 期、66—68 ページ。

- 任家宣・陳孝柱（2010）、「政策法規演變下的中国災難性突發事件報道 60 年」『東南傳播』第 5 期、40—42 ページ。
- 任琦（2003）、「走向主流媒体？看都市類報紙的轉型」『中国記者』第 1 期、66—67 ページ。
- 全英姬（2011）、『我国調查性報道研究』中央民族大学 2011 年度修士學位論文。
- 危曙榮（2006）、『『南方都市報』轉型研究』暨南大学 2006 年度修士學位論文。
- 江泽民（1989）、「關於党的新聞工作的幾個問題」『新聞實踐』1990 年第 3 期、3—6 ページ。
- 池秀梅（2003）、「淺談当前反腐敗形勢下的新聞輿論監督」『福建商業高等專科學校學報』6 月号、12—16 ページ。
- 杜剛（2011）、「論執政党視閥下的輿論監督」『中国出版』1 月号下、6—9 ページ。
- 李小勤（2005）、『伝媒越軌在中国—以『南方週末』為例』香港浸会大学 2005 年度博士学位論文。
- 李小勤（2006）、「中国伝媒对“他者”的再現：『南方週末』的農民工報道之内容分析（1984—2002 年）」中国伝播学論壇 2006 年度論文。
- 李冬寒（2008）、「試論民生新聞的發展与價值取向」『科技創新導報』第 27 期、206—207 ページ。
- 李赤（1987）、「首都新聞学会連續召開學術討論会 認真學習十三大文件進一步探索新聞改革」『新聞記者』第 12 期、4—7 ページ。
- 李垂林（2006）、『『經視直播』熱原因探析』『新聞前哨』第 4 期、46—47 ページ。
- 李良榮（2009）、「艱難的轉身：從宣傳本位到新聞本位—共和国 60 年新聞媒体」『國際新聞界』第 9 期、6—12 ページ。
- 李邵強（2006）、『轉型期報紙時評發展現狀研究』南京師範大学 2006 年度修士學位論文。
- 李明（2006）、「都市報“主流化”的現實動因及其困境」『青年記者』第 4 期、66—67 ページ。
- 李岩（2011）、「新聞專業主義在中国大陸的實踐与變異」『当代傳播』第 1 期、4—7 ページ。
- 李春耘（2006）、『都市報的政治作為—以『南方都市報』為例』華中科技大学 2006 年度修士學位論文。
- 李星（1998）、「市場經濟条件下的政府行為与輿論監督」『管理与效益』第 4 期、26—27 ページ。
- 李星（2009）、『『南方週末』視閥下的農民工—『南方週末』（1984—2008）農民工報道研

- 究』華中師範大學 2009 年度碩士學位論文。
- 李炳庠·賈永華 (1999)、「我的市場在你的腳下」—談都市報形成的報業競爭趨勢『新聞戰線』第 2 期、21—23 頁。
- 李素英 (2011)、「媒體的跨地區輿論監督」『科技傳播』5 月号上、7—8 頁。
- 李展 (2010)、「霸權理論與媒體批判研究」新聞與傳播研究網、中國社會科學院新聞與傳播研究所主辦(2012 年 1 月 23 日最終アクセス、<http://xinwen.cass.cn/>よりダウンロード)。
- 李琰 (2010)、『論我國報紙的批判性報道』中央民族大學 2010 年度碩士學位論文。
- 李提軍 (2012)、『胡錦濤社會主義和諧社會思想研究』西南大學 2012 年度碩士學位論文。
- 李博 (2008)、『反抗與控制—博客話語權研究』西北大學 2008 年度碩士學位論文。
- 李曉榕 (1997)、「試論把握正確輿論導向要處理好的幾個關係」『新聞前哨』第 3 期、5—6 頁。
- 李程 (2012)、『新聞專業主義在中國的形與發展』暨南大學 2012 年度碩士學位論文。
- 李舒·胡正榮 (2004)、「『民生新聞』現象探析」『中國廣播電視學刊』第 6 期、33—36 頁。
- 李婷婷 (2010)、『民生新聞的公眾話語權建構』暨南大學 2010 年度碩士學位論文。
- 李曉東 (2010)、『中國貪腐醜聞的媒介呈現與新聞生產研究』浙江大學 2010 年度博士學位論文。
- 李曉春·楊鶴立 (2007)、「『焦點訪談』實施輿論監督的特點」『聲屏世界』第 10 期、42 頁。
- 李興平 (2008)、『媒介融和下的報業集團發展—以南方報業傳媒集團為例』廣西大學 2008 年度碩士學位論文。
- 李麗英 (2006)、『我國電視民生新聞探析』河北大學 2006 年度碩士學位論文。
- 李艷榮·田義軍 (2004)、「關於加強對黨的輿論監督的思考—解讀『中國共產黨黨內監督條例(試行)』」『中共石家莊市委黨校學報』第 4 期、14—16 頁。
- 李艷嶺 (2004)、「淺談批判報道與輿論監督」『北京市總工會職工大學學報』第 1 期、47—51 頁。
- 李鵬 (2008)、「新時期世論監督功能」『新聞愛好者』6 月号下、20—21 頁。
- 李蘭青 (2005)、「對『喉舌論』的歷史回顧與現實思考」『華中師範大學研究生學報』第 3 期、30—33 頁。
- 肖兵 (1988)、「論新聞輿論工具在社會協商對話中的重要作用」『求索』第 4 期、46—47 頁。

ージ。

肖艷艷（2011）、『改革開放以來『人民日報』輿論監督研究（1979—2008）』南京大學 2011 年度碩士學位論文。

吳昊（2011）、『新聞媒介在輿論監督中的角色定位』湘潭大學 2011 年度碩士學位論文。

吳果中・尹志偉（2010）、「中國輿論監督話語生產的歷史演變」『國際新聞界』第 3 期、81—83 ページ。

吳果中・湯維（2011）、「中國輿論監督的話語生產與社會變遷」『湖南師範大學社會科學學報』第 5 期、131—133 ページ。

吳治文（2009）、『轉型時期我國新聞媒體的公共性研究』重慶大學 2009 年度碩士學位論文。

吳健（2010）、「胡錦濤新聞思想研究」『揚州大學學報（人文社會科學版）』第 14 號、5—11 ページ。

吳靜（2008）、「報紙新聞評論輿論功能的嬗變」『新聞實踐』第 11 期、13—15 ページ。

吳潮（2008）、「論近年來我國危機報道的發展與演變」『浙江工商大學學報』第 6 期、64—68 ページ。

吳曉明（2003）、「傳播學視野中的都市報紙」『湛江師範學院學報』第 24 卷第 2 期、80—86 ページ。

邱碧湘（2009）、『中國都市報主流化發展與困境』西南政法大學 2009 年度碩士學位論文。

邱毓貞（2009）、『大陸媒介讀者投書的輿論監督—以『南方都市報』為例』南華大學 2009 年度碩士學位論文。

何雙秋（2006）、『媒介權力研究歷史的反思、批判與重構』南京師範大學 2006 年度碩士學位論文。

何舟（2008）、「中國政治傳播研究的路向」『新聞大學』總第 96 期、34—36 ページ。

何赦熱（2008）、『批評性報道的價值導向研究』暨南大學 2008 年度碩士學位論文。

何淑群（2008）、『“負面新聞”（負面報道）問題研究—以重大災難事件的報道為視角』暨南大學 2008 年度碩士學位論文。

何霄・李傑（2007）、「淺析轉型期都市報主流意識的轉變」『新西部』第 20 期、261—270 ページ。

余洪波（2009）、「民生新聞的現狀及其走向」『鄂州大學學報』第 16 卷第 1 期、78—80 ページ。

汪苑菁（2005）、『論對突發事件的報道』廣西大學 2005 年度碩士學位論文。

- 吳慧敏 (2006)、『我国突發事件報道研究』鄭州大学 2006 年度修士學位論文。
- 汪凱 (2005)、『轉型中国：媒体、民意与公共政策』復旦大学出版社。
- 宋志耀 (1986)、「新聞觀念必須更新 首都新聞学会举行學術討論会」『新聞愛好者』第 11 期、7 ページ。
- 宋桂嘉・戴超・張軍朝 (1998)、「充分發揮新聞輿論的監督作用—三秦都市報批判報道的作法」『新聞知識』第 4 期、18—20 ページ。
- 宋黎明 (2007)、『中国共産党的政治伝播機制研究』中共中央党校 2007 年度博士学位論文。
- 邵春霞 (2006)、「局部性伝媒公共領域的呈現—以報紙的批評性報道為分析对象」『中共浙江省委党校学報』第 3 期、66—70 ページ。
- 武俊 (2006)、『報紙民生新聞研究』山東大学 2006 年度修士學位論文。
- 林琳 (2007)、『媒介的公共突發事件報道研究』鄭州大学 2007 年度修士學位論文。
- 歐陽霞・蔡曉濱 (2011)、「試論輿論監督的公共意識話語」『青海社会科学』第 3 期、90—92 ページ。
- 卓芝琴 (2005)、『20 世紀 90 年代後我国大衆伝媒的危機報道』武漢大学 2005 年度修士學位論文。
- 明子丹 (2000)、「新聞輿論導向和輿論監督的特徵及實施条件」『渝州大学学報 (社会科学版)』第 3 期、124—126 ページ。
- 易正天 (2008)、「論鉅難事故中的新聞媒体参与」『四川行政学院学報』第 1 期、82—85 ページ。
- 易正天 (2008)、『鉅難報道中政府權力控制和媒体公正追求的張力』湘潭大学 2008 年度修士學位論文。
- 易前良 (2005)、「“民生新聞”的理論闡釈」『河海大学学報 (哲学社会科学版)』第 7 卷第 2 期、64—67 ページ。
- 岳璐 (2007)、「突發公共事件中的媒介角色研究—以鉅難報道為例」『湖南師範大学社会科学学報』第 2 期、139—142 ページ。
- 岳璐・曾慶香 (2007)、「鉅難報道的框架研究」『新聞前哨』第 6 期、38—39 ページ。
- 周甲祿 (2005)、「論輿論監督的主体」『新聞大学』第 4 期、41—45 ページ。
- 周園 (2011)、『『財經』雜誌輿論監督報道研究』暨南大学 2011 年度修士學位論文。
- 周羅庚 (1988)、「社会協商對話制度含義初探」『理論前沿』第 39 期、10—11 ページ。
- 齊愛軍 (2003)、「輿論監督的三種話語形態」『当代伝播』第 6 期、52—54 ページ。

- 於小雪 (2011)、『轉型期我国社会利益衝突的媒体再現—以拆遷報道為例』暨南大学 2011 年度修士學位論文。
- 於芳 (2009)、「從批判性報道看輿論監督的社会功能」『東南傳播』第 1 期、96—97 頁。
- 於沢良 (2007)、「民生新聞的輿論監督特色」『記者搖籃』第 6 期、45—46 頁。
- 於琴 (2006)、「『中国青年報』近十年来鉅難報道研究」『写作』第 17 期、8—10 頁。
- 於媚 (2006)、「透視中国特色的調查性報道」『傳媒觀察』第 1 期、26—27 頁。
- 法伊莎 (2008)、『平視權力的過程—『南方週末』時政報道發展歷程研究』蘭州大学 2008 年度修士學位論文。
- 封丹珺·厲萍·曹楓林·高慶嶺·婁鳳蘭·徐凌忠 (2010)、「基於 Nvivo 軟件的護士職業心理素質的質性研究」『解放軍護理雜誌』第 27 卷第 8 期、1124—1127 頁。
- 郝迎利 (2005)、「從代言人到組織者—從民生新聞到公共新聞」『新聞知識』第 7 期、23—24 頁。
- 胡有德 (2007)、『論報紙媒体的深度報道』中南大学 2007 年度修士學位論文。
- 胡連利 (2000)、「对河北省輿論監督從業人員現狀的分析与建議」『河北大学学报 (哲学社会科学版)』第 25 卷第 6 期、52—55 頁。
- 胡敏 (2011)、『媒介地理学視域下的中国輿論監督研究』東華大学 2011 年度修士學位論文。
- 胡績偉 (1988)、「通過新聞工具活躍協商對話」『新聞實踐』第 1 期、4—7 頁。
- 胡耀邦 (1985)、「關於党的新聞工作」『新聞前線』第 5 期、2—11 頁。
- 南方週末編輯部主編 (2002)、『經典頭版及背後的故事 (上) (下)』珠海出版社。
- 南方報業傳媒集團新聞研究所主編 (2008)、『南方傳媒研究·第 15 輯：媒体使命』南方日報出版社。
- 南方報業傳媒集團新聞研究所主編 (2009)、『南方傳媒研究·第 15 輯：記者生存』南方日報出版社。
- 段勃 (2005)、『調查性報道研究』華中科術大学 2005 年度修士學位論文。
- 段勃 (2006)、「中国調查性報道的發展趨勢」『当代傳播』第 1 期、98—100 頁。
- 段勃 (2010)、「調查性報道特性探析」『新聞界』第 1 期、86—88 頁。
- 皇甫雯 (2010)、「我国媒体对災難性突發事件報道理念之嬗變」『新西部』第 6 期、131—132 頁。
- 管愛宗 (1999)、『第四種權力：從輿論監督到新聞法治』民族出版社。
- 姜紅·許超衆 (2008)、「從“鬪士”到“智者”：輿論監督的話語轉型—新世紀以來『南方

- 週末』文本分析』『新聞与伝播評論』2008年度版、157—164 ページ。
- 洪兵（2004）、『転型社会中的新聞生産—『南方週末』個案研究（1983—2001）』復旦大学 2004年度博士学位論文。
- 馬迪（2010）、『『南方都市报』突發事件報道的現狀及挑戰』山東大学 2010年度修士學位論文。
- 馬森・李蚩（2010）、「淺論民生新聞与輿論監督」『新聞世界』第7期、62—63 ページ。
- 袁興友（2009）、『報業風雲：南方都市报崛起之路』広東經濟出版社。
- 都海虹（2003）、『歴史在这里沈思—簡析中国「文化大革命」以後新聞輿論監督的發展』河 北大学 2003年度修士學位論文。
- 桂俊松（2000）、『論都市报崛起及其对中国報業的影響』中国社会科学院 2000年度修士學位論文。
- 夏文蓉（1998）、「新聞改革与新聞價值觀的嬗變」『江蘇社会科学』第6期、175—180 ページ。
- 夏冰（2008）、『『南方週末』民生新聞報道風格研究』河南大学 2008年度修士學位論文。
- 夏鼎銘（1994）、「有関『正面宣傳為主』的思考」『新聞大学』第2期、3—5 ページ。
- 時紅燕（2009）、『媒介話語生産機制的突破与再建』華中科技大学 2009年度修士學位論文。
- 侯智（2006）、「淺析輿論監督和輿論導向」『新聞知識』第7期、29—30 ページ。
- 徐光春（2004）、「江沢民新聞思想的核心内容」『新聞戰線』第2期、4—6 ページ。
- 徐達青（2004）、「淺談輿論引導与輿論監督的關係」『新聞伝播』第3期、70 ページ。
- 徐曉波（2010）、「輿論監督在国家政治話語中的演變与意義建構」『中国地質大学学报（社会科学版）』第1期、36—42 ページ。
- 從儀（1988）、「淺論新聞伝媒工具在社会協商對話中的作用」『淮北煤師院学报』第2・3 期合卷、213—220 ページ。
- 殷暢（2008）、『媒介功能變遷与社会發展—改革開放三十年国内十大新聞評選研究』浙江大 学 2008年度修士學位論文。
- 翁海勤（2007）、「「耳目舌喉」說的歷史沿革」『新聞記者』第3期、35—37 ページ。
- 高冬梅（2003）、「鄧小平輿論監督思想述評」『党史博采』第8期、17—18 ページ。
- 高挺先（2000）、「正面宣傳為主与輿論監督」『青年記者』第6期、11—12 ページ。
- 高博雅（2011）、『論媒介權力的理解与表達—以『南方週末』評論版為例』吉林大学 2011 年度修士學位論文。

- 高煥 (2010)、『当代都市報向主流媒体轉型問題研究』華南理工大學 2010 年度碩士學位論文。
- 郭小紅 (2009)、「論地方新聞媒介的輿論監督作用」『新聞愛好者』8 月号下、23—24 ページ。
- 郭秀麗 (2004)、『社會主義新聞媒體輿論監督研究』遼寧師範大學 2004 年度碩士學位論文。
- 郭林・張紅磊 (2010)、「論都市報的主流化取向」『商丘職業技術學院學報』第 9 卷第 4 期、69—70 ページ。
- 郭舒然 (2011)、『胡耀邦新聞思想與實踐研究』南京大學 2011 年度碩士學位論文。
- 郭碧勳 (2006)、『論公共權力的輿論監督』湖南大學 2006 年度碩士學位論文。
- 郭鎮之 (2007)、「對『四種理論』的反思與批判」『國際新聞界』第 1 期、35—40 ページ。
- 唐惠虎 (1994)、「社會主義市場條件下的輿論監督」『新聞戰線』第 11 期、6—8 ページ。
- 唐靖宇 (2008)、『民生新聞的現狀與發展一析』『南方都市報』上海外國語大學 2008 年度碩士學位論文。
- 展江編 (2002)、『中國社會轉型的守望者：新世紀新聞輿論監督的語境與實踐』中國海關出版社。
- 展江 (2007)、「新世紀的輿論監督」『青年記者』6 月号上、25—28 ページ。
- 陸學芸編 (2002)、『當代中國社會階層研究報告』社會科學文獻出版社。
- 陸曄 (2002)、「新聞生產過程中的權力實踐形態研究」『信息進程中的傳播教育與傳媒研究——第 2 屆中國傳播學論壇論文匯編 (上冊)』復旦大學新聞學院編、4—10 ページ。
- 陸曄 (2003)、「新聞從業者的媒介角色認知—兼論輿論監督的記者主體作用」『中國青年政治學院學報』第 22 卷第 2 期、86—91 ページ。
- 陳力丹 (2003)、「論我國輿論監督的性質與存在的問題」『鄭州大學學報 (哲學社會科學版)』第 4 期、7—14 ページ。
- 陳力丹・江凌 (2008)、「改革開放 30 年來記者角色認知的變遷」『當代傳播』第 6 期、4—6 ページ。
- 陳力丹・江凌 (2009)、「傳媒“四大職能”與記者角色認識」『新聞前哨』第 2 期、11—12 ページ。
- 陳心安 (1993)、「市場經濟呼喚輿論監督」『新聞知識』第 9 期、9—11 ページ。
- 陳銳 (1988)、「輿論監督與新聞改革」『新聞愛好者』第 2 期、4—7 ページ。
- 陳世華 (2011)、「試析國內鉅難報道的演變軌跡」『傳媒觀察』第 1 期、25—26 ページ。

- 陳先兵 (2010)、「維權話語与抗争邏輯—中国農村群体性抗争事件研究的回顧与思考」『北京化工大学学報』第 1 期、1—6 ページ。
- 陳建雲・吳淑慧 (2009)、「輿論監督三十年歷程与变革」『当代傳播』第 4 期、14—17 ページ。
- 陳玲・関華 (2009)、「改革開放 30 年来批判報道的發展变遷—浅析我国輿論監、媒介生態演變以及記者角色的变化」『東南傳播』第 4 期、21—23 ページ。
- 陳映 (2010)、「新時期広東新聞輿論監督的突破与啓示」『東南傳播』第 12 期、27—29 ページ。
- 陳映 (2011)、「広東新聞輿論監督的演進与發展」『南方論刊』第 3 期、18—20 ページ。
- 陳奕奕 (2006)、『從三次新聞改革看我国報紙受衆觀的流变』華中科技大学 2006 年度修士學位論文。
- 陳剛 (2010)、「轉型社会爭議性議題的媒体再現研究」『中国地質大学学報 (社会科学版)』第 10 卷第 2 期、60—64 ページ。
- 陳記 (2008)、「都市報社会新聞報道定位之思考」『科技信息 (學術研究)』第 21 期、33—34 ページ。
- 陳陽 (2006)、「当下中国記者職業角色变遷軌跡—宣傳者、参与者、營利者与觀察者」『國際新聞界』12 月号、58—62 ページ。
- 陳陽 (2008)、「新聞專業主義在当下中国的兩種表現形態之比較—以『南方週末』和『財經』為個案」『國際新聞界』第 8 期、65—69 ページ。
- 陳皓 (2005)、『中国報紙批判報道現状研究』上海外国語大学 2005 年度修士學位論文。
- 陳跡 (2008)、「報料新聞探析—以『南方都市报』、『羊城晚報』、『広州日報』為例」『新聞界』第 5 期、39—41 ページ。
- 孫五三 (2003)、「批判報道行為治理技術—市場轉型期媒介的政治—社会運作機制」『新聞与傳播評論』2002 年度版、123—138 ページ。
- 孫旭培 (2003)、「輿論監督的回顧与探討」『炎黄春秋』第 3 期、16—19 ページ。
- 孫亜菲 (2004)、『從『南方週末』的三次轉型看中国時政媒体的發展方向』四川大学 2004 年度修士學位論文。
- 孫癸友 (2001)、「從人本位到事本位—我国災難報道觀念变化分析」『現代傳播』第 2 期、33—37 ページ。
- 孫婷 (2008)、「主流媒体对社会熱点問題的呈現—对『南方週末』2002 年～2006 年涉及房

- 地產問題文章の内容分析』『新聞愛好者』第 12 期、61—62 ページ。
- 黃旦・錢進（2010）、「控制与管理：從“抗災動員”、“議程設置”到“危機傳播”——對我國傳媒突發性事件報道歷史簡略考察」『當代傳播』第 6 期、42—45 ページ。
- 黃昇民・周艷編（2003）、『中國傳媒市場大變革』中信出版社。
- 梅瓊林・胡華濤（2003）、「媒介權力的生成與嬗變」『經濟與社會發展』第 1 卷第 3 期、110—112 ページ。
- 曹冬梅（2009）、『中國共產黨構建和諧社會理論與實踐研究』東北師範大學 2009 年度博士學位論文。
- 龔立堂（2003）、「主流媒体・主流新聞・主流受眾——論都市類報紙的軌道變型」『新聞愛好者』第 6 期、11—12 ページ。
- 龔高健（2007）、「鄧小平新聞輿論監督思想探析」『福州黨校學報』第 4 期、76—78 ページ。
- 盛忠娜（2009）、『從唐山到汶川：中國災難報道變遷研究』鄭州大學 2009 年度碩士學位論文。
- 崔峰・梁書斌（2007）、「反思大興安嶺火災」『瞭望新聞週刊』第 20 期、6—7 ページ。
- 符永康（2008）、『中國平面媒體鉅難報道分析（2001—2006）』汕頭大學 2008 年度碩士學位論文。
- 許建（2007）、『社會轉型時期的民生新聞研究』黑龍江大學 2007 年度碩士學位論文。
- 章文・崔保國（2000）、「從『焦點訪談』談我國的輿論監督」『新聞實踐』第 5 期、31—32 ページ。
- 章瑞（2010）、『輿論監督問題與對策研究』中共中央黨校 2010 年度博士學位論文。
- 張力（2010）、「傳媒技術的權力性維度解讀」『媒體與傳播』總第 447 期、106—107 ページ。
- 張小麗（2004）、「從『南方週末』的批判性報道看輿論監督」中華傳媒網學術網（2011 年 9 月 12 日最終アクセス、<http://www.mediachina.net> よりダウンロード）。
- 張百寧（2003）、『讓無力者有力、讓悲觀者前行——『南方週末』20 年改版之初探』暨南大學 2003 年度碩士學位論文。
- 張孝初（1988）、「社會協商對話制的基本原則」『社會科學研究』第 4 期、52—53 ページ。
- 張志安（2006）、『編輯部場域中的新聞生產——『南方都市報』個案研究（1995—2005）』復旦大學 2006 年度博士學位論文。
- 張志安・曲長纓（2007）、「在體制邊際做輿論監督——深度報道精英訪談之二」『青年記者』

- 10月号上、33—36 ページ。
- 張志安 (2008)、「30年深度報道軌跡的回望与反思」『新聞記者』第10期、22—24 ページ。
- 張志安 (2008)、「新聞生産与社会控制的張力呈現—以『南方都市報』深度報道的個案分析」『新聞与伝播評論』、2008年卷、165—173 ページ。
- 張志安・陰良 (2009)、「新聞生産：職業意識与社会環境的影響—以1987“深度報道年”為個案」『新聞大学』第1期、10—18 ページ。
- 張志安・瀋菲 (2012)、「媒介環境与組織控制：調查記者的媒介角色認知及影響因素（下）」『現代伝播』第10期、35—40 ページ。
- 張志安・瀋菲 (2012)、「媒介環境与組織控制：調查記者的媒介角色認知及影響因素（上）」『現代伝播』第9期、39—45 ページ。
- 張志新 (1988)、「対新聞輿論監督的幾点思考」『伝媒觀察』第4期、4—6 ページ。
- 張君昌 (2009)、「60年来中国应对突發事件的政策法規及新聞報道和編輯理念演变」『中国編輯』第3期、48—51 ページ。
- 張君昌 (2009)、「中国媒体報道突發事件政策法律法規的变遷」『電視研究』第5期、31—33 ページ。
- 張述亜 (2002)、『災難新聞報道初探』広西大学2002年度修士学位論文。
- 張征 (2008)、「新聞報道三十年的發展演变趨勢」『國際新聞界』第10期、5—11 ページ。
- 張建紅 (2011)、「“大民生”：電視民生定位的突破与昇華」『伝媒』第2期、66 ページ。
- 張春林 (2004)、「從都市報的轉型看社会新聞的流变」『重慶工商大学学报（社会科学版）』第21卷第1期、157—160 ページ。
- 張華卿 (2007)、『我国新聞輿論監督現状研究』上海交通大学2007年度修士学位論文。
- 張健 (2009)、「民生新聞的價值取向及意義」『新聞窗』第2期、31—32 ページ。
- 張雲萍 (2000)、『論新時期新聞輿論監督』鄭州大学2000年度修士学位論文。
- 張愛浜 (2011)、「基於伝媒学視域中的民生新聞与公共新聞」『科技伝播』第24期、3—5 ページ。
- 張詩蒂 (2009)、「構建公共領域：民生新聞價值的新取向」『雲南行政学院学报』第1期、164—167 ページ。
- 張群 (2012)、「論民生新聞的現實語境及媒介角色」『新聞知識』第10期、30—32 ページ。
- 張睿・祈曉娣 (2010)、「対我国新聞媒体『喉舌論』的歷史性考察」『宜春学院学报』第6期、182—184 ページ。

- 張慶勝（2009）、「中国新聞改革の思想政策基礎及理論創新」『青年記者』8月号上、70—71 ページ。
- 張駿徳（2002）、「中国三次新聞改革之回顧」『新聞天地』第4期、29—31 ページ。
- 張駿徳・王博一宝（2008）、「試論我国改革開放以來報道方式の革新」『新聞大学』第3期、103—107 ページ。
- 張濤甫・童兵（2007）、「当代中国新聞輿論監督の動力分析」『現代伝播』総第146期、38—40 ページ。
- 張鵬（2006）、『農民工形象再現与伝媒建構』蘇州大学 2006 年度修士学位論文。
- 彭衛東（2005）、「試論新時期我党反腐敗の進程」『新余高専学報』第10卷第1期、19—21 ページ。
- 彭麗（2004）、『話語、権力及意識形態—媒体語篇の批評性研究』華中師範大学 2004 年度修士学位論文。
- 葉皓（2008）、「從被動応傳走向積極応対—試論当前政府与媒体關係的变化」『南京大学学报』第1期、46—54 ページ。
- 董王芳（2007）、『民生新聞研究』、山西大学 2007 年度修士学位論文。
- 董天策（2001）、「20 世紀中国報刊工具理念的歷史進程」『西南民族学院学报（哲学社会科学版）』総22卷第11期、107—113 ページ。
- 董天策（2002）、『中国報業の産業化運作』四川人民出版社。
- 董天策（2007）、「民生新聞：中国特色的新聞伝播範式」『西南民族大学学报（人文社会科学版）』第6期、150—165 ページ。
- 蔣凌昊（2011）、『中国新聞專業主義語境下的鉅難報道研究—以山西鉅難為例』陝西師範大学 2011 年度修士学位論文。
- 蔣海斐（2001）、「都市報定義及其發展趨勢芻議」広西大学 2001 年度修士学位論文。
- 蔣偉（2007）、「關於構建社会主義和諧社会的幾点認識」『安徽文学』第3期、165—166 ページ。
- 景躍進（2000）、「如何擴大輿論監督的空間—「焦点訪談」の實踐与新聞改革的思考」『開放時代』第5期、59—68 ページ。
- 喻国明（1998）、「我国新聞工作者職業意識与職業道德調查報告」『民主与科学』第3期、10—17 ページ。
- 嵇晨頤（2009）、『我国鉅難新聞の叙事学分析』厦門大学 2009 年度修士学位論文。

- 程金福（2007）、『媒体權力与政治權力的結構變遷—当代中国大衆伝媒与反腐唱廉研究』復旦大学 2007 年度博士学位論文。
- 程金福（2010）、「四代領導人的反腐思路及其視野中的大衆伝媒」『中国特色社会主義研究』第 1 期、42—48 ページ。
- 程金福（2010）、「当代中国媒介權力与政治權力的結構變遷—一種政治社会学的分析」『新聞大学』第 3 期、22—29 ページ。
- 程金福・宋友誼（2010）、「論輿論監督語境内涵在当代中国的建構」『江淮論壇』第 4 期、138—144 ページ。
- 程亮亮（2008）、『鉅難報道的若干問題探討』復旦大学 2008 年度修士學位論文。
- 程璐（2008）、「在輿論監督中折射出的媒介話語權變遷」『新聞愛好者』第 2 期、6—7 ページ。
- 喬雲霞・胡連利・王俊傑（2002）、「中国新聞輿論監督現狀調查分析」『河北大学学报（哲学社会科学版）』第 4 期、36—46 ページ。
- 喬雲霞・胡連利（2004）、「中国新聞輿論監督從業人員的現狀調查分析」『河北大学成人教育学院学报』第 6 卷第 1 期、86—90 ページ。
- 傅俊德・張永華（1996）、「必須堅決反对官僚主義、形式主義—學習『鄧小平文選』的一点思考」『党史文苑』第 5 期、44—46 ページ。
- 傅海（2005）、『我国調查性報道的現狀、問題及对策研究—以『南方週末』為例』武漢大学 2005 年度修士學位論文。
- 焦偉（2007）、『我国新聞媒介監督国家權力的現狀及發展途徑』中共中央党校 2007 年度修士學位論文。
- 馮建三（2008）、「考察中国輿論監督的論說与实践—1989 到 2007」『台湾社会研究季刊』第 71 期、157—195 ページ。
- 馮霞（2010）、『国家權力与“第四種權力”：新結構、新內涵与新模式—以上海公安機關与新聞媒体的關係為例』復旦大学 2010 年度修士學位論文。
- 童兵（2007）、「新聞輿論監督的歷史演革和中国共產党的執政实践」『新聞学論集』（鄭守衛編）第 19 号、20—37 ページ。
- 童兵（2008）、「正確的決採、重大的勝利—紀念中国新聞改革 30 年」『新聞記者』6 月号、4—11 ページ。
- 童兵（2008）、「当代新聞輿論監督的特征」『新聞愛好者』2 月号下、13—15 ページ。

- 童兵 (2008)、「改革实践与理論創新的互動—記念中国新聞改革与新聞学研究 30 年」『新聞大学』総第 96 期、1—8 ページ。
- 曾由美 (2011)、「論我国調査性報道的流变与轉向」『新聞天地』第 1 期、26—27 ページ。
- 曾志雲 (2002)、「党風廉政建設呼喚新聞輿論監督」『黔東南民族師專學報』第 20 卷第 1 期、15—16 ページ。
- 曾亜波 (2009)、「新中国成立 60 年来輿論監督的十大看点」『領導之友』第 5 期、26—27 ページ。
- 曾照暢 (2007)、『『南方週末』批判性報道的叙事学分析』暨南大学 2007 年修士學位論文。
- 曾繁旭 (2009)、「社会的喉舌：中国城市報紙如何再現公共議題」『新聞与伝播研究』第 16 卷第 3 期、93—101 ページ。
- 蒙曉陽・李華 (2012)、「中国報紙民生新聞的發展歷程与成就」『新聞愛好者』第 7 期、51—52 ページ。
- 楊大正 (2008)、『都市報深度報道研究』暨南大学 2008 年度修士學位論文。
- 楊玉華 (2005)、『轉型期輿論監督研究』南京師範大学 2005 年度修士學位論文。
- 楊明品 (2001)、『新聞輿論監督』中国広播電視出版社。
- 楊春霞 (2008)、「論新聞輿論監督功能空間的拓展」『新聞愛好者』6 月号下、7—8 ページ。
- 楊俊菲・王璐 (2010)、「媒体對於弱勢群体的關注—以對『南方週末』的內容分析為例」『今伝媒』第 8 期、57—59 ページ。
- 楊姣 (2010)、「從深度到碎片：市民報紙輿論監督的語態變遷—以 90 年代後『春城晚報』的頭版報道為例」『新聞天地』第 11 期、76—77 ページ。
- 楊姣・李煒 (2010)、「“欄目・民生”化：80 年代新聞輿論監督的“語法革命”」『新聞伝播』第 10 期、112 ページ。
- 楊曉 (2008)、『構建和諧社会背景下的輿論監督研究』南京師範大学 2008 年度修士學位論文。
- 楊嘉嶠 (2009)、「我国新聞輿論監督類電視深度報道 30 年—主要以「焦点訪談」和「新聞調查」為視域」『新聞愛好者』6 月号下、16—18 ページ。
- 楊衛平 (1998)、「都市報与市民定位」『新聞前哨』第 3 期、2—4 ページ。
- 楊衛平 (1999)、「社会主義的大衆化報紙—論都市報的屬性」『新聞戰線』第 6 期、57—59 ページ。
- 楊曉丹・王海燕 (2005)、「淺議社会新聞」『黒河學刊』総第 116 期、96—105 ページ。

- 雷蔚真・張宗鷺 (2010)、「權威體制轉型對新聞公共性的影響：從建國 60 年輿論監督話語變遷看中國新聞業公共屬性漸變」『新聞大學』第 3 期、15—21 頁。
- 豐帆 (2005)、『我國媒體對農民工報道的內容分析與話語探討』暨南大學 2005 年度碩士學位論文。
- 靖鳴 (2008)、『黨報不得批評同級黨委』指示的來歷—1953 年廣西『宜山農民報』事件始末』『炎黃春秋』第 7 期、32—38 頁。
- 媯明 (2012)、『都市類報紙主流轉型研究—『南方都市報』與『楚天都市報』比較分析』華中師範大學 2012 年度碩士學位論文。
- 趙士林 (2004)、『論中國媒體的危機報道』復旦大學 2004 年度博士學位論文。
- 趙月枝 (2007)、「國家、市場與社會：從全球視野和批判角度審視中國傳播與權力的關係」『傳播與社會學刊』、第 2 期、23—50 頁。
- 趙忠 (2011)、『重大突發事件新聞報道研究』中國海洋大學 2011 年度碩士學位論文。
- 趙建基 (2010)、「我國社會主義制度下的輿論監督架構—以「焦點訪談」輿論監督實踐為例」『前沿』第 7 期、145—147 頁。
- 趙雪 (2008)、『改革開放以來『中國青年報』輿論監督研究』蘭州大學 2008 年度碩士學位論文。
- 趙雪 (2009)、『論新時期新聞輿論監督的作用』吉林大學 2009 年度碩士學位論文。
- 趙敏 (2006)、『我國報紙批判報道的現狀及對策研究』江西師範大學 2006 年度碩士學位論文。
- 趙頌 (2009)、『公民社會語境下的輿論監督』重慶大學 2009 年度碩士學位論文。
- 趙愛蓮 (2005)、「媒介輿論監督的治理功能」『河南師範大學學報 (哲學社會科學版)』第 32 卷第 6 期、132—135 頁。
- 趙霞 (2006)、「簡議民生新聞的價值取向和現實走向」『科學之友 (學術版)』第 5 期、99—100 頁。
- 蔡文芸・賈桂軍 (2008)、「輿論監督興起的社會動因」『新聞愛好者』12 月号上、28—29 頁。
- 錢怡 (2007)、『『南方週末』頭版時政深度報道研究—一個新聞話語的視角』南京師範大學 2007 年度碩士學位論文。
- 錢寧・王暉 (2009)、「淺析具有中國特色的調查性報道」『常州工學院學報 (社會科學版)』第 27 卷第 4 期、54—57 頁。

- 鄭妮（2010）、「胡錦濤同志輿論監督思想基本特徵探析」『毛澤東思想研究』第 27 号、65—68 ページ。
- 鄭涵・潘薈（2006）、「当代中国新聞輿論監督的角色定位与歷史語境芻議」『新聞記者』第 5 期、26—28 ページ。
- 鄭策（2011）、「都市報民生新聞報道特点」『新聞天地』第 1 期、8—9 ページ。
- 熊静・曾勰（2010）、「從『南方週末』看報紙的深度報道」『新聞世界』第 9 期、69—70 ページ。
- 鄧科主編（2010）、『南方週末：後台（第三輯）』南方日報出版社。
- 鄧高紅（2008）、『論新時期對新聞事業性質認識的理論嬗變』湖南師範大學 2008 年度碩士學位論文。
- 鄧紹根（2009）、「“輿論監督”的歷史解讀」『新聞与写作』第 3 期、70—72 ページ。
- 鄧衛國（2009）、『新時期災難報道研究』河南大學 2009 年碩士學位論文。
- 權新（2011）、『鈹難新聞報道研究：歷史、框架及策略』西北大學 2011 年度碩士學位論文。
- 樊亞平・劉静（2011）、「輿論宣傳・輿論導向・輿論引導—新時期中共新聞輿論思想的歷史演進」『蘭州大學學報（社會科學版）』第 4 期、6—13 ページ。
- 範以錦（2005）、『南方報業戰略』南方日報出版社。
- 滕朋（2007）、『從組織傳播到大眾傳播—我國突發事件傳播模式研究』華中科技大學 2007 年度碩士學位論文。
- 劉立紅（2005）、『燕趙都市報社會新聞研究』河北大學 2005 年度碩士學位論文。
- 劉行芳（2001）、「論我國都市報的特質」『淮陰師範學院學報（哲學社會科學版）』第 23 卷第 4 期、546—551 ページ。
- 劉宏（2000）、『試論『南方都市報』的社會傳播功能』暨南大學 2000 年度碩士學位論文。
- 劉國明（2004）、「論江沢民的新聞輿論監督思想」『許昌學院學報』第 1 期、6—8 ページ。
- 劉國曇（2002）、「析輿論導向—學習江沢民新聞思想的体会」『江西廣播電視大學學報』第 4 期、1—3 ページ。
- 劉明璋（1988）、「試論新聞的輿論監督与被監督」『伝媒觀察』第 10 期、18—20 ページ。
- 劉珏（2011）、「充分發揮新聞輿論監督作用、為深入反腐倡廉營造良好氛圍」『先鋒隊』第 10 期、53—54 ページ。
- 劉勁松（2011）、『都市類報紙的社會角色研究』暨南大學 2011 年度碩士學位論文。
- 劉彦（2008）、「中國輿論監督的問題与对策」『法制与社会』1 月号下、283 ページ。

- 劉莉群 (2007)、『鉅難報道与新聞輿論監督』黑龍江大学 2007 年度修士學位論文。
- 劉偉 (2009)、「論中共輿論監督觀的演變」『東南傳媒』第 63 号、30—33 ページ。
- 劉淑霞・王平川 (2009)、「歷史・問題・对策—中国共産党輿論監督思想的歷史軌跡与發展思路」『新聞知識』第 5 期、6—8 ページ。
- 劉賦・丁俊萍・秦前紅 (2008)、「中国共産党輿論監督法制化建設淺論」『武漢科技学院學報』第 21 卷第 7 期、118—124 ページ。
- 潘知常・彭海濤 (2003)、「意識形態理論的視境：伝媒作為權力世界」『現代伝播』第 124 期、38—41 ページ。
- 潘艷 (2008)、『從博弈的視角透析新聞輿論監督』湖南師範大学 2008 年度修士學位論文。
- 戴宏偉 (2004)、『我國新聞輿論監督探析』河海大学 2004 年度修士學位論文。
- 韓小鳳 (2009)、『報紙災難新聞的叙事研究』西北大学 2009 年度修士學位論文。
- 魏文秀 (1988)、「南方日報深化改革形勢喜人」『新聞愛好者』第 9 期、18 ページ。
- 羅建華 (2000)、「點擊報界『新概念』」『新聞記者』第 11 期、26—31 ページ。
- 魏傑 (2006)、「從鉅難報道看轉型期媒体的社会功能—以『南方週末』的鉅難報道為例」『西南農業大学學報 (社会科学版)』第 4 卷第 4 期、209—212 ページ。
- 魏羅撒 (2011)、『『人民日報』1978 年 12 月—1988 年 9 月中批評性報道研究』陝西師範大学 2011 年度修士學位論文。
- 謝白清 (2002)、『論新聞大特写的興起与發展』広西大学 2002 年度修士學位論文。
- 謝暉 (2009)、「關於『負面新聞』的困惑」『新聞記者』第 5 期、26—30 ページ。
- 潘岳 (2007)、「鉅難報道：從封鎖走向透明」『青年記者』7 月号下、27—28 ページ。
- 蘇成雪 (2005)、「異地監督：輿論監督向法治的過渡」『武漢大学學報 (人文科学版)』第 58 卷第 6 期、790—794 ページ。
- 蘇芳 (2008)、『報紙民生新聞的發展現狀研究—以『華商報』和『西安晚報』為例』西北大学 2008 年度修士學位論文。
- 蘇朝偉 (2005)、『中国調査性報道的現狀与前景』中央民族大学 2005 年度修士學位論文。
- 羅以澄・姚勁松 (2012)、「中国共産党執政合法性演進中的媒介角色變遷」『当代伝播』第 2 期、15—18 ページ。
- 盧迎安 (2003)、「淺析『南方週末』的新聞理念与議程設置」『江南大学學報 (人文社会科学版)』第 2 卷第 6 期、96—99 ページ。
- 盧迎安 (2009)、『当代中国電視媒介的公共性研究 (1978—2008)』復旦大学 2009 年度博

士学位論文。

廬迎春 (2010)、『論当代中国大衆伝媒の政治功能』蘇州大学 2010 年度博士学位論文。

廬荻 (2007)、「社会転型期的新聞輿論監督」『伝媒觀察』第 2 期、58—59 ページ。

廬綱 (2010)、「『大民生』新跨越—評湖北經視民生節目轉型」『媒体時代』第 12 期、55 ページ。

鐘芸 (2004)、『中国輿論監督体制の現状、対策与思考』南京師範大学 2004 年度修士学位論文。

鐘靖 (2006)、『危機伝播与鉅難報道—2000 年以来相關鉅難報道之内容分析』蘇州大学 2006 年度修士学位論文。

英語 (アルファベット順)

Bates, Thomas R. (1975), “Gramsci and the Theory of Hegemony”, *Journal of the History of Ideas*, 36(2), pp. 351-366.

Brady, Anne-Marie and Wang, Jun Tao (2009), “China’s Strengthened New Order and the Role of Propaganda”, *Journal of Contemporary China*, 18(62), November, pp. 767-788.

Brady, Anne Marie (2002), “Regimenting the Public Mind—The Modernization of Propaganda in the PRC”, *International Journal*, 57(4), pp.1-16.

Brendebach, Martin (2005), “Public Opinion – a New Factor Influencing the PRC Press”, *Asien*, No.96, July 2005, pp. 29-45.

Brennan, Pauline K. and Vandenberg, Abby L. (2009), “Depictions of Female Offenders in Front-Page Newspaper Stories : The Importance of Race/Ethnicity”, *International Journal of Social Inquiry*, 2 (2), pp. 141-175.

Burgh, Hugo de (2003), “Kings without Crowns? The Re-Emergence of Investigative Journalism in China”, *Media, Culture & Society*, 25, pp.801-820.

Chan, Alex (2002), “From Propaganda to Hegemony: Jiaodian Fangtan and China’s Media Policy”, *Journal of Contemporary China*, No.11, pp. 35-51.

Chan, Alex (2007), “Guiding Public Opinion through Social Agenda-Setting: China’s Media Policy Since the 1990s”, *Journal of Contemporary China*, 16 (53), pp. 547-559.

- Chen, Xi (2003), *Mass Media as Instruments for Political and Social Control in China: Media Role in Chinese Politics*, A Dissertation submitted for the Master Degree in the Faculty of the Virginia Polytechnic Institute and State University.
- Cheung, Anne, S.Y. (2007), "Public Opinion Supervision: A Case of Study of Media Freedom in China", *Columbia Journal of Asian Law*, 20 (2), pp. 358-384.
- Cho, Li Fung (2006), "News Crusaders: Constructing Journalistic Professionalism within the Confines of State Control and Commercial Pressure", *Media Asia*, 33(3), pp. 130-141.
- Cho, Li Fung (2007), *The Emergence, Influence, and Limitations of Watchdog Journalism in Post-1992 China: A Case Study of Southern Weekend*, a Dissertation submitted for the PhD degree in Journalism and Media Studies Centre in The University of Hong Kong.
- Esarey, Ashley (2005), "Cornering the Market : State Strategies for Controlling China's Commercial Media", *Asian Perspective*, 29 (4) , pp. 37-83.
- Han, Gang and Wang, XiuLi and Pamela, Shoemaker (2007), "News Probe: News Frames and Investigative Journalism in Transitional China, 1996-2005", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 24-28, 2007, San Francisco*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p168759_index.html).
- Hassid, Jonathan (2008), "Controlling the Chinese Media: An Uncertain Business", *Asian Survey*, 48 (3), pp. 414-430.
- He, QingLian (2008), *The Fog of Censorship: Media Control in China*, New York: Human Rights in China.
- Howson, Richard and Smith, Kylie Ed. (2008), *Hegemony: Studies in Consensus and Coercion*, UK: Routledge.
- Huang, Cheng Ju (2003), "Transitional Media vs Normative Theories: Schramm, Altschull, and China", *Journal of Communication*, September, 2003, 53(3), pp. 444-459.
- Huang, HaiFeng (2009), *Essays on News Media, Governance, and Political Control in Authoritarian States*, A Dissertation for the Degree of Doctor of Philosophy in the Department of Political Science in the Graduate School of Duke University.
- J. Herbert Altschull (1995), *Agents of power: the media and public policy*, New York: Longman Publications Inc.

- John, Jirik (2010), "Investigating the Editorial Process of Television News Production in the People's Republic of China", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, Suntec Singapore International Convention & Exhibition Centre, June 22-26,2010, Suntec City, Singapore*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p404663_index.html).
- Keller, Perry (2003), "Privilege and Punishment: Press Governance in China", *Yeshiva University Cardozo Arts & Entertainment Law Journal*, 21, pp. 87-138.
- Kimberly A. Neuendorf (2002), *The Content Analysis Guidebook*, UK: Sage Publications, Inc.
- Kisuke, Connie Syomiti (2005), *An Investigation of the Role of News Values in the Selection of News Sources in a Contemporary Third World Newspaper: A Case Study of the Daily Nation Newspaper*, A Dissertation Submitted for the Master Degree in Journalism and Media Studies in Rhodes University.
- Latham, Kevin (2000), "Nothing but the Truth: News Media, Power and Hegemony in South China", *The China Quarterly*, No.163, pp. 633-654.
- Lau, Wai Ming (2001), *Southern Metropolis News (Nanfang Doushi Bao): A Market-oriented Newspaper in Mainland China*, a Dissertation Submitted for the Master Degree in Journalism and Media Studies Centre in Hong Kong University.
- Lee, Chin Chuan (2001), "Rethinking Political Economy: Implications for Media and Democracy in Greater China", *Javnost-the Public*, 8(4), pp. 81-102.
- Lee, Chin Chuan (2004), "The Conception of Chinese Journalists: Ideological Convergence and Contestation", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 27-31,2004, New Orleans Sheraton, New Orleans*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p112717_index.html).
- Lee, Chin Chuan and He, Zhou and Yu, Huang (2006), "Chinese Party Publicity Inc.' Conglomerated: The case of the Shenzhen Press Group", *Media, Culture & Society*, 28 (4), pp. 581-602.
- Lee, Chin Chuan ed. (2009), *Chinese Media, Global Contexts*, UK: Routledge.
- Lee, HsiaoWen (2010), "The Popular Press and its Public in Contemporary China", *Javnost-The Public*, 17(3), pp. 71-86.

- Lei, Weizhen and Lu, Heng (2009), "The Publicness of the Media in the Transition From an Authoritarian Regime: Exploring the Transformation of the Chinese Press From a Perspective of Public Opinion Supervision Discourse After 1978", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 21-25, 2009, Marriott, Chicago*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p299763_index.html).
- Lewis, Orion A. (2008), "The Evolution of the News Media in China: Evidence from Three Chinese Provinces", Paper Presented at *Midwest Political Science Association, May 22-24, 2008, Chicago*, (at: http://citation.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/2/6/7/2/6/pages267).
- Li, Cuia and Lee, Francis L. F. (2010), "Becoming Extra-Ordinary: Negotiation of Media Power in the Case of Super Girls' Voice in China", *Popular Communication: The International Journal of Media and Culture*, 8 (4), pp. 256-272.
- Li, Xiao Ping (2002), "'Focus' (JiaoDian FangTan) and the Changes in the Chinese Television Industry", *Journal of Contemporary China*, 11(30), pp. 17-34.
- Li, XinRen and Yang, Yinjuan (2007), "Power Relations in Chinese News Production: An Exploration of Rent-Seeking Model", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 24-28, 2007, San Francisco*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p169270_index.html).
- Lin, Fen (2006), "Dancing Beautifully, But with Hands Cuffed? A Historical Review of Journalism Formation During Media Commercialization in China", *Perspectives*, 7(2), pp. 79-98.
- Lin, Fen (2006), "How Far Can Chinese Journalists Walk a Tightrope? Diversified Media Behavior and Media Control in China", Paper Presented at *the Annual Meeting of the American Sociological Association, May 23-26, 2006, Montreal, Quebec, Canada*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p104837_index.html).
- Lin, Fen (2008), "Turning Gray: Changes of News in China", Paper Presented at *the Annual Meeting of the American Sociological Association, May 20-25, 2008, Boston*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p241304_index.html).
- Lin, Fen (2009), "Turning Gray: Three News Zones and Fragmented Power Structure in China", Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication*

- Association, May 21-26, 2009, Marriott, Chicago,*
(at: http://www.allacademic.com/meta/p299558_index.html).
- Liu, Yu (2007), “Paradigm Repackaging: Professional Mouthpiece”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 24-28, 2007, San Francisco*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p169849_index.html).
- Lorentzen, Peter L. (2008), “The Value of Incomplete Censorship to Authoritarian States”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the Midwest Political Science Association 67th Annual National Conference, May 20-27, 2008, Chicago*,
(at: http://www.allacademic.com/meta/p361561_index.html).
- Lorentzen, Peter L. (2009), “Deliberately Incomplete Press Censorship”, *Working Paper*, Berkeley: University of California, (at: <http://users.polisci.wisc.edu/pec/LorentzenMedia.pdf>).
- Lu, Shi (2003), “The Policy Deviation in China’s New Media: A Comparative Content Analysis”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 20-22, 2003, San Diego*,
(at: http://www.allacademic.com/meta/p112155_index.html).
- Norman, Fairclough (1989), *Language and Power*, London: Longman Publications Inc.
- Norman, Fairclough (1993), *Discourse and Social Change*, USA: Polity Press.
- Norman, Fairclough (1995), *Media Discourse*, London: Edward Arnold.
- Pan, Zhong Dang (2009), “Media Change through Bounded Innovations: Journalism in China's Media Reforms”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 20-24, 2009, Sheraton New York, New York City*,
(at: http://www.allacademic.com/meta/p13747_index.html).
- Pan, ZhongDang and Chan, Joseph Man (2003), “Assessing Media Exemplars and Shifting Journalistic Paradigms: A Survey Study of China’s Journalists”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 20-22, 2003, San Diego, CA*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p112198_index.html).
- Sather, Elin (2008), *The Conditional Autonomy of the Critical Press in China*, a Dissertation submitted for the PhD degree in Department of Sociology and Human Geography in University of Oslo.
- Sather, Elin (2008), “A New Political Role? Discursive Strategies of Critical Journalism

- in China”, *Journal of Current Chinese Affairs*, No 4, pp. 5-29.
- Schneider, Fabian (2011), *A paper Tiger with Sharp Teeth: How Southern Weekend Discloses Social Tensions in China*, A Dissertation submitted for the Master Degree in International Communication Studies in National Chengchi University, Taiwan.
- Shen, Fei and Lu, Ye and Guo, ZhongShi and Zhou, BaoHua (2008), “News Media Use, Perception, and Efficacy: A Multilevel Analysis of Media Participation in China”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 20-24, 2008, Montreal, Quebec, Canada*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p230570_index.html).
- Shen, Fei and Zhang, Zhian (2009), “Making In-Depth News: The Tensions Between Investigative Journalism and Social Control in China”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 22-24, 2009, Marriott, Chicago*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p297846_index).
- Smith, Christopher. J. (2002), “From ‘Leading the Masses’ to ‘Serving the Consumers’? Newspaper Reporting in Contemporary Urban China”, *Environment and Planning A*, Vol.34, pp.1635-1660.
- Stockmann, Daniela (2006), “The Chinese News Media and Public Opinion: Adaptation of a Propaganda Machine or Instrument for Political Change? ”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the American Political Science Association, May 22-25, 2006, Marriott, Loews Philadelphia*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p152544_index.html).
- Sun, Wusan (2010), “Alliance and Tactics among Government, Media Organization and Journalists: A Description of Public Opinion Supervision in China”, *Westminster Papers in Communication and Culture*, 7 (1), pp. 43-55.
- Tong, Jing Rong (2007), “Guerrilla Tactics of Investigative Journalists in China”, *Journalism*, October 2007, 8 (5), pp. 530-535.
- Tong, Jing Rong (2007), “Decentralisation in the Chinese Government-Media Relation: How Powers Struggle in Journalistic Field in China”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May, 21-23, 2007, San Francisco*, (at: http://citation.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/0/2/1/2/6/pages).
- Tong, Jing Rong (2009), “Newsroom Self-Censorship in China: A Case Study of How

- Discourse Gets Changed”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 22-25, 2009, Marriott, Chicago* ,
(at: http://www.allacademic.com/meta/p299629_index.html).
- Tong, JingRong and Sparks ,Colin (2009), “Investigative Journalism in China Today”, *Journalism Studies*, 10 (3), pp. 337-352.
- Tong, Jing Rong (2010), “The Crisis of the Centralized Media Control Theory: How Local Power Controls Media in China”, *Media, Culture & Society*, 32 (6), pp.925-942.
- Tong, Jing Rong (2011), *Investigative Journalism in China: Journalism, Power and Society*, New York: The Continuum International Publishing Group.
- Vincent, Mosco (2009), *the Political Economy of Communication, Second Edition*, London: SAGE Publications Ltd.
- Wang, Hong Ying and Chen, Xue Yi (2008), “Globalization and the Changing State-Media Relations in China”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the APSA 2008 Annual Meeting, May 20-24, 2008, Boston, Massachusetts*,
(at: http://citation.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/).
- Xin, Xin (2006), “A Developing Market in News: Xinhua News Agency and Chinese Newspapers”, *Media, Culture & Society*, 28(1), pp. 45-66.
- Yang, YinJuan (2006), “Distance From Power and Media Slanting in China: A Bargaining Approach”, *Perspectives: Working Papers in English and Communication*, 17(1),
Spring 2006, pp.1-27.
- Yang, Yinjuan and Lee, ChinChuan (2007), “Rent-Seeking and Capture in Chinese Media”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the International Communication Association, May 21-25, 2007, San Francisco*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p171378_index.html).
- Yang , YinJuan (2008), *Marketized Media in China: Bargaining with the State and Rent-seekers : The Case of the Guangzhou Press*, A Dissertation for the Degree of Doctor of Philosophy in the Department of English and Communication in City University of Hong Kong.
- Zhang, XiaoLing (2009), “Control, Resistance and Negotiation: How the Chinese Media Carve out Greater Space for Autonomy”, *Discussion Paper*, China Policy Institute in University of Nottingham. pp. 3-24.

- Zhao, Yuezhi (1998), *Media, Market and Democracy in China: Between the Party Line and the Bottom Line*, University of Illinois Press.
- Zhao, Yuezhi (2000), “ Watchdogs on Party Leashes? Contexts and Implications of Investigative Journalism in Post-Deng China”, *Journalism Studies*, 1(2), pp. 577-597.
- Zhao, Yuezhi (2001), “Media and Elusive Democracy in China”, *Media and Democracy in Asia*, 8 (2) , pp. 21-44.
- Zhao, Yuezhi (2008), *Communication in China: Political Economy, Power, and Conflict*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc.
- Zhu, JiangNan and Zhang, Guang (2009), “Uncover it or Hide it? Media Exposure of Corruption across Provinces in China”, Paper Presented at *the Annual Meeting of the Midwest Political Science Association 67th Annual National Conference, May 21-26, 2009, Hilton, Chicago*, (at: http://www.allacademic.com/meta/p361926_index.html).

新聞、雑誌記事

『南方週末』

『南方都市報』

『人民日報』

『新京報』

『中国青年報』

『華西都市報』

『大河報』

『三秦都市報』

『財經』 雑誌

インターネット

国家広播電影電視総局ホームページ (<http://www.sarft.gov.cn/>)

新華社通信ホームページ (<http://www.xinhuanet.com/>)

人民日報ホームページ (<http://www.people.com.cn/GB/index.html>)
中華人民共和国新聞出版総署ホームページ (<http://www.gapp.gov.cn/>)
中華人民共和国中央人民政府ホームページ (<http://www.gov.cn/>)
中華伝媒学術網ホームページ (<http://academic.mediachina.net/>)
中華伝媒網ホームページ (<http://info.mediachina.net/info/index.php>)
中国知網ホームページ (<http://www.cnki.net/>)
中国網（国務院新聞弁公室主催）ホームページ (<http://www.china.com.cn/>)
南方週末ホームページ (<http://www.infzm.com/>)
南方都市報ホームページ (<http://nandu.oeeee.com/>)
南方報業伝媒集団ホームページ (<http://www.nfmedia.com/>)
香港慧科新聞データベースホームページ (<http://cn.wisearch.wisers.net.cn>)

謝辞

本論文の作成にあたり、多くの方々からご指導、ご鞭撻ならびに激励をいただき、心より感謝を申し上げたい。

まず、論文の主査である辻中豊先生には、筑波大学地域研究研究科及び国際日本研究専攻在学中より、指導教官として一貫して丁寧なご指導をいただき、遅々として進まない論文の作成を辛抱強く指導して下さったことに、心より深く感謝とお礼を申し上げる。また学会で厳しい批判を受け意気消沈の時期、先生には激励のお言葉をいただき、研究者としての成長を温かく見守ってくださった。

また副査をお引き受け頂いた小嶋華津子先生（慶応義塾大学）にも、筑波大学に留学した当初から、長年にわたり大変熱心なご指導を頂いた。論文の作成から論文の細部にいたるまで大変細かく、かつ丁寧にご指導をいただいた。論文の作成中に、先生が慶応義塾大学へと移られてからも、非常に熱心にご指導して下さったことに、本当に心から感謝とお礼を先生に申し上げたい。

同じく副査を引き受けてくださったレスリータック川崎先生と崔宰栄先生にも感謝申し上げます。レスリータック川崎先生には、新聞記事の内容分析手法を丁寧に教えていただき、また予備審査後の論文修正にあたり、時間を惜しまず、大変細かくご指導を頂いた。崔宰栄先生には、統計分析手法を大変丁寧に教えて頂いた。その手法は、本論文の中で活用させていただいた。

さらにジャーナリストへの聞き取り、アンケート調査を実施した際、大変お世話になった仲田誠先生、張寧先生（中国中山大学）にも心より感謝を申し上げます。先生たちのご協力がなければ、私の調査は順調に行えたはずはない。また趙宏偉先生（法政大学）にも、御多忙の中、私の投稿論文に対する大変熱心なご指導を頂き、心から感謝を申し上げたい。研究以外においても、先生には人生の大先輩としての貴重な助言を頂いた。そのほかに、アジア政経学会の先生方及び『中国研究月報』の論文査読の先生にも感謝の意を表したい。学会での口頭発表と論文投稿の際、先生方々から受けた厳しい且つ大変有益なご指摘は、私の研究への最大の刺激となった。

最後にいつも温かく見守ってくれた大学時代及び修士時代の同窓に、ずっとそばにいてくれた同じく研究者としての道を歩んでいこうとする婚約者に、及びこの論文の完成を長い間待ちつづけ、最大限の支援と厳しい励ましをくれた両親に、深く感謝の意を捧げる。